

吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事のうち建築工事（担い手確保型）

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	A-00	表紙・図面目録	29	A-19	架台 配置兼平面図 新設	36	S-01	構造特記仕様書	64	E-01	気設備工事仕様書
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	30	A-20	架台 立面図, 断面図	37	S-02	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)	65	E-02	電気設備 倉庫棟 1階平面図 [改修図]
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	31	A-21	倉庫 外構 撤去図	38	S-03	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)	66	E-03	幹線設備 増築倉庫棟 参考系統図
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	32	A-22	倉庫 外構 改修図	39	S-04	鉄骨工作標準図(1)	67	E-04	単線結線図・施工詳細図
05	建特-01・02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	33	A-23	自転車置き場 新設	40	S-05	鉄骨工作標準図(2)	68	E-05	幹線動力設備 増築倉庫棟 1・2階平面図
06	建特-03・04	建築改修工事特記仕様書(3)(4)	34	A-24	外構 詳細図	41	S-06	合成スラブ設計・施工標準 耐火仕様①	69	E-06	幹線動力設備 増築倉庫棟 3・R階平面図
07	建特-05・06	建築改修工事特記仕様書(5)(6)	35	A-25	書架等移設	42	S-07	合成スラブ設計・施工標準 耐火仕様②	70	E-07	電灯設備 凡例・照明器具姿図
08	建特-07・08	建築改修工事特記仕様書(7)(8)				43	S-08	合成スラブ設計・施工標準 耐火仕様⑤	71	E-08	電灯設備 増築倉庫棟 1・2階平面図
09	建特-09・10	建築改修工事特記仕様書(9)(10)				44	S-09	ベースバック柱脚工法 標準図	72	E-09	電灯設備 増築倉庫棟 3・R階平面図
10	建特-11・12	建築改修工事特記仕様書(11)(12)				45	S-10	ポーリング調査位置図・柱状図	73	E-10	防災他設備 凡例・参考系統図
11	A-01	付近見取り図				46	S-11	杭伏図、基礎リスト	74	E-11	防災他設備 増築倉庫棟 1・2階平面図
12	A-02	全体配置図				47	S-12	基礎伏図、RC部材リスト	75	E-12	防災他設備 増築倉庫棟 3・R階平面図
13	A-03	日影図				48	S-13	2階、3階伏図	76	E-13	防災設備 増築庁舎棟 2階平面図
14	A-04	丈量図				49	S-14	R階伏図、遮音・防火壁天伏図			
15	A-05	仕上表, 耐火リスト				50	S-15	軸組図(1)			
16	A-06	部分配置図				51	S-16	軸組図(2)	77	M-01	特記仕様書
17	A-07	各階平面図				52	S-17	鉄骨部材リスト	78	M-02	機器表
18	A-08	立面図				53	S-18	nY4通り鉄骨架構詳細図	79	M-03	全体配置図
19	A-09	建具表, 天井伏図				54	S-19	構造特記仕様書	80	M-04	消火設備 系統図
20	A-10	断面詳細図				55	S-20	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)	81	M-05	1階平面図(増築前後)
21	A-11	1階平面詳細図				56	S-21	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)	82	M-06	2、3階平面図(増築前後)
22	A-12	2階平面詳細図				57	S-22	鉄骨工作標準図(1)	83	M-07	R階平面図(増築後)
23	A-13	3階平面詳細図				58	S-23	鉄骨工作標準図(2)	84	M-08	バイク置場、自転車置場 平面図
24	A-14	R階平面詳細図				59	S-24	合成スラブ設計・施工標準	85	M-09	受変電設備架台平面図(増設前後)
25	A-15	部分詳細図				60	S-25	ベースバック柱脚工法 標準図	86	M-10	衛生設備 参考図
26	A-16	展開図 1				61	S-26	ポーリング調査位置図・柱状図			
27	A-17	展開図 2				62	S-27	2階伏図、軸組図、鉄骨部材リスト			
28	A-18	架台 配置兼平面図 撤去				63	S-28	杭伏図、基礎リスト、RC部材リスト			

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事のうち建築工事(担い手確保型)

2. 工事場所

吉野川市鴨島町

3. 建物概要

建物名称	吉野川市 防災倉庫棟		
構造・規模	鉄骨造 地上3階		
敷地面積	20,024.12(m2)		
延床面積	486.44(m2)		
消防法施行例別表第1の区分	14項		

4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	防災倉庫棟増築工事、受変電設備架台新築、その他

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 9 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方,徳島 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方,徳島 徳島 地点におけるWBG「値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が
 - の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和4年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日は、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
- 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンブトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

- ⑬ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- ⑭ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- ⑮ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
- ⑯ 受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

- ① 輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ② 過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
 - ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
 - 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
 - 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
 - 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
 - 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与 (あり・なし)

- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
 - ・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- ・調査結果は3年間保存すること。
- ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく(対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。))及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材

- を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

- ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の現状状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

- ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- ⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

- ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
 - (2) 他の建設現場で利用する場合
 - (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

- ③ 県産木材の原則使用
1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

- 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 県内産資材の原則使用

- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
・ 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品
(注) ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。
・ 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

- ⑧ 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

- ⑨ アスファルト舗装の材料
受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ② 保温材、繊維材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- 排出ガス対策型建設機械
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- 特定自主検査
本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
 - 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 - 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
- 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによるいないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- 電子納品：対象
- 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。
 - 提出書類
 - 竣工図(製本2部、電子データ1部)(サイズ:監督員の指示による)
 - 工事写真(電子データ1部)
 - 使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ1部)
 - 保全に関する資料
 - その他監督員が指示する図書(必要部数)
 - しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びJWW形式をOD-R等に保存する。
 - 工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
 - 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
 - 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
 - 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

- 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。
 - 対象工事は、徳島県CALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- 対象物
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
 - 杭及び基礎工事
 - コンクリート躯体工事
 - 屋外付帯工事
 - その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- その他
 - 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。
- 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Ⅲ. 建築工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工事施工時間は原則として 8:30～17:15 とする。(事前に承諾を得た場合は協議内容による)
- ② 吉野川市業務により作業中止の要望がある場合は、作業を中止すること。

- ③ 施設利用に配慮した仮設計画を作成し、監督員の承諾を受け工事を実施すること。
- ④ 工事車両用駐車場、資材置場、現場事務所用地等は業者にて設けること。敷地内は原則利用出来ない。(事前に承諾を得た場合は協議内容による)
- ⑤ 施設内の工事影響範囲等に関する説明資料を作成し、施工の概ね2週間前までに施設管理者へ提出すること。
- ⑥ 改修に伴う設備等の利用停止期間を可能な限り短縮すること。
- ⑦ 施設運用に影響のある騒音・振動・粉塵等を伴う作業、機器搬出入作業等は原則休日に行うこと。(事前に承諾を得た場合は協議内容による)
- ⑧ 工程については、施設利用に配慮し施設管理者及び監督員と協議のうえ決定すること。

2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有 ・ **無**)

3. 施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は 1 週間とする。切り直し時期については、工事着手前とする。(施設管理者と協議すること。)

4. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、指示する場所に 60 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている ・ **義務付けられていない**)
- ② 警備員は、延 60 人 (昼 60 人、夜 0 人、うち検定合格警備員 0 人)を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート (無筋)	阿波舗道(株) (中間処分)		吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田字原田市の三35	5.7	800	t
コンクリート (有筋)	阿波舗道(株) (中間処分)		吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田字原田市の三35	5.7	800	t
アスファルト	阿波舗道(株) (中間処分)		吉野川市鴨島町鴨島175-1 阿波市土成町吉田字原田市の三35	5.7	900	t
金属(処分)	㈱久保衛生		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂6001-1	45.5	6,000	m3
ガラス	㈱久保衛生		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂6001-1	45.5	10,000	m3
木材・生木	鎌田産業(株)		吉野川市鴨島町牛島3120 吉野川市鴨島町牛島3120	4	15,000	t
根株	(有)徳島興産		徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	24.5	20,000	t
廃ブラ	(株)リリス		三好郡東みよし町昼間字かた9305-2 三好郡東みよし町昼間字かた9305-2	47.4	16,000	m3
汚泥	宮崎基礎建設(株)	○	鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1 鳴門市大麻町三俣字津久田4-1他	22.3	13,500	t
鉄骨・軽量鉄骨	(株)丸八木村商店	○	吉野川市鴨島町鴨島652-1 阿波市土成町宮川内字下山20	12.8	-31,000	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6. 建設発生土の処理

建設発生土の処理については、「 3 章 土工事」に記載している。なお、場外拠出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

7. 有価材の処理

- ① 有価材 (**鉄骨・軽量鉄骨** ・ アルミサッシ ・ スチールサッシ)
- ② 古物商で適切に処理すること。

8. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をすとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	どび	○ どび作業
鉄筋	鉄筋施工	○ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	○ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートチエ工防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	○ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

2章 仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. パンチマーク

設計GLの設定は、BM(1F床)を±0とし、NGLはBM-(200)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

3. 足場等

- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
 - 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - 2) (一社)仮設工業会の認定基準また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が 60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

- ④ 外部足場(枠組本足場(手すり先行方式))
- ・壁つなぎ間隔(水平方向: 8 m以下、鉛直方向: 9 m以下)
 - ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。

- ⑤ 内部足場(脚立足場、枠組棚足場)
- ⑥ 仮囲い(成形鋼板H=2m)
- ⑦ ゲート(有 無 図示の通り)
- ⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- ⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- ⑩ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
- ⑪ その他

4. 監督員事務所

- ① 監督員事務所は(設ける (面積 m2程度) ・ 設けない)

5. 工事用水、電力等

- ① 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 既存水利用(出来る ・ 出来ない)、用水料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

3章 土工事

1. 根切り

- ① 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
- ② 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
- ③ 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケツに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

2. 排水

工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。

3. 埋め戻し及び盛土

- ① 使用土は(A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種)とし、機器により締め固める。

4. 建設発生土の処理

- ① 場内敷き均しとする。
- ② 場外搬出適正処分とする。
民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m3までごとに1回採取して、土壤検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壤検査及び水質検査の実施における留意点」による。

ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。

- ③ 土壤検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

- ④ 場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。
- 2) 最終処分場の指定(記入例)
- ・ 排出土 : 砂質土
 - ・ 会社名 : 波多野工業株式会社
 - ・ 所在地 : 吉野川市川島町菜村字植桜2911番8ほか2筆
 - ・ 処分単価 : 1m3当たり 2,800円(税抜き)
 - ・ 運搬距離 : 5.5kmを見込んでいる。
 - ・ 運搬経路 : 吉野側市国道192号線→吉野川市県道43号線
- なお、監督員との協議により処分先を変更する場合も、原則として特定事業場での処分とする。

4章 地業工事

1. 一般事項

- ① 試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。
- ② 排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。

2. 鋼杭地業

- ① 支持層は駆動用の電動機の電流値により確認する。
- ② 杭先端は支持層に(図示)m以上根入れする。なお、岩盤等で困難な場合は、監督員と協議する。
- ③ 杭長は支持層確認後決定する。
- ④ 寸法、継手、性能等:構造図参照
- ⑤ 特定埋込杭工法
- ・ H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式でα＝250を採用できる工法
 - ・ H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式のうちα、β、γが以下の値を採用できる工法
- ⑥ 先端部の形状は(開放形 ・ 半開放形 ・ 閉塞形)とし、補強は標準仕様書による。
- ⑦ 杭の継手の工法は(アーク溶接) ・ 機械式継手)とする。
- ⑧ 鋼管ぐいの現場継手の形状は、JIS A 5525による。
- ⑨ 杭頭処理は定規を用い、ガス切断により、水平かつ平滑に仕上げる。
- ⑩ 溶接部の確認は、標仕7.6.10により行い、確認結果の記録を監督職員に提出し、標仕7.6.13により補修を行う。

3. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等

- ① 材料は、市場品とする。
- ② 砂利及び砂地業
- ・ 砂利は、(切込砂利 ・ 切込碎石 ・ 再生クラッシュヤラン)とする。

種別	使用部位	厚さ	粒度範囲
再生クラッシュヤラン			RC-30

- ・ 締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。
 - ・ 厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。
- ③ 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。
- ④ 捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm2)とし、厚さは 50 mmとする。
- ⑤ 床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。
- ⑥ 防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。

4. 地盤改良

- ① 六価クロム溶出試験を(行う) ・ 行わない)。
- ② 行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。
- ③ 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。

5章 鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112		SD295	D16以下
	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345	D19以上
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状: 寸法: 径:	

2. 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋の継手及び定着

- ① 鉄筋の継手は(重ね継手) ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手をを用いない。
- ② 鉄筋の継手の位置は図示による。
- ③ 結束線の端部は内側に折り曲げる。
- ④ 柱、梁の主筋は、(ガス圧接継手) ・ 機械式継手)とする。
- ⑤ 耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは()mmとする。
- ⑥ 先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。
- ⑦ スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない1階土間を除く。
- ⑧ 鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。
- ⑨ 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

- ① 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
- ② 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
- ③ 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。
- ④ 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節－基礎及び基礎梁の配筋]～[7節－梁貫通孔その他配筋]による。

5. 帯筋

形の種別は構造図による。

6. 梁貫通孔補強

- ① 補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。
- ② 梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。

7. ガス圧接

- ① 圧接技能資格者は、JIS Z 3881(ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に従う工事に相応した試験に基づく能力を有する者とする。
- ② 検査は、外観検査及び(引張試験 ・ 超音波探傷試験)による。
- ③ 切取り部分の継手は次のとおりとする。
- ・ 柱、梁の主筋(D19以上) : 圧接
 - ・ 上記以外 : (圧接 ・ 重ね継手)重ね継手とする場合は監督員の承諾を受けること。また鉄筋相互間の間隔に留意すること。

8. 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

6章 コンクリート工事

1. 一般事項

- ① コンクリートの種別
- ・Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
 - ・Ⅱ類(JIS A 5308への適合したコンクリート)

② 設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調合管理強度 Fn(N/mm2)	スランブ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位容積 重量 (t/m3)	適用箇所
普通コンクリート	21	21+S	15	無		2.3	土間等
普通コンクリート	24	24+S	15	有		2.3	基礎、地中梁、腰壁(1F)

③ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。

なお、構造体強度補正值(S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。

④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

・第4週強度確認

原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。

なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

2. コンクリートの仕上がり

① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。

② 合板せき板を用いる打放し上げの種別は(**A** ・ B ・ C)種とする。

③ コンクリートの仕上がり平たんさは標仕 表6.2.5による。

3. 普通コンクリート

① セメントの種類は、(**普通ポルトランドセメント** ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。

・高炉セメントB種適用箇所()

・フライアッシュセメントB種適用箇所()

② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。

③ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる ・ **できない**)。

④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。

⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。

⑥ 試験練りは(行う ・ **行わない**)。

⑦ 所要空気量は4.5%±1.5%とする。

⑧ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。

1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O(エヌエーツーオー)換算で3.0kg以下にする。

2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。

試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。

⑨ 混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。

4. レディミクストコンクリート工場の指定

工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

5. 型枠

① 型枠は、(県産木製型枠 ・ **合板** ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。

型枠の種類別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠	—	なし			
標仕6.8.2(2)ア)	A種	あり	日本農林規格	12	打ち放し面
標仕6.8.2(2)イ)	B種	なし			
標仕6.8.2(2)イ)	C種	なし			
標仕6.8.2(2)イ)	普通型枠	なし	日本農林規格	12	その他

② スリーブの材種(標仕6.8.2(9)、標仕 6.8.1)

④ 打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。

6. 無筋コンクリート

① 無筋コンクリートは、次の場合に適用する。

・捨コンクリート

・補強筋を必要としないコンクリート

② 設計基準強度(18)N/mm2、スランブ(15)cm

③ 適用箇所:

7章 鉄骨工事

1. 一般事項

① 製作工場は、国土交通大臣の認定による(M)グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。

② 鉄骨製作工場には施工管理技術者を(置く ・ **置かなくともよい**)

③ 工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30～35×45cm)(H.4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。

2. 材料

① 鋼材は次による。

種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所
SN400B	建築構造用圧延鋼材	大梁
SS400	一般構造用圧延鋼材	小梁
SN490C	建築構造用圧延鋼材	通しダイア
BCR295	冷間成形角形鋼管	柱

② 高力ボルトは、(JIS形高力ボルト ・ トルシア形高力ボルト2種 ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト)とする。

径及び使用箇所は図示による。

規格番号等	規格名称等	セットの種類
建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JSS II 09
JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種(F10T)
建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種(F8T)

③ 普通ボルト及びナットの材料等は(JIS付属品(JIS B 1180及びJIS B 1181) ・ JIS本体規格品(ISO規格))とする。

径は、()とし、使用箇所は図示による。

④ 構造用アンカーボルトの材質は(ABR400 ・ ABR490)とする。

⑤ 建方用アンカーボルトの材質は(SS400 ・ SS490)とする。

⑥ 溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。

⑦ ターンバックル

・胴の種類(**割枠式** ・ バイブ式)

・ボルトの種類(**羽子板ボルト** ・ 両ねじボルト ・ アイボルト)

・ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは、(M6～M33)×(M16)mmとする。

⑧ 床構造用のデッキプレート

・材質(SDP1T ・ SDP2 ・ SDP3 ・ SDP1TG ・ **SDP2G**)

・形状及び寸法は図示による。

⑨ 柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。

・セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。

・混和材は、セメント系膨張材(酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等)によって膨張する性質を利用するものとする。

・砂、配合比等は、製造所の仕様による。

・無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕 表7.2.5による。

3. 材料試験

① JIS規格品は、材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

② トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。

③ 板厚方向の引張試験を(行う ・ **行わない**)。

4. 工作一般

① 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。

② 床書き現寸図は作成(する ・ **しない**)。

③ 鉄骨の製作精度は、標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。

H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。

④ 仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。

⑤ 仮組を(実施する ・ **実施しない**)。

5. 高力ボルト接合

① すべり係数試験は(行う ・ **行わない**)。ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13. 溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。

② ショットプラスト又はグリットプラストにより摩擦面の表面粗度を50 μmRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。

1) 表面粗度測定機による測定

2) プラスト機器の性能表による確認

3) スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認

上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験(サンプル試験)を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。

③ 高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を(行う ・ 行わない)。

④ 確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。

⑤ トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を(**行う** ・ 行わない)。

⑥ 締付け施工の確認は、JASS6 6.3[締付け施工の確認]に準じる。

⑦ 原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。

⑧ 仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(3)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。

6. 溶接接合

① 溶接作業は、工場作業を原則とする。ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。

② 溶接技能者に対して、技量付加試験を(行う ・ **行わない**)。

③ 開先の形状は構造図による。

④ 溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表3[溶接]による。

⑤ スクラップの形状は、図示による。

⑥ 鋼製エンドタブの切断は(行う ・ **行わない**)。行う場合は図示による。

⑦ 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。

⑧ 低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。

⑨ 完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を(行う ・ 行わない)。試験を行う場合の平均出検品質限界(AOQL)は(2.50% ・ 4%)とする。

試験の種類	試験箇所	試験数	備考
超音波探傷試験	完全溶込溶接部		第三者検査

7. スタッド溶接及びデッキプレート溶接

① デッキプレートを鉄骨部材に溶接する工法は、(アークスポット溶接 ・ 隅肉溶接 ・ 焼抜き栓溶接)による。

② スタッド溶接完了後は、試験記録を作成し、監督員の承認を得ること。

8. 錆止め塗装

① 素地ごしらえは、標仕 表18.2.2(A ・ B ・ C)種とする。※A種及びB種は製作工場で行うものとする。

② 塗料種別

・鉄面 標準仕様書 表18.3.1の(A ・ B)種

・亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.2の(A ・ B ・ C)種

③ 塗料塗り種別

・鉄面 標準仕様書 表18.3.3の(A ・ B)種 (工場1回+工場又は現場1回)

・亜鉛めっき面 標準仕様書 表18.3.5の(A ・ B ・ C)種 (製造所1回+現場1回)

④ 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の塗装を(行う ・ 行わない)。行う場合の塗料の種別は(A ・ B)種とする。

⑤ 耐火被覆材の接着する面の塗装の範囲は図示による。塗料の種別は(A ・ B)種とする。

⑥ 耐火被覆材の接着する面以外の塗装の範囲は図示による。塗装の範囲は、標仕7.8.2(1)(ア)～(オ)以外とする。

9. 工事現場施工

① 鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書－6. 鉄骨工事付則－6. 鉄骨精度検査基準」による。ただし以下のものは図面による。

・特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。

・軽微な構造物あるいは構造物の部分。

② 建方用アンカーボルトを(使用する ・ 使用しない)。

③ 建方(及び付属鉄骨)用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。

④ 構造用アンカーボルトを(使用する ・ 使用しない)。

⑤ 構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法は図示による。

⑥ アンカーボルトの保持及び埋込み工法は(A ・ B)種とする。

⑦ 柱底均しモルタル工法は(A ・ B)種とし、厚さは図示による。A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。

10. 溶融亜鉛めっき工法

① 摩擦面の処理は、(プラスト処理 ・ リン酸塩処理)とする。

② プラスト処理とする場合は、5. 高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50 μ mRz以上の確認を行う。

③ リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は(すべり試験)とする。

④ すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。

8章 ブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

1. 押出成形セメント板

① 押出成形セメント板は、JIS A 5441による規格品とする。

種類(外壁用、間仕切用)	厚さ(mm)	働き幅(mm)	表面形状	ロックウール充填の有無	パネルの取付け工法	使用箇所	備考
外壁用	60	600	フラット	なし	A種	外壁	
間仕切用	60	600	フラット	なし	A種	内壁	

② パネル相互の目地幅は、長辺(10)mm、短辺(15)mm以上とする。

③ 出隅及び入隅のパネル接合目地は伸縮目地で目地幅は(15)mmとし、シーリング材(寸法15×10(mm))を充填する。

④ 耐火性能は(2時間耐火 ・ 1時間耐火 ・ 30分耐火)とする。

⑤ 耐火構造以外の目地及び隙間の処理は(パネル製造所の指定)とする。

⑥ 外壁パネル構法における耐風圧性能()、耐震性能()

また、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。

⑦ 建築基準法に基づき定められた区分等

基準風速V₀=(36)m/s 地表面粗度区分(I ・ II ・ III ・ IV)

⑧ 間仕切壁パネル構法における耐震性能()

⑨ アスベストを使用していない製品とする。

⑩ 製造所：評価名簿による。

⑪ やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とする。ただし、欠損部分を考慮した強度を確認のうえ、施工計画書を提出する。

		開口の大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅
パネルに開口を設ける場合	短辺	メーカー仕様による	
	長辺		
パネルを切り欠く場合	短辺		
	長辺		

9章 防水工事

1. 一般事項

防水下地の乾燥については、高周波水分計による地下水分の測定を行い、使用材料のメーカーの工法と確認し、工事を進めること。

2. 塗膜防水

① 塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。

種別	施工箇所	備考
X-1	屋上	
X-2		
Y-1		
Y-2		

② 仕上げ塗料の種類()、使用量()

3. シーリング

① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。

シーリング材の種類		施工箇所	目地寸法		接着性試験(引張、簡易)	備考
記号	主成分及び硬化機構による区分		幅	高さ		
MS-2	変成シリコーン系	図示			あり	
耐火	変成シリコーン系	図示			あり	

ただし、接着性試験は、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて試験省略することができる。

② シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う ・ 行わない)。

4. 防水保証

防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3 ・ 5 ・ 7 ・ 10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。

10章 屋根及びとい工事

1. 一般事項

① 屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。

② 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。

③ 建築基準法に基づき定められた区分等

基準風速V₀=(36)m/s 地表面粗度区分(I ・ II ・ III ・ IV)

積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)

2. とい

① 材種(アルミ製) 径(60、89)。

② とい受金物 メーカー指定品、高強度指示金具

③ 防露の施工箇所は図示により、図示のもの以外は標仕表13.5.3による。ロックウール又はグラスウール保温筒のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のロックウール又はグラスウール保温筒を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

④ 鋼管製の防露巻きは、図示による。それ以外の場合は、標仕表13.5.4により行う。

⑤ 硬質塩化ビニル雨どいの1本の長さは、10m以内とし、伸縮に対応する工法を選択すること。

⑥ ルーフドレンの種類(陸屋根用(横型))

⑦ ルーフドレンの製造所：評価名簿による。

⑧ ルーフドレン及びといは、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。

⑨ さがり止めは図面により、図示のもの以外は標仕13.5.3(1)(ア)(d)又は13.5.3(2)(イ)による。

11章 金属工事

1. 一般事項

① 製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。

② あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験を(行う ・ 行わない)。

確認強度は、()kNとする。

2. 溶接、ろう付け等

① 溶接及びろう付けによる接合後は、各表面仕上げの種類別の皮膜処理を行うこと。ただし、亜鉛めっき面については、標仕14.2.2による。

② 鉄の溶接は、7章「鉄骨工事」に準ずる。

3. 軽量鉄骨天井下地

① 野縁などの種類：屋内19形、屋外25形とし、標仕 表14.4.1による。

② 耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による

③ 建築基準法に基づき定められた区分等

基準風速V₀=()m/s 地表面粗度区分(I ・ II ・ III ・ IV)

積雪区分 建設省告示第1455号 別表()

④ 屋外の野縁受け、つりボルト及びピンサート、野縁の間隔は図示による。

⑤ ダクト等によって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。

⑥ 天井のふとところが3m以上の箇所の補強方法は図示による。

- 天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。
- 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強は図示による。

4. 軽量鉄骨壁下地

- スタッド、ランナ等の種類は、標準仕様書14.5.3(表14.5.1)による。
- 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は(**標仕14.5.4(5)**)による。
- ダウト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

5. エクスパンションジョイント金物

- 材質(アルミ)
クリアランス(100,200)
耐火性能(1時間)
- 屋根・外壁面のEXP. Jで室内に面する場合の雨仕舞は図示による。

12章 左官工事

1. 一般事項

- 下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。
- コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。

2. モルタル塗り

- モルタルは(現場調合材料 ・ 既調合材料)。現場調合材料の場合は標仕15.3.2(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。
- 下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。

使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考
耐火被覆	はげ引き	耐火シーリング	なし	

- 防水剤の製造所：評価名簿による。
- 目地の位置及び寸法は、図示による。
- 防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。
- 総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。

3. 床コンクリート直均し仕上げ

施工箇所(塗り物下地)

4. 仕上げ塗材仕上げ

- 仕上げ塗材は、JIS A 6909(建築用仕上げ塗材)による。なお、下塗材、増塗材、主材及び上塗材は、同一製造所の製品とする。

種類	呼び名	上塗材	仕上げの形状	耐候性	工法	耐火認定	下地仕上	下地調整
薄付け仕上げ塗材	外装薄塗材E		砂壁状		吹付け		コンクリート	C-1
薄付け仕上げ塗材	外装薄塗材E		砂壁状		吹付け		モルタル	シーラー

- 建物内部に使用するユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、(F☆☆☆☆・F☆☆☆☆)とする。
- 外壁のコンクリート下地等のひび割れの処理方法は、監督員と協議する。
- 所要量等の確認は、(標仕 表15.6.4. 単位面積当たりの使用量)による。

5. ロックウール吹付

- ロックウールは、JIS A 9504により建築基準法に基づき不燃材料の指定又は認定を受けたものとする。
ロックウールのホルムアルデヒド放散量は、(F☆☆☆☆・F☆☆☆☆)とする。
- 接着剤のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
- 吹付厚さ(20)mm
- 吹付完了後、施工者の施工管理担当者は、厚さ及びかさ比重の検査を行い、合格後、防火材料の認定マークを1面2か所以上貼り付けること。

13章 建具工事

1. 一般事項

- 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年 建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。
- 防火戸の指定は建具表による。
- 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。
- 防犯建物部品の適用は、建具表による。

2. アルミニウム製建具

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法	使用箇所	表面処理
B種	S-5	A-3	W-4	70	建具表の通り	標準色

- 結露水の処理方法は図示による。
- 防虫網の材質(**ステンレス製(SUS316)**) ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ **合成樹脂製**)
- 防鳥網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。
- 製造所：評価名簿による。
- 建具には製造業者名を表示すること。

3. 鋼製建具

①	耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	表面処理
							建具表の通り	
							建具表の通り	

- 防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。
- 簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。
- 鋼板は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、めっき付着量は()以上とする。
なお、あらかじめりん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。
- 製造所：評価名簿による。
- 標準型鋼製建具は、標仕16.4.6により寸法及び金物を標準化したものとする。

4. 鋼製軽量建具

①	気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備考
					建具表の通り	
					建具表の通り	

- 簡易気密型ドアセットの気密性、水密性は建具表による。
- 製造所：評価名簿による。
- 標準型鋼製軽量建具は、標仕16.5.6により寸法及び金物を標準化したものとする。

5. 建具用金物

- 金物の種類及び見え掛り部の材質は、標仕 表16.8.1による。
- 金属製建具に使用する丁番は標仕表16.8.2による。
- 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製造所の仕様による。
- 樹脂製建具に使用する丁番は標仕表16.8.3による。
- 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。
- 木製建具に使用する丁番は標仕表16.8.4による。
- 木製建具に使用する戸車及びレールは標仕16.8.5による。
- マスターキーは、製作する(0組)。その他の鍵の製作本数は(3組)ただし、既存倉庫玄関と同じ鍵とする。

6. 自閉式上吊り引戸装置

- | 設置場所 | 図示 |
|----------|---|
| 適用戸の総質量 | 40を超えるもの |
| 手動開き力(N) | 20以下 |
| 手動閉じ力(N) | 20以下 |
| 閉じ速度の調整 | ストップバー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能をもつこと。 |
| 制動区間 | 閉り際で明らかに減速すること。 |
| 開閉繰り返し | 20万回の耐久試験で、上吊り機構、振れ止め機構、自閉装置及び制御装置に異常がないこと。 |
| 耐衝撃性 | 1回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障がないこと。 |
- 製造所：評価名簿による。

7. ガラス

① 板ガラス

種類	品種	厚さ	備考
複層ガラス	フロート	Low-E6+A6+FL6	

- 外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。

③ ガラス留め材の種類

建具の種類	材種	ガラス溝の大きさ
アルミニウム製	シーリング	

- 防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。

14章 塗装工事

1. 一般事項

- 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
- 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
- ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

区分	種別		素地ごしらえ	さび止め塗料		さび止め工程の種類	備考
	屋外	屋内		屋外	屋内		
鉄面	A種	A種	C種	A種	A種	A種	

3. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)

区分	工程種別	素地ごしらえ	錆止め塗料塗りの種別	備考
亜鉛メッキ面		B種	B種	スチール枠
亜鉛メッキ面		A種	A種	建具

4. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料 (EP)

区分	種別		素地ごしえ	備考
	屋外	屋内		
ケイカル面		B種	B種	

15章 内装工事

1. ビニル床シート張、ビニル床タイル張及びゴム床タイル張

④ ビニル幅木:材質(軟質 ・ 硬質)、高さ(60 ・ 70 ・ 100)、厚さ(1.5)

2. 合成樹脂塗床

①	材質	仕上げの種類	備考
	エポキシ樹脂塗床	薄膜流しのペ工法(防滑)	

② ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

③ 以下の物質を含有しない材料を選定し、監督員の承諾を得ること。

- ・室内空气中化学物質の室内濃度指針値について(H31.1.17薬生発0117第1号)における13物質
- ・学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)第1の1の(8)ア～カの6物質

3. せっこうボードその他ボード及び合板張り

①	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考
	強化せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	継目処理	21	耐火		LGS	F060NP-0497

② パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆のパーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考
③	けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁	目透かし	8	不燃の区分		LGS	
		天井	目透かし	6	不燃の区分		LGS	

③ 合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

4. 断熱・防露

③ 断熱材現場発泡工法

種類	厚さ	施工箇所	備考
A種1H	20	図示による	

④ 製造所: 評価名簿による。

5. 接着剤

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

16章 舗装その他工事

1. 路床

① 盛土材料(A ・ B ・ C ・ D)種

⑤ 六価クロム溶出試験を(行う ・ 行わない)。

行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。

六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12.3.31 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。

⑥ 路床土の支持力比(CBR)試験は(行う [乱した土 ・ 乱さない土] ・ 行わない)。

⑦ 路床締固め試験は(行う ・ 行わない)。

⑧ 砂の粒度試験は(行う ・ 行わない)。

⑨ 現場CBR試験を(行う ・ 行わない)。

2. 路盤

① 路盤材料(再生クラッシュラン)、車道部の厚さ(150)mm

② 締固め試験は(行う ・ 行わない)。

③ 路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

3. アスファルト舗装

①	舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)
	アスファルト	表層	50

② 再生加熱アスファルト混合物を(使用する ・ 使用しない)。

	舗装の種類	種類	備考
	加熱アスファルト混合物		
	再生加熱アスファルト混合物	表層	

③ シールコートは(行う ・ 行わない)。

④ アスファルト混合物の抽出試験は(行う ・ 行わない)。

⑤ 切取り試験を(行う ・ 行わない)。

⑥ 表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

⑦ 地域は(一般地域 ・ 寒冷地域)とする。

⑧ 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

4. コンクリート舗装

① コンクリート設計基準強度(21)N/mm²、スラブ(15)cm、細骨材の最大寸法(25)

② 表面の仕上げ(平坦仕上げ)

	舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)
	コンクリート舗装	歩行者用通路	120

③ 目地材は注入の場合(低弾性タイプ・高弾性タイプ)による。

④ 目地

	部位	目地の種類	目地の間隔
	歩行者用通路	カッター目地	3m

⑤ 溶接金網は使用(する ・ しない)。

⑥ コンクリート版の厚さは、型枠据付後、水糸又はレベルにより測定する。

⑦ 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

⑧ 表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

5. 砂利敷き

砂利敷きの種別は(A ・ B)種とする。

6. 区画線

① 路面標示位置、間隔は図示による。

② 材料:種類(熔融型)、色(白、黄)、塗布幅(150)、塗布厚さ(1.0mm以上)

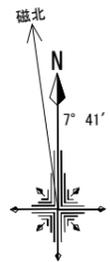
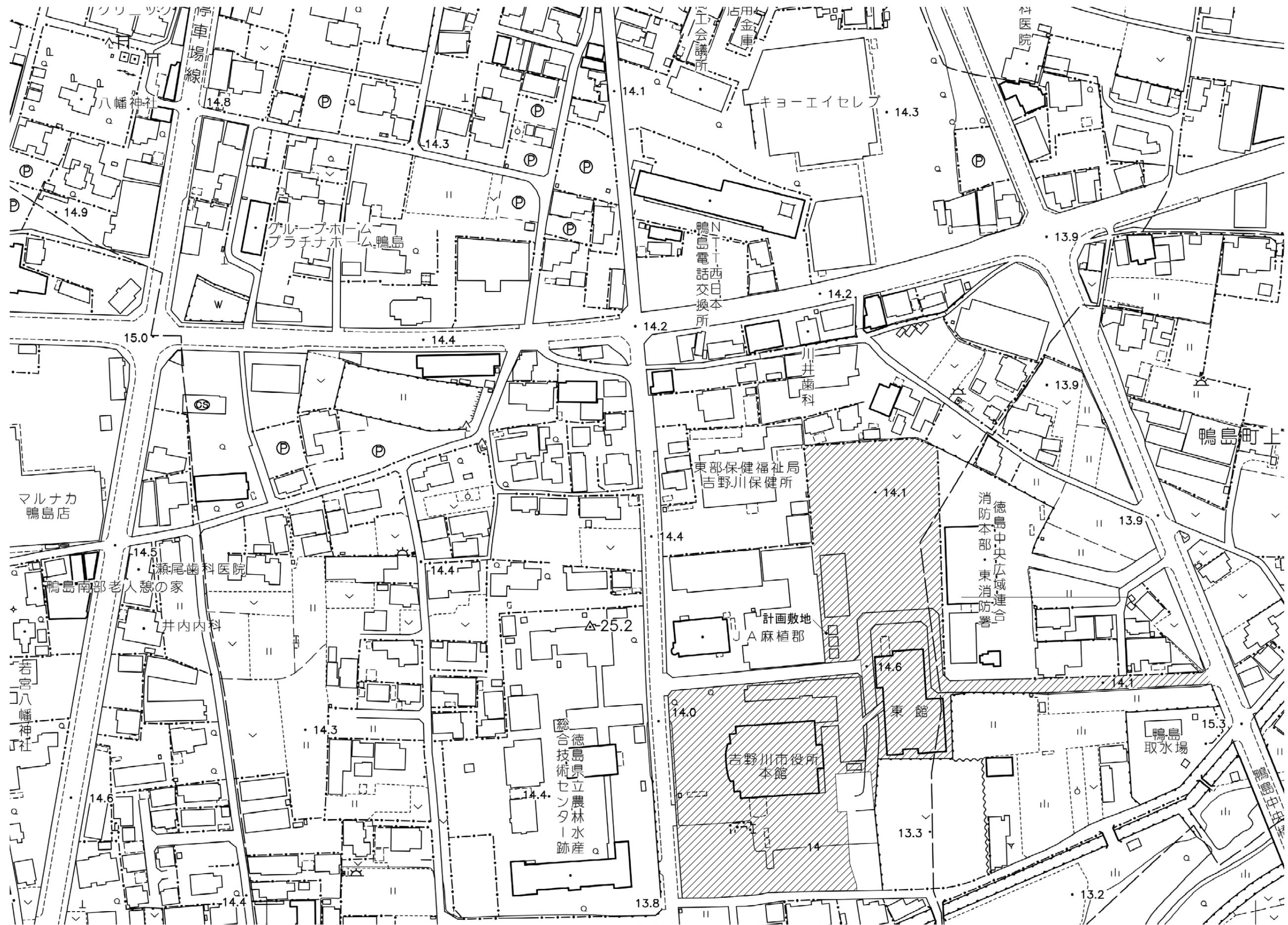
③ 材料:種類(常温型)、色(白、黄)、塗布幅(150)、ペイント式(コンクリート面)

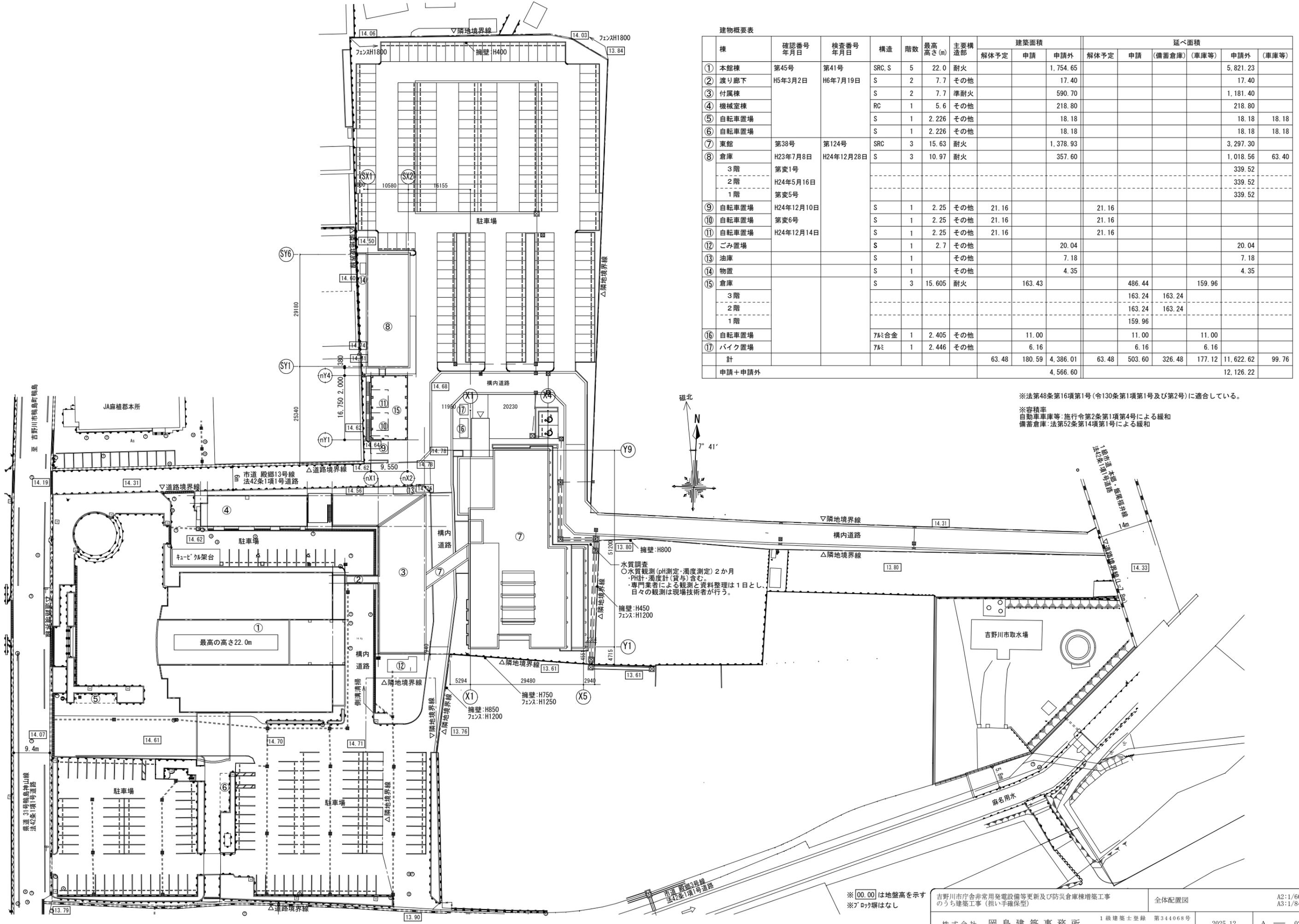
7. 排水の処理

舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。

8. 人工芝

バイル長:25mm 接着剤張り、株式会社グリーンフィールド製品 リアリーターフミドル+(プラス)





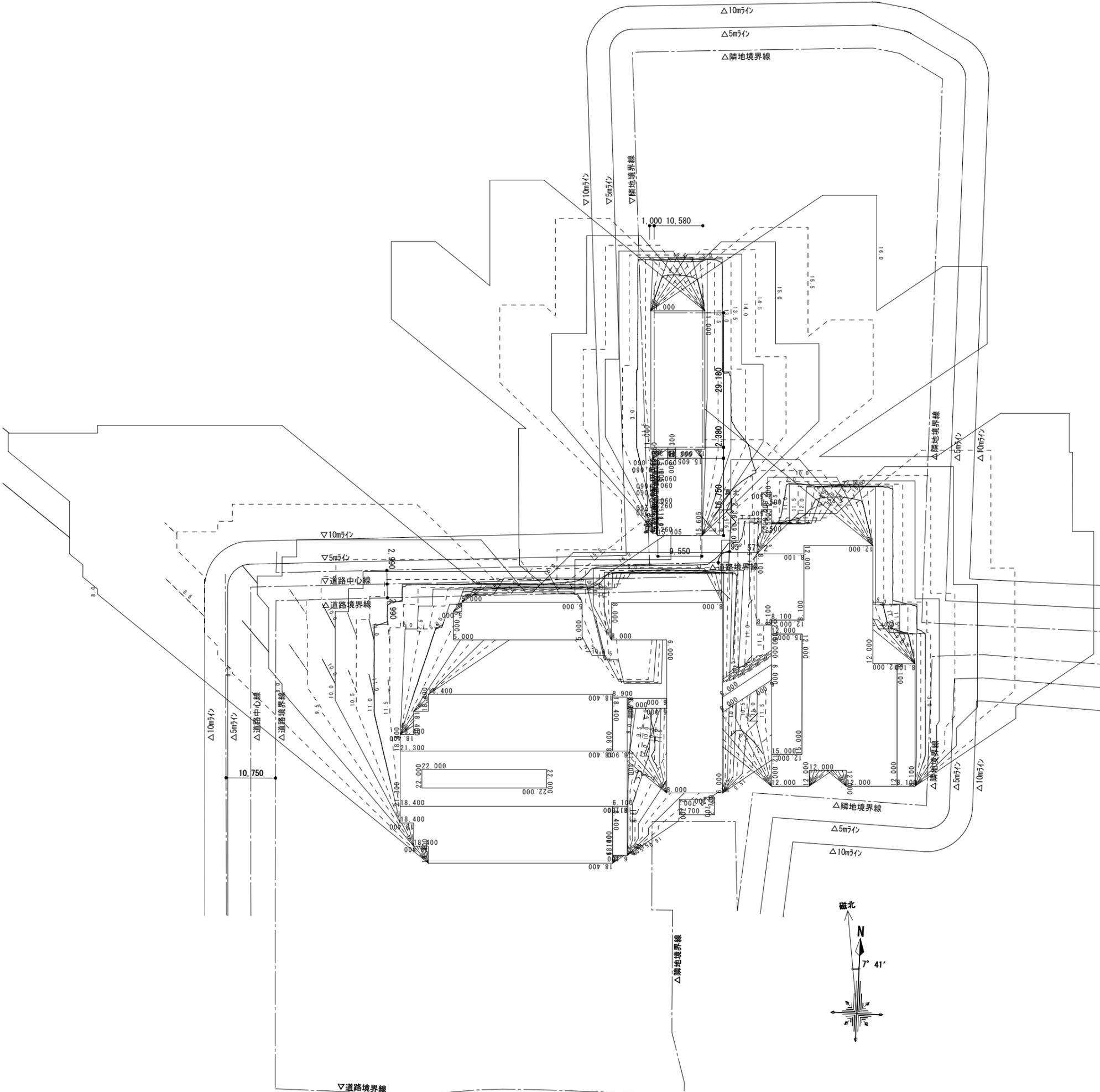
建物概要表

棟	確認番号 年月日	検査番号 年月日	構造	階数	最高 高さ(m)	主要構 造部	建築面積			延べ面積				
							解体予定	申請	申請外	解体予定	申請	(備蓄倉庫) (車庫等)	申請外	(車庫等)
① 本館棟	第45号	第41号	SRC, S	5	22.0	耐火			1,754.65				5,821.23	
② 渡り廊下	H5年3月2日	H6年7月19日	S	2	7.7	その他			17.40				17.40	
③ 付属棟			S	2	7.7	準耐火			590.70				1,181.40	
④ 機械室棟			RC	1	5.6	その他			218.80				218.80	
⑤ 自転車置場			S	1	2.226	その他			18.18				18.18	
⑥ 自転車置場			S	1	2.226	その他			18.18				18.18	
⑦ 東館	第38号	第124号	SRC	3	15.63	耐火			1,378.93				3,297.30	
⑧ 倉庫	H23年7月8日	H24年12月28日	S	3	10.97	耐火			357.60				1,018.56	
3階	第変1号												339.52	
2階	H24年5月16日												339.52	
1階	第変5号												339.52	
⑨ 自転車置場	H24年12月10日		S	1	2.25	その他	21.16					21.16		
⑩ 自転車置場	第変6号		S	1	2.25	その他	21.16					21.16		
⑪ 自転車置場	H24年12月14日		S	1	2.25	その他	21.16					21.16		
⑫ ごみ置場			S	1	2.7	その他			20.04				20.04	
⑬ 油庫			S	1		その他			7.18				7.18	
⑭ 物置			S	1		その他			4.35				4.35	
⑮ 倉庫			S	3	15.605	耐火		163.43			486.44	159.96		
3階											163.24	163.24		
2階											163.24	163.24		
1階											159.96			
⑯ 自転車置場			7&ミ合金	1	2.405	その他		11.00				11.00	11.00	
⑰ バイク置場			7&ミ	1	2.446	その他		6.16				6.16	6.16	
計							63.48	180.59	4,386.01	63.48	503.60	326.48	177.12	11,622.62
申請+申請外									4,566.60					12,126.22

※法第48条第16項第1号(令130条第1項第1号及び第2号)に適合している。
 ※容積率
 自動車庫等: 施行令第2条第1項第4号による緩和
 備蓄倉庫: 法第52条第14項第1号による緩和

水質調査
 ○水質観測 (pH測定・濁度測定) 2か月
 ・PH計・濁度計(貸与)含む。
 ・専門業者による観測と資料整理は1日とし、
 日々の観測は現場技術者が行う。

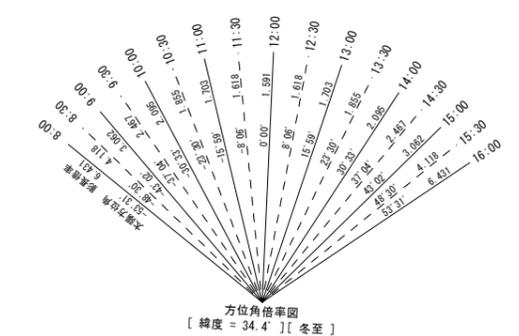
※00.00は地盤高を示す
 ※7のロケはなし

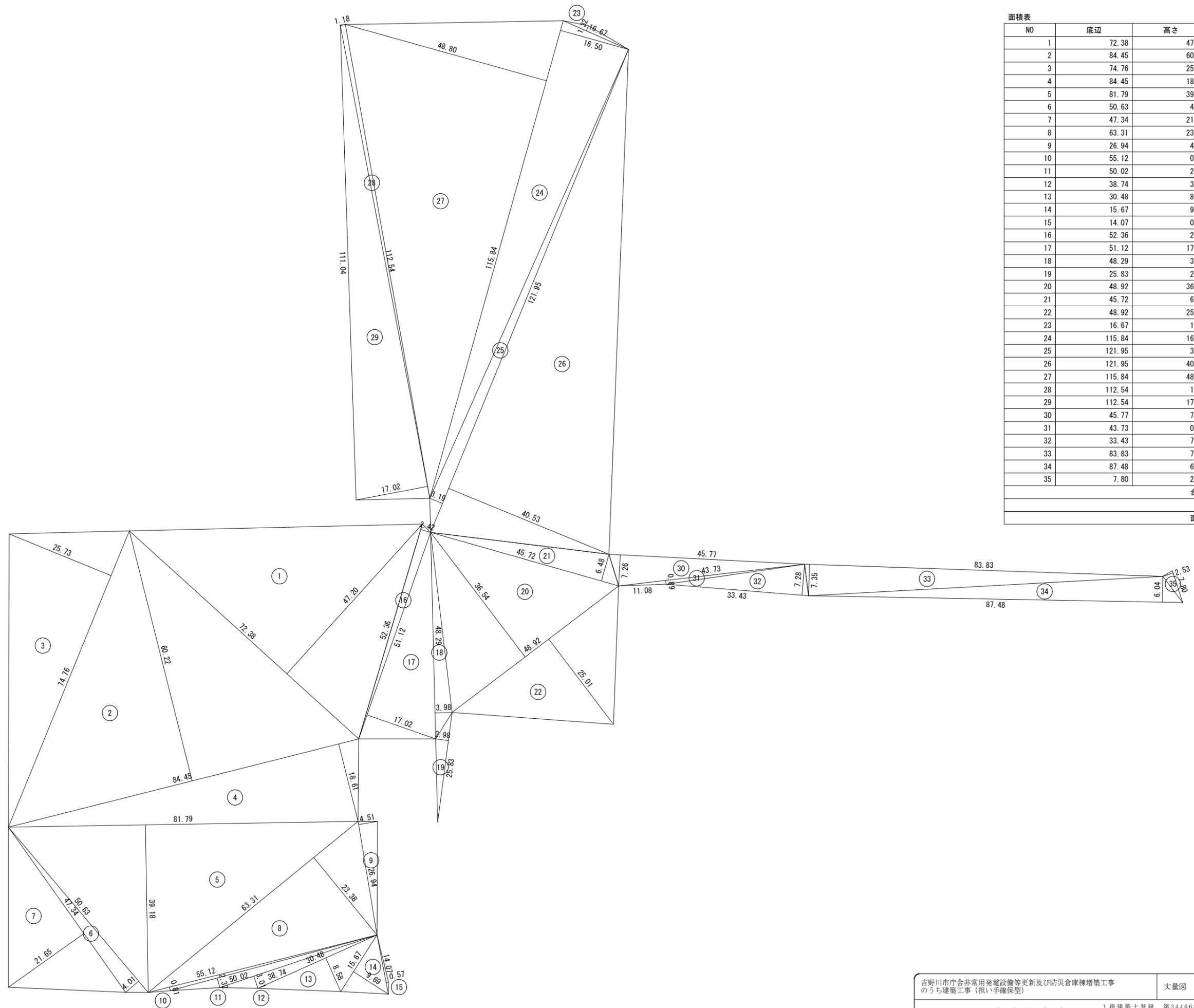


測定面の高さ = 4(m) 緯度 = 34.4° [冬至] 測定時間: 8時~16時

日影長さ表 [緯度 = 34.4°][冬至]
 高さ = 10.000(m) 測定面高さ = 4(m)
 計算高さ = 6.000(m)

影倍率表 [緯度 = 34.4°][冬至]						日影長さ表 [緯度 = 34.4°][冬至]	
時刻	太陽高度	太陽方位角	影長倍率	X倍率	Y倍率	時刻	影長長さ(m)
8:00	8° 50'	-53° 31'	6.431	-5.171	3.824	8:00	6.431
8:30	13° 39'	-48° 30'	4.118	-3.084	2.728	8:30	4.118
9:00	18° 05'	-43° 02'	3.062	-2.090	2.238	9:00	3.062
9:30	22° 04'	-37° 04'	2.467	-1.486	1.968	9:30	2.467
10:00	25° 31'	-30° 33'	2.095	-1.065	1.804	10:00	2.095
10:30	28° 20'	-23° 30'	1.855	-0.740	1.701	10:30	1.855
11:00	30° 25'	-15° 59'	1.703	-0.469	1.637	11:00	1.703
11:30	31° 43'	-8° 06'	1.618	-0.228	1.602	11:30	1.618
12:00	32° 09'	0° 00'	1.591	0.000	1.591	12:00	1.591
12:30	31° 43'	8° 06'	1.618	0.228	1.602	12:30	1.618
13:00	30° 25'	15° 59'	1.703	0.469	1.637	13:00	1.703
13:30	28° 20'	23° 30'	1.855	0.740	1.701	13:30	1.855
14:00	25° 31'	30° 33'	2.095	1.065	1.804	14:00	2.095
14:30	22° 04'	37° 04'	2.467	1.486	1.968	14:30	2.467
15:00	18° 05'	43° 02'	3.062	2.090	2.238	15:00	3.062
15:30	13° 39'	48° 30'	4.118	3.084	2.728	15:30	4.118
16:00	8° 50'	53° 31'	6.431	5.171	3.824	16:00	6.431





面積表

NO	底辺	高さ	倍面積
1	72.38	47.20	3416.3360
2	84.45	60.22	5085.5790
3	74.76	25.73	1923.5748
4	84.45	18.61	1571.6145
5	81.79	39.18	3204.5322
6	50.63	4.01	203.0263
7	47.34	21.65	1024.9110
8	63.31	23.38	1480.1878
9	26.94	4.51	121.4994
10	55.12	0.81	44.6472
11	50.02	2.32	116.0464
12	38.74	3.01	116.6074
13	30.48	8.58	261.5184
14	15.67	9.69	151.8423
15	14.07	0.57	8.0199
16	52.36	2.42	126.7112
17	51.12	17.02	870.0624
18	48.29	3.98	192.1942
19	25.83	2.98	76.9734
20	48.92	36.54	1787.5368
21	45.72	6.48	296.2656
22	48.92	25.01	1223.4892
23	16.67	1.32	22.0044
24	115.84	16.50	1911.3600
25	121.95	3.19	389.0205
26	121.95	40.53	4942.6335
27	115.84	48.80	5652.9920
28	112.54	1.18	132.7972
29	112.54	17.02	1915.4308
30	45.77	7.26	332.2902
31	43.73	0.89	38.9197
32	33.43	7.28	243.3704
33	83.83	7.35	616.1505
34	87.48	6.04	528.3792
35	7.80	2.53	19.7340
		合計	40048.2578
		1/2	20024.1289
		面積	20,024.12 m ²

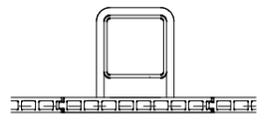
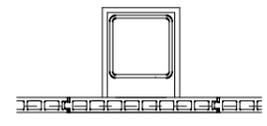
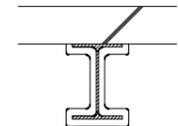
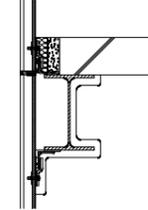
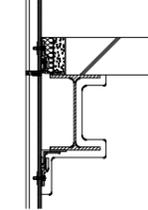
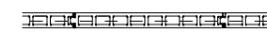
外部仕上表

屋根	コンクリート金釘 塗膜防水	樋	たて樋:7股製φ60,φ89
外壁	1～3階:押出成形板厚60縦張り(耐火1時間) 屋上:押出成形セメント板厚60 横張り(遮音壁,耐火1時間)	水切等	カラーバリア鋼板厚0.4
巾木	コンクリート打放し仕上げ		

内部仕上表

階	室名	床	巾木	壁	天井	備考	室名
1F	駐車場	コンクリート金釘, 目地(カッター切)	コンクリート打放し仕上げ	押出成形板厚60縦張り(表し) 柱型:スチール厚40 外装薄塗材E	けい酸カルシウム板厚6 目透かし(LGS25) EP塗り		駐車場
2F	倉庫3	コンクリート金釘 塗床	ビニル幅木 H=60	けい酸カルシウム板厚8 目透かし EP塗り, LGS65, 断熱材厚20吹付 柱型:繊維混入けい酸カルシウム板厚20 EP塗り	デッキプレート表し(亜鉛メッキ) 梁型:ロックール厚25(耐火1時間)	排煙:告示1436号第4へ(1)	倉庫3
	書庫(既存)	一部 塗床	一部 ビニル幅木 H=60	一部 けい酸カルシウム板厚8 目透かし EP塗り, LGS65, 断熱材厚20吹付	既存のまま		書庫
3F	倉庫4	コンクリート金釘 塗床	ビニル幅木 H=60	けい酸カルシウム板厚8 目透かし EP塗り, LGS65, 断熱材厚20吹付 柱型:繊維混入けい酸カルシウム板厚20 EP塗り	デッキプレート表し(亜鉛メッキ) 梁型:ロックール厚25(耐火1時間)	排煙:告示1436号第4へ(1)	倉庫4
	倉庫2(既存)	一部 塗床	一部 ビニル幅木 H=60	一部 けい酸カルシウム板厚8 目透かし EP塗り, LGS65, 断熱材厚20吹付(外壁)	既存のまま		倉庫2
共通	廊下	コンクリート金釘 塗床	ビニル幅木 H=60	けい酸カルシウム板厚8 目透かし EP塗り, LGS65, 断熱材厚20吹付	けい酸カルシウム板厚6 目透かし EP塗り	排煙:告示1436号第4へ(1)	廊下
	PS	コンクリート金釘	押出成形板厚60縦張り(表し)	押出成形板厚60縦張り(表し)	デッキプレート表し(亜鉛メッキ) 梁型:ロックール厚25(耐火1時間)	排煙:告示1436号第4へ(1)	PS

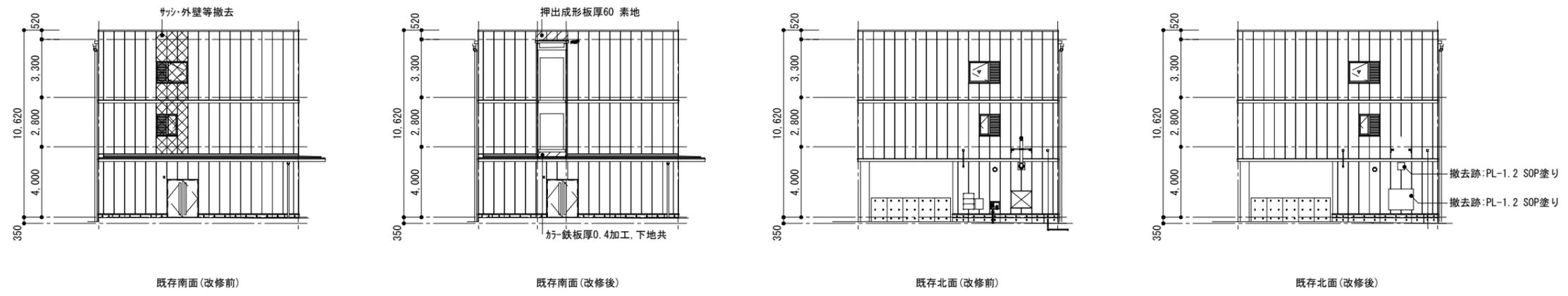
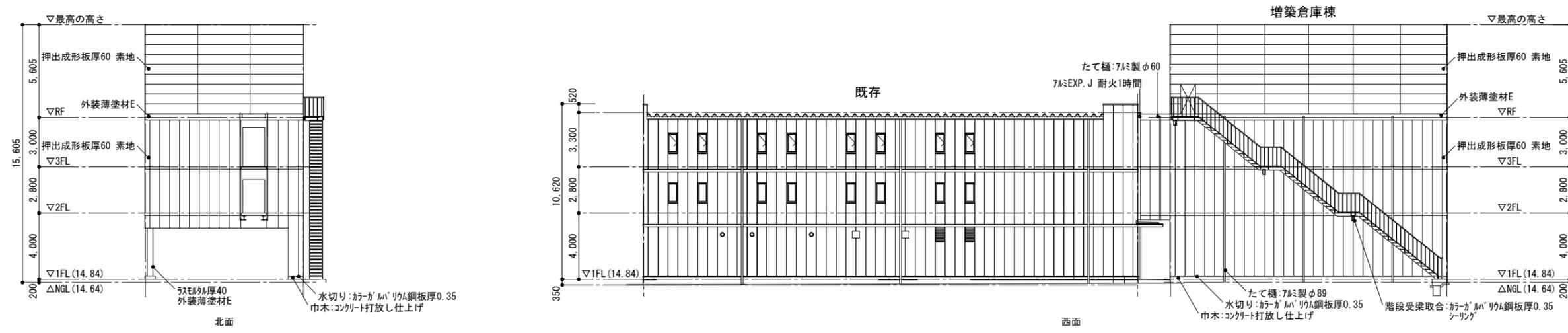
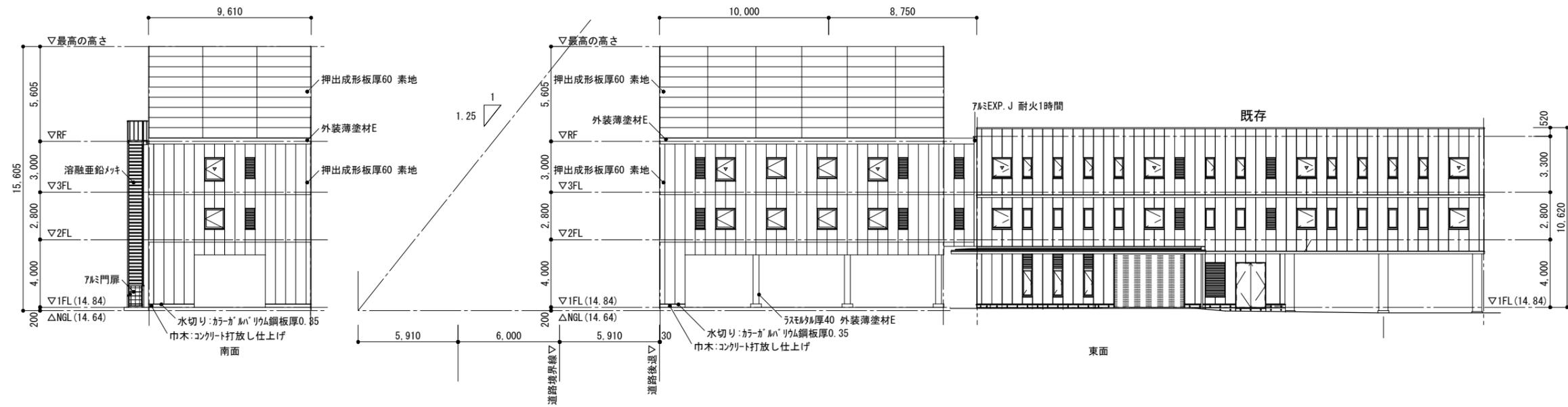
耐火リスト

<p>柱1時間 鉄網めいれ厚40 告示1399号第2-4-ハ</p> 	<p>柱合成1時間 押出成形セメント板厚60 ロックール吹付厚25 FP060CN-0539 (□-300×300×9以上)</p> 	<p>柱合成1時間 押出成形セメント板厚60 繊維混入けい酸カルシウム板厚20 FP060CN-0104 (□-300×300×9以上)</p> 	<p>梁1時間 鉄網めいれ厚40 告示1399号第4-4-ハ</p> 	<p>梁1時間 ロックール吹付厚25 FP060BM-9408</p> 	<p>梁合成1時間 押出成形セメント板厚60 ロックール吹付厚25 FP060BM-0333 (H-400×200×8×13以上)</p> 	<p>梁合成1時間 押出成形セメント板厚60 ロックール吹付厚30 FP060BM-9172</p> 
1階(見え掛り), 4階	1階(天井内), 1・2・3階(PS内)	2・3階(PS外)	4階	梁、外壁合成以外	H-400×200×8×13以上	左記以外
<p>合成スラブ1時間 屋上:FP060FL-9101, FP060FL-9095 2・3階床:FP120FL-0181-5, FP120FL-0180-5 通路:FP060FL-0100</p> <p>合成スラブ設計・施工標準 耐火仕様による</p>	<p>外壁1時間 押出成形セメント板厚60縦張り FP060NE-9037</p> 	<p>外壁1時間 押出成形セメント板厚60横張り FP060NE-9038</p> 	<p>間仕切壁1時間 押出成形セメント板厚60縦張り FP060NP-9070</p> 	<p>間仕切壁1時間 強化せっこうボード厚21 2層張り FP060NP-0497</p> 		
	1・2・3階	4階	1階(PS)	2・3階(PS)		

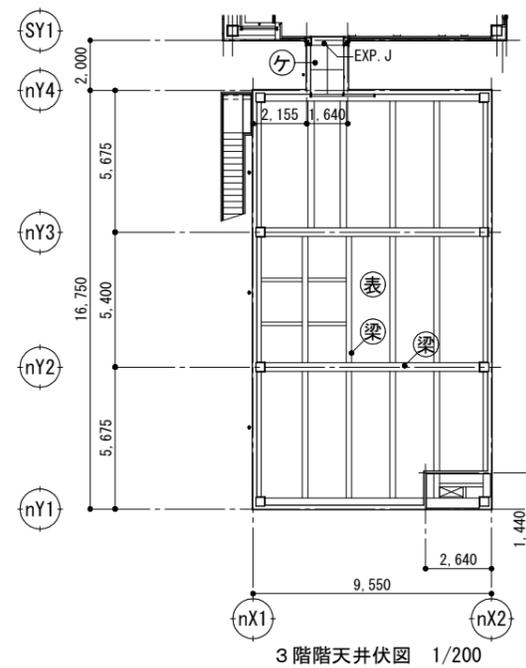
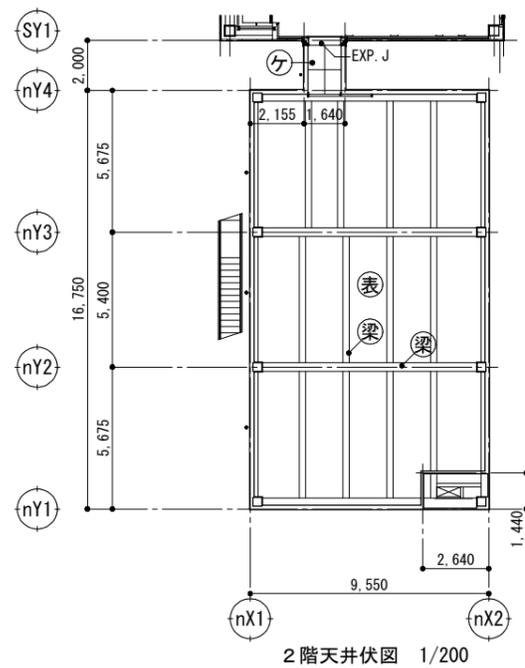
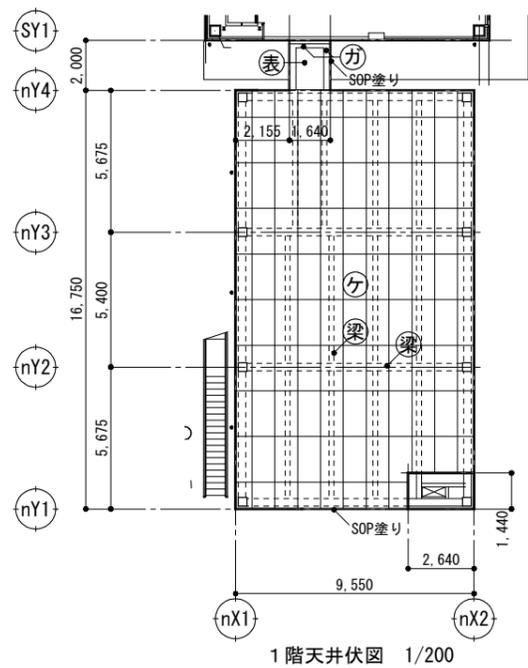
防火材料認定番号

押出成形セメント板	NM-9259
けい酸カルシウム板厚6,厚8	NM-4971
EP塗り	NM-8585

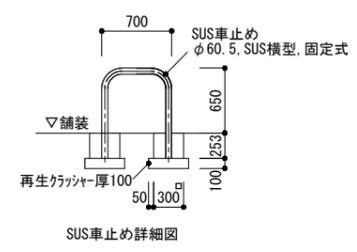
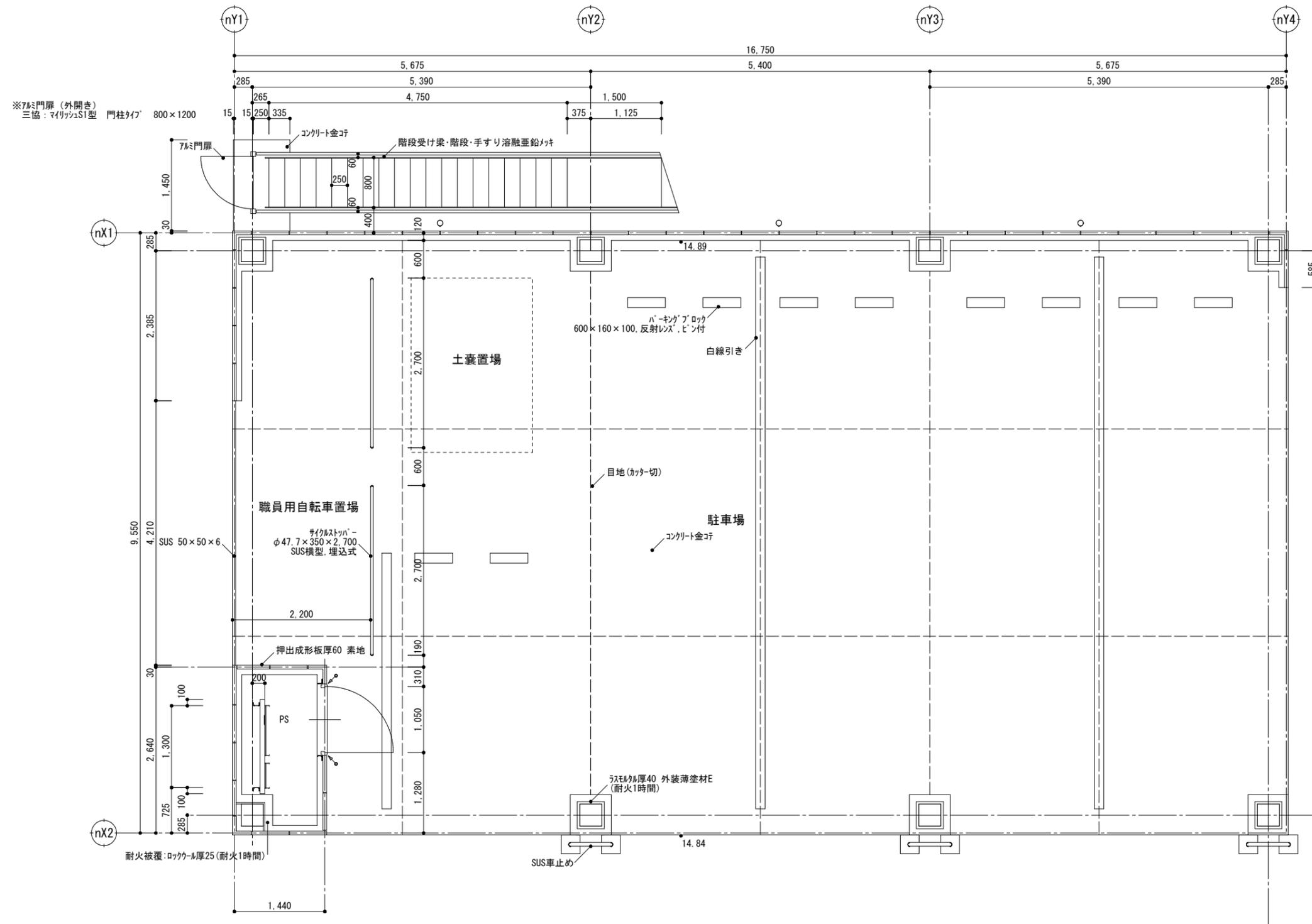
増築倉庫棟

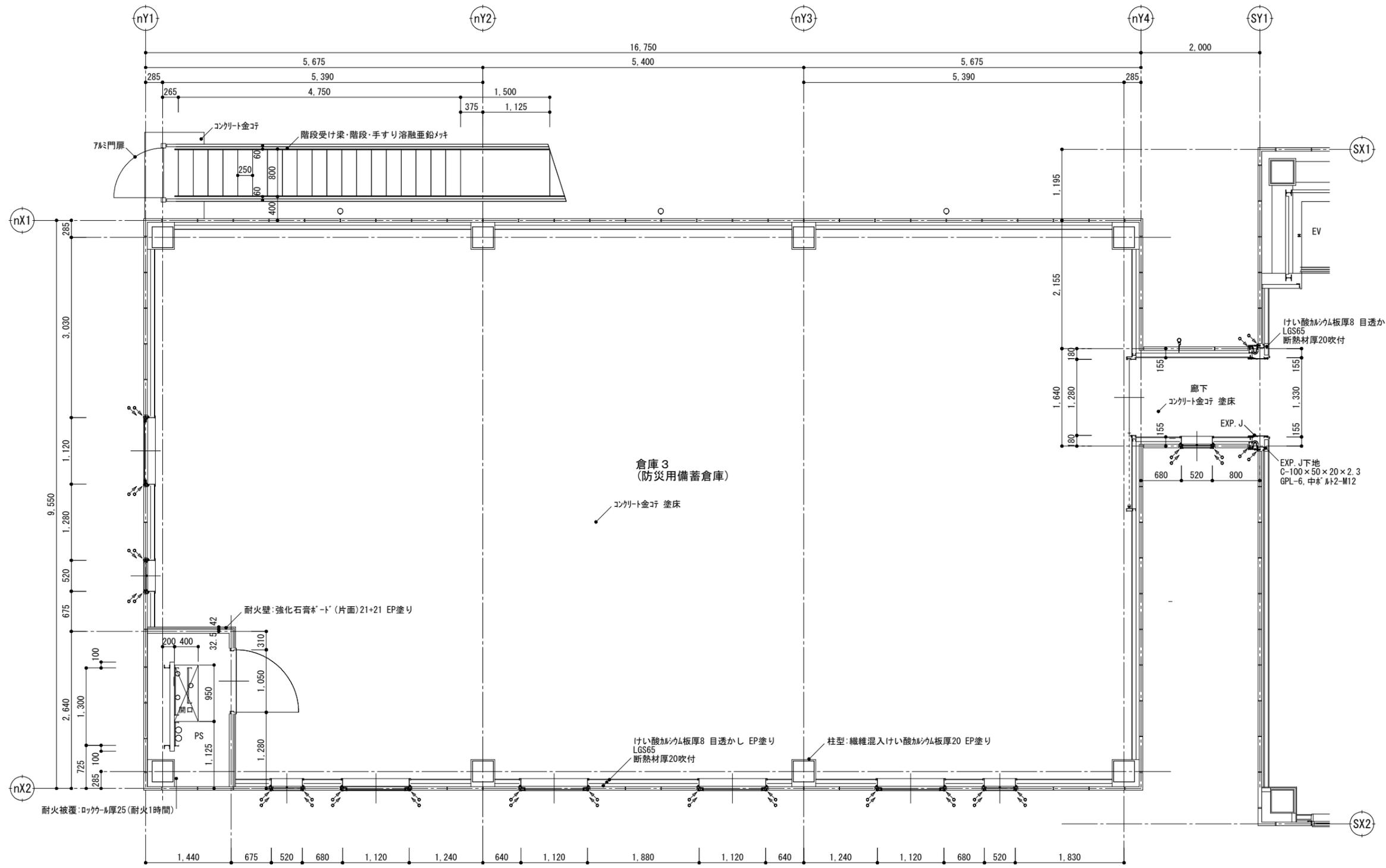


符号	場所	1 倉庫3, 倉庫4	2 倉庫4	3 倉庫3, 倉庫4	4 倉庫3, 倉庫4, 廊下	1 1階PS	2 1階PS	1 2階廊下	2 2階廊下	3 3階廊下			
名称	AW	たてすべり出し7mmサッシ	たてすべり出し7mmサッシ	7mm防水ガラリ	7mm防水ガラリ	SD	SD	SW	SW	SW			
図	同面	同面、代替出入口	同面	同面、換気扇取付用7mm厚2.0	同面	特定防火設備(告示1369号第1-6, 第2, 第3) 常時閉鎖	防火設備(告示1360号第1-3, 第2, 第3) 常時閉鎖						
見込	数量	70	7ヶ処	70	3ヶ処	70	4ヶ処	100	1ヶ処	100	1ヶ処	100	1ヶ処
ガラス	仕上	Low-E6+A6+FL6	シルバー	Low-E6+A6+FL6	シルバー	40(100)	1ヶ処	40(100)	2ヶ処	SOP塗り	SOP塗り	SOP塗り	SOP塗り
付属金物		付属金物一式, プリツ網戸 7mm水切, 4方7mm緑線(L=130)	付属金物一式, プリツ網戸 7mm水切, 4方7mm緑線(L=130)	付属金物一式, 内部SUS防虫網 7mm水切, 4方7mm緑線(L=130)	付属金物一式, 内部SUS防虫網 7mm水切, 4方7mm緑線(L=130)	レバーハンドル錠, 丁番, ドアフック	レバーハンドル錠, 丁番, ドアフック	PL厚1.6	PL厚1.6	PL厚1.6			
符号	場所	1 倉庫3	2 倉庫4	3 永久書庫	片引き軽量スライド7								
名称	LSD	片引き軽量スライド7	片引き軽量スライド7	片引き軽量スライド7	片引き軽量スライド7平面詳細図 1/20								
図		特定防火設備(告示1369号第1-5, 第2, 第3), 常時閉鎖 枠:SOP塗り	特定防火設備(告示1369号第1-5, 第2, 第3), 常時閉鎖 枠:SOP塗り	枠:SOP塗り									
見込	数量	40(158)	1か所	40(158)	1か所	40(184)	1か所						
ガラス	仕上	表面材: マリニ樹脂焼付塗装、心材: 7mmコ7	表面材: マリニ樹脂焼付塗装、心材: 7mmコ7	表面材: マリニ樹脂焼付塗装、心材: 7mmコ7	表面材: マリニ樹脂焼付塗装、心材: 7mmコ7								
付属金物		引き棒L=600, 上吊り式閉鎖装置 施錠, 指詰防止ゴム	引き棒L=600, 上吊り式閉鎖装置 施錠, 指詰防止ゴム	引き棒L=600, 上吊り式閉鎖装置 施錠, 指詰防止ゴム									

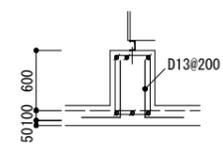
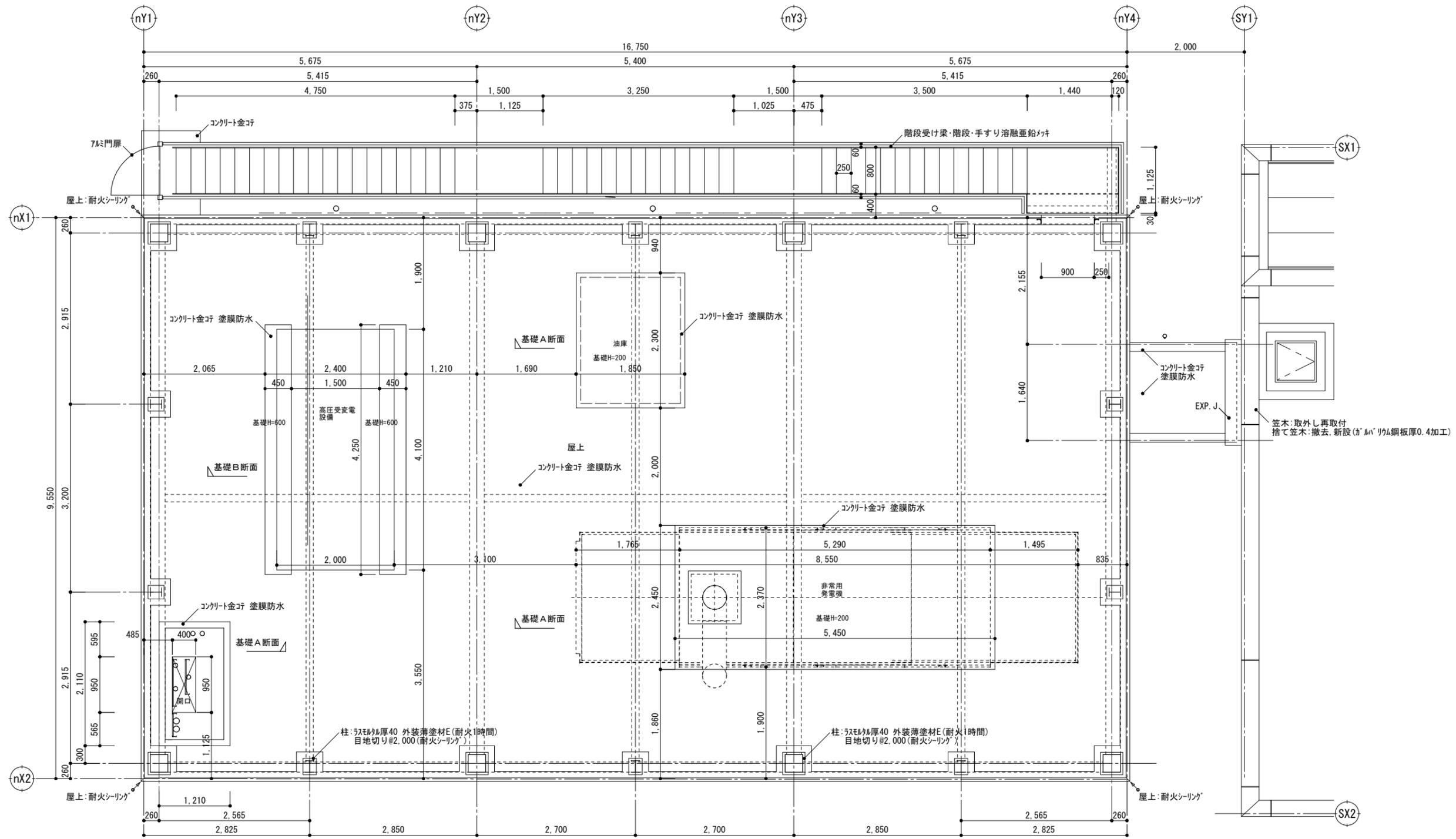


符号	仕上
ケ	けい酸カルシウム板厚6 目透かし EP塗り 塩ビ廻り縁
表	デッキプレート表し(亜鉛メッキ)
梁	梁型: ロックール厚25(耐火1時間)
カ	カーガルバリウム鋼板厚0.4



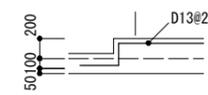


シリング 新設を示す



基礎B断面

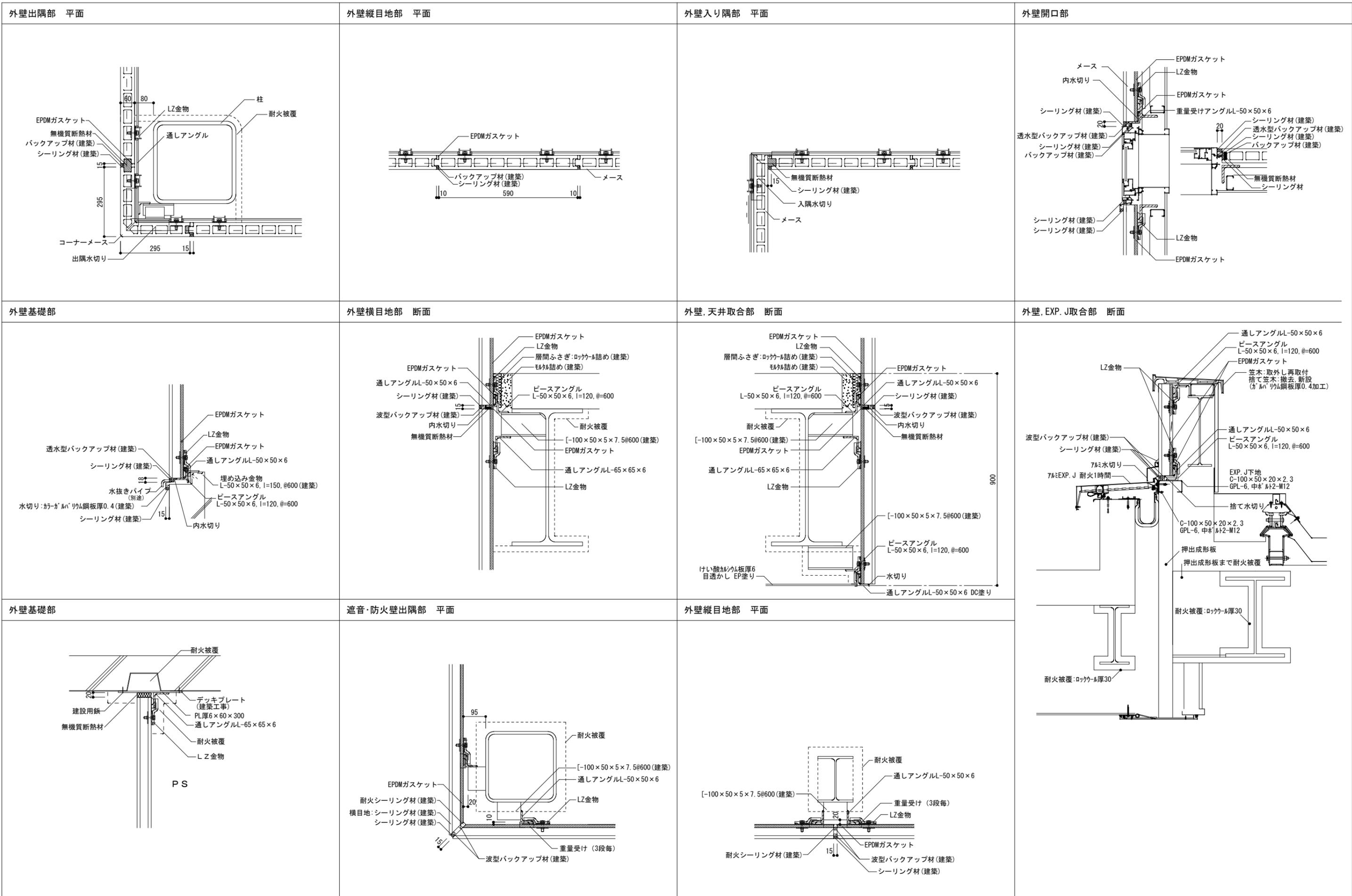
上端筋	3-D16
下端筋	3-D16
スターラップ	D13-200@
腹筋	2-D13
巾止	D10-1000@

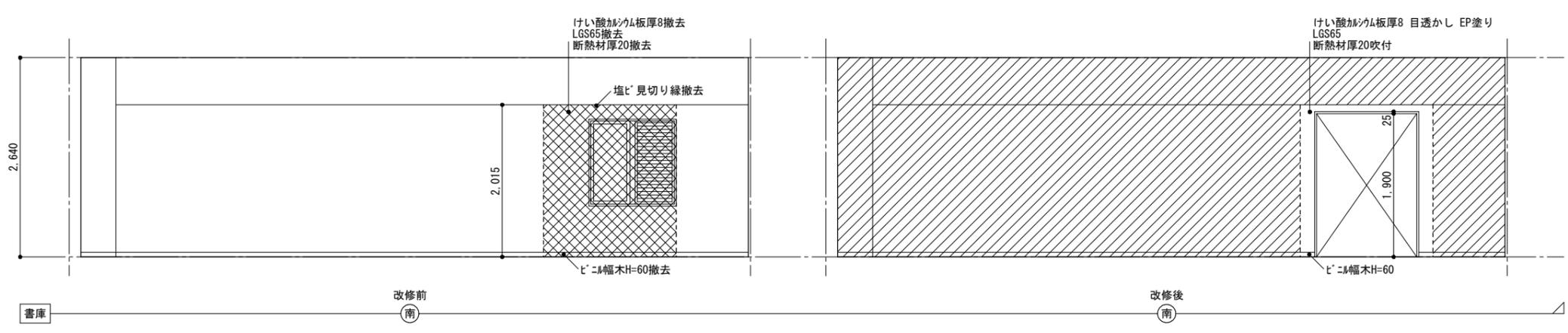
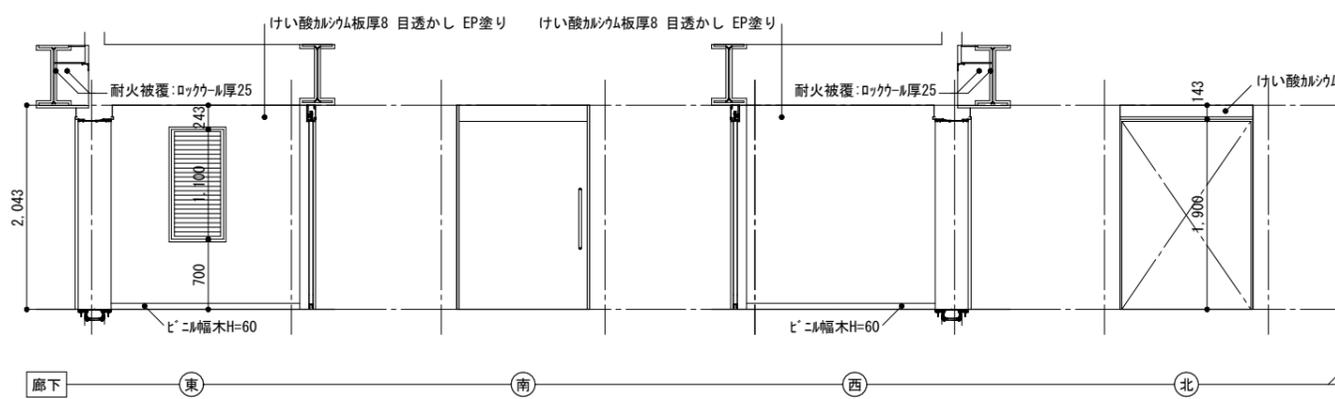
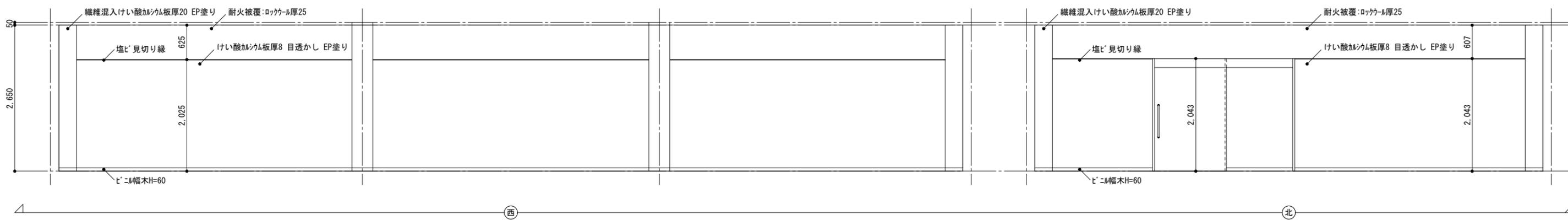
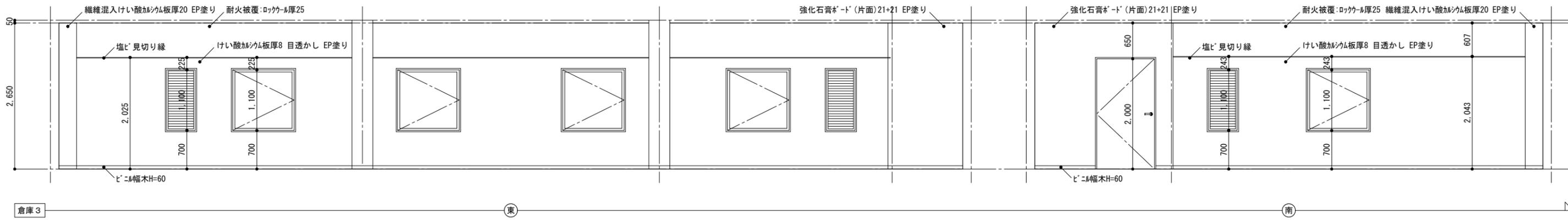


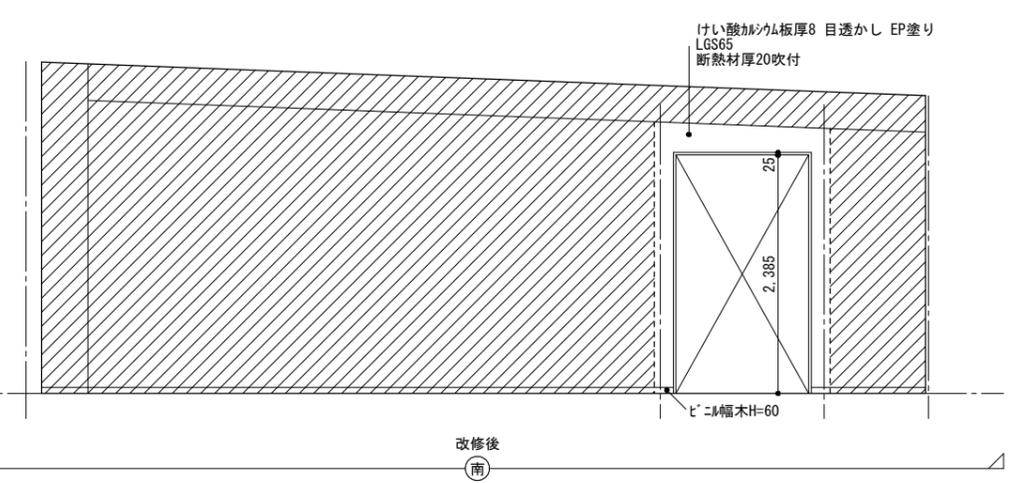
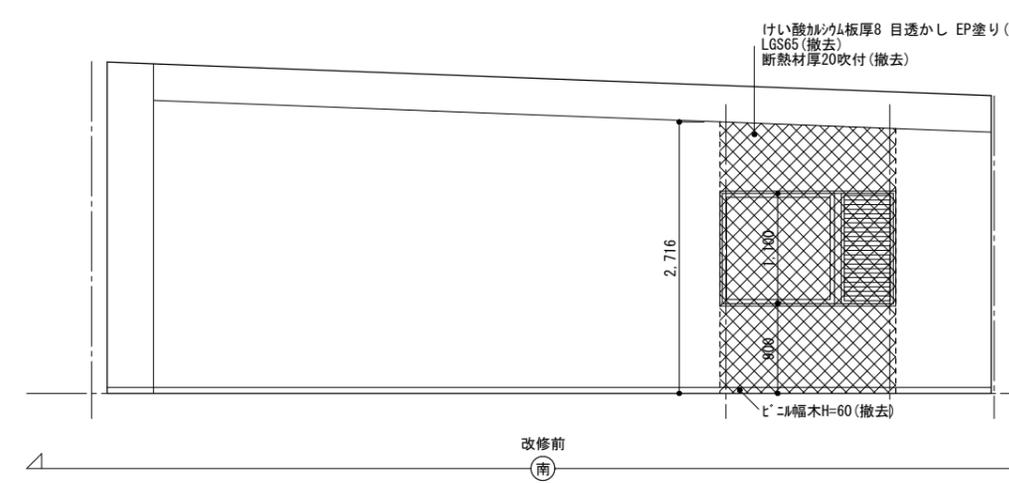
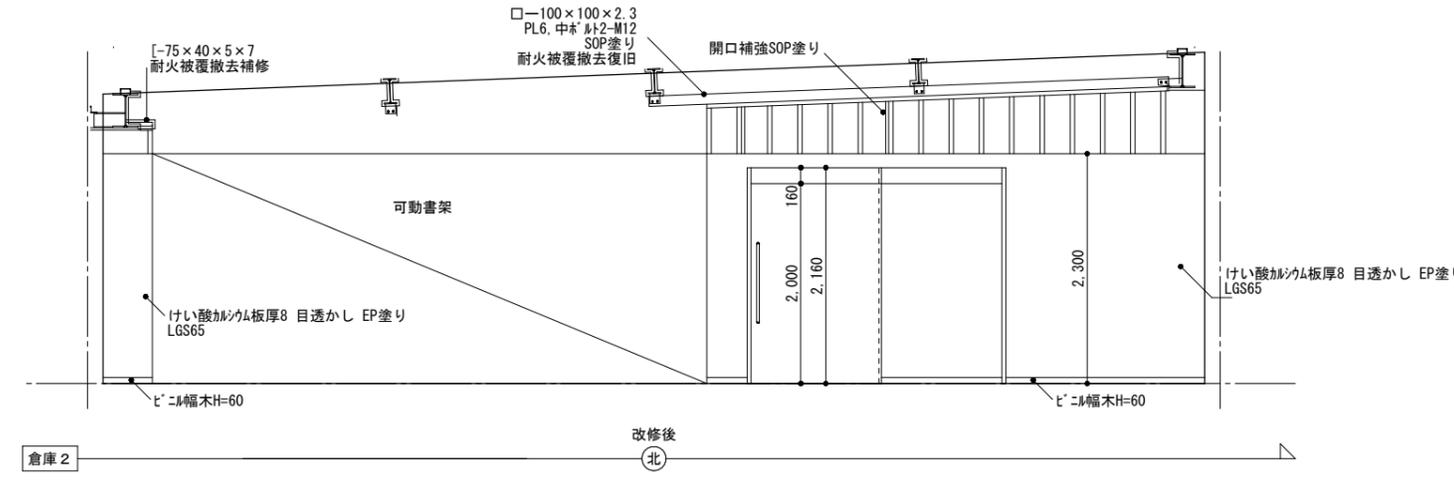
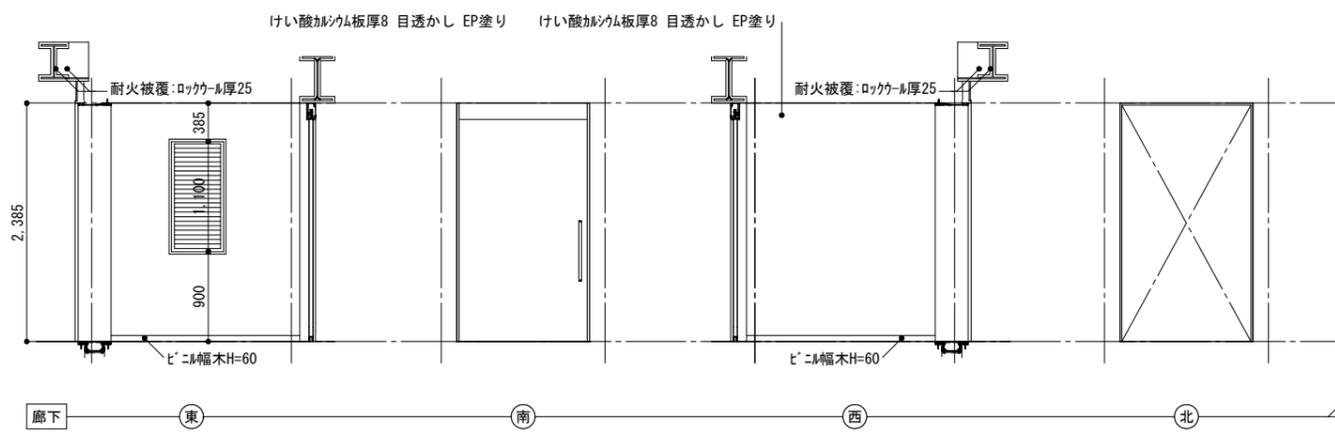
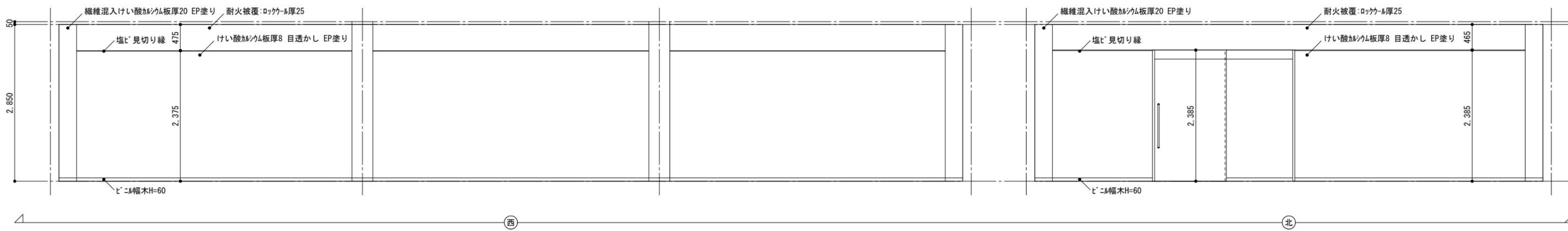
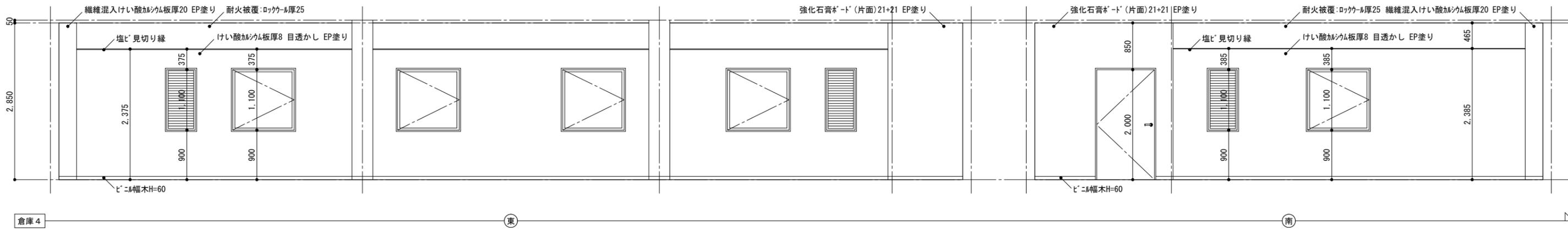
基礎A断面

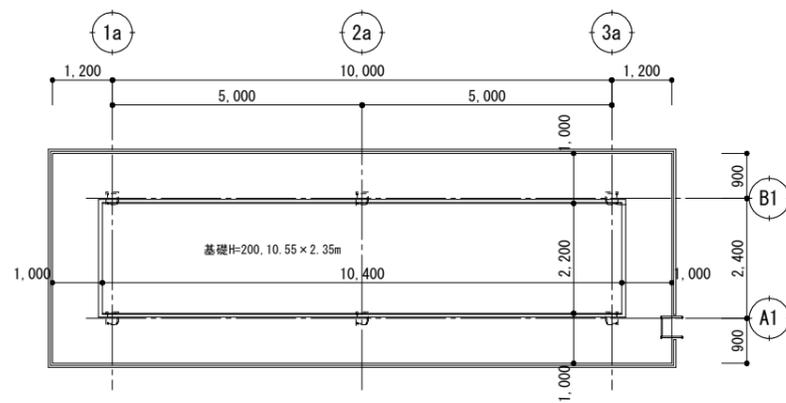
シリング 新設を示す

※小屋ブレースと煙突の位置を施工図で確認のこと
※機械基礎:Fc21

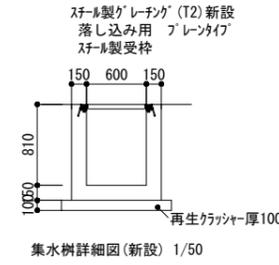




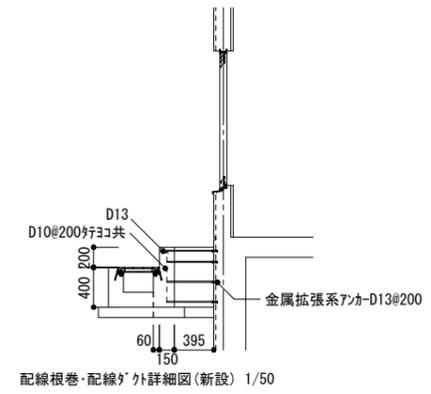




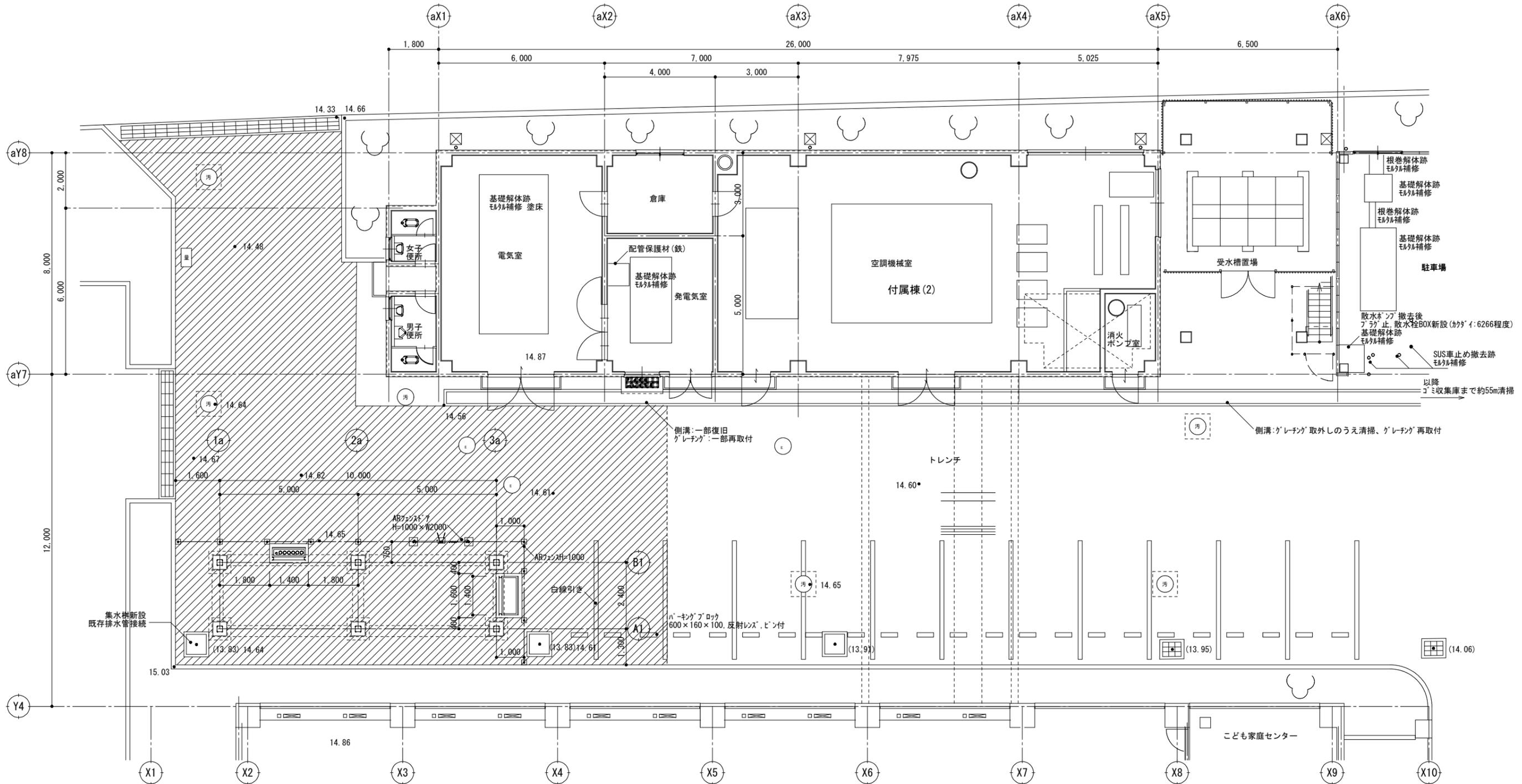
2階平面図 1/100



集水樹詳細図 (新設) 1/50



配線根巻・配線グロ詳細図 (新設) 1/50

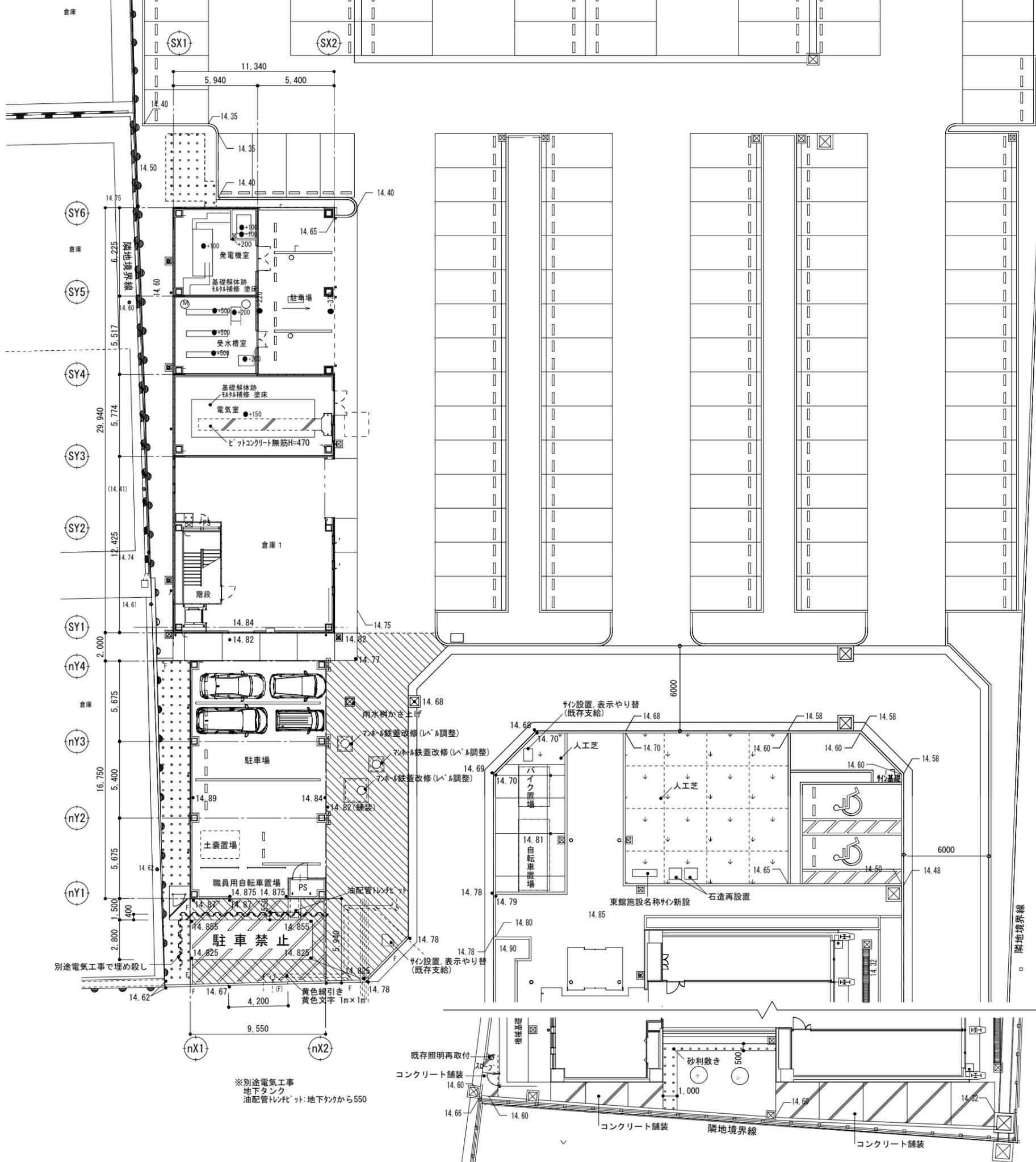


配置兼1階平面図 1/100

凡 例

記号	摘要	詳細図番号	備考
	アスファルト舗装 (車道C)	EX-1	新設

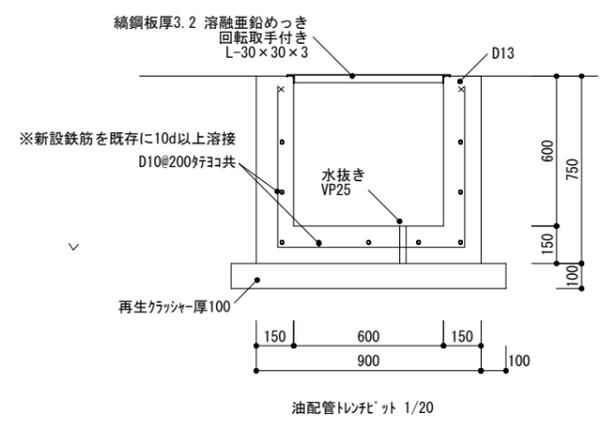
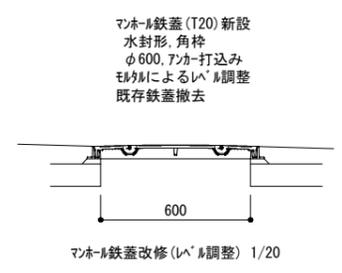
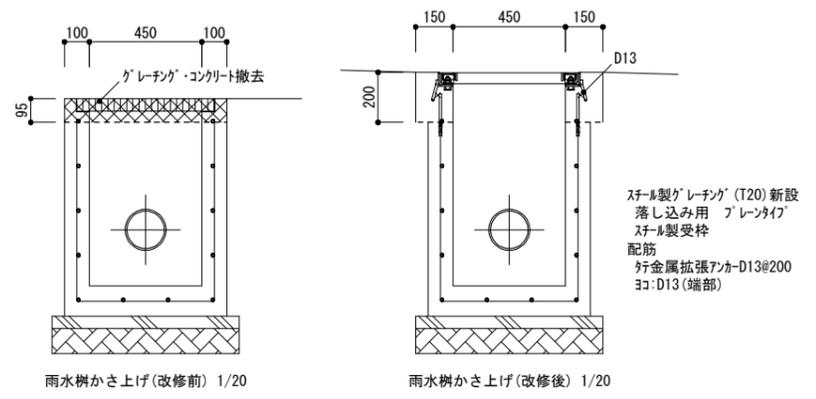
吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事のうち建築工事 (担い手確保型)		架台 配置兼平面図 新設	
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳	2025.12	A - 19



凡 例

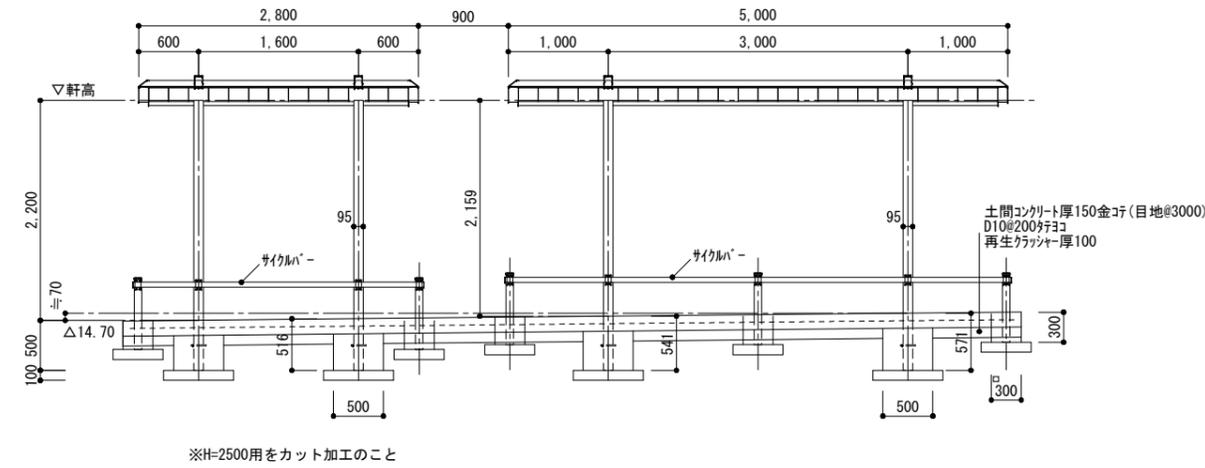
記号	摘要	詳細図番号	備考
	アスファルト舗装 (車道C)	EX-1	新設
	砂利敷き	EX-4	新設
	緑石	EX-5	新設
	緑石 (切下げ)	EX-6	新設
	人工芝 土間コンクリート厚120金時 目地:カッター切@3m 溶接金網φ6×150×150 再生クワッシャー厚100		新設
	コンクリート舗装 目地:カッター切@3m 建物取合い:金属拡張系アンカ-D13@200	EX-3	新設

※現況調査のうえ排水計画等を作成し監督員の許可後工事を施工すること。

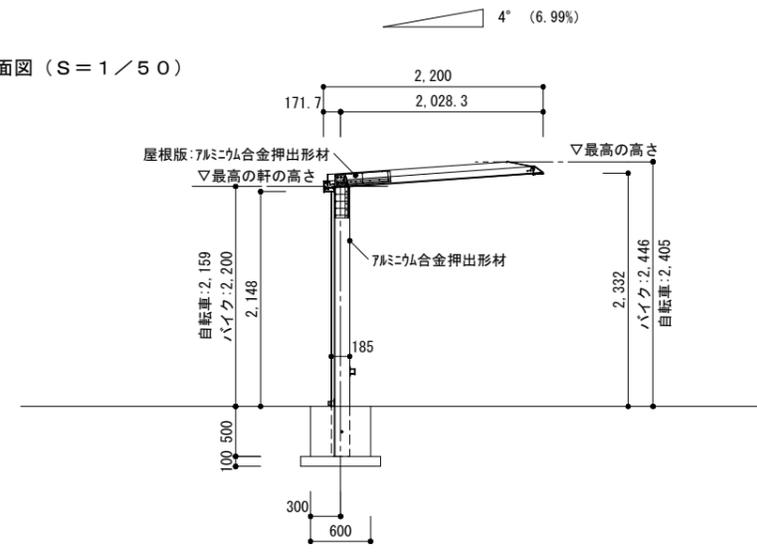


※別途電気工事
地下タンク
油配管トレンチ: 地下タンクから550

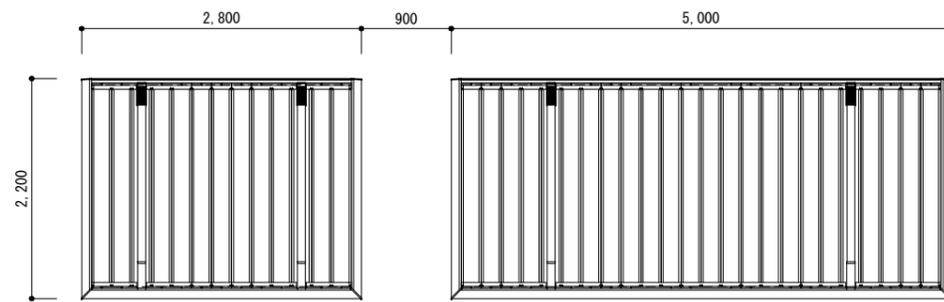
側面図 (S=1/50)



正面図 (S=1/50)



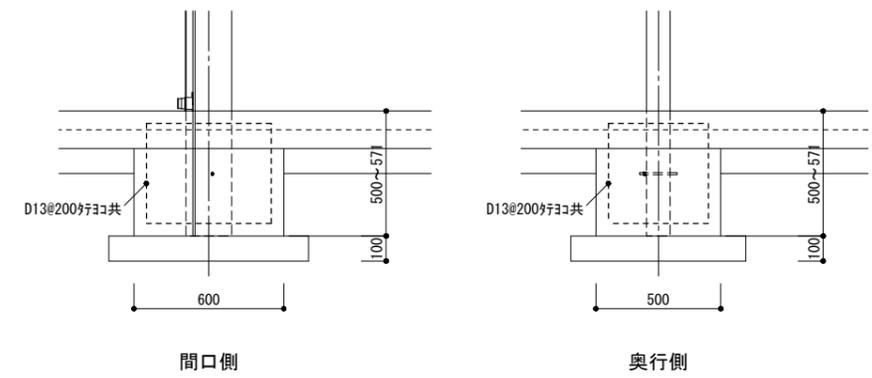
平面図 (S=1/50)



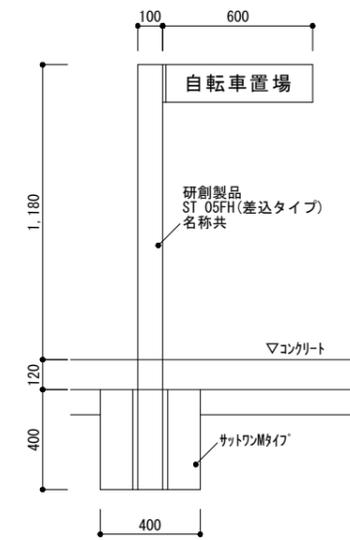
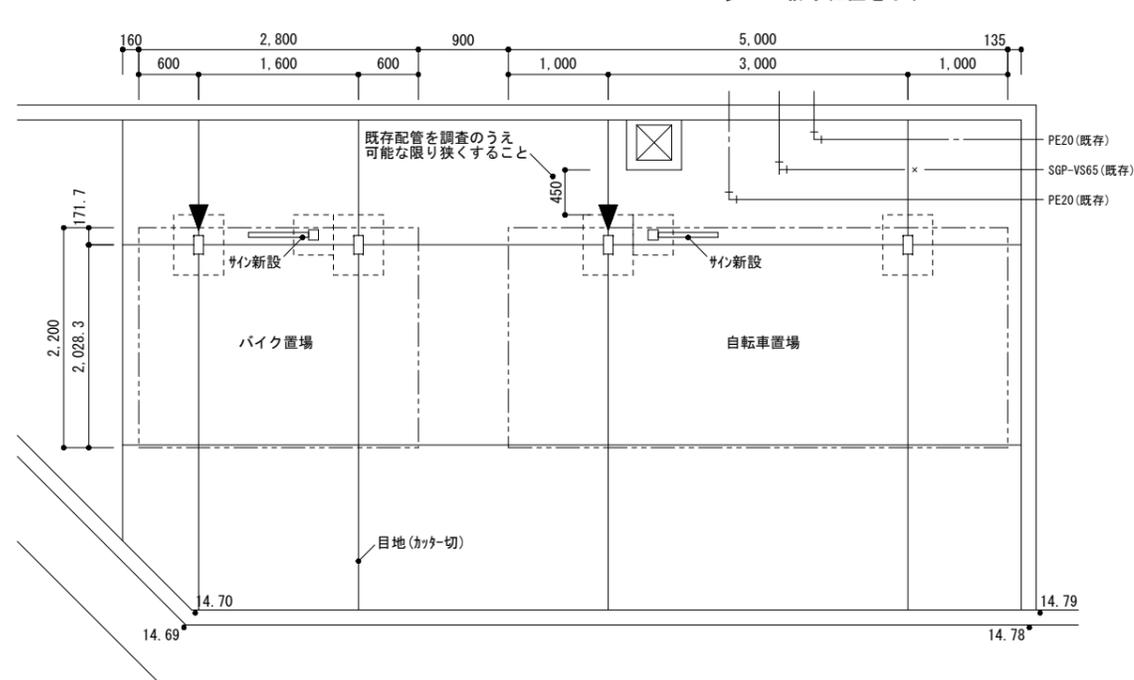
バイク置場
建築面積・床面積
2.8×2.2=6.16㎡

自転車置場
建築面積・床面積
5.0×2.2=11.0㎡

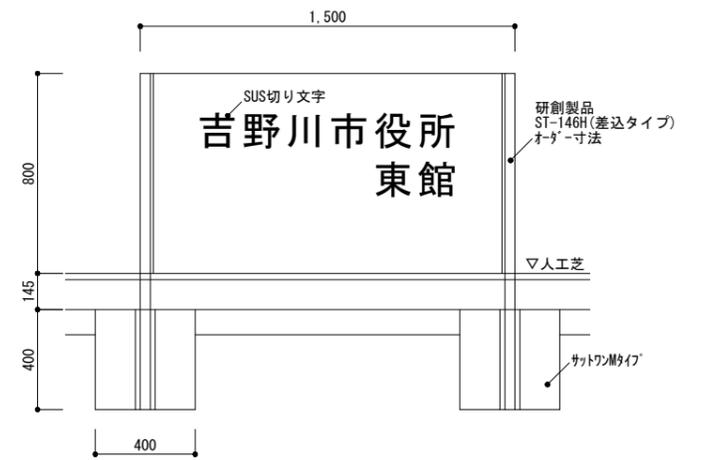
コンクリート土間基礎部詳細図 (S=1/20)



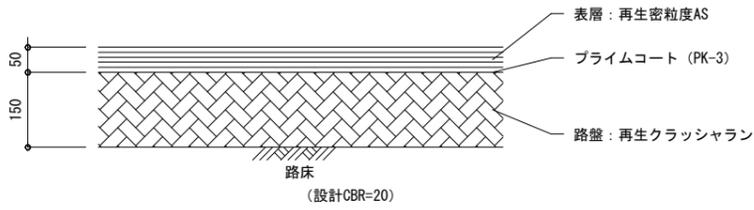
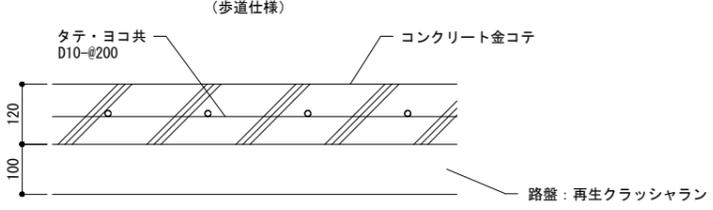
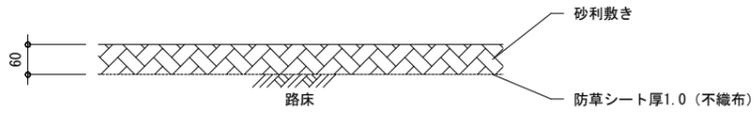
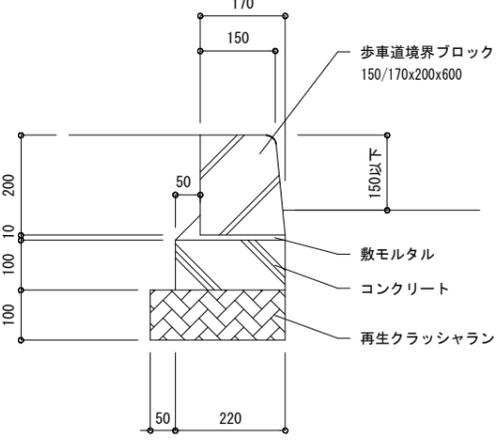
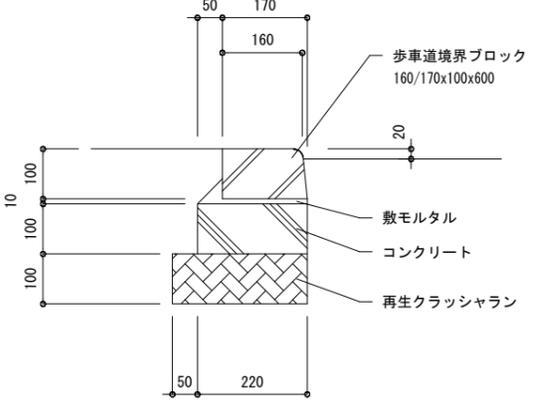
柱・基礎位置図 (S=1/50)

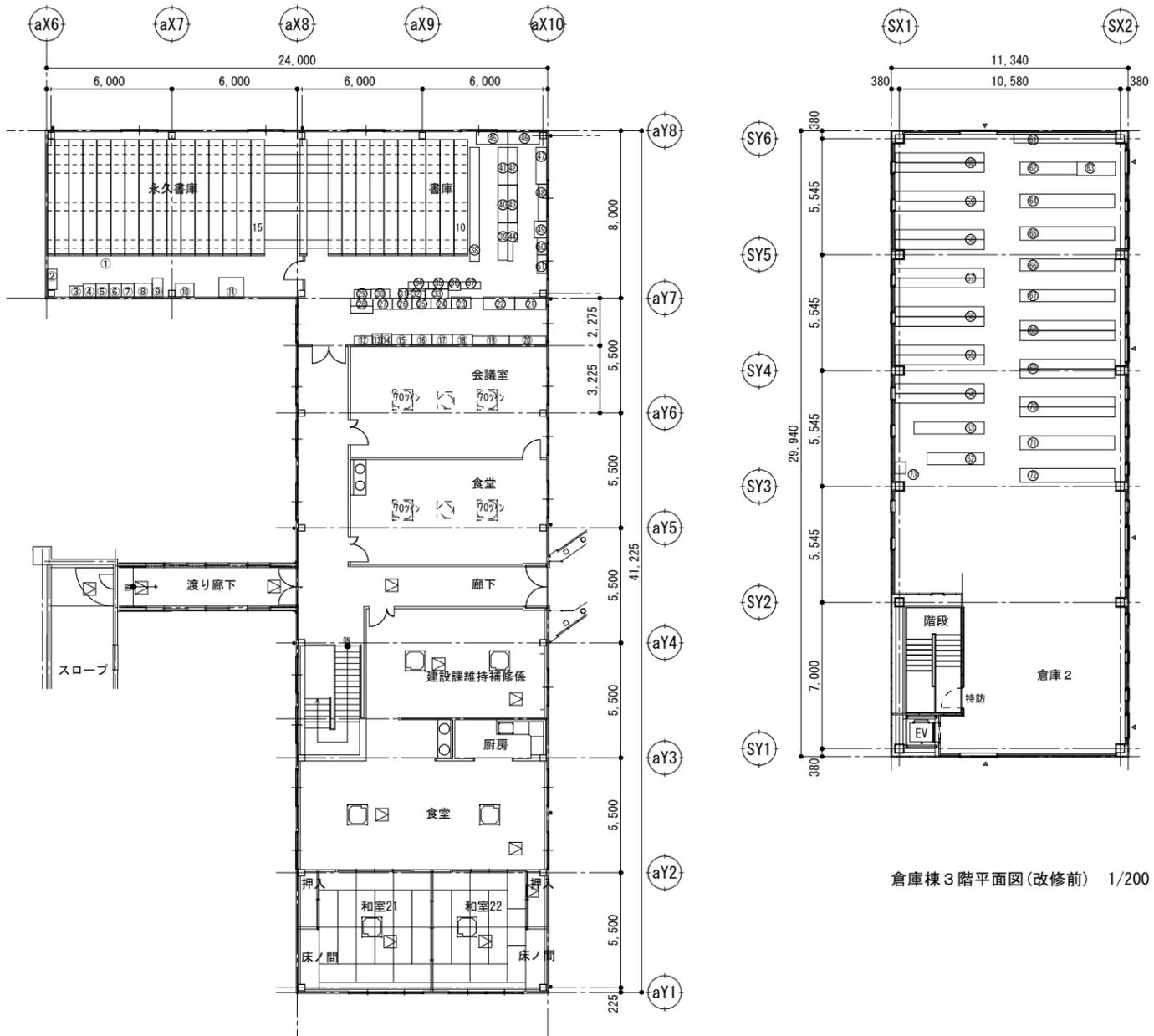


バイク・自転車置場サイン 1/20



東館施設名称サイン 1/20

EX-1	アスファルト舗装 (車道C)	1 : 10	EX-3	コンクリート舗装	1 : 10
					
EX-4	砂利敷き	1 : 10	EX-5	緑石	1 : 10
					
				1 : 10	

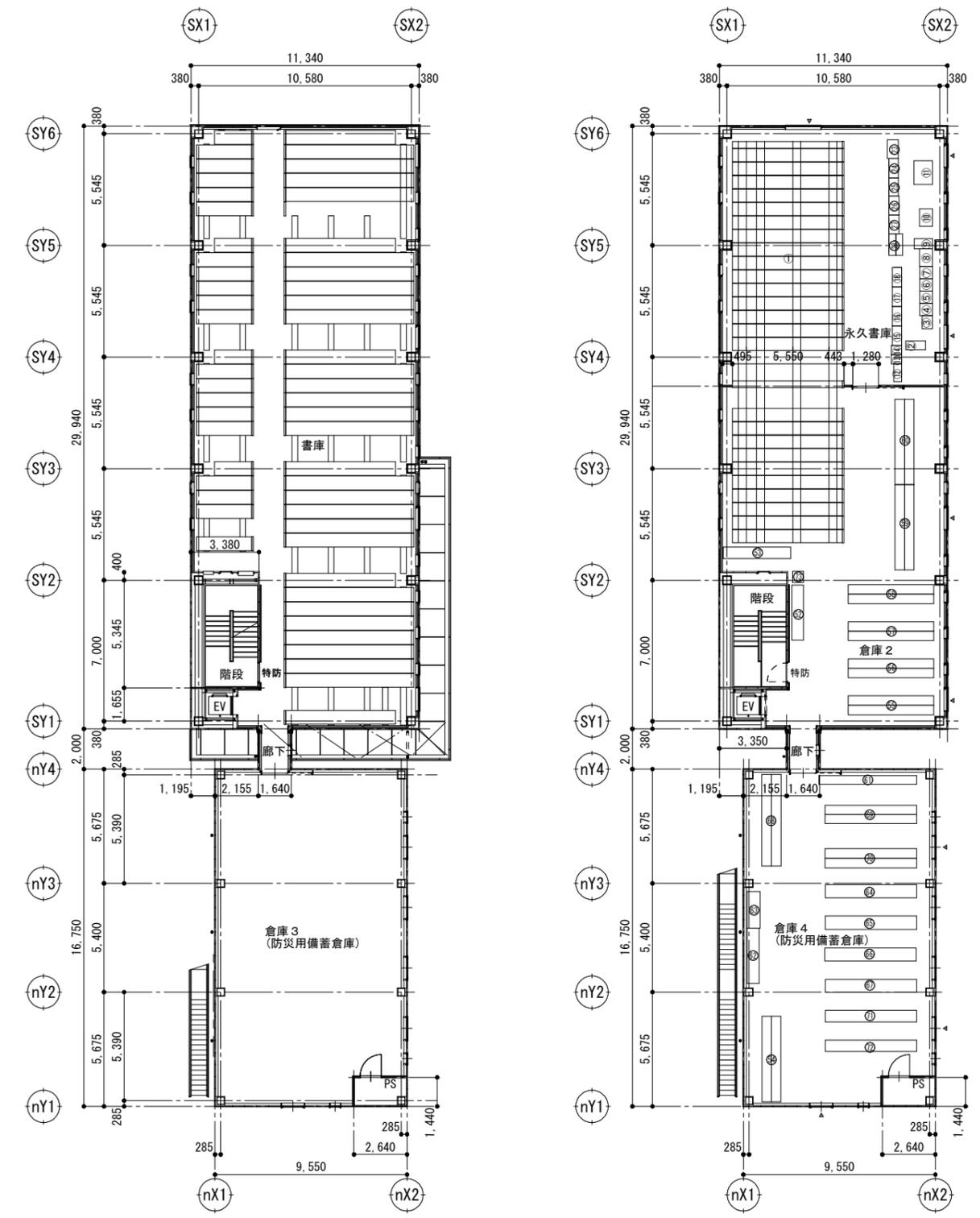


付属棟2階平面図(改修前) 1/200

倉庫棟3階平面図(改修前) 1/200

※①の移動書架は、書架・レールを専門業者が移設すること。

番号	寸法	個数	番号	寸法	個数	番号	寸法	個数	番号	寸法	個数
①	W5,550×D660×H2,300	25	②1	W1,505×D600×H1,805	1	④2	W1,800×D460×H1,800	1	⑥1	W4,860×D430×H2,290	1
②	W5,550×D350×H2,300	2	②2	W1,505×D600×H1,805	1	④3	W1,800×D460×H1,800	1	⑥2	W2,740×D600×H2,290	1
③	W980×D450×H1,520	1	②3	W930×D550×H1,390	1	④4	W1,840×D475×H1,800	1	⑥3	W1,830×D650×H2,290	1
④	W660×D525×H1,260	1	②4	W970×D460×H1,350	1	④5	W1,510×D605×H1,750	1	⑥4	W4,540×D650×H2,290	1
⑤	W610×D635×H1,050	1	②5	W900×D465×H1,130	1	④6	W1,510×D600×H1,800	1	⑥5	W4,540×D650×H2,290	1
⑥	W610×D635×H1,050	1	②6	W940×D500×H1,170	1	④7	W1,760×D510×H1,065+720	1	⑥6	W4,540×D570×H2,290	1
⑦	W610×D635×H1,050	1	②7	W940×D500×H1,170	1	④8	W1,770×D400×H880	1	⑥7	W4,540×D570×H2,290	1
⑧	W880×D650×H1,160+580	1	②8	W1,060×D340×H80	22	④9	W900×D600×H1,800	1	⑥8	W4,540×D480×H2,290	2
⑨	W500×D910×H740	1	②9	W880×D450×H1,900	1	⑤0	W800×D450×H850	1	⑥9	W4,540×D450×H2,290	2
⑩	W880×D650×H580+580	1	③0	W900×D460×H1,140	1	⑤1	W900×D450×H750	1	⑦0	W4,540×D480×H2,290	2
⑪	W1,185×D925×H870	1	③1	W400×D500×H700	1	⑤2	W2,730×D570×H2,290	1	⑦1	W4,540×D660×H2,290	1
⑫	W880×D400×H940+880	1	③2	W850×D380×H400+400	1	⑤3	W3,350×D570×H2,290	1	⑦2	W4,540×D660×H2,290	1
⑬	W455×D515×H1,790	1	③3	W1,120×D460×H1,600	1	⑤4	W4,250×D470×H2,290	2	⑦3	W540×D560×H1,790破壊	1
⑭	W455×D515×H1,790	1	③4	W960×D350×H960	1	⑤5	W4,250×D470×H2,290	2			
⑮	W970×D400×H1,500	1	③5	W570×D400×H930	1	⑤6	W4,250×D470×H2,290	2			
⑯	W970×D470×H1,350	1	③6	W960×D350×H960	1	⑤7	W4,250×D470×H2,290	2			
⑰	W970×D470×H1,350	1	③7	W960×D350×H960	1	⑤8	W4,250×D470×H2,290	2			
⑱	W970×D470×H1,350	1	③8	W5,450×D450×H2,110	1	⑤9	W4,250×D470×H2,290	2			
⑲	W1,760×D400×H880+880	1	③9	W1,800×D460×H1,800	1	⑥0	W4,250×D470×H2,290	2			
⑳	W1,760×D400×H880+880	1	④0	W1,800×D460×H1,800	1						
			④1	W1,800×D460×H1,800	1						



付属棟2階平面図(改修後) 1/200

倉庫棟3階平面図(改修後) 1/200

構造特記仕様書 2023年度版																																				
<p>§1 一般事項</p> <p>選択項目は◎印を適用し、○印が無い場合は※印を適用する。 ○印が複数ある場合は、共に適用する。</p>																																				
1-1	使用材料は原則としてJIS規格品、JAS規格品、又は大臣認定品とする。																																			
1-2	設計図書の優先順位は下記による。 1) 本特記仕様書 2) 設計図 3) 標準図 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 ○ 鉄骨工作標準図 ● 鉄筋鉄骨コンクリート構造標準図 ● 高強度せん断補強筋施工仕様書 ● 鉄筋コンクリート壁式標準配筋図 </div>																																			
4) 仕様書 (◎公共建築協会 ※日本建築協会)																																				
5) 日本建築学会標準仕様書、JASS5 2018年、JASS6 2018年																																				
1-3	各工事に際して、施工計画書及び施工図を提出し、工事監理者の承諾を得る。																																			
1-4	構造関係材料及び各種試験成績書・検査報告書を作成し提出する。 第三者機関による検査・試験費用は工事費に(※含む ※含まない)																																			
1-5	設計図書に示されていない材料、工法等を採用する場合は文書にて工事監理者の承諾を得る。																																			
1-6	梁貫通位置、径、及び箇所数は(●意図図 ●構造図 ※設備図)による。																																			
1-7	その他																																			
<p>§2 構造計算ルート</p>																																				
2-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>方向</th> <th colspan="4">構造計算ルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X</td> <td>● ルート1</td> <td>● ルート2</td> <td>◎ ルート3</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>● ルート1</td> <td>● ルート2</td> <td>◎ ルート3</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table>	方向	構造計算ルート				X	● ルート1	● ルート2	◎ ルート3	●	Y	● ルート1	● ルート2	◎ ルート3	●																				
方向	構造計算ルート																																			
X	● ルート1	● ルート2	◎ ルート3	●																																
Y	● ルート1	● ルート2	◎ ルート3	●																																
2-2	鉄筋の継手(定着については設計図若しくは標準図による) 構造計算ルート別による主筋又は、耐力壁の鉄筋の継手の重ね長さ ※ 建築基準法施行令第73条第2項による仕様規定 ● 日本建築学会 JASS5(2018)、鉄筋コンクリート配筋指針・解説 ● 日本建築学会 RC標準2018 XY両方向共ルート3及び限界耐力計算の場合は、令第73条第2項の仕様規定によらずJASS5(2018)、鉄筋コンクリート配筋指針・解説及びRC標準2018とすることができる。																																			
<p>§3 仮設工事、土工</p>																																				
3-1	山留め、根切り																																			
3-2	埋戻し土、盛土、残土処分 埋戻し土 ◎ 根切り土の中の良土 ○ 搬入良土(埋戻し土は30cm毎に転圧締めを行うこと) 盛土 ◎ 根切り土の中の良土 ○ 搬入良土(盛土は30cm毎に転圧締めを行うこと) 残土処分 ● 場内均地し ※ 場外搬出処分(※ 自由 ● 指定場所)																																			
<p>§4 地業工事</p>																																				
4-1	<p>基礎及びスラブ下地業 (単位mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">場所</th> <th rowspan="2">捨てコンクリート厚さ</th> <th colspan="2">A: 砕石</th> <th rowspan="2">厚さ</th> </tr> <tr> <th>注1)</th> <th>注2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎</td> <td>独立・布</td> <td>◎ 50・60・100</td> <td>※ A・B</td> <td>◎ 60・100・150</td> </tr> <tr> <td>ベタ</td> <td>※ 50・60・100</td> <td>※ A・B</td> <td>※ 60・100・150</td> </tr> <tr> <td>基礎梁</td> <td>◎ 50・60・100</td> <td>※ A・B</td> <td>◎ 60・100・150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土間スラブ</td> <td>◎ 50・60・100</td> <td>※ A・B</td> <td>◎ 60・100・150</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土間コンクリート</td> <td>屋内</td> <td>※ 50・60・100</td> <td>※ A・B</td> <td>※ 60・100・150</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>● 50・60・100</td> <td>※ A・B</td> <td>● 60・100・150</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1). アンカーボルト支持用フレームの、あと施工アンカーを打込む部分は100以上とする。 注2). 端部aは100以上とする。</p>	場所	捨てコンクリート厚さ	A: 砕石		厚さ	注1)	注2)	基礎	独立・布	◎ 50・60・100	※ A・B	◎ 60・100・150	ベタ	※ 50・60・100	※ A・B	※ 60・100・150	基礎梁	◎ 50・60・100	※ A・B	◎ 60・100・150		土間スラブ	◎ 50・60・100	※ A・B	◎ 60・100・150		土間コンクリート	屋内	※ 50・60・100	※ A・B	※ 60・100・150	屋外	● 50・60・100	※ A・B	● 60・100・150
場所	捨てコンクリート厚さ			A: 砕石			厚さ																													
		注1)	注2)																																	
基礎	独立・布	◎ 50・60・100	※ A・B	◎ 60・100・150																																
	ベタ	※ 50・60・100	※ A・B	※ 60・100・150																																
基礎梁	◎ 50・60・100	※ A・B	◎ 60・100・150																																	
土間スラブ	◎ 50・60・100	※ A・B	◎ 60・100・150																																	
土間コンクリート	屋内	※ 50・60・100	※ A・B	※ 60・100・150																																
	屋外	● 50・60・100	※ A・B	● 60・100・150																																
4-2	設計地耐力 長期 kN/m ² 短期 kN/m ² 終局 kN/m ² 地耐力載荷試験 ● 行う (箇所、長期設計耐力の3倍を確認する) ※ 行わない																																			
4-3	地盤改良 ● 無筋コンクリート地業 ● 締固め工法 ● ソイルセメント杭 ● セメント系固化材攪拌 ● 圧密排水工法 ● [● 載荷試験 ● 一軸圧縮試験] ● 行う (箇所) ※ 行わない [● 六価クロム溶出試験] ● 行う ※ 行わない																																			
4-4	既製コンクリート杭、鋼管杭、その他特殊杭(S-11図による)																																			
1) 杭種	<ul style="list-style-type: none"> ● PHC杭 ● A種 ● B種 ● C種 ● ● ST杭 ● A種 ● B種 ● C種 ● ● SC杭 t mm ● ● ● ● ● PRC杭 ● I種 ● II種 ● III種 ● IV種 ● 節杭 ● A種 ● B種 ● C種 ● 																																			
◎ 鋼管杭																																				
2) 工法	<ul style="list-style-type: none"> ● 打撃工法 ● 油圧ハンマー ● ディーゼルハンマー ● 埋込み工法 ● プレボーリングセメントミルク注入工法 ● ● プレボーリング拡大根固め工法(認定工法) ● ● 杭周固定液 ※ あり ● なし ● 中掘拡大根固め工法(認定工法) ● ● 回転埋設根固め工法(認定工法) ● ● 回転杭工法 ● ● 先行掘削 ※ あり ● なし 																																			

3) 杭径、設計耐力、本数表(S-11図による)

杭径(底部部)mm	長期kN	短期kN	終局kN	本数	備考
()					
()					
()					
()					

4) 杭の構成は設計図による。(S-11図による)

5) 杭頭補強(S-11図による)

● かがり筋 ● スタッド溶接 ● 杭外周溶接

4-5 場所打鉄筋コンクリート杭、場所打鋼管コンクリート杭

1) 工法

- アースドリル工法 ● 掘削アースドリル工法
- リバース工法 ● オールケーシング工法 (● ベント工法 ●)
- BH工法 ●

2) 杭径、設計耐力、本数表(底部部は施工費を示す)

杭径(底部部)mm	管厚 mm	長期kN	短期kN	終局kN	本数	備考
()						
()						
()						
()						
()						

3) 杭先端深さ ● GL- m ● 杭リストによる ● 杭状況による

4) 孔壁測定 (2方向)
※ 行う (● 全数 ● %) ● 行わない

5) 使用材料 コンクリートの仕様は設計図による。特記のない場合JASS5水中コンクリートによる。
コンクリート Fc (● 普通ポルトランドセメント ● 高炉セメントB種)
鉄筋 ● D 以下 S0295 ● D 以上 S0345
● D 以上 S0390
鋼管(リブ付) ● SKK400 ● SKK490

4-6 杭打地業共通事項

1) [● 試験杭 ● 試験掘] ● 行う (本) ● 行わない

2) 載荷試験 ● 行う (箇所、長期設計耐力の3倍を確認する) ※ 行わない

3) SL塗布 ● 行う ※ 行わない

§5 鉄筋工事

5-1 材種

種類	径	継手
◎ S0295	D16 以下	※ 重ね継手 ● スパイラル ● 工場溶接
◎ S0345	D19 以上	● 重ね継手 ※ ガス圧接 ● 溶接継手
● S0390	D 以上	※ ガス圧接 ● 溶接継手 ● 機械継手(綫)
● S0490	D 以上	● ガス圧接 ※ 溶接継手 ● 機械継手(綫)
● 溶接金鋼		● 重ね継手
● 高強度せん断補強筋	● 1275級 P ● 785級 K ● 685級 U	● フック加工 ● スパイラル ● 工場溶接

5-2 ガス圧接部の検査(第三者機関による)外観検査全数(引張り試験の場合、施工者自主検査でもよい)
● 抜取り検査
◎ 引張り試験(JISZ3120)
1検査ロットにつき ※ 3本 ● 原則 柱・梁の径毎に3本
◎ 超音波探傷試験(JISZ3062) ● 熱間押抜き試験
1検査ロットにつき ● 30箇所 ●
○ 不合格となった圧接部は切り取って再圧接を行う。また残り全数に対して超音波探傷試験を行う。
1検査ロットは1組の作業班が1日に施工した圧接箇所の数量で200箇所以内

5-3 溶接、機械式継手の検査は各々の認定方法による他、日本継手協会仕様書(2017年)及び下記を参照する。
JIS Z 3063 (鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準)
JIS Z 3064 (鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定試験方法及び判定基準)

5-4 梁貫通補強
補強筋は原則として工場製品(評定品)を使用する。

5-5 その他
基礎梁、基礎小梁の継手及び定着は原則として ◎ ①一般 ◎ ②地反力を受ける とする。
● ③上載荷重が大きい場合
梁の余長Lの採用 大梁・小梁 ◎ D' (梁有効長) ● 端部上下筋15d 中央上下筋20d
基礎梁 ◎ min(D', L) ● 端部上下筋15d 中央上下筋20d
鉄筋の組立は適切な位置にスペーサーを使用し、組立後は形状保持のための養生を行う。
コンクリートを2回打する部材は、初回の打設後に鉄筋の清掃を行う。
コンクリート打設前に工事監理者の検査を受け不備な箇所は修正を行う。

§6 コンクリート工事

6-1 レディーミクストコンクリート(JIS A5308-2019)

1) セメント ◎ 普通熟成セメント JISR5210 ● 高炉セメントB種 ● 低熱熟成セメント JISR5210

2) 粗骨材 ◎ 砂利 ※ 砕石 ● 高炉セメント骨材 ● 人工軽質骨材 ● 再生骨材
最大径(mm) ※ 20 ● 25 ● 40

3) 設計基準強度 (N/mm²) (使用区分は設計図の軸組図に示す)
● 普通コンクリート ● Fc18 ◎ Fc21 ◎ Fc24 ● Fc27 ● Fc30 ● Fc ● Fc ● Fc21(合成床版)、Fc24 (基礎、地中梁、腰壁等躯体)
● 軽量コンクリート(※ 1種 ● 2種 気乾単位容積質量 ※ 18.5 ●) ● LFc18 ● LFc21 ● LFc24 ● LFc27 ● LFc30 ● LFc

4) 土間コンクリート ◎ Fc21 (ただし柱、壁等と同時に打込む場合は躯体の強度とする)

5) 捨てコンクリート ◎ Fc18

6) 防水押さえコンクリート ● Fc ● LFc (気乾単位容積質量 ※ 18.5 ●)

7) かさ上げコンクリート ● Fc ● LFc (気乾単位容積質量 ※ 18.5 ●)

6-2 混和材 ※AE減水剤 ● 高性能AE減水剤 ● 躯体防水材 ● 膨張材
注1). 混和剤は所定の品質を確保するためにプラントの特性に応じたものを使用する。

6-3

箇所	基礎、基礎梁	一般		備考
スラブ	cm 15	18		
水セメント比 %	60以下	60以下		60以下
単位水量 kg/m ³	185以下	185以下		185以下
単位セメント量 kg/m ³	270以上	270以上		270以上

注2). スラブは特記なき限り施工者が決め監理者に報告する。
試験(躯体コンクリートの28日圧縮試験は公的機関において行う)

6-4 1) 骨材 [● 塩分含有量 ● アルカリシリカ反応性] ※ 行う ● 行わない
2) フレッシュコンクリート [● スランプ ● 空気量] ※ 行う ● 行わない
3) 躯体のせき板取り外し時期決定圧縮試験 ※ 行う ● 行わない
4) コンクリートコア抜き取り圧縮試験 ● 行う ※ 行わない
5) マスコンクリートのひび割れ照査(温度応力解析) ● 行う ※ 行わない
6) 単位水量測定 ● 行う ● 行わない

6-5 調合(補正値は工事費に含む)
計画供用期間の級()は耐久設計基準強度F_d
● 短期(18) ● 標準(24) ● 長期(30) ● 超長期(36)
調合管理強度 F_m=Max(F_c, F_d)+S S=3~6
材齢28日の調合強度は下記の両式を満足するものとする。
F_d≥F_m+1.73σ F_d≥0.85F_m+3σ

6-6 せき板及び支柱の在置期間(普通ポルトランドセメントの場合)

コンクリートの材料による場合	基礎、梁、柱、壁		スラブ下		梁下
	15℃以上	3日	17日	17日	
5℃以上	5日		25日		28日
0℃以上	8日		28日		
圧縮試験による場合	5N/mm ² 注)0.85Fcまたは12N/mm ² 注)設計基準強度				

注) かつ、施工中の荷重及び外力について、構造計算により安全が確認されるまで。
住宅性能表示 劣化等級 ● 等級2 ● 等級3
劣化等級2又は3を指定する場合は、鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)2-7かぶり厚さが変わる為、かぶりを訂正又は、設計図に明示する

6-8 Fc36を超える場合は高強度コンクリートとし、仕様は別記特記仕様書(JASS5)による

§7 鉄骨工事

7-1 材種及び使用箇所

規格名称	鋼材名	柱	通し	内	大梁	アレス	小梁
一般構造用圧延鋼材	◎ SS400 ●		ダイヤ	ダイヤ			○
溶接構造用圧延鋼材	● SM400A ● SM490A ● SM400A ● SM490A						
建築構造用圧延鋼材	◎ SN400B ● SN490B ● SN400C ● SN490C	○			○		
一般構造用角形鋼管	● STKR400 ● STKR490						
冷間成形角形鋼管	◎ BCR235 ● BCP235 ● BCP235 ● BCP325	○					
熱間成形角形鋼管	● SHC400B ● SHC400C ● SHC490B ● SHC490C						
一般構造用炭素鋼管	● STK400 ● STK490 ● STKN400 ● STKN490						
一般構造用軽量鋼管	◎ SSC400 ●						○
建築構造用圧延棒鋼	◎ SNR400 ●					○	

7-2 高力ボルト

高力ボルトの種類	使用箇所
トルシア形高力ボルト	◎ S10T 全般
JIS形高力ボルト	◎ F10T トルシア形が使用できない部分
溶融亜鉛メッキ高力ボルト	◎ F8T 母材が亜鉛メッキされている部分
超高力ボルト	● S14T 屋内環境

7-3 普通ボルト、アンカーボルト

1) 材質 ● SS400 ● SS490 (M 以上) ● ABR400 ● ABR490 ● ABM400 ● ABM490 (ABMはM24以上)

2) 大臣認定柱脚(メーカー仕様による) ◎ 使用する ● 使用しない

7-4 頭付きスタッド

径	長さ(mm)	使用箇所
16 φ	● 80 ● 100 ● 120 ● 150 ●	
19 φ	● 80 ● 100 ● 120 ● 150 ●	

7-5 溶接材料

1) アーク溶接に使用する溶接棒、ワイヤ及びフラックスは母材の種類、寸法、及び溶接条件に相応したものを選定する。

2) ガスシールドアーク溶接に使用するシールドガスは溶接に相応したものとする。

7-6 スクラップ形状 ※ ノンスクラップ工法 ◎ スクラップ工法

7-7 継手

	柱	梁
フランジ	● 高力ボルト ● 現場溶接	※ 高力ボルト ● 現場溶接
ウェブ	● 高力ボルト ● 現場溶接	※ 高力ボルト ● 現場溶接

7-8 溶接手法及び管理

1) 使用する溶接ワイヤー、入熱量及びバス間温度等の仕様については鉄建協又は全構協の仕様で、専任の溶接施工管理技術者により管理を行うこと。

2) 完全溶け込み溶接はAW検定の有資格者が行うとする指定を ● 行う ● 行わない

3) 本工事で代替タブを使用する場合は、代替タブ溶接技術者技量検定付加試験を ● 行う ● 行わない
但し、代替タブのAW検定有資格者は技量検定付加試験を免除する。

7-9 デッキプレート (単位 mm)

1) 床用 高さ ● 板厚 ●

2) 合成スラブ用 高さ ◎ 50 板厚 ◎ 1.2

3) 高さ ● 板厚 ● 形板

4) 防錆処理 ● プライマー ◎ 亜鉛メッキ ◎ Z12 ● Z27

7-10 塗装(工場塗 ※ 2回 ● 1回、現場タッチアップ程度とする)

1) 素地調整 ※ ケレン ● プラスト

2) 下塗り用塗料

適用	塗料	種別	標準膜厚
屋外	●	●	●
室内	●	●	●
※	鉛、クロムフリー錆止め	JISK5674 ※ 1種 ※ 2種	30 μm
●	水系さび止めペイント	JASS18 M-111	30 μm
●	変性エポキシ樹脂プライマー	JASS18 M-109 ● 1種 ● 2種	40 μm
●	有機ジンクリッチプライマー	JISK5552 ● 2種	15 μm
●	構造物用さび止めペイント	JISK5551 A種	30 μm

3) 溶融亜鉛メッキ ◎ 行う¹⁾ 通商 行わない
底のみ ● 行わない

4) 常温亜鉛メッキ ● 行う ● 行わない

5) 高耐食メッキ鋼板 (13.2mm以下) ● 用いる ● 用いない

7-11 溶接部の検査(受入検査) ※ 行う ● 行わない

1) 受入検査を行う第三者検査機関は、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者(元請)との直接契約による。

2) 第三者検査機関は(社)日本溶接協会によるO1検査事業者認定種別における超音波探傷検査部門の認定を取得した事業者とし、当該工事の鉄骨製作工場の社内検査を行っていない事業者とする。

3) 受入検査は目視による外観検査と超音波探傷検査とし、社内検査完了後に行う。

4) 外観検査の合格判定は国土交通省告示1464号による。ただし告示に定めのないものは日本建築学会「JASS6 鉄骨工事 2018 付則6 鉄骨精度検査基準」の限界許容差による。

5) 超音波探傷検査は日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規程・解説」2018により、合格判定は7.2.1条を考慮しない溶接部のうち、引張応力が作用する溶接部の項を適用する。

6) 溶接箇所数の数え方は「JASS6 鉄骨工事 2018」表10.1溶接箇所数の数え方による。

7) 受入検査の抜取り方法及び抜取り率は以下による。

a) 工場溶接の場合
i. 検査ロットは各節、各工区毎に溶接箇所300箇所以内で構成する。
ii. 抜取り数は各ロット毎に30箇所をランダムにサンプリングする。
iii. 大きさ30箇所のサンプル中の不適合個数が1個以下のときはロットを合格とし、4個以上のときはロットを不合格とする。ただし、サンプル中の不適合数が1個を超え4個未満のときは、同じロットからさらに30箇所のサンプルを抜取検査する。総計60箇所のサンプルについての不適合個数の合計が4個以下のときはロットを合格とし、5個以上のときはロットを不合格とする。

b) 現場溶接の場合
i. 全数検査とする。
8) 検査により不合格と判定された溶接部はすべて補修を行い、再検査して合格とならなければならない。
9) ずれ・食い違いの補修方法は、独立行政法人 建築研究所監修「突き合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による。

7-12 鉄骨製作工場 下記○印のグレード認定工場内、納期・製作能力・数量数を勘案して工場選択のこと

国土交通省大臣認定(グレード)				
S	H	④	J	

§8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板・PCa板工事

8-1 コンクリートブロック

1) 種類 ● A種 ● B種 ● C種

2) 厚さ mm ● 100 ● 120 ● 150 ● 190

8-2 ALC パネル

1) 使用箇所 ● 床 ● 屋根 ● 外壁 ● 内壁

2) 厚さ mm ● 75 (80) ● 100 ● 120 (125) ● 150 ● 175

3) 外壁取り付け構法

方向	構法	使用箇所	備考
縦	● ロッキング構法		
横	● アンカー構法		

8-3 押出成形セメント板
外壁取付構法及び厚さ mm ● 60 ●

方向	構法	使用箇所	備考
縦	◎ ロッキング構法		
横	◎ スライド構法		

8-4 PCa板

1) 床及び屋根 ● 床 ● 屋根
● PCa板単独 厚さ mm ● ●
● 合成板

PCa板厚さ mm	現場打厚さ mm	合計厚さ mm	備考

2) 外壁 厚さ mm ● ●

2023年2月1日作成 (不許複製)

吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事のうち建築工事(担い手確保型)	構造特記仕様書	A2:1/- A3:1/-
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳	2025.12 S — 01

鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1) 2023版

§ 1 一般事項

1-1 基本事項

1. 使用材料、工法等は構造特記仕様書による。
2. 設計図書に記載なき場合は本標準図に従うものとする。
また本標準図に明記なき場合は構造特記仕様書1-2-4に指定した共通仕様書及び日本建築学会「JASS5(2018)」及び「鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説(2021)」による。
3. 本標準図は異形鉄筋を対象とし、dは呼び名に用いた数値とする。
4. 本標準図に示す単位は特記なき限りすべてmmとする。

1-2 その他

§ 2 共通事項

鉄筋の表示記号及び最外径は下表による。

記号	●	×	○	◎	⊗	⊙	⊚	⊛	⊜	⊝	⊞
呼び径 d	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D35	D38	D41
最外径 D	11	14	18	22	26	29	33	37	40	43	47

○フックのない場合
○フックのある場合
○本数に差がある場合
○機械式継手表示
○ガス圧接、溶接継手表示

2-2 鉄筋の折り曲げ

柱・梁・基礎の主筋、及び、その他の鉄筋の折曲げ形状・寸法

折曲げ角度	図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の折曲げ内法直径(D)	
				D16以下	3d以上
180°		柱・梁主筋 基礎主筋 帯筋	SD295 SD345	D16以下 D19~D41	3d以上 4d以上
135°		あばら筋 スパイラル筋 スラブ筋 壁筋	SD390 SD490	D41以下 D25以下 D29~D41	5d以上 5d以上 6d以上
90°					

2-3 鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

「JASS5(2018)」に準拠

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度(N/mm ²)	重ね継手の長さ		定着の長さ	
		上段直線 L1 下段フック付き L1h	上段直線 L2 下段フック付き L2h, La	一般	小梁・床スラブ
SD295 SD345 (-)はSD345を示す	18	45d(50d) 35d	40d 30d	15d(20d)	L3=20d L3h=10d 床スラブの場合 L3=10d かつ 150以上
	21	40d(45d) 30d	35d 25d	15d(20d)	
	24~27	35d(40d) 25d(30d)	30d(35d) 20d(25d), 15d(20d)	15d	
	30~36	35d 25d	30d 20d	15d	
SD390 (-)はSD490は通称外	21	50d(-) 35d(-) 45d(55d)	40d(-) 30d(-) 40d(45d)	20d(-)	SD490は通称外
	24~27	35d(45d) 30d(35d)	30d(35d), 20d(25d)	15d	
	30~36	40d(50d) 30d(35d)	35d(40d) 25d(30d), 20d(25d)	15d	
	39~45	40d(45d) 30d(35d)	35d(40d) 25d(30d), 15d(20d)	15d	
48~60	35d(40d) 25d(30d)	30d(35d) 20d(25d), 15d(20d)	15d		

一般定着の直線 L2 または フック付きの L2h, La, Lb の図

直線定着 90° フック付き定着 135° フック付き定着 180° フック付き定着

1. 重ね継手の長さは鉄筋の折曲げ起点間の距離、又、フック付きの L2h は仕口面から鉄筋の折曲げ起点までとし、末端のフックは定着長さに含まない。
2. 軽量コンクリートを使用する場合は、2-3 の数値に 5d を加算する。

2-4 継手一般

ガス圧接継手・溶接継手・機械式継手に関する事項は、標準仕様書および施工要領ならびに鉄筋継手工事特記仕様書(2019年版)共に公社団法人日本鉄筋継手協会編に準拠。

1. ガス圧接、溶接継手
 - ガス圧接: 0.2d以下, 1.4d以上, 間隔: a ≥ 400
 - 溶接継手: 1.1d以上
2. 機械式継手
 - 間隔: a ≥ 400 かつ b+40
3. 重ね継手(壁、スラブ筋を除く)
 - 間隔: 約0.5L1h

2-5 鉄筋のフック

○ 下記の1.~7. に示す鉄筋の末端部にはフックをつける。

1. あばら筋及び帯筋
2. 煙突の鉄筋
3. 柱及び梁(基礎梁を除く)の出端部分の鉄筋(下図参照)

2-6 鉄筋のあき

鉄筋に対するコンクリートの設計かぶり厚さ

部 位	かぶり厚さ		
	仕上げあり	仕上げなし	
土に接しない部分	屋根スラブ 床スラブ 非耐力壁	30(20), 30(20), 40(30)	30(20), 40(30)
	柱 梁 耐力壁	40(30), 40(30), 50(40)	40(30), 50(40)
	擁 壁	50(40)	50(40)
	土に接する部分	柱・梁・床スラブ・壁 布基礎の立ち上り 基礎・擁壁	50(40) ^{※1} , 70(60) ^{※2}

2-7 かぶりの厚さ

§ 3 柱

3-1 主筋の継手

ガス圧接、溶接、機械式継手

重ね継手

間隔: a ≥ 400, 500以上(※D)

※最下階柱脚は柱径 D 以上。

○ 印内に継手中心部を設けることを原則とする。設計者判断により、認定を得た工法では a=0 とできる。

3-2 主筋の定着

3-3 筋帯副帯筋

3-4 補助筋

3-5 柱のコンファインド補強

補強する柱は設計図による。(柱頭、柱脚柱成の範囲を補強する。)

○ 印内に継手中心部を設けることを原則とする。(告示平12第1463号 使用基準参照) 溶接継手の場合でも柱面より500以上はなすこと。

○ 定着形状を下記以外とする場合は設計図書による。

§ 4 梁

4-1 主筋の継手

4-2 主筋の定着及び余長

外柱

中柱

4-3 あばら筋副あばら筋

2023年2月1日作成 (不許複製)

3-5 柱のコンファインド補強

補強する柱は設計図による。(柱頭、柱脚柱成の範囲を補強する。)

○ 印内に継手中心部を設けることを原則とする。(告示平12第1463号 使用基準参照) 溶接継手の場合でも柱面より500以上はなすこと。

○ 定着形状を下記以外とする場合は設計図書による。

§ 4 梁

4-1 主筋の継手

4-2 主筋の定着及び余長

外柱

中柱

4-3 あばら筋副あばら筋

2023年2月1日作成 (不許複製)

3-5 柱のコンファインド補強

補強する柱は設計図による。(柱頭、柱脚柱成の範囲を補強する。)

○ 印内に継手中心部を設けることを原則とする。(告示平12第1463号 使用基準参照) 溶接継手の場合でも柱面より500以上はなすこと。

○ 定着形状を下記以外とする場合は設計図書による。

§ 4 梁

4-1 主筋の継手

4-2 主筋の定着及び余長

外柱

中柱

4-3 あばら筋副あばら筋

2023年2月1日作成 (不許複製)

(販売元) 一般社団法人日本建築構造設計事務所協会連合会
http://fasa-net.jp
(発行元) 一般社団法人関西建築構造設計事務所協会
TEL(06)6763-8205 FAX(06)6763-8206
http://www.kse-web.com/

一級建築士登録番号 第132007号, 構造設計一級建築士 第7457号 森山 篤

【防災倉庫棟】

吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事のうち建築工事(担い手確保型)
鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1) A2:1/- A3:1/-

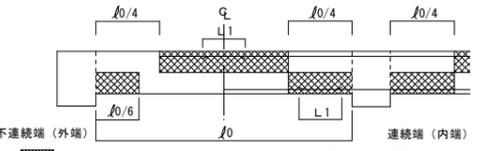
株式会社 岡島建築事務所
1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
2025.12
S — 02

鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2) 2023版

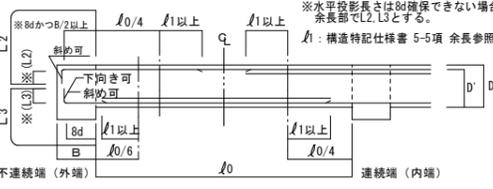
4-4 補助筋



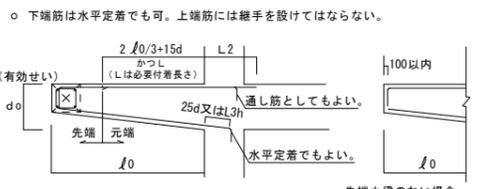
4-5 小梁及び片持梁



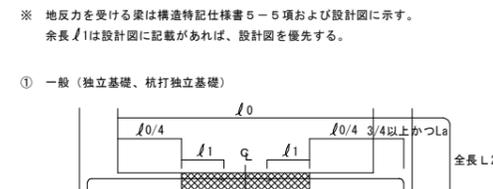
4-6 基礎梁及び基礎小梁



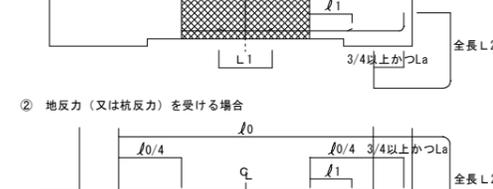
4-7 梁の貫通補強



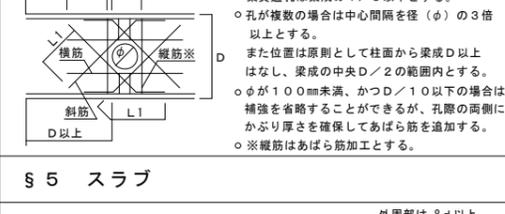
4-8 基礎梁の継手及び定着



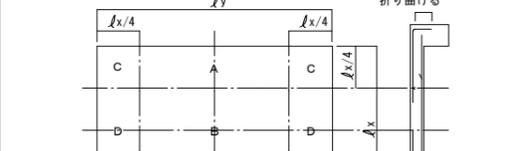
4-9 基礎小梁の継手及び定着



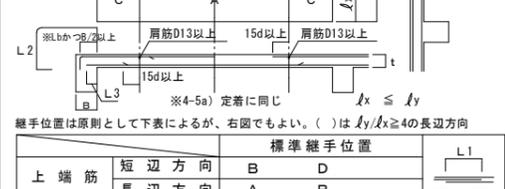
5-1 鉄筋の折り曲げ及び定着



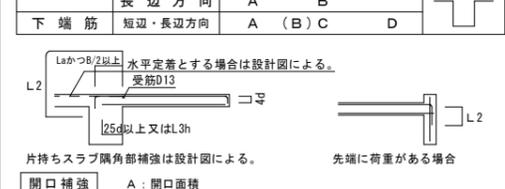
5-2 継手



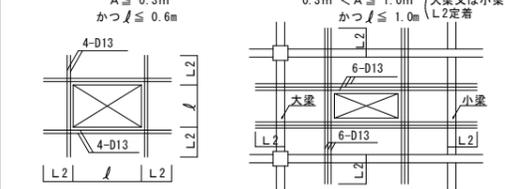
5-3 片持スラブ



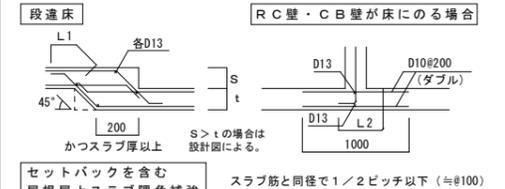
5-4 補強筋



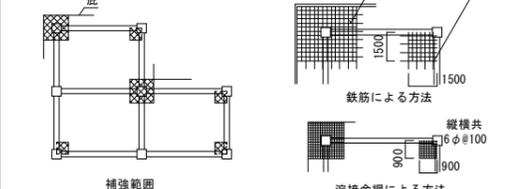
5-5 開口補強



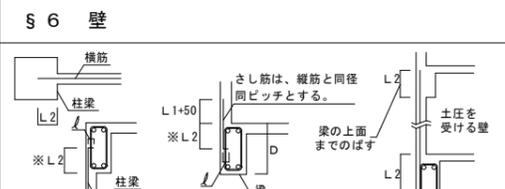
5-6 段床



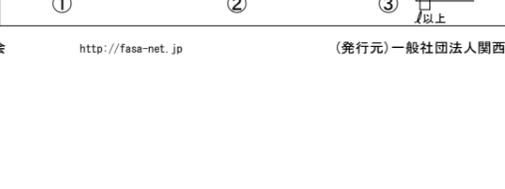
5-7 セットバックを含む屋根屋上スラブ隅角補強



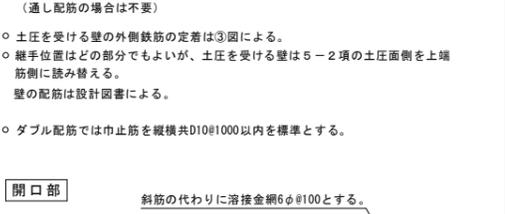
5-8 鉄筋による方法



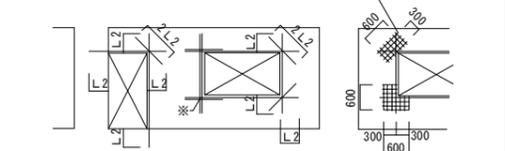
5-9 溶接金網による方法



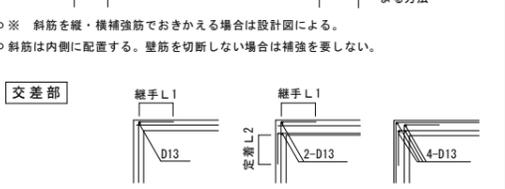
6-1 定着及び継手



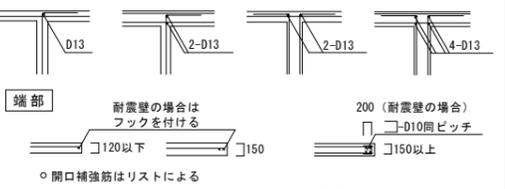
6-2 壁配筋



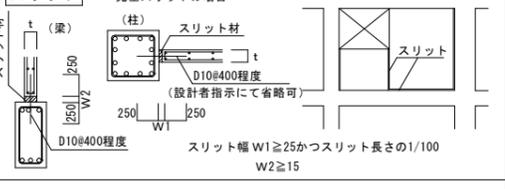
6-3 補強筋



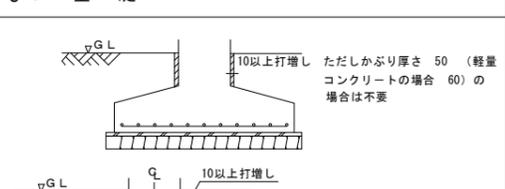
6-4 開口部



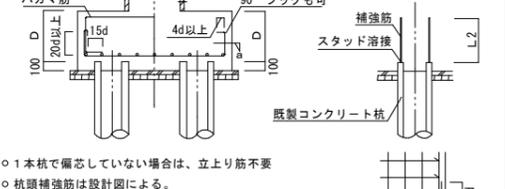
6-5 交差部



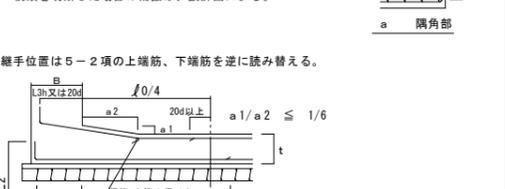
6-6 端部



6-7 スリット



6-8 7 基礎



6-9 7-1 独立基礎



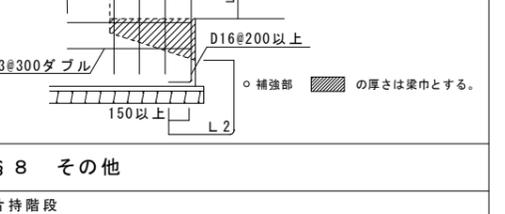
6-10 7-2 杭基礎



6-11 7-3 ベタ基礎継手及び定着



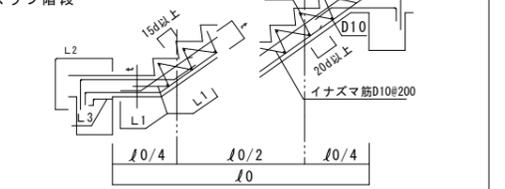
7-4 基礎と基礎梁



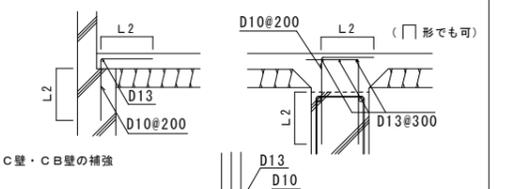
7-5 8-1 階



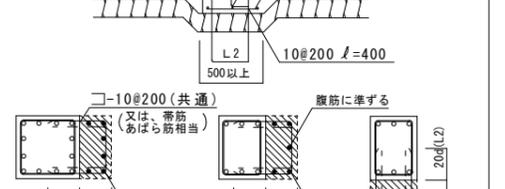
7-6 8-2 土間コンクリート



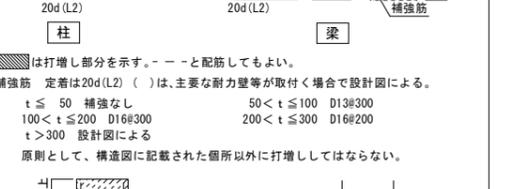
7-7 8-3 増し補強



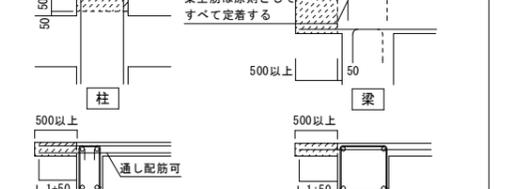
7-8 8-4 増築予定



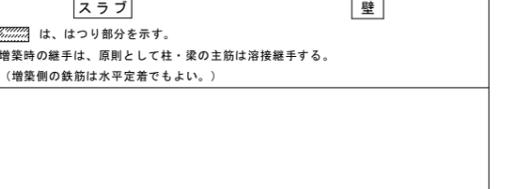
7-9 8-1 階



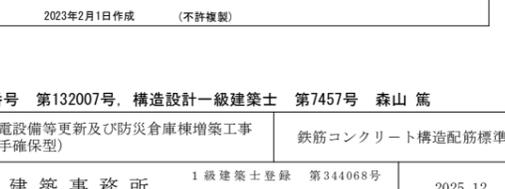
7-10 8-2 土間コンクリート



7-11 8-3 増し補強



7-12 8-4 増築予定



7-13 8-1 階



2023年2月1日作成 (不許複製)

合成スラブ設計・施工標準 合成スラブ工業会仕様

QLデッキ合成スラブリ設計・施工は、(社)日本建築学会「各種合成構造設計指針・解説集」「鉄骨工事技術指針」「建築工事標準仕様書・解説集 JASS5鉄骨コンクリート工事及びJASS6鉄骨工事」、(一社)日本鋼構協会の「デッキプレート床構造設計・施工標準 2018」、合成スラブ工業会「合成スラブリ設計・施工マニュアル」、QLデッキ設計マニュアル・同施工マニュアルによる。

設計

材料/デッキプレート		[ISO 9001認証取得]	
デッキプレート種類	板厚(mm)	表面処理	
<input checked="" type="checkbox"/> QL99-50 <input type="checkbox"/> QL99-75	端部加工 <input type="checkbox"/> エッジ有リ <input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 表面防錆処理(一次塗装) QLプライマー(P) ¹⁾ <input checked="" type="checkbox"/> 亜鉛めっき [Z12 Z27] <input type="checkbox"/> JFEエポキシ(高耐食溶融めっき鋼板) [Y18 Y27] <input type="checkbox"/> その他() 無し	
材 質	JIS G 3352に定めるSDP1T、SDP2、SDP2G	*1 現場搬入までの一次防錆 (JIS K 5621 2種または3種相当)	

材料/コンクリート	
種 類	普通コンクリート <input type="checkbox"/> 軽量コンクリート <input type="checkbox"/> 1種 <input type="checkbox"/> 2種 <input type="checkbox"/>
設計基準強度	□18 □21 □24 □() N/mm ²
厚さ(QLデッキ上)	□60 □70 □80 □85 □90 □95 □100 □() mm

材料/溶接金網・異形鉄筋	
溶接金網	JIS G 3551 □φ6-75×75 □φ6-100×100 □φ6-150×150) ²⁾
異形鉄筋	JIS G 3112、3117 □D10-150×150 □D10-200×200 □()
耐火補強筋	JIS G 3112、3117 D13-φ300

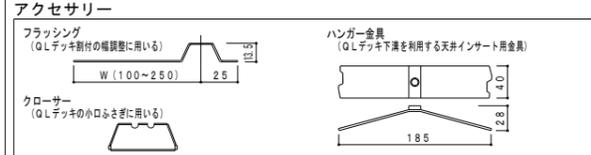
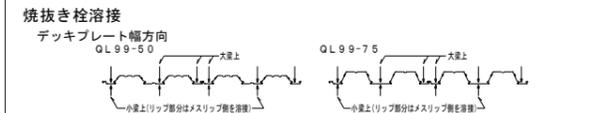
接 合	
梁との接合	<input checked="" type="checkbox"/> 預けきスタッド JIS B 1198 □φ13 □φ16 □φ19 □φ22 (各長さ・ピッチは特記による) <input checked="" type="checkbox"/> 焼抜き栓溶接 下記焼抜き栓溶接による <input type="checkbox"/> 打込み鉄 接合箇所は特記による <input type="checkbox"/> その他

耐 火	
デッキプレート	耐火区分 支持条件 コンクリート種別 耐火補強筋 認定番号
QL99-50	床1時間 単純 普通/軽量 要 <input checked="" type="checkbox"/> FP060FL-9101
QL99-75	床1時間 連続 普通/軽量 不要 <input checked="" type="checkbox"/> FP060FL-9095
	床2時間 単純 普通/軽量 不要 <input checked="" type="checkbox"/> FP120FL-9113
	床2時間 連続 普通/軽量 不要 <input checked="" type="checkbox"/> FP120FL-9107

その他	□指定なし □() □()
-----	-----------------

特 記	
支保工有無	□有 □無

上欄内の採用項目に□を記して下さい。

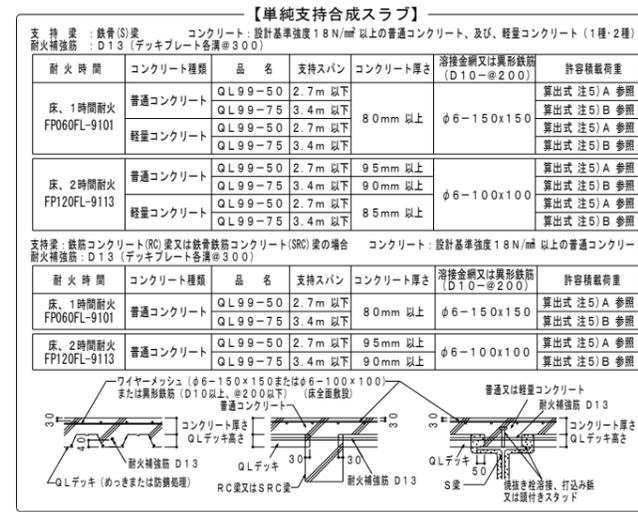
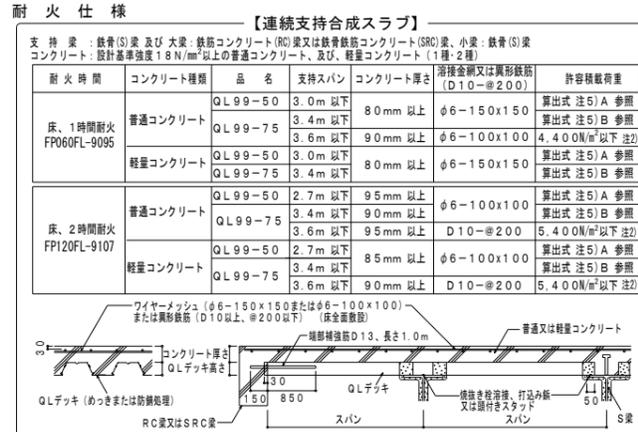


施工時許容スパン表 (デッキプレートの検計)

コンクリート厚(mm)	QL99-50 (単位: m)						QL99-75 (単位: m)					
	60	70	80	90	100	110	60	70	80	90	100	110
単続(内法)	2.52	2.75	2.47	2.69	2.42	2.64	2.31	2.54	2.26	2.48	2.21	2.43
2連続	3.38	3.67	3.31	3.61	3.24	3.54	3.02	3.30	2.93	3.21	2.94	3.22
3連続	3.12	3.40	3.05	3.33	2.99	3.26	2.78	3.05	2.70	2.98	2.71	2.99

耐火仕様①

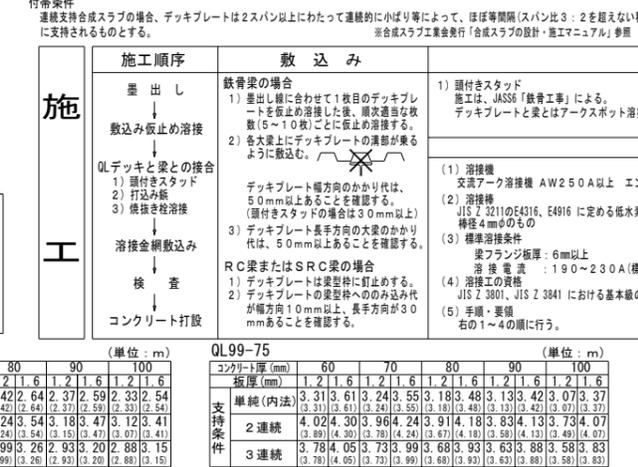
[耐火認定FP60FL-9095, 9101, FP120FL-9107, 9113用]
(屋上)



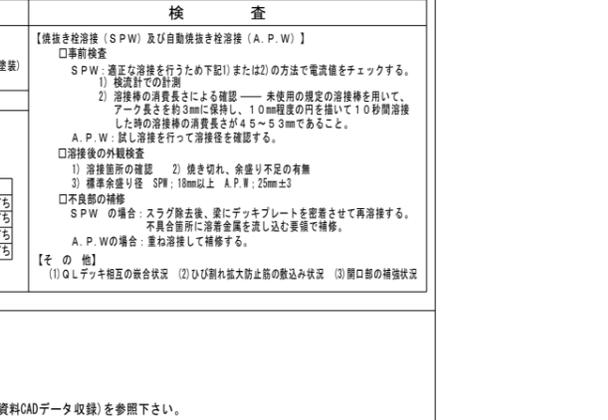
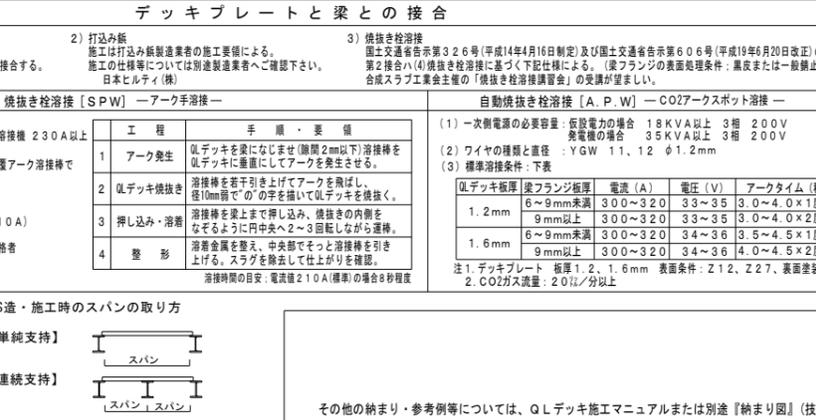
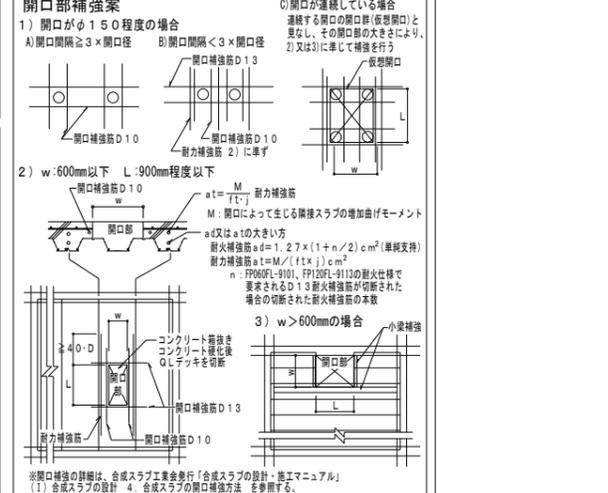
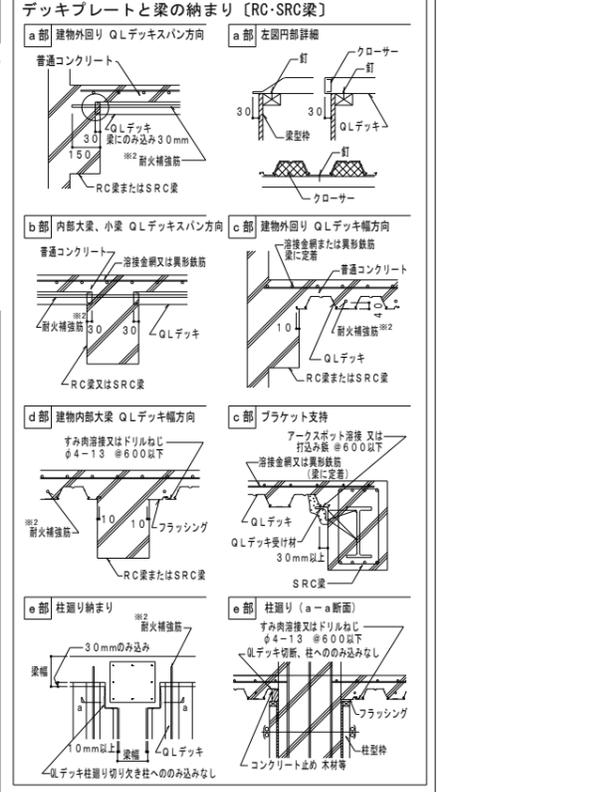
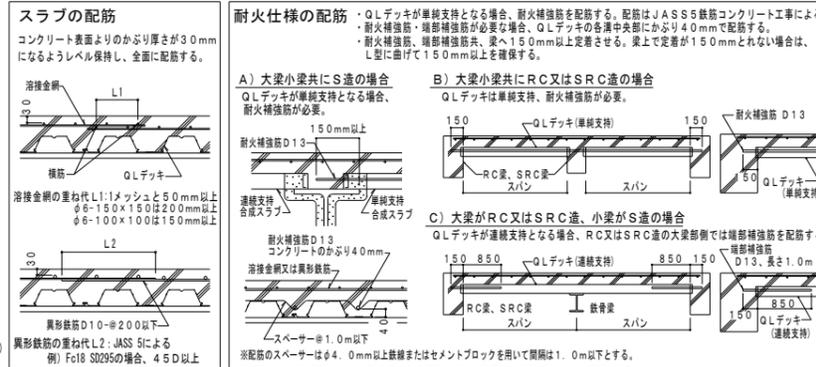
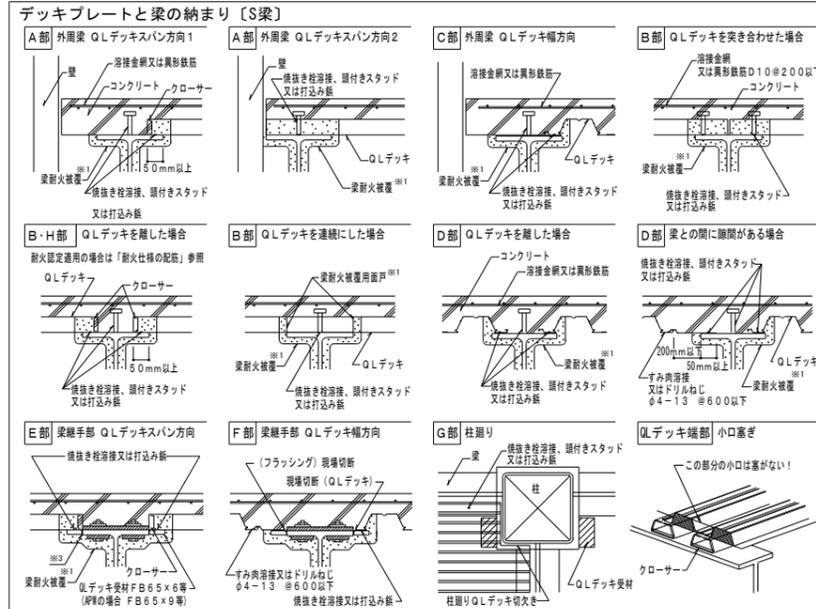
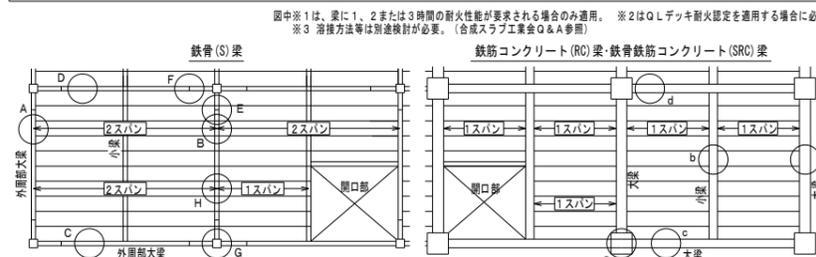
注1) スパンとは鉄骨梁の場合デッキプレートを支える梁の中心間距離、鉄筋コンクリート梁の場合梁内法寸法をいう。
 注2) スパンが3.4mを超える場合は、合成スラブと梁とは預けきスタッド(軸径16mm以上、ピッチ300mm以下)で結合する。
 注3) 鉄骨梁の場合、梁との接合は焼抜き栓溶接、打込み鉄、または預けきスタッドを用いる。
 注4) 梁の耐火補強筋は、梁に1、2または3時間の耐火性能が要求される場合は、それらに対応した耐火補強筋を配する。
 注5) 許容積載荷重W 算出式

[A] QL99-50	[B] QL99-75
$W = 5.400 \times \left(\frac{2.7}{L}\right)^2$ かつ 9.800 N/m^2 以下	$W = 5.400 \times \left(\frac{3.4}{L}\right)^2$ かつ 9.800 N/m^2 以下

※許容積載荷重は、床にかかる全重量(仕上げ荷重も含む)から床重量(デッキプレートとコンクリートの自重)を差し引いた値を示します。



標準納まり



合成スラブ設計・施工標準

QL50-6000

高荷重・耐火補強筋不要仕様 [耐火認定FP120FL-0180-5, 0181-5用] 倉庫3 (2階床)・倉庫4 (3階床)

QLデッキ合成スラブリの設計・施工は、(一社)日本建築学会「各種合成構造設計指針・同解説」「鉄骨工事技術指針」「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5鉄骨コンクリート工事及びJASS6鉄骨工事」、(一社)日本鋼構造協会「デッキプレート床構造設計・施工標準 2018」、QLデッキ設計マニュアル、同施工マニュアルによる。

設計

材料/デッキプレート [ISO 9001認証取得]

デッキプレート種類	板厚(mm)	表面処理
QL99-50	1.0	○垂始めつき [□Z12 □Z27]
		○JFEエポキシ(高耐食溶融めっき鋼板) [□Y18 □Y27]
□無	1.2	○垂始めつき [□Z12 □Z27]
		○JFEエポキシ(高耐食溶融めっき鋼板) [□Y18 □Y27]
材質 JIS G 3352に定めるSDP1T、SDP2、SDP2G		

材料/コンクリート

種類	普通コンクリート
設計基準強度	□18 □21 □24 □() N/mm ²
厚さ(QLデッキ山)	□80 □85 □90 □95 □100 □() mm

材料/溶接金網・異形鉄筋^{※3}

溶接金網	JIS G 3551 ^{※4}	□線径6-7.5×7.5 □線径6-150×150
異形鉄筋	JIS G 3112、3111 ^{※5}	□φ10-150×150 □φ10-200×200

接合

デッキプレート端部梁	頭付きスタッド	JIS B 1198	φ16 φ19 φ22
------------	---------	------------	-------------

デッキプレート中間梁

接合	○焼抜き栓溶接	下記焼抜き栓溶接の項による
	○頭付きスタッド	デッキプレート端部梁と同仕様

耐火

デッキプレート	耐火区分	支持条件	コナリ種別	耐火補強筋	認定番号
QL99-50	床2時間	単続	普通	不要	FP120FL-0181-5
		連続	普通	不要	FP120FL-0180-5

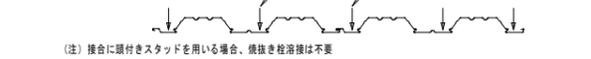
その他

□指定なし	□()	□()
-------	------	------

特記

支保工有無	□有	□無
-------	----	----

焼抜き栓溶接



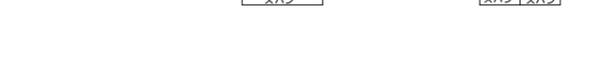
※デッキプレート長手方向の接合については、構造計算による。

■施工時許容スパン表 (デッキプレートの検計)

スパン(mm)	80						90						100					
	1.0	1.2	1.6	1.0	1.2	1.6	1.0	1.2	1.6	1.0	1.2	1.6	1.0	1.2	1.6			
単続	2.38	2.52	2.75	2.33	2.47	2.69	2.28	2.42	2.64	2.24	2.37	2.59	2.20	2.33	2.54			
2連続	3.20	3.38	3.67	3.13	3.31	3.61	3.06	3.24	3.54	3.01	3.19	3.47	2.95	3.12	3.41			
3連続	2.95	3.12	3.40	2.88	3.05	3.33	2.82	2.99	3.26	2.77	2.93	3.20	2.68	2.88	3.15			

注: 上表を超える場合、別途支保工が必要です。 ※() 数値は、表面処理が垂始めつきまたは高耐食鋼板の許容スパンを示す。

S造・施工時のスパンの取り方



耐火仕様⑤

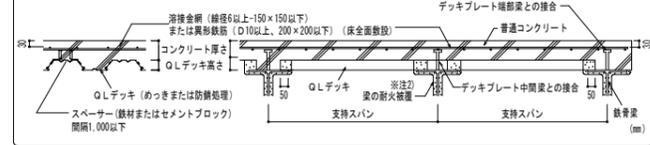
耐火仕様

○共通事項 支持梁: 鉄骨梁、コンクリート; 設計基準強度18~42 N/mm²の普通コンクリート; 溶接金網(JIS G 3551)又は異形鉄筋(JIS G 3112、G 3111) 寸法は下表参照

【QL99-50】

デッキプレート品名	支持形式	支持スパン	コンクリート厚さ	許容積荷重 ^{※1)}	溶接金網または異形鉄筋	梁との接合
QL99-50-10	連続支持	3,400mm以下	80mm以上	算出式参照	線径6mm以上・100×100mm以下 ^{※6)} D10以上・200×200mm以下	【デッキプレート端部梁】 頭付きスタッド(φ16以上) 【デッキプレート中間梁】 【デッキプレート端部梁】 頭付きスタッド 又は、焼抜き栓溶接(φ18以上) ピッチ300mm以下
QL99-50-12						同上
QL99-50-16						同上

デッキプレート品名	支持形式	支持スパン	コンクリート厚さ	許容積荷重 ^{※1)}	溶接金網または異形鉄筋	梁との接合
QL99-50-10	単続支持	3,000mm以下	80mm以上	算出式参照	線径6mm以上・100×100mm以下 ^{※6)} D10以上・200×200mm以下	同上
QL99-50-12						同上
QL99-50-16						同上



注1) 許容積荷重には仕上げ荷重も含む。注2) 梁の耐火被覆 梁に所定の耐火性能を要求される場合は、それらに応じて適切な耐火被覆を施す。(本認定仕様外)

許容積荷重の算出式 (耐火仕様)

$$w = \frac{98.49}{3.0^2} - D L \text{ かつ } 24.62 - D L \text{ (kN/m}^2\text{)} \text{ 以下}$$

※6 積荷重と仕上げ等の総和は15kN/m²以下を推奨

※許容積荷重は耐火時と常温時で異なるため、常温時も考慮した許容積荷重を、JFE建材株式会社ホームページの耐火認定⑤対応合成スラブ許容積荷重表を参照する。

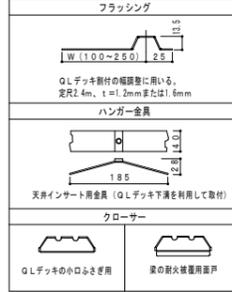
合成スラブ自重: D L (kN/m²)

デッキ山山間幅(mm)	80	85	90	95	100	デッキ山山間幅(mm)	80	85	90	95	100
1.0	2.53	2.65	2.76	2.88	2.99	1.0	2.54	2.66	2.77	2.89	3.00
1.2	2.55	2.67	2.78	2.90	3.01	1.2	2.56	2.68	2.79	2.91	3.02
1.6	2.59	2.71	2.82	2.94	3.05	1.6	2.60	2.72	2.83	2.95	3.06

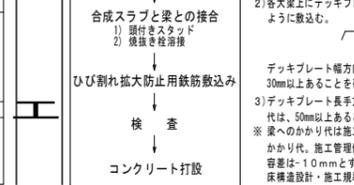
許容積荷重の算出例

QL99-50-12 (Z12)、φ6-100×100、スパン L=3.0m
 山上スラブ厚80mm、普通コンクリート、設計基準強度21N/mm²の場合
 ①耐火認定の許容積荷重: w1
 $w1 = \frac{98.49}{3.0^2} - D L (=2.55: \text{上表より}) = 8.39 \text{ kN/m}^2$
 ②合成スラブ構造の許容積荷重: w2
 $w2 = 10.49 \text{ kN/m}^2$ (梁との接合: 頭付きスタッド)
 一許容積荷重は①②のうち数値の小さいw2=8.39kN/m²を採用する。
 ※許容積荷重は、耐火時と常温時で異なるため、JFE建材株式会社が提供する構造計算ソフト等で必ず確認する。

アクセサリ



方包

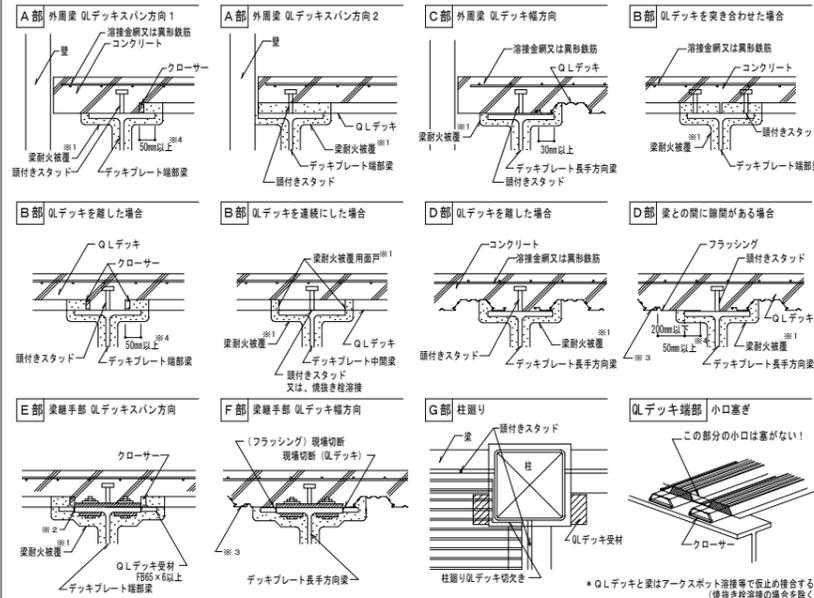
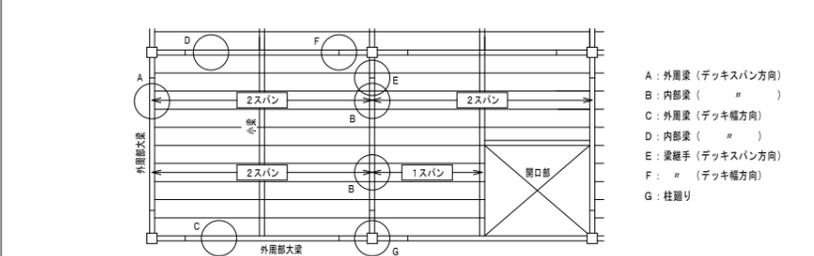


特記事項:

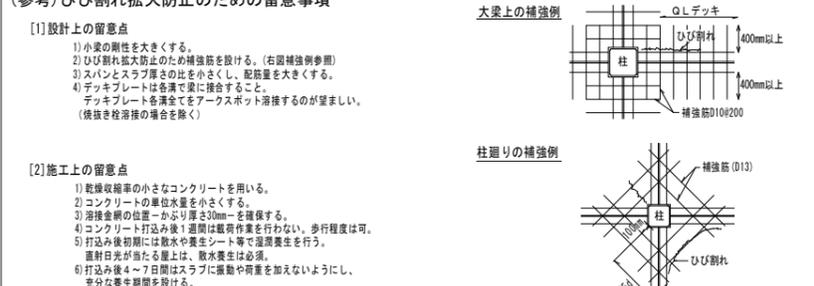
標準納まり

支持梁: 鉄骨梁

図中※1は、梁に1、2または3時間の耐火性能が要求される場合のみ適用。 ※2 溶接方法は別途設計が必要。(合成スラブ工業会Q&A参照) ※3 コンクリート漏れ等がないように、適切な処理が必要。(隅肉溶接、スポット溶接、ドリルねじ止め等) ※4 設計かかり代

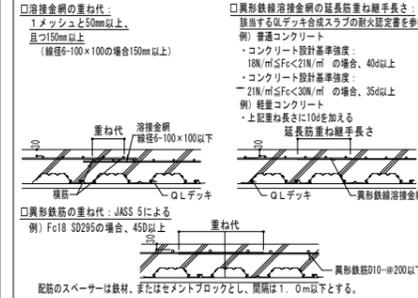


(参考) ひび割れ拡大防止のための留意事項

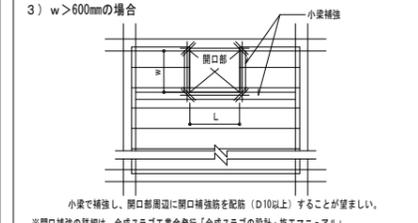
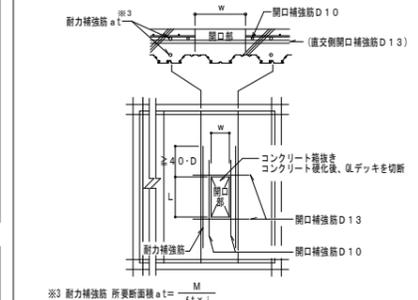
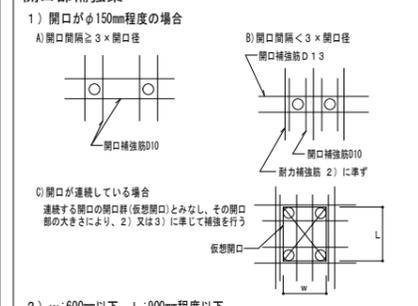


スラブリの配筋

1) ひび割れ拡大防止用鉄筋(溶接金網又は異形鉄筋)
 ・コンクリート表面より約30mm厚さ30mmになるようレベル保持し、全面に配筋する。
 ・異形鉄筋溶接金網を用いる場合は、延長筋型金網手とすることができる。
 ・配筋の継手仕様は特記(構造評定や性能証明を取得した工法等)により、特記なき場合は下記による。



開口部補強案



工程	手順・要領
1	アーク発生 QLデッキを梁になじませ(隙間2mm以下)溶接棒をQLデッキに垂直にしてアークを発生させる。
2	QLデッキ焼直し 溶接棒を若干引き上げてアークを飛ばし、径10mm程度の字を描いてQLデッキを焼直す。なるべく中央へ2~3回転しながら進める。
3	押し込み・溶着 溶着金属を整え、中央部で溶接棒を引き上げる。スラグを除去して仕上げを確認。
4	整形 溶接時間の目安: 電流値210A(標準)の場合8秒程度

【その他】
 (1) QLデッキ相互の嵌合状況 (2) ひび割れ拡大防止の敷込み状況
 (3) 開口部の補強状況

その他の納まり・参考例については、QLデッキ施工マニュアルまたは別途「納まり図」(技術資料CADデータ収録)を参照下さい。

一級建築士登録番号 第132007号、構造設計一級建築士 第7457号 森山 篤 【防災倉庫棟】

吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事 合成スラブ設計・施工標準 耐火仕様⑤ A2:1/- のうち建築工事(担い手確保型) 瀬尾 卓 芳

株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 2025.12 S 08

1. 工法概要

1.1 構成部材

- アンカーボルト
- 注入座金
- Mナット
- Dナット
- Dナット(S)
- ベースバックグラウト(グラウト材)
- 定着座金
- テンプレート
- フレームポスト
- フレームベース
- ステコンアンカー(コンクリートアンカー)
- ベースプレート

(注)上記①~⑦の構成部材はベースバック構成部品として供給される。
(注)上記⑧~⑪は現場状況により仕様異なる場合がある。
(注)アンカーボルト12本の場合はつなぎプレートが取り付く。

1.2 柱脚の定着方法概要

グラウトロート
グラウト材
注入座金
注入棒(枕木等)

2. 柱

F値(N/mm ²)	鋼種	採用
235	BCP235	●
	STKR400	
	BCR295	
295	JBCR295	●
	TSC295	

採用	ベースバック記号	柱		材質	形状	ベースプレート							コンクリート柱型										J寸法				
		外径(mm)	板厚(mm)			寸法(mm)							本数	呼び	基準強度(N/mm ²)	標準フレームタイプ	寸法 D(mm)		配筋		設計基準強度(N/mm ²)	寸法 W(mm)		フレームポスト間		最低h寸法(mm)	
						a	t	l1	l2	l3	d	標準フレーム					特C	立上り筋	フープ筋	標準フレーム		特C		標準フレーム	特C		標準フレーム
	35-16R	□-350×350	t≤16	SN490B	(ハ)	630	45	65	85	330	φ70	8-D38	390	C	800	840	12-D25	D13@100	21以上	380	590	250	450	750	180		
	35-19R	□-350×350	t≤19	BT-HT440B-SP	(ハ)	630	44	65	85	330	φ70	8-D38	390	C	800	840	12-D25	D13@100	21以上	380	590	250	450	750	180		
●	35-22R	□-350×350	t≤22	BT-HT440B-SP	(ハ)	630	44	65	85	330	φ75	8-D41	390	C	800	830	16-D22	D13@100	21以上	380	590	250	450	800	190		
	35-25R	□-350×350	t≤25	BT-HT440B-SP	(ニ)	650	48	75	85	165	φ70	12-D38	390	C	850	-	16-D25	D13@100	21以上	380	-	250	-	800	180		
	40-16R	□-400×400	t≤16	BT-HT440B-SP	(ハ)	700	44	65	85	400	φ75	8-D41	390	C	870	910	12-D25	D13@100	21以上	450	660	320	520	800	190		
	40-19R	□-400×400	t≤19	BT-HT440B-SP	(ハ)	700	48	65	85	400	φ75	8-D41	390	C	870	900	16-D22	D13@100	21以上	450	660	320	520	800	190		
	40-22R	□-400×400	t≤22	BT-HT440B-SP	(ニ)	700	48	65	85	200	φ70	12-D38	390	C	900	910	16-D25	D13@100	21以上	450	660	320	520	800	180		
	40-25R	□-400×400	t≤25	BT-HT440B-SP	(ニ)	710	48	70	85	200	φ70	12-D41	390	C	900	910	16-D25	D13@100	21以上	450	660	320	520	800	190		
	45-19R	□-450×450	t≤19	BT-HT440B-SP	(ニ)	750	48	65	85	225	φ70	12-D38	390	C	950	960	16-D25	D13@100	21以上	500	710	370	570	800	190		
	45-22R	□-450×450	t≤22	BT-HT440B-SP	(ニ)	750	52	65	85	225	φ75	12-D41	390	C	1000	1000	20-D25	D13@100	21以上	500	710	370	570	800	190		
	45-25R	□-450×450	t≤25	BT-HT440B-SP	(ニ)	750	52	65	85	225	φ75	12-D41H	490	C	1000	1000	24-D25	D13@100	24以上	500	710	370	570	850	200		
	45-28R	□-450×450	t≤28	BT-HT440B-SP	(ニ)	770	60	75	110	200	φ75	12-D51	390	C	1000	-	24-D25	D13@100	24以上	460	-	330	-	950	230		
	50-19R	□-500×500	t≤19	BT-HT440B-SP	(ニ)	820	52	65	85	260	φ75	12-D41	390	C	1000	1030	20-D25	D13@100	21以上	570	780	440	640	800	190		
	50-22R	□-500×500	t≤22	BT-HT440B-SP	(ニ)	820	60	65	85	260	φ75	12-D41H	490	C	1050	1050	24-D25	D16@100	21以上	570	780	440	640	850	200		
	50-25R	□-500×500	t≤25	BT-HT440B-SP	(ニ)	820	60	75	110	225	φ75	12-D51	390	C	1050	1050	24-D25	D16@100	24以上	510	750	380	610	950	230		
	50-28R	□-500×500	t≤28	BT-HT440B-SP	(ニ)	820	60	75	110	225	φ75	12-D51H	490	C	1140	-	32-D25	D16@100	24以上	510	-	380	-	1050	235		
	55-19R	□-550×550	t≤19	BT-HT440B-SP	(ニ)	840	52	65	85	270	φ75	12-D41H	490	C	1100	1100	24-D25	D16@100	24以上	590	800	460	660	850	200		
	55-22R	□-550×550	t≤22	BT-HT440B-SP	(ニ)	900	60	65	85	300	φ75	12-D41H	490	C	1100	1120	24-D25	D16@100	24以上	650	860	520	720	850	200		
	55-25R	□-550×550	t≤25	BT-HT440B-SP	(ニ)	900	60	75	110	265	φ75	12-D51	390	C	1100	1100	32-D25	D16@100	24以上	590	830	460	690	950	230		
	55-28R	□-550×550	t≤28	BT-HT440B-SP	(ニ)	900	65	75	110	265	φ75	12-D51H	490	C	1150	-	36-D25	D16@100	24以上	590	-	460	-	1050	235		

3. 構成部材・寸法

3.1 ベースプレート

●材質
SN490B【JIS G 3136】
BT-HT440B-SP【建築基準法第37条第二号に基づく国土交通大臣認定材料】
(建築構造用高溶接性高性能590N/mm²鋼材)

形状(ハ) 形状(ニ)

3.2 アンカーボルト(Dアンカーボルト)

【建築基準法第37条第二号に基づく国土交通大臣認定材料】

呼び	L	b	端部ねじ	基準強度(N/mm ²)
D38	850	46	M33	390
D41	900	49	M36	390
D41H	995	49	M36	490
D51	1110	57	M45	390
D51H	1215	57	M45	490

3.7 アンカーフレーム形状および据付け時寸法

●ベースバックの据付け高さ(h寸法)はフレームベース下端からコンクリート柱型端末までを示す。据付けに最低限必要な高さ(最低h寸法)は下表に記載の値とする。

< Cタイプ[※] > < 特Cタイプ > < Cタイプ[※] > < 特Cタイプ >

※鉄頭納まり及び配筋状況に合わせて特Cタイプを選択できる。

3.3 Mナット・Dナット

【建築基準法第37条第二号に基づく国土交通大臣認定材料】

呼び	A	B	(e)
M33	26	50	58
M36	29	55	64
M45	36	70	81
D38	45	65	75
D41	48	70	80
D51	60	80	92
D38	30	65	75
D41	32	70	80
D51	40	80	92

3.4 定着座金

適用アンカーボルト	g	t	d	材質
D38	65	12	37	SS400
D41, D41H	70	12	37	SS490
D51, D51H	85	12	46	SS490

3.5 注入座金

【建築基準法第37条第二号に基づく国土交通大臣認定材料, SS490】

記号	適用アンカーボルト	a	c	t	d
PD38	D38	96	122	20	43
PD41	D41, D41H	100	127	20	46
PD51	D51, D51H	110	140	20	58

3.6 フレームベース

i) Cタイプ ii) 特Cタイプ

4. コンクリート柱型

4.1 形状・材質

●形状
形状は正方形とし、寸法は下表に記載の値とする。

4.2 配筋

配筋仕様は下表による。

●コンクリート
普通コンクリートとし、設計基準強度は下表に記載の値とする。

●鉄筋
SD295 (D13, D16)
SD345 (D22, D25)

4.3 基礎立上がり

●基礎立上がり高さは50mm以下とする。

4.4 特記事項

上記内容によらない場合は下記による。

採用
□ 下表標準柱型寸法からの変更あり(柱型寸法最大・最小値一覧)による
□ 下表標準配筋仕様からの変更あり
□ 立上り筋に頂部フックが必要

5. 工場製作(溶接)

■組立
●ベースプレートの中心線(けがき線)に柱材軸心を合わせる。

■溶接方法(完全溶込み溶接)
●完全溶込み溶接とする。(JASS 6 鉄骨工事による)

完全溶込み溶接の開先標準 (JASS 6 鉄骨工事 2018年版より)

図	溶接方法	適用板厚 T (mm)	ルート間隔 G (mm)		ルート面 R (mm)		開先角度 α (°)		溶接姿勢
			標準値	許容差	標準値	許容差	標準値	許容差	
T	被覆アーク溶接	6~	7	-2, +0 (-3, +0)	2	-2, +1 (-2, +2)	α1: 45	-2.5, +0 (-5, +0)	下向き
			9	-2, +0 (-3, +0)	2	-2, +1 (-2, +2)	α1: 35	-2.5, +0 (-5, +0)	下向き
		6~	6	-2, +0 (-3, +0)	2	-2, +1 (-2, +2)	α1: 45		
			7	-2, +0 (-3, +0)	2	-2, +1 (-2, +2)	α1: 35		

許容差: 記号+0は制限値を示す。
・2段溶接は「鉄骨検査基準」に規定する許容差(上段:管理許容差、下段括弧内:限界許容差)を示す。

■ベースプレートの予熱
●気温(鋼材表面温度)が5°C以上でのベースプレートの予熱は次に示す予熱温度標準により行う。その他必要に応じて適切な予熱をする。

溶接方法	鋼種	板厚 (mm)	
		40 ≤ t ≤ 50	50 < t ≤ 75
低水素系被覆アーク溶接	SN490B	50°C	予熱なし
	BT-HT440B-SP	予熱なし	予熱なし
CO ₂ ガスシールドアーク溶接	SN490B	予熱なし	予熱なし
	BT-HT440B-SP	予熱なし	予熱なし

※フラックス入りワイヤによるCO₂ガスシールドアーク溶接の予熱温度は、低水素被覆アーク溶接に準じる。

■検査方法: 溶接部の検査は超音波探傷検査により行う。
■施工管理: 7. 本工法の施工及び施工管理参照。

6. 工事場施工

6.1 基礎工事

●柱脚部の捨コンの厚さは90mm以上とし、表面は平滑に仕上げる。

6.2 アンカーボルト据付け

●アンカーボルト(フレーム)の組立ては、4隅のアンカーボルト4本(8本)で組立てを行う。
●フレームベースはステコンアンカーにより水平に固定する。
●位置決めは、テンプレートの中心線と地墨等の柱心を合致させることにより行い、標準許容差は下図による。

図

e1: 柱心とテンプレートのけがき線との許容差

標準許容差
-2 ≤ e1 ≤ 2
基準高さより誤差は
-3 ≤ e ≤ 10

6.3 配筋およびコンクリート打設

●配筋はアンカーボルト(フレーム)との取り合いを考慮する。
●コンクリート打設前にテンプレート位置精度を確認する。

6.4 建方

●レベルモルタルはベースバックグラウト(グラウト材)を使用し、大きさは右図による。

6.5 アンカーボルトの本締め(弛み止め)

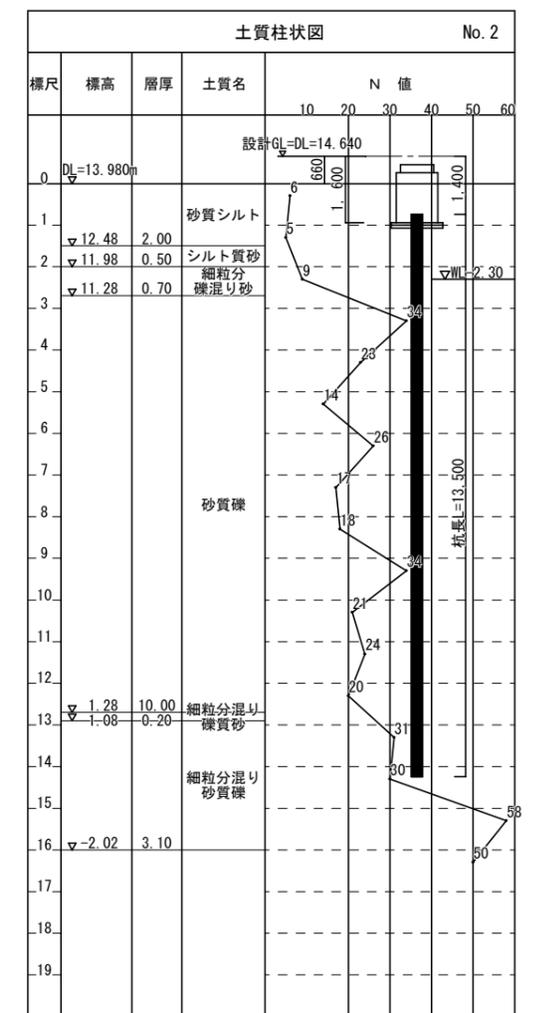
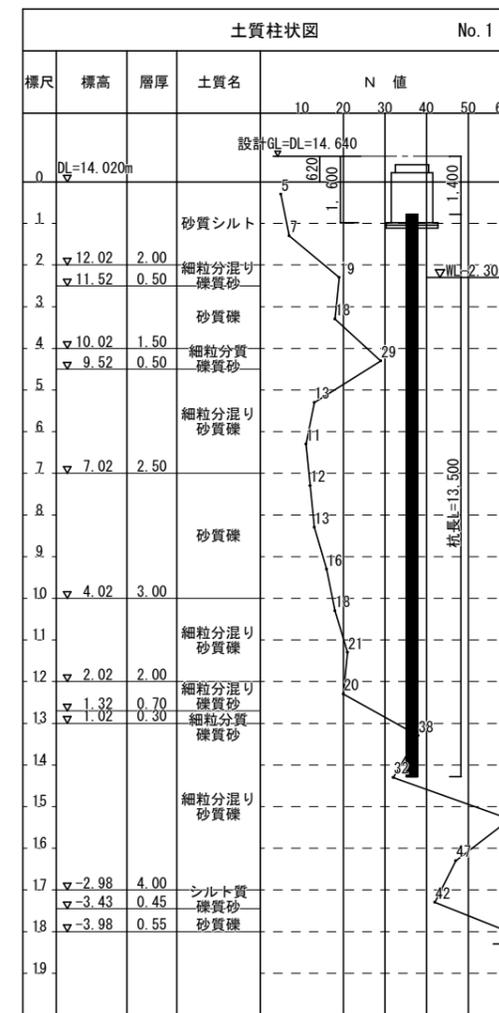
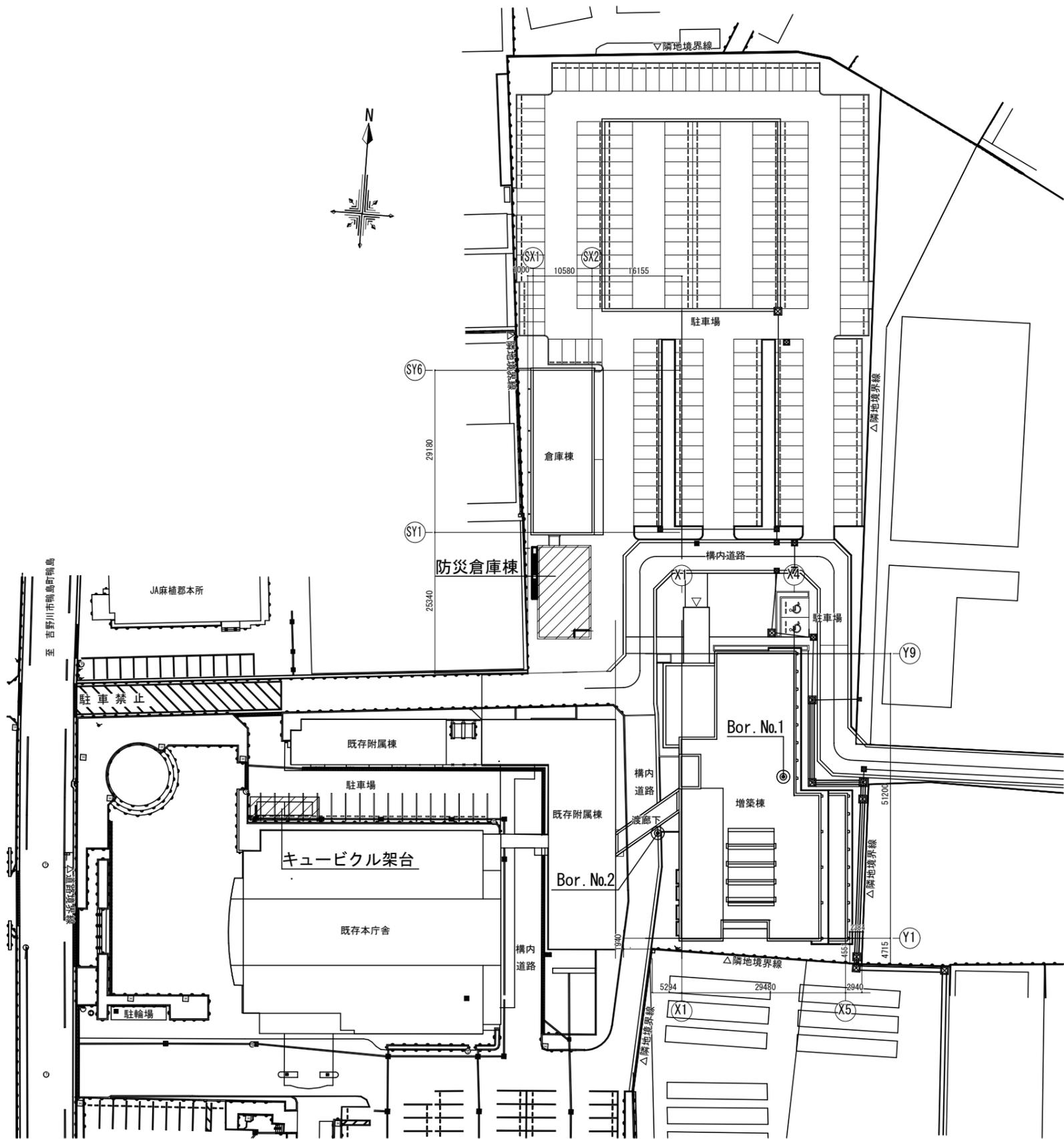
●本締めはグラウト材の充填前に行い、ダブルナットを標準とする。
●Dナット(S)による弛み止めは右図による。

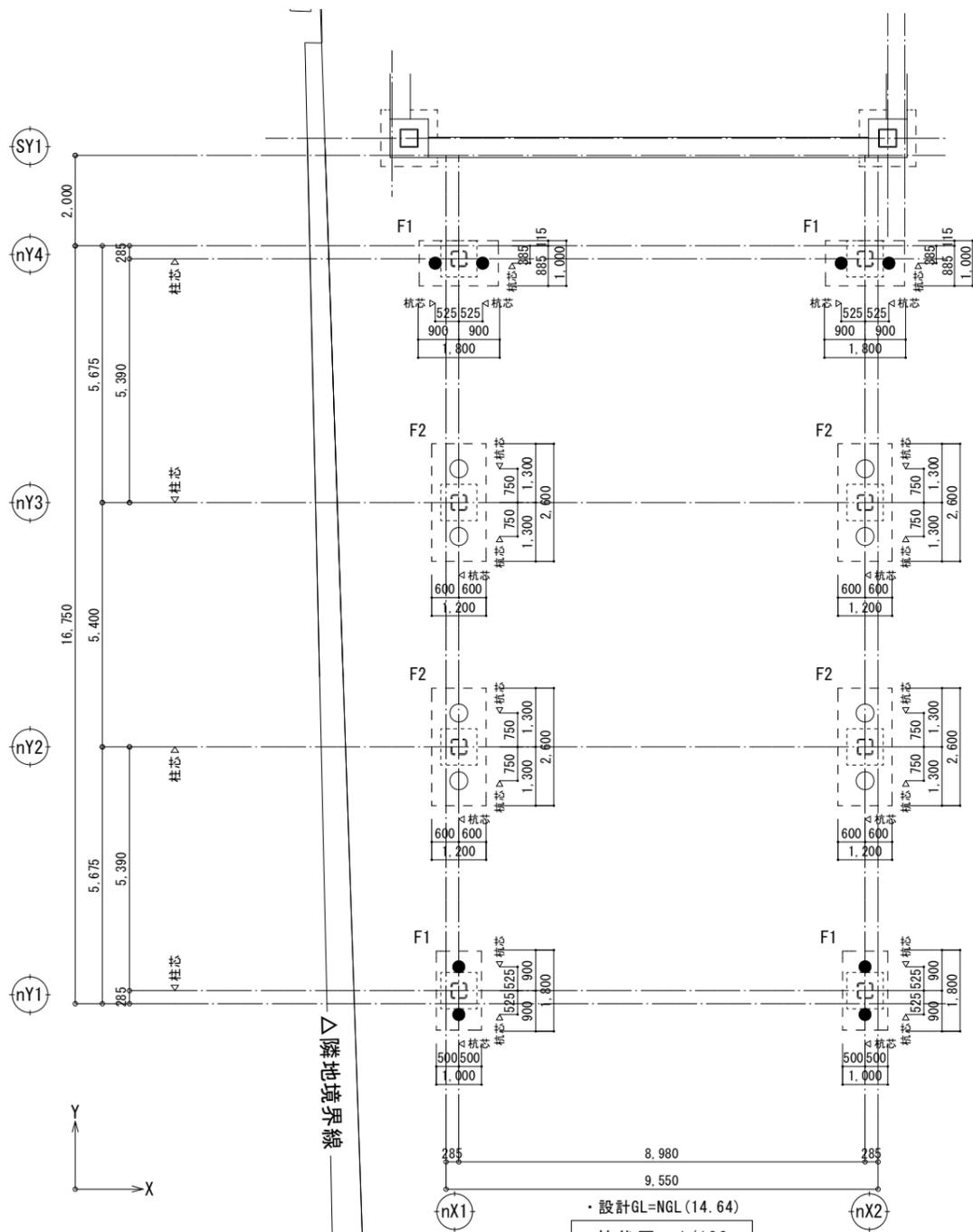
7. 本工法の施工及び施工管理

●本工法は、管理者又は施工者(元請)の管理のもとで実施するものとする。

●本工法のうち6.2アンカーボルト据付け及び6.6ベースバックグラウトの注入は、ベースバック・セレクトベース施工技術委員会によって認定された有資格者(ベースバック施工管理技術者・施工技能者)が施工を実施し、チェックシート等により施工管理を行うものとする。

●ベースプレート溶接部の施工管理は、鉄骨製作者に属する鉄骨製作管理技術者等による。





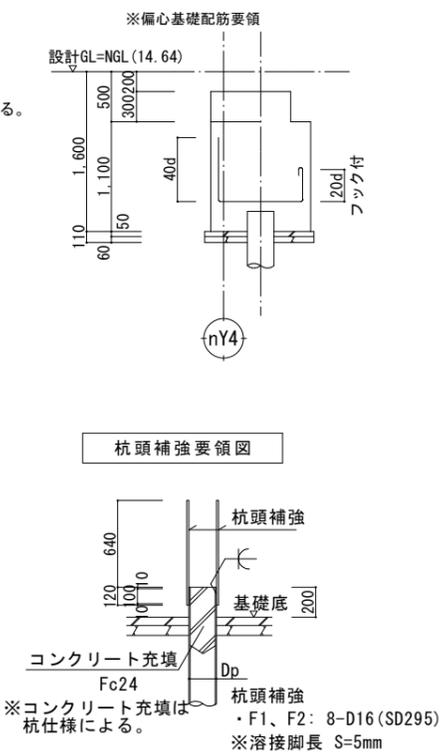
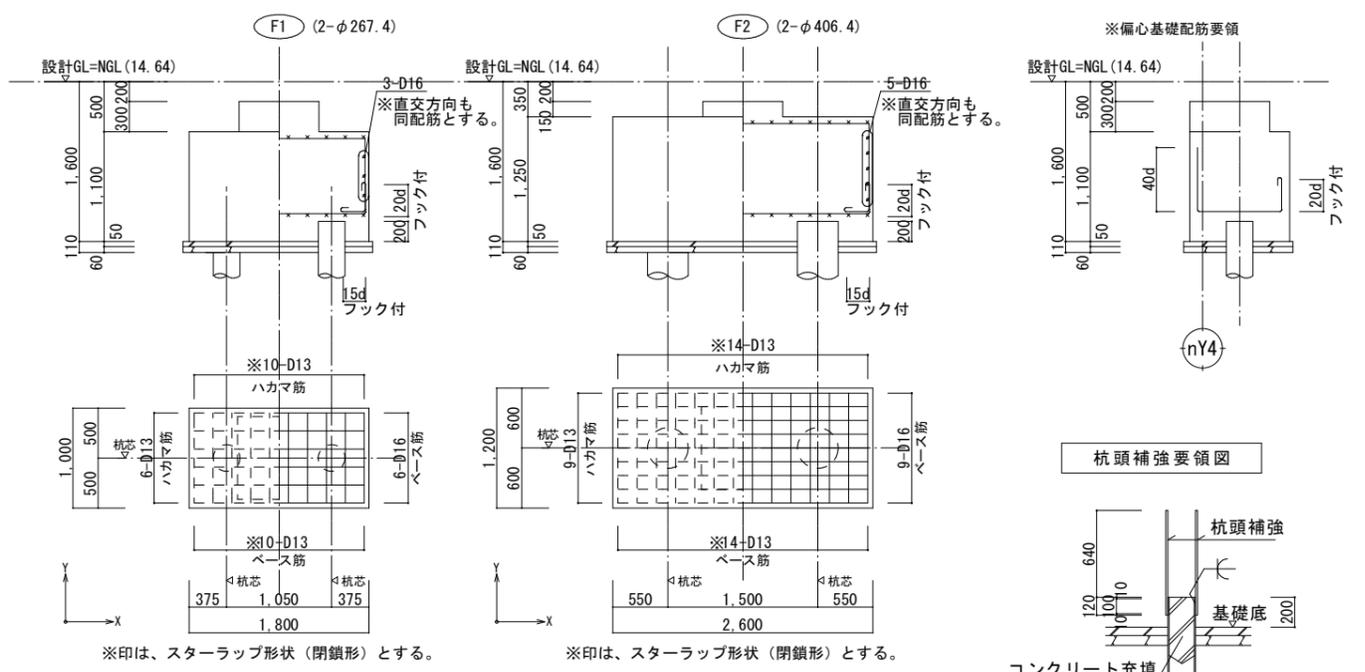
杭伏図 1/100
 ・設計GL=NGL (14.64)
 ・基礎底は、設計GL-1.600 とする。

◇杭仕様
 ・杭工法：G-ECSパイル工法（認定番号：TACP-0585）

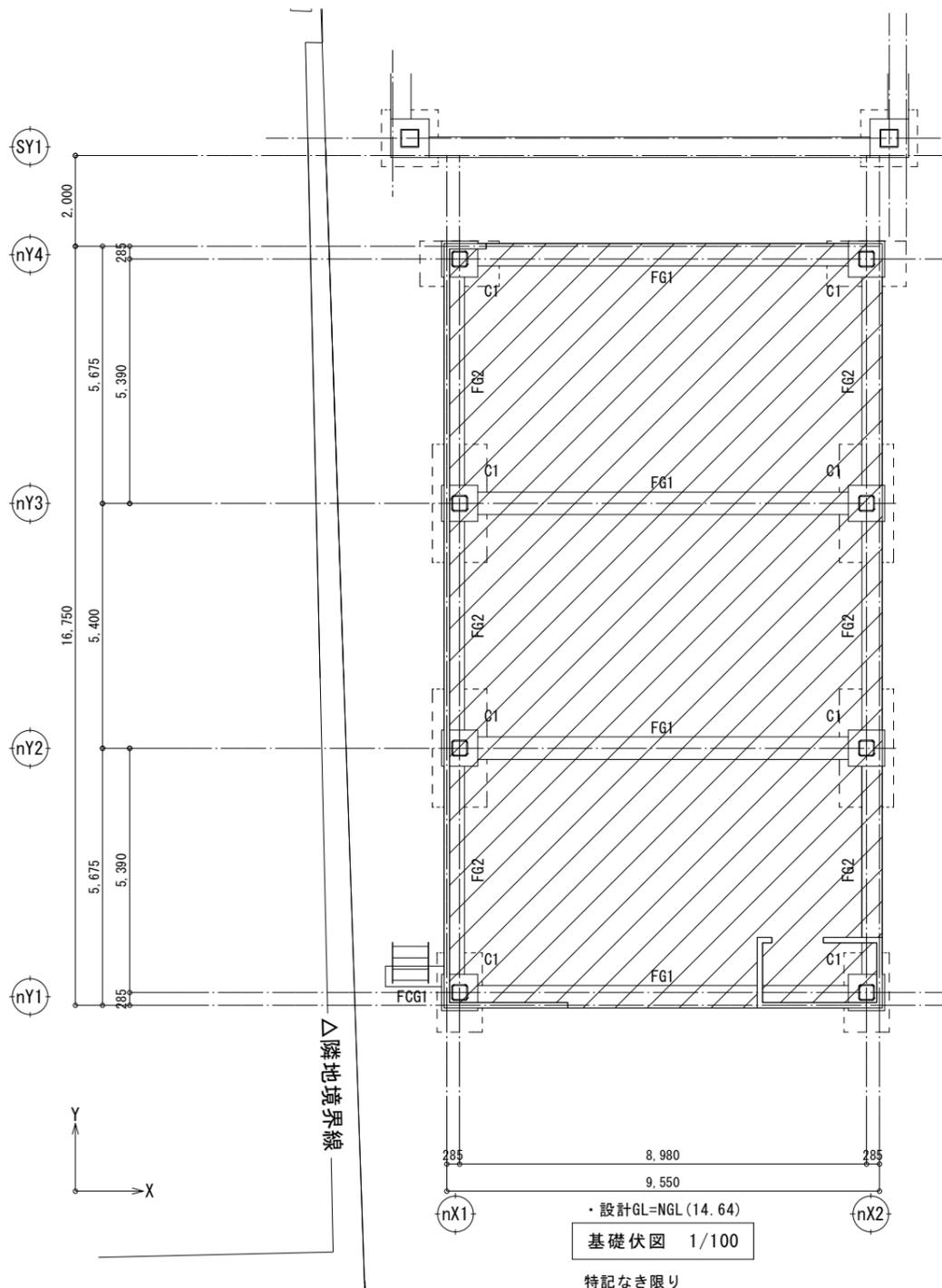
符号	記号	上杭(杭径・肉厚・材質・長さ)	下杭(杭径・肉厚・材質・長さ)	等価羽根直径	杭長	杭本数	杭支持力
F1	●	φ267.4x9.3t(STK490), L=3.5m	φ267.4x9.3t(STK490), L=5+5=10m	Dw=606.0	13.5m	8	長期：530kN/本 短期：1,061kN/本
F2	○	φ406.4x9.5t(STK490), L=3.5m	φ406.4x9.5t(STK490), L=5+5=10m	Dw=818.6	13.5m	8	長期：939kN/本 短期：1,878kN/本

※杭打設後の杭芯ずれによる偏心については、基礎・地中梁の再検討を行い、審査機関に報告する事。

基礎リスト 1/50



使用材料	
コンクリート	Fc=24 N/mm ² (基礎、地中梁)
鉄筋	SD295 (D16以下)
	SD345 (D19以上)



・設計GL=NGL(14.64)
基礎伏図 1/100

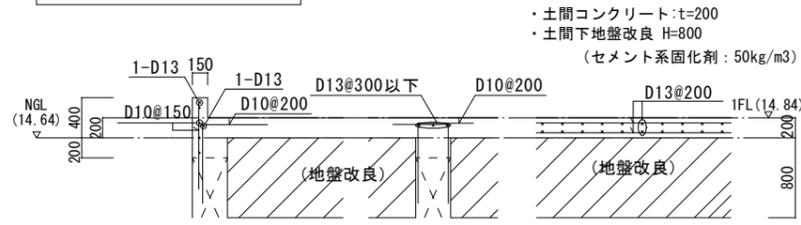
- 特記なき限り
- ・地中梁天は、GL-200とする。
 - ・ 土間コンクリート t=200 D13@200(ダブルクロス)

地中梁リスト 1/50

・腹筋止メ筋は D10@1000以内とする

符号	FG1	FG2	FCG1	配筋要領
位置	全断面	全断面	全断面	
設計GL=NGL(14.64)				
断面				<p>X方向主筋 外側に配筋する Y方向主筋 内側に配筋する</p> <p>※地中梁主筋は、FG1主筋を外側に配筋する。</p>
B × D	500x1200	450x1200	450x600	
上端筋	7-D25	7-D25	3-D25	
下端筋	7-D25	7-D25	3-D25	
スターラップ	□-D13@200	□-D13@200	□-D13@200	
腹筋	6-D13	6-D13	2-D13	

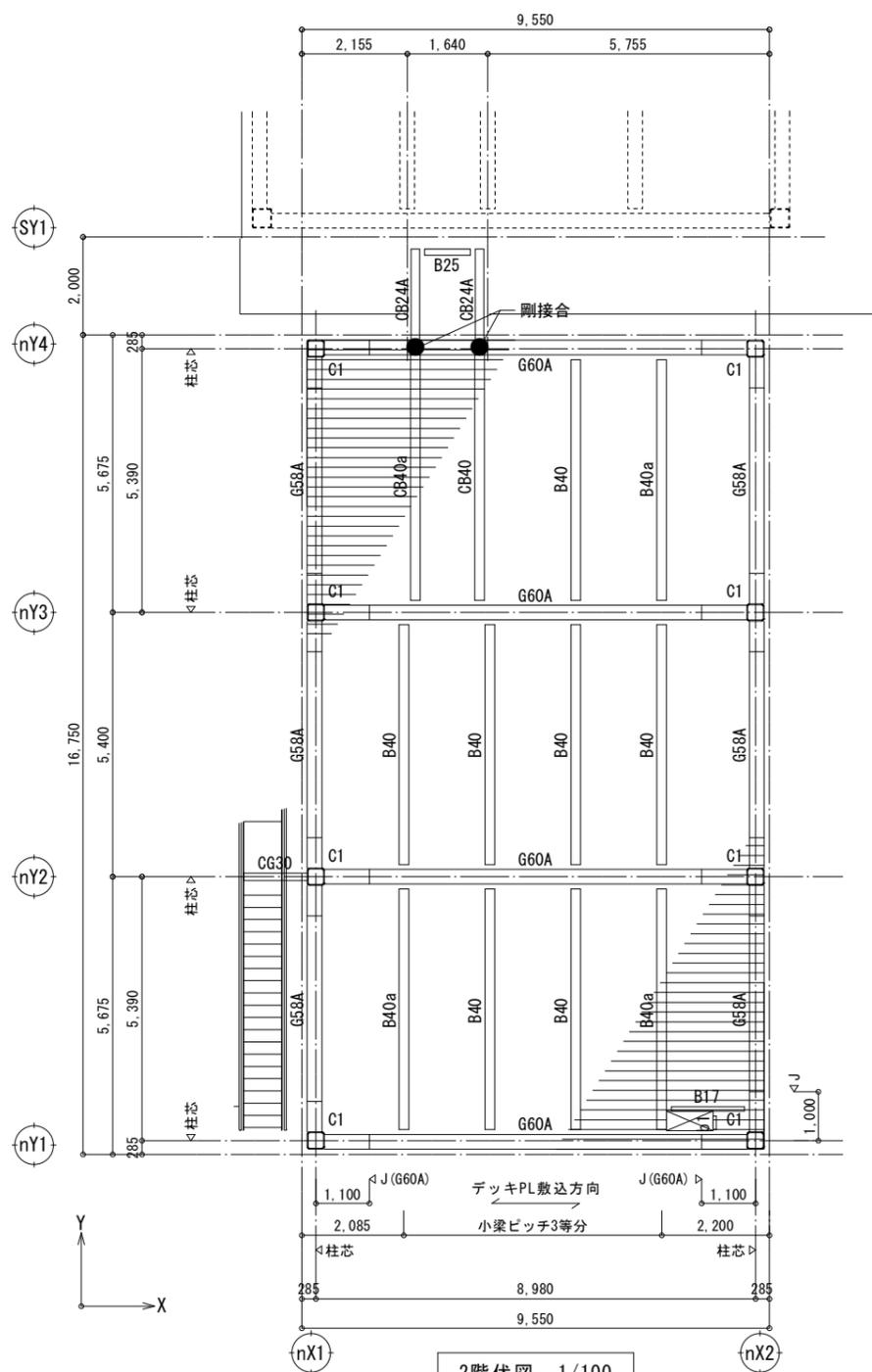
腰壁 断面配筋図 1/50
 地中梁増打ち補強



礎柱リスト 1/50

符号	C1	【養生筋】
断面		
B × D	800 × 800	
立上り筋	16-D22 (SD345)	
フープ	D13@100 (SD295)	
備考	ベースバック 35-22R	

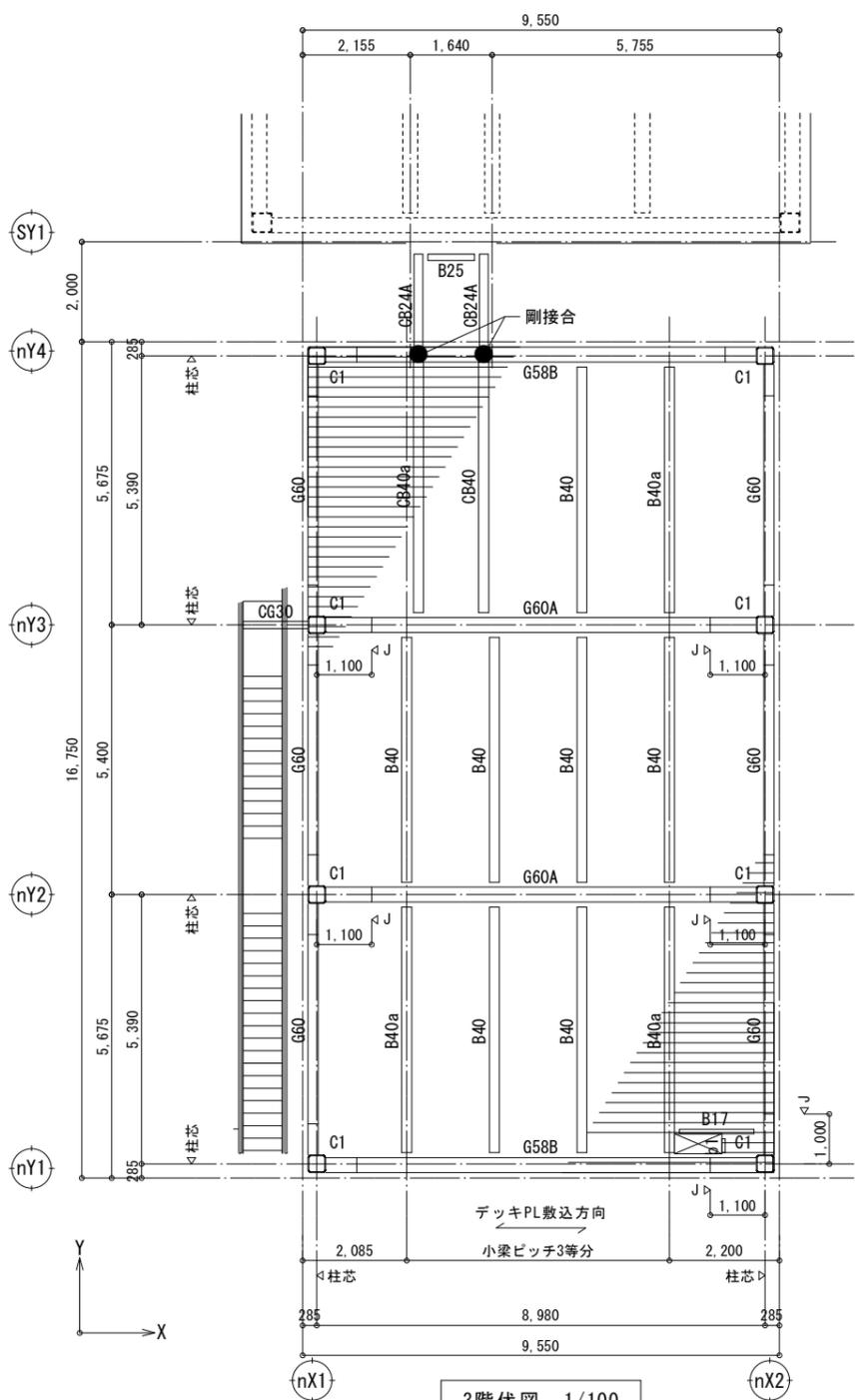
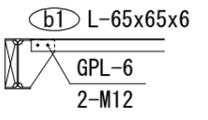
使用材料	
コンクリート	$F_c = 24 \text{ N/mm}^2$ (基礎、地中梁)
鉄筋	SD295 (D16以下) SD345 (D19以上)



2階伏図 1/100

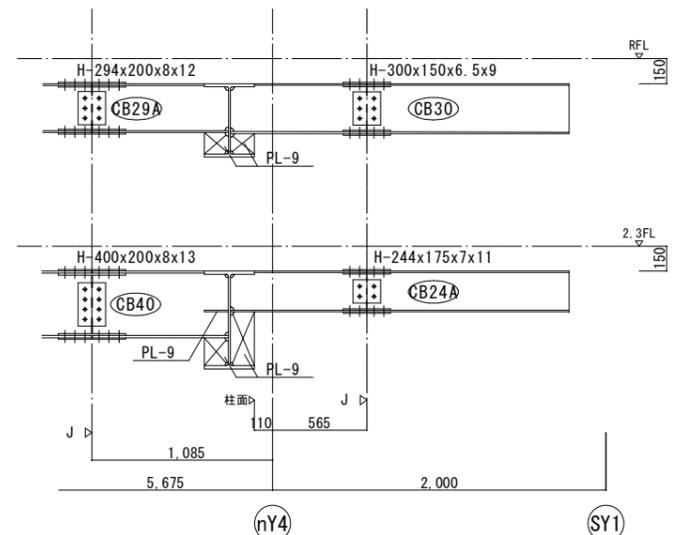
- 特記なき限り
- ・鉄骨梁天は、2FL-150とする。
 - ・スラブ符号は、DS1とする。
 - ・大梁継手位置は、柱芯+800とする。
 - ・小梁位置は、等分ピッチとする。

【開口補強材】



3階伏図 1/100

- 特記なき限り
- ・鉄骨梁天は、3FL-150とする。
 - ・スラブ符号は、DS1とする。
 - ・大梁継手位置は、柱芯+800とする。
 - ・小梁位置は、等分ピッチとする。

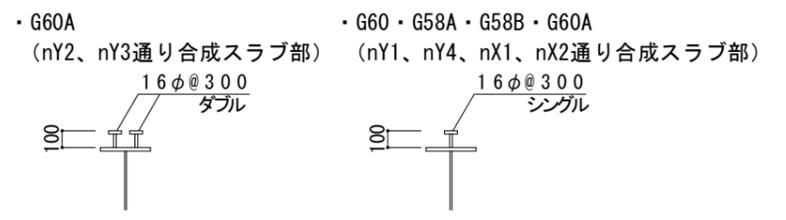


片持ち梁詳細図 1 / 3 0

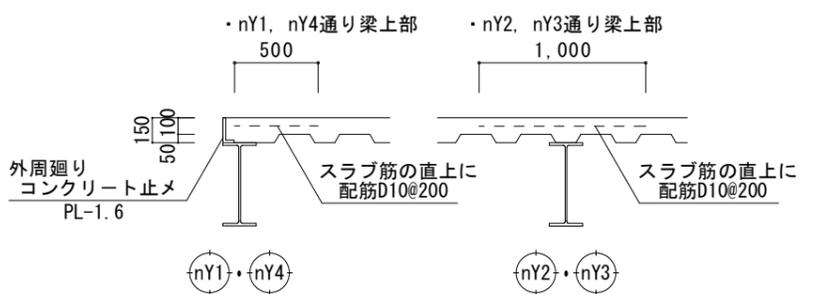
合成床版仕様

- 2階、3階廊下床は、耐火仕様②とする。(S-07図)
- 2階、3階床は、耐火仕様⑤とする。(廊下以外)
 ※デッキプレートの端部と梁の接合はスタッドボルトとする。
 (nY1~nY4, nX1~nX2通りの大梁)
 ※デッキプレートの中間部と梁の接合は焼抜き栓溶接とする。
 (連続支持合成スラブと中間支持梁との接合)耐火仕様⑤参照(S-08図)

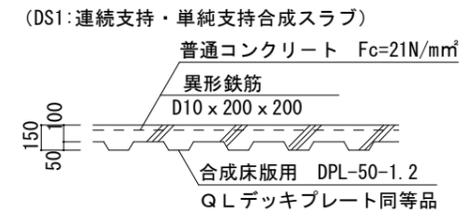
スタッドボルト



スラブ補強

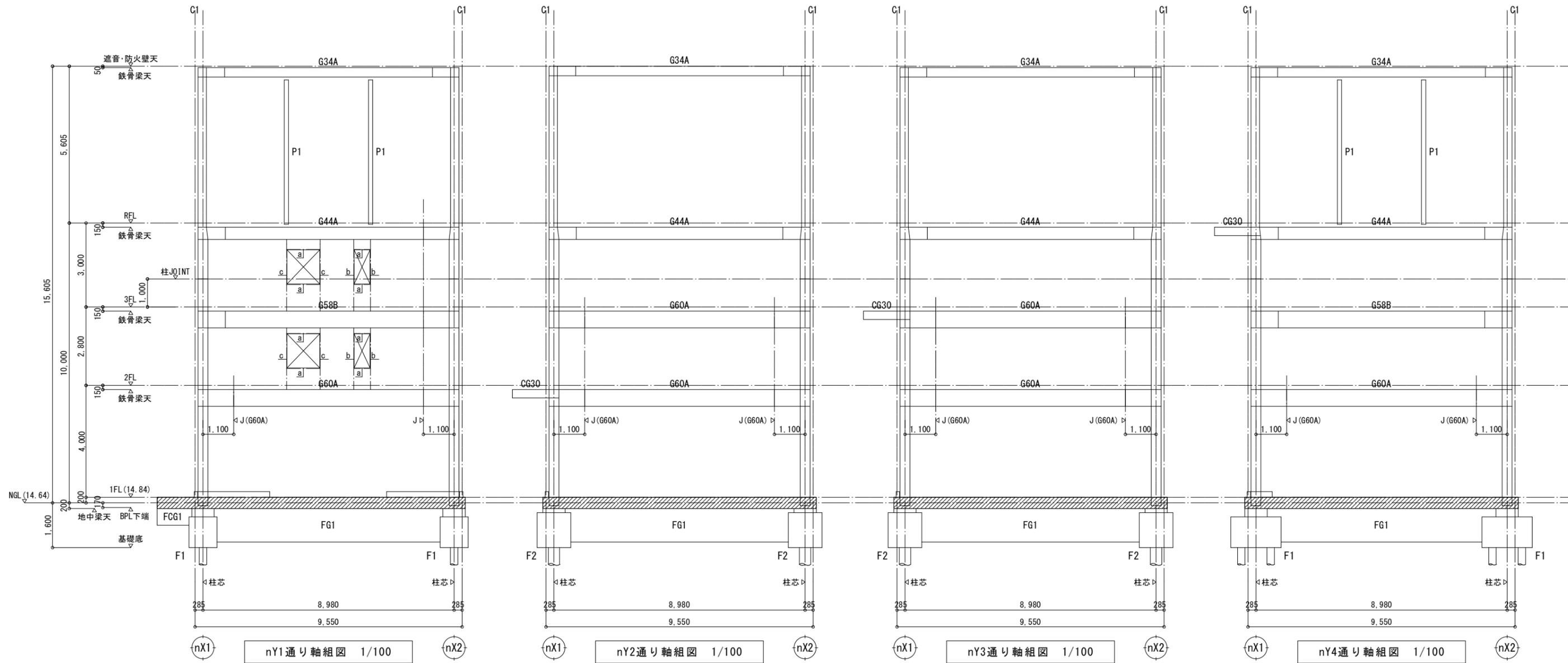


床版リスト



軸組図共通事項

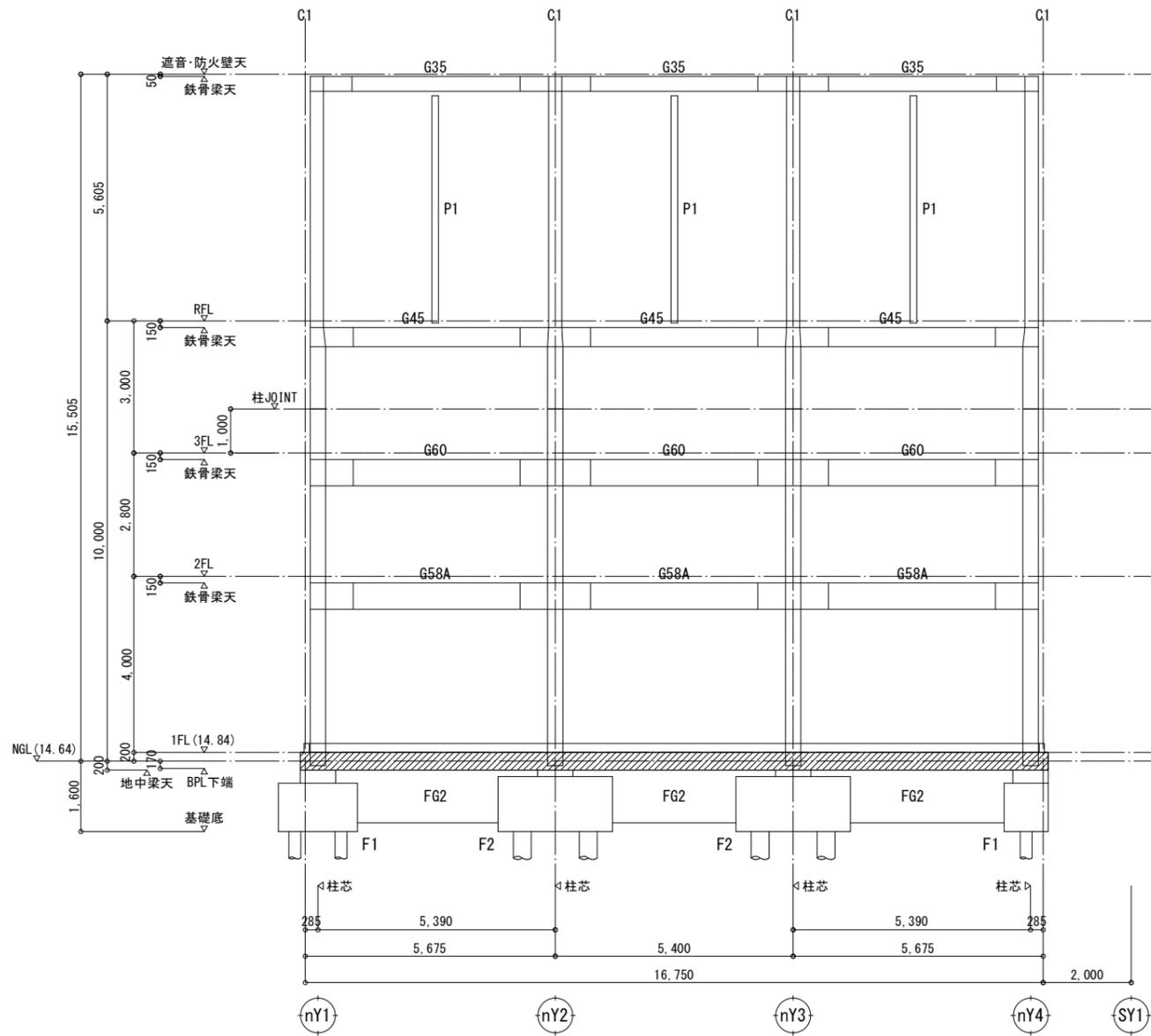
- 特記なき限り
- ・大梁継手位置 柱芯+800 とする。
- ・ 部は、地中梁増し打ちを示す。
- ・開口部補強材 a:L-50x50x6
b:L-65x65x6
c:L-75x75x6



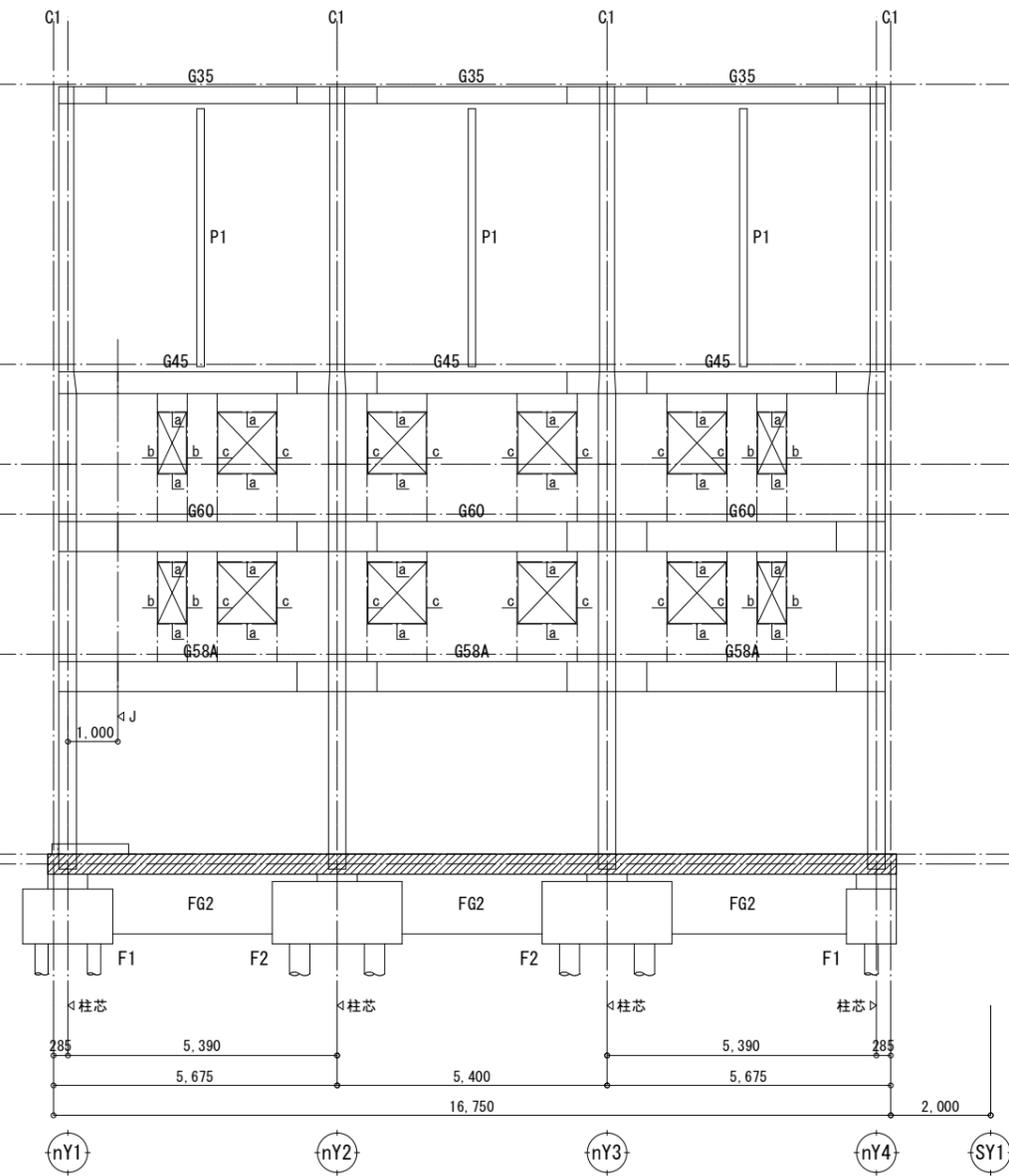
軸組図共通事項

特記なき限り

- ・大梁継手位置 柱芯+800 とする。
- ・ 部は、地中梁増し打ちを示す。
- ・開口部補強材 a:L-50x50x6
b:L-65x65x6
c:L-75x75x6



nX1通り軸組図 1/100

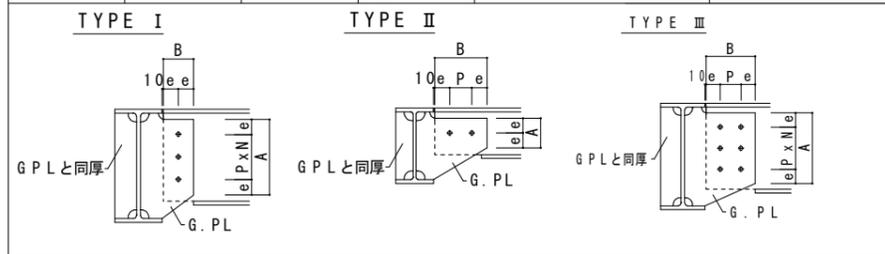


nX2通り軸組図 1/100

鉄骨部材リスト

符号	部材断面	継手部		備考
		フランジ	ウェブ	
4C1	□-300x300x12			BCR295
3C1	□-350x350x16			BCR295
2C1	□-350x350x19			BCR295
1C1	□-350x350x22			BCR295. ダイヤフラムPLはSN490C 柱脚: ベースパック 35-22R
P1	H-194x150x 6x 9		2-M20・GPL-9	
G35	H-350x175x 7x11	継手リスト (J8)		SN400B
G34A	H-340x250x 9x14	継手リスト (J7)		SN400B
G45	H-450x200x 9x14	継手リスト (J1)		SN400B
G44A	H-440x300x11x18	継手リスト (J2)		SN400B
G60	H-600x200x11x17	継手リスト (J3)		SN400B
G58A	H-582x300x12x17	継手リスト (J4)		SN400B
G58B	H-588x300x12x20	継手リスト (J5)		SN400B
G60A	(端部)H-600x300x12x25 (中央)H-588x300x12x20	継手リスト (J5)		SHH (SN400B) SN400B
B17	H-175x 90x 5x 8		2-M16・GPL-6	SS400 (TYPEI)
B25	H-250x125x 6x 9		3-M20・GPL-9	SS400 (TYPEI)
B35	H-350x175x 7x11		4-M20・GPL-9	SS400 (TYPEI)
B35a	H-350x175x 7x11		8-M20・GPL-12	SS400 (TYPEIII)2列X4 Px=@60, Py=@60
B40	H-400x200x 8x13		5-M20・GPL-9	SS400 (TYPEI)
B40a	H-400x200x 8x13		10-M20・GPL-12	SS400 (TYPEIII)2列X5 Px=@60, Py=@60
CB24A	H-244x175x 7x11	継手リスト (J11)		SN400B
CG30, CB30	H-300x150x6.5x9	継手リスト (J10)		SN400B
CB29A	H-294x200x 8x12	継手リスト (J9)		SN400B nY3端 3-M20・GPL-9
CB40	H-400x200x 8x13	継手リスト (J6)		SN400B nY3端 5-M20・GPL-9
CB40a	H-400x200x 8x13	継手リスト (J6)		SN400B nY3端 10-M20・GPL-12
水平ブレース	M16(ターンバックル締め)		1-M16・GPL-9	JISターンバックル

H. T. B	e	p	使用材料
M16	40	60以上	角型鋼管 BCR295
M20	40	60以上	鋼材 SS400・SN400B・SN490C
M22	40	60以上	高力ボルト S10T



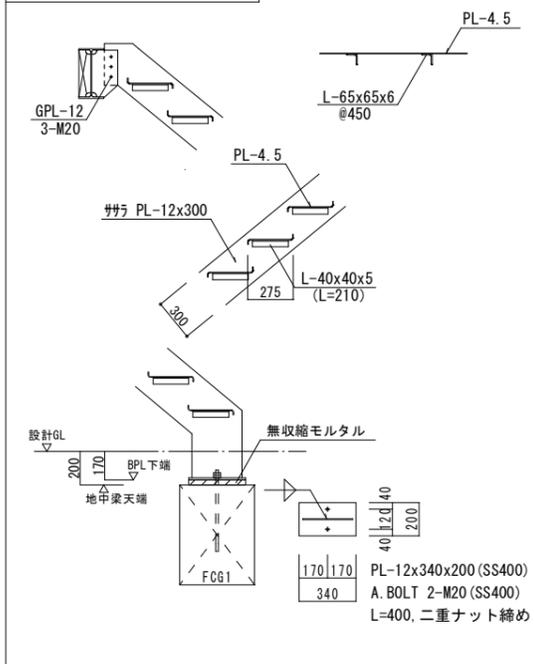
継手リスト 1 / 30

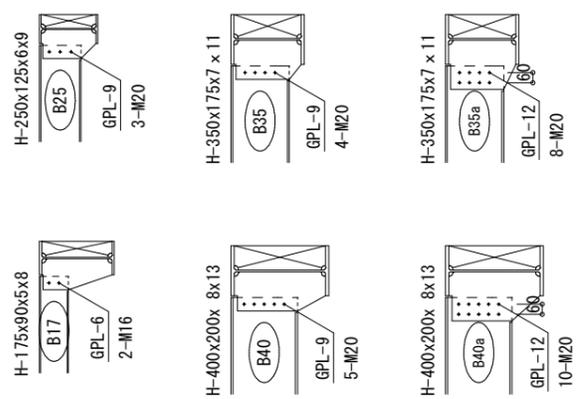
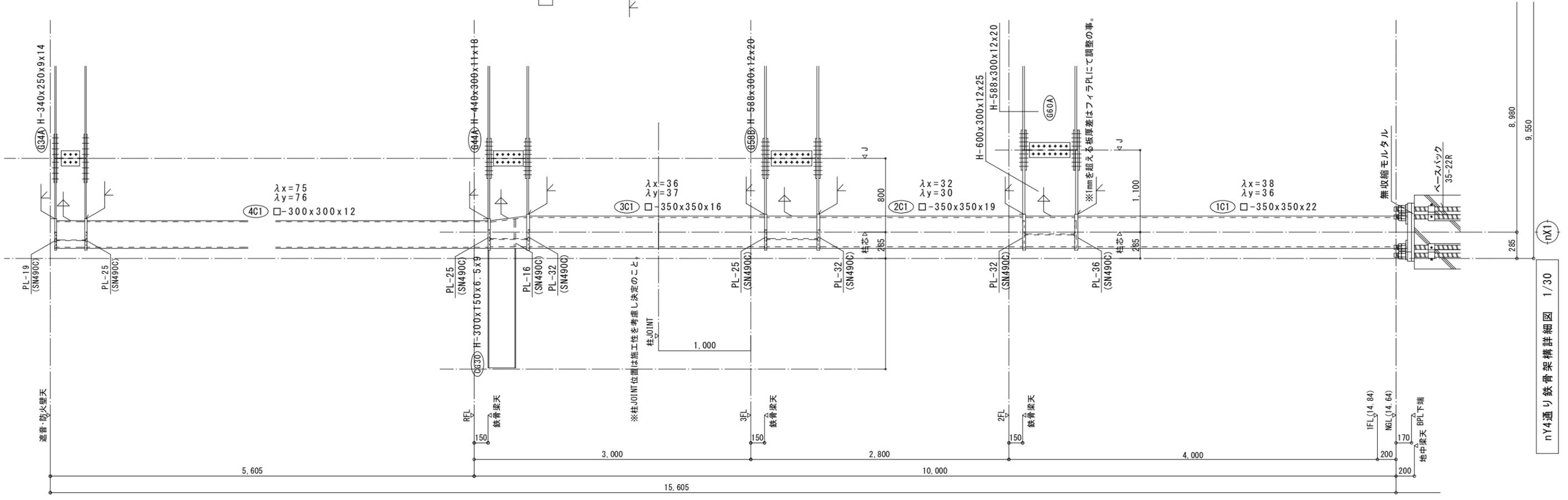
符号	J1		J2		J3		J4		J5			
	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内		
部材	H-450x200x 9x14		H-440x300x11x18		H-600x200x11x17		H-582x300x12x17		H-588x300x12x20			
形状												
フランジ	2PL-12x200x410	4PL-12x 80x410	2PL-12x300x440	4PL-12x110x440	2PL-12x200x410	4PL-12x 80x410	2PL-12x300x440	4PL-12x110x440	2PL-12x300x440	4PL-16x110x440		
ウェブ	2PL- 9x320x170		2PL- 9x320x170		2PL- 9x440x290		2PL- 9x440x170		2PL- 9x440x170			
符号	J6		J7		J8		J9		J10		J11	
部材	H-400x200x 8x13		H-340x250x 9x14		H-350x175x 7x11		H-294x200x 8x12		H-300x150x6.5x9		H-244x175x 7x11	
形状												
フランジ	2PL- 9x200x410	4PL- 9x 80x410	2PL-12x250x410	4PL-12x100x410	2PL- 9x175x290	4PL- 9x 70x290	2PL- 9x200x410	4PL- 9x 80x410	2PL- 9x150x290	4PL- 9x 60x290	2PL- 9x175x290	4PL- 9x 70x290
ウェブ	2PL- 9x260x170		2PL- 9x200x170		2PL- 6x260x170		2PL- 9x200x170		2PL- 6x200x170		2PL- 9x140x170	

柱脚リスト 1 / 30

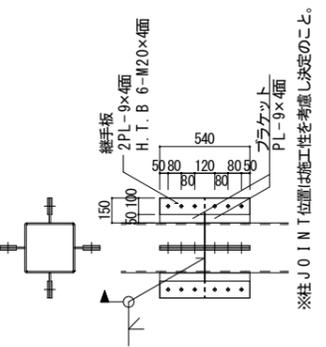
柱符号	C1 柱脚詳細図
製品記号	ベースパック 35-22R
形状	
柱部材	□-350x350x22
BPL	630x630x44
A. BOLT	8-D41 (BPD-SD390)

外部階段詳細図 1/30





柱継手詳細図 1 / 30



nY4通り鉄骨架構詳細図 1 / 30

構造特記仕様書 2023年度版																																				
§1 一般事項	<p>選択項目は◎印を適用し、○印が無い場合は※印を適用する。 ○印が複数ある場合は、共に適用する。</p> <p>1-1 使用材料は原則としてJIS規格品、JAS規格品、又は大臣認定品とする。</p> <p>1-2 設計図書の優先順位は下記による。 1) 本特記仕様書 2) 設計図 3) 標準図 (○ 鉄筋コンクリート構造配筋標準図 ◎ 鉄骨工作標準図) (● 鉄筋鉄骨コンクリート構造標準図 ● 高強度せん断補強筋施工仕様書) (● 鉄筋コンクリート壁式標準配筋図)</p> <p>4) 仕様書 (◎ 公共建築協会 ※ 日本建築協会) 5) 日本建築学会標準仕様書、JASS5 2018年、JASS6 2018年</p> <p>1-3 各工事に際して、施工計画書及び施工図を提出し、工事監理者の承諾を得る。</p> <p>1-4 構造関係材料及び各種試験成績書・検査報告書を作成し提出する。 第三者機関による検査・試験費用は工事費に (※含む ●含まない)</p> <p>1-5 設計図書に示されていない材料、工法等を採用する場合は文書にて工事監理者の承諾を得る。</p> <p>1-6 梁貫通位置、径、及び箇所数は (●意図図 ●構造図 ※設備図) による。</p> <p>1-7 その他</p>																																			
§2 構造計算ルート	<p>2-1</p> <table border="1"> <tr> <th>方向</th> <th colspan="4">構造計算ルート</th> </tr> <tr> <td>X</td> <td>◎ルート1</td> <td>●ルート2</td> <td>●ルート3</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>◎ルート1</td> <td>●ルート2</td> <td>●ルート3</td> <td>●</td> </tr> </table> <p>2-2 鉄筋の継手(定着については設計図若しくは標準図による) 構造計算ルート別による主筋又は、耐力壁の鉄筋の継手の重ね長さ ※ 建築基準法施行令第73条第2項による仕様規定 ● 日本建築学会 JASS5(2018)、鉄筋コンクリート造配筋指針・解説 ● 日本建築学会 RC標準2018 XY両方向共ルート3及び限界耐力計算の場合は、令第73条第2項の仕様規定によらずJASS5(2018)、鉄筋コンクリート造配筋指針・解説及びRC標準2018とすることができる。</p>	方向	構造計算ルート				X	◎ルート1	●ルート2	●ルート3	●	Y	◎ルート1	●ルート2	●ルート3	●																				
方向	構造計算ルート																																			
X	◎ルート1	●ルート2	●ルート3	●																																
Y	◎ルート1	●ルート2	●ルート3	●																																
§3 仮設工事、土工	<p>3-1 山留め、根切り</p> <p>3-2 埋戻し土、盛土、残土処分 埋戻し土 ◎ 根切り土の中の良土 ○ 搬入良土(埋戻し土は30cm毎に転圧締めを行うこと) 盛土 ◎ 根切り土の中の良土 ○ 搬入良土(盛土は30cm毎に転圧締めを行うこと) 残土処分 ● 場内均地し ※ 場外搬出処分(※ 自由 ● 指定場所)</p>																																			
§4 地業工事	<p>4-1 基礎及びスラブ下地業 (単位mm)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">場所</th> <th rowspan="2">捨てコンクリート厚さ</th> <th colspan="2">A : 砕石</th> <th rowspan="2">厚さ</th> </tr> <tr> <th>注1)</th> <th>注2)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">基礎</td> <td>独立・布</td> <td>◎ 50・60・100</td> <td>※ A・B</td> <td>◎ 60・100・150</td> </tr> <tr> <td>ベタ</td> <td>※ 50・60・100</td> <td>※ A・B</td> <td>※ 60・100・150</td> </tr> <tr> <td>基礎梁</td> <td>◎ 50・60・100</td> <td>※ A・B</td> <td>◎ 60・100・150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土間スラブ</td> <td>◎ 50・60・100</td> <td>※ A・B</td> <td>◎ 60・100・150</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土間コンクリート</td> <td>屋内</td> <td>※ 50・60・100</td> <td>※ A・B</td> <td>※ 60・100・150</td> </tr> <tr> <td>屋外</td> <td>● 50・60・100</td> <td>※ A・B</td> <td>● 60・100・150</td> </tr> </table> <p>注1). アンカーボルト支持用フレームの、あと施工アンカーを打込む部分は100以上とする。 注2). 端部aは100以上とする。</p> <p>4-2 設計地耐力 長期 kN/m² 短期 kN/m² 終局 kN/m² 地耐力載荷試験 ● 行う (●箇所、長期設計耐力の3倍を確認する) ※ 行わない</p> <p>4-3 地盤改良 ● 無筋コンクリート地業 ● 締固め工法 ● ソイルセメント杭 ● セメント系固材材攪拌 ● 圧密排水工法 ● [● 載荷試験 ● 一軸圧縮試験] ● 行う (●箇所) ※ 行わない [● 六価クロム溶出試験] ● 行う ※ 行わない</p> <p>4-4 既製コンクリート杭、鋼管杭、その他特殊杭(S-27図による)</p> <p>1) 杭種 ● PHC杭 ● A種 ● B種 ● C種 ● ● ST杭 ● A種 ● B種 ● C種 ● ● SC杭 t mm ● ● ● ● ● PRC杭 ● I種 ● II種 ● III種 ● IV種 ● 節杭 ● A種 ● B種 ● C種 ● ◎ 鋼管杭</p> <p>2) 工法 ● 打撃工法 ● 油圧ハンマー ● ディーゼルハンマー ● 埋込み工法 ● プレボーリングセメントミルク注入工法 ● ● プレボーリング拡大根固め工法(認定工法) ● 杭周固定液 ※ あり ● なし ● 中掘拡大根固め工法(認定工法) ● 回転埋設根固め工法(認定工法) ● 回転杭工法 ● ● 先行掘削 ※ あり ● なし</p>	場所	捨てコンクリート厚さ	A : 砕石		厚さ	注1)	注2)	基礎	独立・布	◎ 50・60・100	※ A・B	◎ 60・100・150	ベタ	※ 50・60・100	※ A・B	※ 60・100・150	基礎梁	◎ 50・60・100	※ A・B	◎ 60・100・150		土間スラブ	◎ 50・60・100	※ A・B	◎ 60・100・150		土間コンクリート	屋内	※ 50・60・100	※ A・B	※ 60・100・150	屋外	● 50・60・100	※ A・B	● 60・100・150
場所	捨てコンクリート厚さ			A : 砕石			厚さ																													
		注1)	注2)																																	
基礎	独立・布	◎ 50・60・100	※ A・B	◎ 60・100・150																																
	ベタ	※ 50・60・100	※ A・B	※ 60・100・150																																
基礎梁	◎ 50・60・100	※ A・B	◎ 60・100・150																																	
土間スラブ	◎ 50・60・100	※ A・B	◎ 60・100・150																																	
土間コンクリート	屋内	※ 50・60・100	※ A・B	※ 60・100・150																																
	屋外	● 50・60・100	※ A・B	● 60・100・150																																

3) 杭径、設計耐力、本数表(S-27図による)

杭径(底部部)mm	長期kN	短期kN	終局kN	本数	備考
()					
()					
()					
()					

4) 杭の構成は設計図による。(S-27図による)

5) 杭頭補強(S-27図による)
● かがり筋 ● スタッド溶接 ● 杭外周溶接

4-5 場所打鉄筋コンクリート杭、場所打鋼管コンクリート杭

1) 工法
● アースドリル工法 ● 掘削アースドリル工法
● リバース工法 ● オールケーシング工法 (● ベント工法 ●)
● BH工法 ●

2) 杭径、設計耐力、本数表(掘削部は施工費を示す)

杭径(底部部)mm	管厚 mm	長期kN	短期kN	終局kN	本数	備考
()						
()						
()						
()						
()						

3) 杭先端深さ ● 6L- m ● 杭リストによる ● 杭状況による

4) 孔壁測定 (2方向)
※ 行う (● 全数 ● %) ● 行わない

5) 使用材料 コンクリートの仕様は設計図による。特記のない場合JASS5水中コンクリートによる。
コンクリート Fc (● 普通ポルトランドセメント ● 高炉セメントB種)
鉄筋 ● D 以下 S0295 ● D 以上 S0345
● D 以上 S0390
鋼管(リブ付) ● SKK400 ● SKK490

4-6 杭打地業共通事項
1) [● 試験杭 ● 試験掘] ● 行う (● 本) ● 行わない
2) 載荷試験 ● 行う (● 箇所、長期設計耐力の3倍を確認する) ※ 行わない
3) SL塗布 ● 行う ※ 行わない

§5 鉄筋工事

5-1 材種

種類	径	継手
◎ S0295	D16 以下	※ 重ね継手 ● スパイラル ● 工場溶接
◎ S0345	D19 以上	● 重ね継手 ※ ガス圧接 ● 溶接継手
● S0390	D 以上	※ ガス圧接 ● 溶接継手 ● 機械継手(級)
● S0490	D 以上	● ガス圧接 ※ 溶接継手 ● 機械継手(級)
● 溶接金鋼		● 重ね継手
● 高強度せん断補強筋	● 1275級 P ● 785級 K ● 685級 U	● フック加工 ● スパイラル ● 工場溶接

5-2 ガス圧接部の検査(第三者機関による) 外観検査全数(引張り試験の場合、施工者自主検査でもよい)
● 抜取り検査
◎ 引張り試験(JISZ3120)
1検査ロットにつき ※ 3本 ● 原則 柱・梁の径毎に3本
◎ 超音波探傷試験(JISZ3062) ● 熱間押抜き試験
1検査ロットにつき ● 30箇所 ●
○ 不合格となった圧接部は切り取って再圧接を行う。また残り全数に対して超音波探傷試験を行う。
1検査ロットは1組の作業班が1日に施工した圧接箇所の数量で200箇所以内

5-3 溶接、機械式継手の検査は各々の認定方法による他、日本継手協会仕様書(2017年)及び下記を参照する。
JIS Z 3063 (鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準)
JIS Z 3064 (鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定試験方法及び判定基準)

5-4 梁貫通補強
補強筋は原則として工場製品(評定品)を使用する。

5-5 その他
基礎梁、基礎小梁の継手及び定着は原則として ◎ ①一般 ◎ ②地反力を受ける とする。
● ③上載荷重が大きい場合
梁の余長Lの採用 大梁・小梁 ◎ D' (梁有効成) ● 端部上下筋15d 中央上下筋20d
基礎梁 ◎ min(D', L) ● 端部上下筋15d 中央上下筋20d
鉄筋の組立は適切な位置にスペーサーを使用し、組立後は形状保持のための養生を行う。
コンクリートを2回打する部材は、初回の打設後に鉄筋の清掃を行う。
コンクリート打設前に工事監理者の検査を受け不備な箇所は修正を行う。

§6 コンクリート工事

6-1 レディーミクストコンクリート(JIS A5308-2019)

1) セメント ◎ 普通セメント JISR5210 ● 高炉セメントB種 ● 低熱セメント JISR5210

2) 粗骨材 ◎ 砂利 ※ 砕石 ● 高炉セメント骨材 ● 人工軽質骨材 ● 再生骨材
最大径(mm) ※ 20 ● 25 ● 40

3) 設計基準強度 (N/mm²) (使用区分は設計図の軸組図に示す)
● 普通コンクリート ● Fc18 ◎ Fc21 ◎ Fc24 ● Fc27 ● Fc30 ● Fc ● Fc ● Fc
※Fc21(合成床版)、Fc24(基礎、中梁、腰壁等躯体)
● 軽量コンクリート(※ 1種 ● 2種 気乾単位容積質量 ※ 18.5 ●)
● LFc18 ● LFc21 ● LFc24 ● LFc27 ● LFc30 ● LFc

4) 土間コンクリート ◎ Fc21 (ただし柱、壁等と同時に打込む場合は躯体の強度とする)

5) 捨てコンクリート ◎ Fc18

6) 防水押さえコンクリート ● Fc ● LFc (気乾単位容積質量 ※ 18.5 ●)

7) かさ上げコンクリート ● Fc ● LFc (気乾単位容積質量 ※ 18.5 ●)

6-2 混和材 ※AE減水剤 ● 高性能AE減水剤 ● 躯体防水材 ● 膨脹材
注1). 混和剤は所定の品質を確保するためにプラントの特性に応じたものを使用する。

6-3

箇所	基礎、基礎梁	一般		備考
スラブ	cm 15	18		
水セメント比 %	60以下	60以下		60以下
単位水量 kg/m ³	185以下	185以下		185以下
単位セメント量 kg/m ³	270以上	270以上		270以上

注2). スラブは特記なき限り施工者が決め監理者に報告する。
試験(躯体コンクリートの28日圧縮試験は公的機関において行う)

6-4 1) 骨材 [● 塩分含有量 ● アルカリシリカ反応性] ※ 行う ● 行わない
2) フレッシュコンクリート [● スランプ ● 空気量] ※ 行う ● 行わない
3) 躯体のせき板取り外し時期決定圧縮試験 ※ 行う ● 行わない
4) コンクリートコア抜き取り圧縮試験 ● 行う ※ 行わない
5) マスコンクリートのひび割れ照査(温度応力解析) ● 行う ※ 行わない
6) 単位水量測定 ● 行う ● 行わない

6-5 調合(補正値は工事費を含む)
計画供用期間の級()は耐久設計基準強度F_d
● 短期(18) ● 標準(24) ● 長期(30) ● 超長期(36)
調合管理強度 F_m=Max(F_c, F_d)+S S=3~6
材齢28日の調合強度は下記の両式を満足するものとする。
F_d≥F_m+1.73σ F_d≥0.85F_m+3σ

6-6 せき板及び支柱の在置期間(普通ポルトランドセメントの場合)

コンクリートの材料による場合	基礎、梁、柱、壁		スラブ下		梁下
	15℃以上	3日	17日	17日	
5℃以上	5日	5日	25日	25日	28日
	0℃以上	8日	28日	28日	
圧縮試験による場合	5N/mm ² 注)0.85Fcまたは12N/mm ²		注)設計基準強度		

注) かつ、施工中の荷重及び外力について、構造計算により安全が確認されるまで。
住宅性能表示 劣化等級 ● 等級2 ● 等級3
劣化等級2又は3を指定する場合は、鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)2-7かぶり厚さが変わる為、かぶりを訂正又は、設計図に明示する
Fc36を超える場合は高強度コンクリートとし、仕様は別記特記仕様書(JASS5)による

§7 鉄骨工事

7-1 材種及び使用箇所

規格名称	鋼材名	柱	通し	内	大梁	アレス	小梁
一般構造用圧延鋼材	◎ SS400 ●		ダイヤ	ダイヤ			○
溶接構造用圧延鋼材	● SM400A ● SM490A ● SM400A ●						
建築構造用圧延鋼材	◎ SN400B ● SN490B ● SN400C ● SN490C	○			○		
一般構造用角形鋼管	● STKR400 ● STKR490						
冷間成形角形鋼管	◎ BCR235 ● BCP235 ● BCP235 ●	○					
熱間成形角形鋼管	● SHC400B ● SHC400C ● SHC490B ● SHC490C						
一般構造用炭素鋼管	● STK400 ● STK490 ● STKN400 ● STKN490						
一般構造用軽量鋼管	◎ SSC400 ●						○
建築構造用圧延棒鋼	◎ SNR400 ●					○	

7-2 高力ボルト

高力ボルトの種類	使用箇所
トルシア形高力ボルト	※ S10T 全般
JIS形高力ボルト	● F10T トルシア形が使用できない部分
溶融亜鉛メッキ高力ボルト	◎ F8T 母材が亜鉛メッキされている部分
超高力ボルト	● S14T 屋内環境

7-3 普通ボルト、アンカーボルト
1) 材質 ● SS400 ● SS490 (M 以上) ● ABR400 ● ABR490 ● ABM400 ● ABM490 (ABMはM24以上)
2) 大臣認定柱脚(メーカー仕様による) ◎ 使用する ● 使用しない
頭付きスタッド

径	長さ(mm)	使用箇所
16 φ	● 80 ● 100 ● 120 ● 150 ●	
19 φ	● 80 ● 100 ● 120 ● 150 ●	

7-5 溶接材料
1) アーク溶接に使用する溶接棒、ワイヤ及びフラックスは母材の種類、寸法、及び溶接条件に相応したものを選定する。
2) ガスシールドアーク溶接に使用するシールドガスは溶接に相応したものとする。

7-6 スクラップ形状 ※ ノンスクラップ工法 ◎ スクラップ工法

7-7 継手

	柱	梁
フランジ	● 高力ボルト ● 現場溶接	※ 高力ボルト ● 現場溶接
ウェブ	● 高力ボルト ● 現場溶接	※ 高力ボルト ● 現場溶接

7-8 溶接手法及び管理
1) 使用する溶接ワイヤー、入熱量及びバス間温度等の仕様については鉄建協又は全構協の仕様で、専任の溶接施工管理技術者により管理を行うこと。
2) 完全溶け込み溶接はAW検定の有資格者が行うとする指定を ● 行う ● 行わない
3) 本工事で代替タブを使用する場合は、代替タブ溶接技術者技量検定付加試験を ● 行う ● 行わない
但し、代替タブのAW検定有資格者は技量検定付加試験を免除する。

7-9 デッキプレート (単位 mm)
1) 床用 高さ ● 板厚 ●
2) 合成スラブ用 高さ ◎ 50 板厚 ◎ 1.2
3) 高さ ● 板厚 ● 形板
4) 防錆処理 ● プライマー ◎ 亜鉛メッキ ◎ Z12 ● Z27

7-10 塗装(工場塗 ※ 2回 ● 1回、現場タッチアップ程度とする)
1) 素地調整 ※ ケレン ● プラスト
2) 下塗り用塗料

適用	塗料		種別	標準膜厚
屋外	室内			
※	鉛、クロムフリー錆び止め	JISK5674	※ 1種 ※ 2種	30 μm
●	水系さび止めペイント	JASS18 M-111		30 μm
●	変性エポキシ樹脂プライマー	JASS18 M-109	● 1種 ● 2種	40 μm
●	有機ジンクリッチプライマー	JISK5552	● 2種	15 μm
●	構造物用さび止めペイント	JISK5551	A種	30 μm

3) 溶融亜鉛メッキ ◎ 行う (1選別 ● 行わない)
4) 常温亜鉛メッキ ● 行う ● 行わない
5) 高耐食メッキ鋼板 (13.2mm以下) ● 用いる ● 用いない

7-11 溶接部の検査(受入検査) ※ 行う ● 行わない
1) 受入検査を行う第三者検査機関は、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者(元請)との直接契約による。
2) 第三者検査機関は(社)日本溶接協会によるO1検査事業者認定種別における超音波探傷検査部門の認定を取得した事業者とし、当該工事の鉄骨製作工場の社内検査を行っていない事業者とする。
3) 受入検査は目視による外観検査と超音波探傷検査とし、社内検査完了後に行う。
4) 外観検査の合格判定は国土交通省告示1464号による。ただし告示に定めのないものは日本建築学会「JASS6 鉄骨工事 2018 付則6 鉄骨精度検査基準」の限界許容差による。
5) 超音波探傷検査は日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準・解説」2018により、合格判定は7.2.1疲労を考慮しない溶接部のうち、引張応力が作用する溶接部の項を適用する。
6) 溶接箇所数の数え方は「JASS6 鉄骨工事 2018」表10.1溶接箇所数の数え方による。
7) 受入検査の抜取り方法及び抜取り率は以下による。
a) 工場溶接の場合
i. 検査ロットは各節、各工区毎に溶接箇所300箇所以内で構成する。
ii. 抜取り数は各ロット毎に30箇所をランダムにサンプリングする。
iii. 大きさ30箇所のサンプル中の不適合個数が1個以下のときはロットを合格とし、4個以上のときはロットを不合格とする。ただし、サンプル中の不適合数が1個を超え4個未満のときは、同じロットからさらに30箇所のサンプルを抜取検査する。総計60箇所のサンプルについての不適合個数の合計が4個以下のときはロットを合格とし、5個以上のときはロットを不合格とする。
b) 現場溶接の場合
i. 全数検査とする。
8) 検査により不合格と判定された溶接部はすべて補修を行い、再検査して合格とならなければならない。
9) ずれ・食い違いの補修方法は、独立行政法人 建築研究所監修「突き合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による。

7-12 鉄骨製作工場 下記○印のグレード認定工場内、納期・製作能力・数量数を勘案して工場選択のこと

国土交通省大臣認定(グレード)				
S	H	④	J	

§8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板・PCa板工事

8-1 コンクリートブロック
1) 種類 ● A種 ● B種 ● C種
2) 厚さ mm ● 100 ● 120 ● 150 ● 190

8-2 ALC パネル
1) 使用箇所 ● 床 ● 屋根 ● 外壁 ● 内壁
2) 厚さ mm ● 75 (80) ● 100 ● 120 (125) ● 150 ● 175
3) 外壁取り付け構法

方向	構法	使用箇所	備考
縦	● ロッキング構法		
横	● アンカー構法		

8-3 押出成形セメント板
外壁取付構法及び厚さ mm ● 60 ●

方向	構法	使用箇所	備考
縦	● ロッキング構法		
横	● スライド構法		

8-4 PCa板
1) 床及び屋根 ● 床 ● 屋根
● PCa板単独 厚さ mm ● ●
● 合成板

PCa板厚さ mm	現場打厚さ mm	合計厚さ mm	備考

2) 外壁 厚さ mm ● ●

2023年2月1日作成 (不許複製)

吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事のうち建築工事(担い手確保型)	構造特記仕様書	A2:1/- A3:1/-
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳	2025.12
	S	19

鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1) 2023版

§ 1 一般事項

1-1 基本事項

1. 使用材料、工法等は構造特記仕様書による。
2. 設計図書に記載なき場合は本標準図に従うものとする。
また本標準図に明記なき場合は構造特記仕様書1-2-4に指定した共通仕様書及び日本建築学会「JASS5(2018)」及び「鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説(2021)」による。
3. 本標準図は異形鉄筋を対象とし、dは呼び名に用いた数値とする。
4. 本標準図に示す単位は特記なき限りすべてmmとする。

1-2 その他

§ 2 共通事項

鉄筋の表示記号及び最外径は下表による。

記号	●	○	◎	⊗	⊕	⊖	⊙	⊚	⊛	⊜	⊝	⊞
呼び径 d	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D35	D38	D41	
最外径 D	11	14	18	22	26	29	33	37	40	43	47	

○フックのない場合
○フックのある場合
○本数に差がある場合
○機械式継手表示
○ガス圧接、溶接継手表示

2-2 鉄筋の折り曲げ

折り曲げ角度	図	鉄筋の使用箇所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内法直径(D)
180°		柱・梁主筋 基礎主筋 帯筋	SD295 SD345	D16以下 D19~D41	3d以上 4d以上
135°		あばら筋 スパイラル筋 スラブ筋 壁筋	SD390 SD490	D41以下 D25以下 D29~D41	5d以上 5d以上 6d以上
90°					

柱・梁・基礎の主筋、及び、その他の鉄筋の折曲げ形状・寸法

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度(N/mm ²)	重ね継手の長さ	定着の長さ			
			一般	小梁・床スラブ	上端筋	下端筋
SD295 SD345 (-)はSD345を示す	18	45d(50d)	40d	15d	L3=20d L3h=10d	
		35d	30d	20d		
	21	40d(45d)	35d	15d	L3=20d L3h=10d	
		30d	25d	20d		
	24~27	35d(40d)	30d(35d)	15d	L3=20d L3h=10d	
		25d(30d)	20d(25d)	15d		
30~36	35d	30d	15d	L3=20d L3h=10d		
	25d	20d	15d			
SD390 (-)はSD490は適用外	21	50d(-)	40d(-)	20d	SD490は適用外	
		35d(-)	30d(-)	20d		
	24~27	45d(55d)	40d(45d)	20d	SD490は適用外	
		35d(45d)	30d(35d)	20d		
30~36	40d(50d)	35d(40d)	15d	SD490は適用外		
	30d(35d)	25d(30d)	20d			
39~45	40d(45d)	35d(40d)	15d	SD490は適用外		
	30d(35d)	25d(30d)	15d			
48~60	30d	25d	15d	SD490は適用外		
	20d	15d	15d			

一般定着の直線L2またはフック付きのL2h、La、Lbの図

1. 重ね継手の長さは鉄筋の折曲げ起点間の距離、又、フック付きのL2hは仕口面から鉄筋の折曲げ起点までとし、末端のフックは定着長さに含まない。
2. 軽量コンクリートを使用する場合は、2-3の数値に5dを加算する。

2-4 継手一般

ガス圧接継手・溶接継手・機械式継手に関する事項は、標準仕様書および施工要領ならびに鉄筋継手工事特記仕様書(2019年版)共に公社団法人日本鉄筋継手協会編に準拠。

1. ガス圧接、溶接継手
 - ガス圧接: 0.2d以下, 1.4d以上, 1.1d以上
 - 溶接継手: 間隔: a ≥ 400
2. 機械式継手
 - 間隔: a ≥ 400, かつ b+40
3. 重ね継手(壁、スラブ筋を除く)
 - 間隔: 約0.5L1h
4. D35以上の鉄筋は原則として重ね継手は用いない。(ガス圧接、溶接、機械式継手等による)
5. 溶接継手及び機械式継手の場合はメーカー仕様による。

2-5 鉄筋のフック

○下記の1.~7.に示す鉄筋の末端部にはフックをつける。

1. あばら筋及び帯筋
2. 煙突の鉄筋
3. 柱及び梁(基礎梁を除く)の出端部分の鉄筋(下図参照)

4. 片持ちスラブの上端筋の先端

5. 最上階及びこれに準ずる値所の柱頭の上端筋の鉄筋

6. 杭基礎の基礎筋(偏芯基礎及び杭2本以上の場合)

7. 鉄骨柱の脚部の基礎柱、又は根巻コンクリートの四隅の鉄筋

○鉄筋のあきaは原則として下記による。

呼び名の数値dの1.5倍以上
組骨材の最大寸法の1.25倍以上

○鉄筋径が異なる場合は大きい方による。
○二段筋のあきは、1.5dかつ骨材最大値の1.25倍以上とする。

鉄筋に対するコンクリートの設計かぶり厚さと最少かぶり厚さ

部 位	かぶり厚さ		
	仕上げあり	仕上げなし	
土に接しない部分	屋根スラブ 床スラブ 非耐力壁	30(20)	30(20)
	柱 梁 耐力壁	40(30)	40(30)
	擁 壁	40(30)	50(40)
	擁 壁	50(40)	50(40)
土に接する部分	柱・梁・床スラブ・壁 布基礎の立ち上り	50(40)	50(40)
	基礎・擁壁	70(60)	70(60)

2-6 鉄筋のあき

2-7 かぶりの厚さ

3-1 主筋の継手

ガス圧接、溶接、機械式継手

重ね継手

○印内に継手中心部を設けることを原則とする。
設計者判断により、認定を得た工法ではa=0とできる。

3-2 主筋の定着

3-3 筋帯副帯筋

3-4 補助筋

3-5 柱のコンファインド補強

補強する柱は設計図による。(柱頭、柱脚柱成の範囲を補強する。)

a スパイラル帯筋 @60~75 (有効間隔50程度)
b 溶接閉鎖型帯筋 @60~75 (有効間隔50程度)

§ 4 梁

4-1 主筋の継手

4-2 主筋の定着及び余長

4-3 あばら筋副あばら筋

3-5 柱のコンファインド補強

補強する柱は設計図による。(柱頭、柱脚柱成の範囲を補強する。)

a スパイラル帯筋 @60~75 (有効間隔50程度)
b 溶接閉鎖型帯筋 @60~75 (有効間隔50程度)

§ 4 梁

4-1 主筋の継手

4-2 主筋の定着及び余長

4-3 あばら筋副あばら筋

鉄骨工作標準図(1) 2023版

§1 一般事項

- 1) 使用材料、工法等は構造特記仕様書による。
- 2) 設計図面に記載なき場合は本標準図に従うものとする。また本標準図に明記なき場合は、構造特記仕様1-2-4、5に指定した共通仕様書および標準仕様書による。
- 3) 製作精度等に関しては、JASS6の付則6「鉄骨精度検査基準」による。
- 4) 本標準図に示す単位は特記なき限りすべてmmとする。

§2 共通事項

- AB アンカーボルト
- BE ベースプレート
- DF ダイアフラム
- FE フランジプレート
- HTB 高力ボルト
- SL スプラインプレート
- WE ウェブプレート
- BH 組立てH形鋼
- CHE チェッカープレート
- FB フラットバー
- GE ガセットプレート
- RL リブプレート
- TB ターンバックル
- W1-9 溶接記号 (§4参照)

§3 ボルト接合

ボルトの長さ

ボルトの呼び径	締付け長さに加える長さ	締付け長さ
M16	F10T 30 S10T 25	
M20	35 30	
M22	40 35	
M24	45 40	

1. 特記以外はすべてS10T（トルシア形高力ボルト、上図）又はF10Tとする。
2. 本締め使用するボルトと、仮締めボルトの兼用はしてはならない。
3. ボルトの接合面の処理は、締め付け摩擦面を平グライダ掛け等を行い、黒皮を除去して一様に赤さを自然発生させる。ただし、ショットプラス等を行った場合はこの限りでない。締付けは1次締付け後、マーキングを入れてから本締めをする。
4. 亜鉛メッキボルトの場合は、すべてF8Tとする。

高力ボルトのピッチ

呼び径	M16				M20				M22				M24			
	標準		P		標準		P		標準		P		標準		P	
ピッチ	60		60		60		60		60		60		60		60	
はしあき	40		40(50)		40(55)		45(60)		40		40		40		40	
最少縁端距離	せん断線・手動ガス切断線		28		34		38		44		せん断線・自動ガス切断線等		22		26	

高力ボルトのピッチ

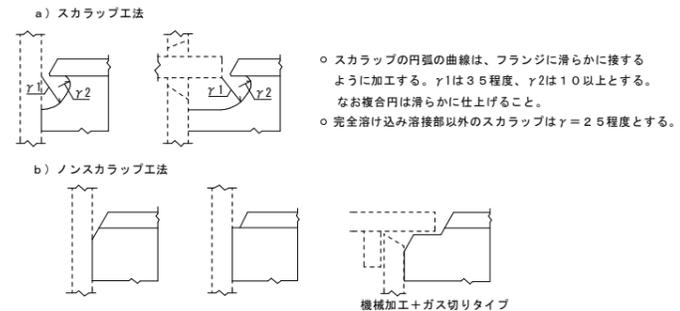
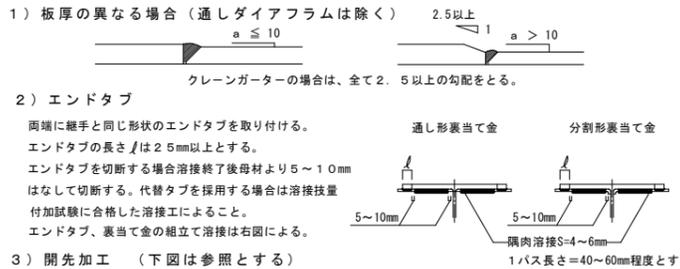
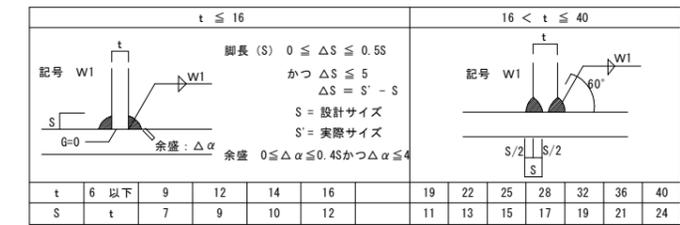
ゲージ	千鳥打ちのピッチ b	
	M16・20・22	M24
g2	35	50
g1	40	60
	55	45

形鋼のゲージ

A or B	g1	g2	最大軸径	B	g1	g2	最大軸径	B	g3	最大軸径
**50	30	16	**100	60	16	**50	30	16		
60	35	16	125	75	16	65	35	20		
65	35	20	150	90	22	70	40	20		
70	40	20	175	105	22	75	40	22		
75	40	22	200	120	24	80	45	22		
80	45	22	250	150	24	90	50	24		
90	50	24	*300	150	40	24	100	24		
100	55	24	350	140	70	24				
125	50	35	400	140	90	24				
130	50	40	24							
150	55	55	24							
175	60	70	24							
200	60	90	24							

* B=300は千鳥打ちとする。
* *印の欄のg及び最大軸径の値は強度上支障がないとき最少縁端距離の規定にかかわらず用いることができる。

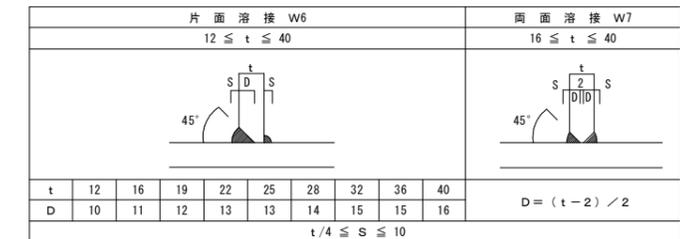
§4 溶接接合



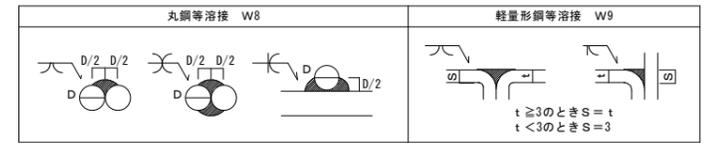
4) 開先形状

記号	形状	適用板厚	寸法	
			アーク手溶接	ガスシールドアーク溶接・セルフシールドアーク溶接
W2 MC-BL-1B GC-BL-1B		6~	G $9^{+0.00}_{-2.00}$ ($+0.00$)	$7^{+0.00}_{-2.00}$ ($+0.00$)
			R $2^{-2.00}_{-2.00}$ (-2.00)	$2^{-2.00}_{-2.00}$ (-2.00)
W3 MC-BL-2 GC-BL-2		6~	G $0^{+2.5}_{-0}$ ($+4$)	0^{+2}_{-0} ($+3$)
			R $2^{-2.00}_{-2.00}$ (-2.00)	$2^{-2.00}_{-2.00}$ (-2.00)
W4 MC-BK-2 GC-BK-2		16~	d1 $\frac{1}{3}(T-R)$	$\frac{1}{3}(T-R)$
			d2 $\frac{1}{3}(T-R)$	$\frac{1}{3}(T-R)$
W5 MC-B1-1B GC-B1-1B		3~6	G T $2^{+0.00}_{-2.00}$ ($+0.00$)	T $2^{+0.00}_{-2.00}$ ($+0.00$)

MC・・・はアーク手溶接 GC・・・はガスシールドアーク溶接・セルフシールドアーク溶接の記号を示す。



4-4 フレア溶接

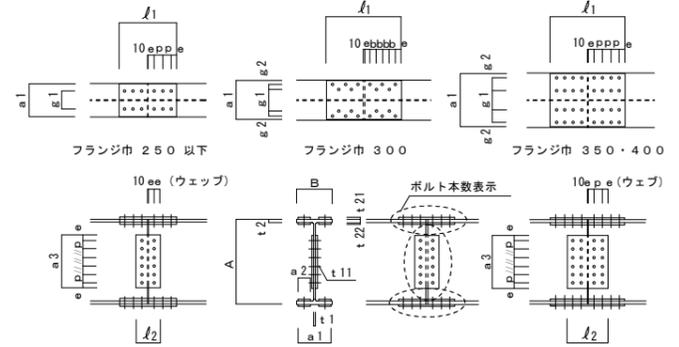


4-5 その他

加工工程中及び現場建方後においてもアークストライク、ショートビードをしてはならない。

§5 継手

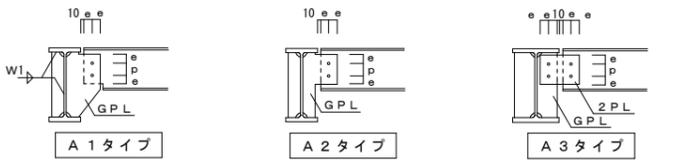
5-1 継手リスト



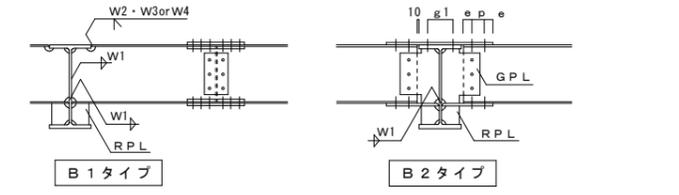
材種	主材	高力ボルト径	フランジ		ウェブ		ピッチ
			ボルト本数	外側添板	ボルト本数	添板	
	H - A x B x t1 x t2		2E -	4E -	2E -		
	BH - A x B x t1 x t2		t21 x a1 x l1	t22 x a2 x l1	t11 x a3 x l2		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		
	H - x x x		x x	x x	x x		

1. フランジPL面もしくはウェブPL面で、段差1mmを超える場合は、フィラーPLを入れて調整すること。
2. a3は原則として梁成の2/3以上確保すること。

5-2 小梁仕口



5-3 剛接合



1. GPL・RPLは材種・版厚とも小梁のWPLと同等以上とする。
2. 継手プレート及び高力ボルトはリストによる。

2023年2月1日作成 (不許複製)



角形鋼管

F値295N/mm²以下
□-150×150 ~ □-300×300 用

(一財)日本建築センターによる一般認定「BCJ評定-ST0093-19」(令和6年6月21日付)

ベースパック柱脚工法 設計標準図

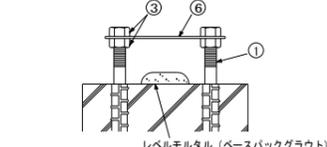
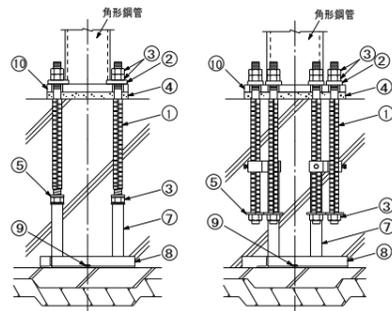
●ベースパック柱脚工法の設計は「ベースパック柱脚工法設計ハンドブック」による。

岡部株式会社 旭化成建材株式会社
TEL03 (3624) 5336 TEL03 (3296) 3515

2024年10月作成

1. 工法概要

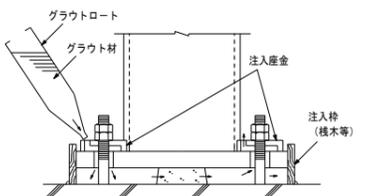
1.1 構成部材



- ① アンカーボルト
- ② 注入座金
- ③ Mナット
- ④ ベースバックグラウト(グラウト材)
- ⑤ 定着座金
- ⑥ テンプレート
- ⑦ フレームポスト
- ⑧ フレームベース
- ⑨ ステコンアンカー(コンクリートアンカー)
- ⑩ ベースプレート

(注)上記①~⑩の構成部材はベースパック構成部品として供給される。
(注)上記⑤~⑨は現場状況により仕様異なる場合がある。

1.2 柱脚の定着方法概要



2. 柱

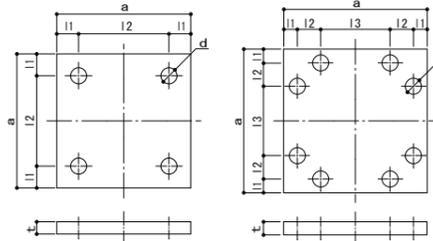
F値(N/mm ²)	鋼種	採用
235	BCP235	●
	STKR400	
295	BCR295	●
	TSC295	

3. 構成部材・寸法

3.1 ベースプレート

●材質

SN490B 【JIS G 3136】



形状 (イ)

形状 (ハ)

3.3 Mナット

【建築基準法第37条第二号に基づく国土交通大臣認定材料】

呼び	A	B	(e)	単位 mm
M27	22	41	47	
M30	24	46	53	
M33	26	50	58	
M36	29	55	64	
M39	31	60	69	

3.4 定着座金

i) アンカーフレーム Aタイプの場合

適用アンカーボルト	g1	t	d	材質
M27	55	9	28	SS400
M30	55	9	31	
M33	60	9	34	
M36	65	12	37	
M39	80	12	40	

ii) アンカーフレーム Cタイプの場合

適用アンカーボルト	g1	g2	t	d	材質
M30	55	168	9	32	SS400
M33	60	173	9	35	
M36	65	178	9	38	

3.5 注入座金

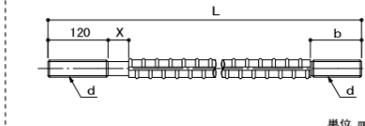
【建築基準法第37条第二号に基づく国土交通大臣認定材料】

記号	適用アンカーボルト	a1	a2	c	t	d	単位 mm
PM27	M27	32	42	101	18	28	単位 mm
PM30	M30	32	42	101	18	31	
PM33	M33	35	45	110	18	34	
PM36	M36	35	45	110	18	37	
PM39	M39	38	48	118	18	40	

3.2 アンカーボルト (Mアンカーボルト)

【建築基準法第37条第二号に基づく国土交通大臣認定材料】

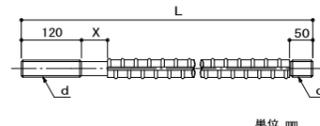
i) アンカーフレーム Aタイプの場合



呼び	規格	L	X	b	単位 mm
M27	D29	650	45	128	490
M30	D32	695	45	133	490
M33	D35	690, 735	45	95, 140	490
M36	D38	770	60	130	490
M39	D41	770, 810	60	98, 135	490

注1) 据付け高さが低い場合に短いアンカーボルトを使用する。

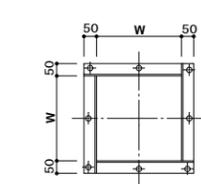
ii) アンカーフレーム Cタイプの場合



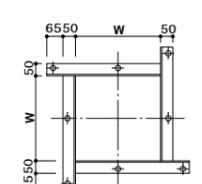
呼び	規格	L	X	単位 mm
M30	D32	695	45	490
M33	D35	720	45	490
M36	D38	770	60	490

3.6 フレームベース

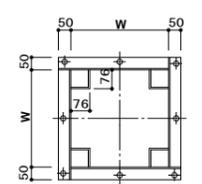
i) Aタイプ



ii) Cタイプ



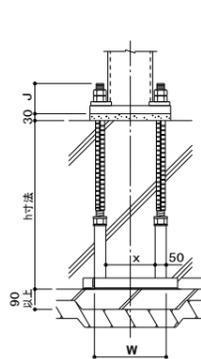
iii) 特Cタイプ



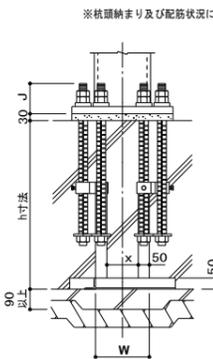
3.7 アンカーフレーム形状および据付け時諸寸法

●ベースパックの据付け高さ(h寸法)はフレームベース下端からコンクリート柱型天端までを示す。据付けに最低限必要な高さ(最低h寸法)は下表に記載の値とする。

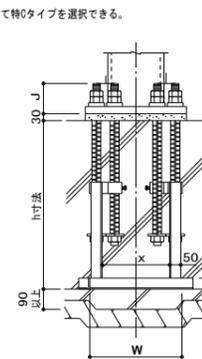
< Aタイプ >



< Cタイプ * >



< 特Cタイプ >



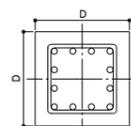
単位 mm

4. コンクリート柱型

4.1 形状・材質

●形状

形状は正方形とし、寸法は下表に記載の値とする。



●コンクリート

普通コンクリートとし、設計基準強度は21N/mm²以上とする。

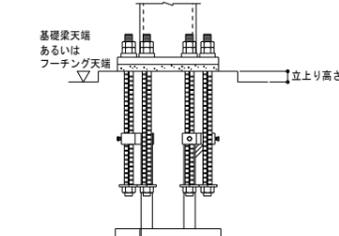
●鉄筋

SD295 (D13, D16)
SD345 (D19, D22)

4.3 基礎立上がり

●基礎立上がり高さは50mm以下とする。

※ただし基礎立上がり高さが50mmを超え300mm以下の場合、Lシリーズを使用することができる。



4.4 特記事項

上記内容によらない場合は下記による。

採用

- 下表標準柱型寸法からの変更あり(「柱型寸法最大・最小値一覧」による)
- 下表標準配筋仕様からの変更あり
- 立上り筋に頂部フックが必要

5. 工場製作 (溶接)

■組立

●ベースプレートの中心線(がき線)に柱軸心を合わせる。

■溶接方法 (完全溶込み溶接)

●完全溶込み溶接とする。(JASS 6 鉄骨工事による)

完全溶込み溶接の開先標準 (JASS 6 鉄骨工事 2018年版より)

図	溶接方法	適用板厚 T (mm)	ルート間隔 G (mm)	ルート間隔 R (mm)	ルート間隔 S (mm)	開先角度 α (°)	標準値	許容差	溶接姿勢
被覆アーク溶接	6~	7	-2, +0 (-3, +0)	2	-2, +1 (-2, +2)	α1: 45	標準値	許容差	下向き
ガスシールドアーク溶接	6~	6	-2, +0 (-3, +0)	2	-2, +1 (-2, +2)	α1: 45	標準値	許容差	下向き

許容差・記号+0は省略しを示す。
*後書きは「鉄骨精度検査基準」に規定する許容差(上段:管理許容差, 下段括弧内:限界許容差)を示す。

■ベースプレートの予熱

●気温(鋼材表面温度)が5°C以上でのベースプレートの予熱は次に示す予熱温度標準により行う。その他必要に応じて適切な予熱をする。

溶接方法	鋼種	板厚 (mm)	
		t < 32	32 ≤ t ≤ 50
低水素系被覆アーク溶接	SN490B	予熱なし	50 °C
ガスシールドアーク溶接	SN490B	予熱なし	予熱なし

※フラックス入りワイヤによるガスシールドアーク溶接の予熱温度は、低水素系被覆アーク溶接に準じる。

■検査方法: 溶接部の検査は超音波探傷検査により行う。

■施工管理: 7. 本工法の施工及び施工管理参照。

6. 工事場施工

6.1 基礎工事

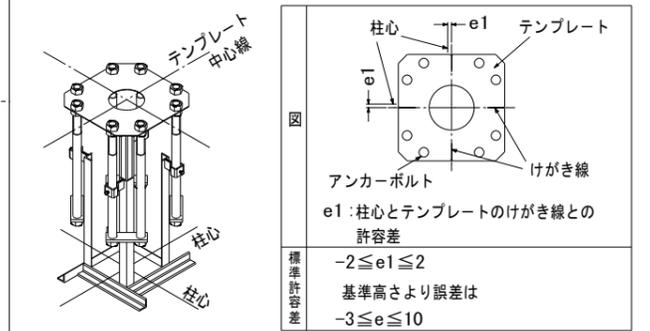
●柱脚部の捨コンの厚さは90mm以上とし、表面は平滑に仕上げる。

6.2 アンカーボルト据付け

●アンカーボルト(フレーム)の組立ては、4隅のアンカーボルト4本で組立てを行う。

●フレームベースはステコンアンカーにより水平に固定する。

●位置決めは、テンプレートの中心線と地墨等の柱心を合致させることにより行い、標準許容差は下図による。



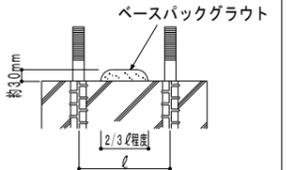
6.3 配筋およびコンクリート打設

●配筋はアンカーボルト(フレーム)との取り合いを考慮する。

●コンクリート打設前にテンプレート位置精度を確認する。

6.4 建方

●レベルモルタルはベースバックグラウト(グラウト材)を使用し大きさは右図による。



6.5 アンカーボルトの本締め(弛み止め)

●本締めはグラウト材の充填前に行い、ダブルナットを標準とする。

6.6 ベースバックグラウト(グラウト材)の注入

●グラウト材のカクハンは、グラウト材1袋(6kg)に対して、計量カップで1.0~1.1ℓの水を加え、電動カクハン機で混練することにより行う。

●グラウト材の注入は、グラウトロートを注入座金にセットし、グラウト材の自重により他の注入座金からグラウト材が噴き出るまで行う。

7. 本工法の施工及び施工管理

●本工法は、管理者又は施工者(元請)の管理のもとで実施するものとする。

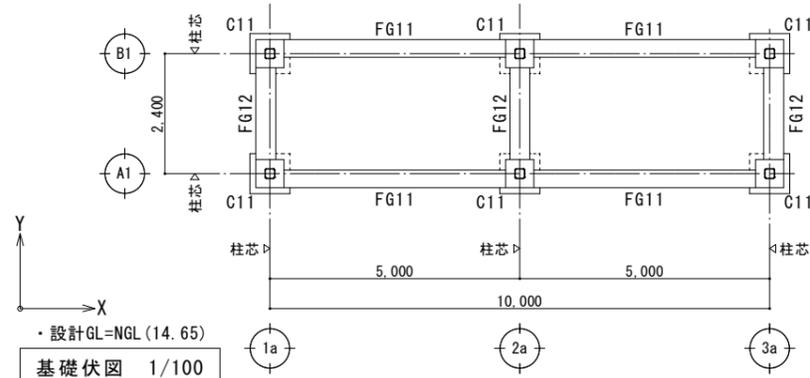
●本工法のうち6. 2アンカーボルト据付け及び6. 6ベースバックグラウトの注入は、ベースパック・セレクトベース施工技術委員会によって認定された有資格者(ベースパック施工管理技術者・施工技能者)が施工を実施し、チェックシート等により施工管理を行うものとする。

●ベースプレート溶接部の施工管理は、鉄骨製作業者に属する鉄骨製作管理技術者等による。

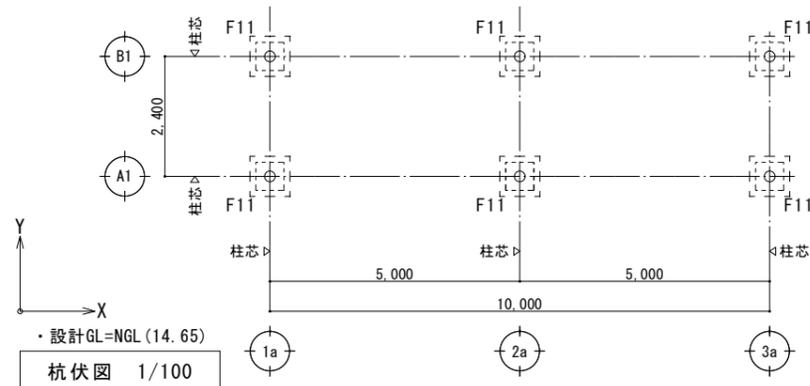
一級建築士登録番号 第132007号 森山 篤

【キュービクル架台】

吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事のうち建築工事(担い手確保型)	ベースパック柱脚工法 標準図	A2:1/- A3:1/-
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳	2025.12 S — 25



特記なき限り
 ・スラブ天、地中梁天は、GL-200とする。

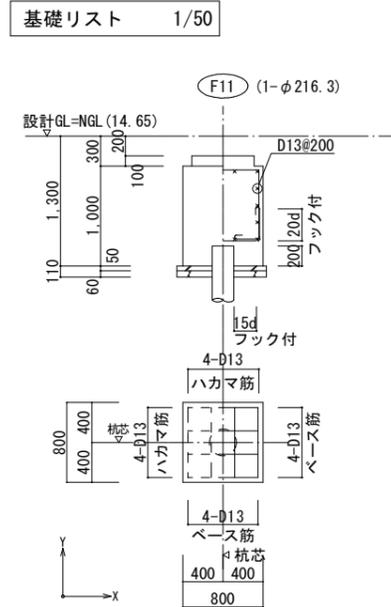


特記なき限り
 ・基礎底は、設計GL-1,300とする。

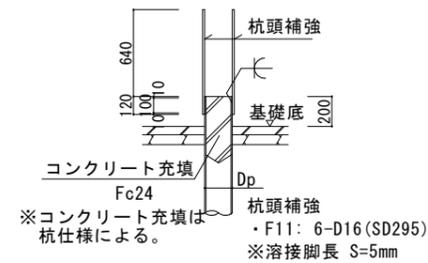
◇杭仕様
 ・杭工法：G-ECSパイル工法（認定番号：TACP-0585）

符号	記号	上杭(杭径・肉厚・材質・長さ)	下杭(杭径・肉厚・材質・長さ)	等価羽根直径	杭長	杭本数	杭支持力
F11	○	φ216.3x10.3t(STK490), L=3.5m	φ216.3x10.3t(STK490), L=5+5=10m	Dw=503.7	13.5m	6	長期：366kN/本 短期：733kN/本

※杭打設後の杭芯ずれによる偏心については、基礎・地中梁の再検討を行い、審査機関に報告する事。



杭頭補強要領図



地中梁リスト 1/50 ・腹筋巾止メ筋は D10@1000以内とする

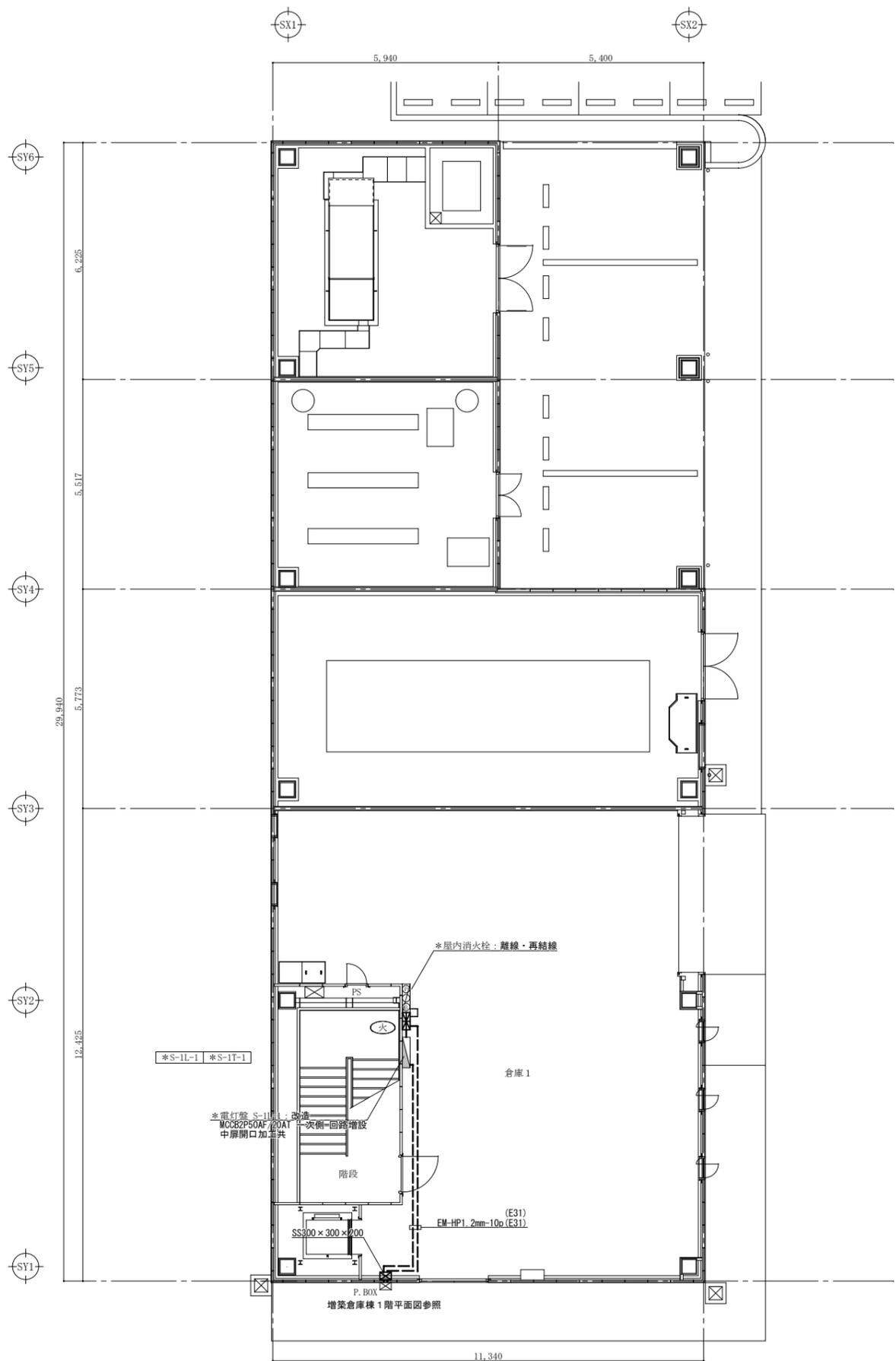
符号	FG11	FG12	配筋要領
位置	全断面	全断面	
断面			X方向主筋 外側に配筋する Y方向主筋 内側に配筋する ※地中梁主筋は、FG11主筋を外側に配筋する。
B×D	350x700	400x700	
上端筋	3-D22	3-D22	
下端筋	3-D22	3-D22	
スターラップ	□-D13@200	□-D13@150	
腹筋	2-D13	2-D13	

使用材料

コンクリート	$F_c = 24 \text{ N/mm}^2$ (基礎、地中梁)
鉄筋	SD295 (D16以下) SD345 (D19以上)

礎柱リスト 1/50

符号	C11	
断面		
B×D	560×560	
立上り筋	12-D19	
フープ	D13@100	
備考	ベースバック:20-12V	
【養生筋】 		



【改修図】

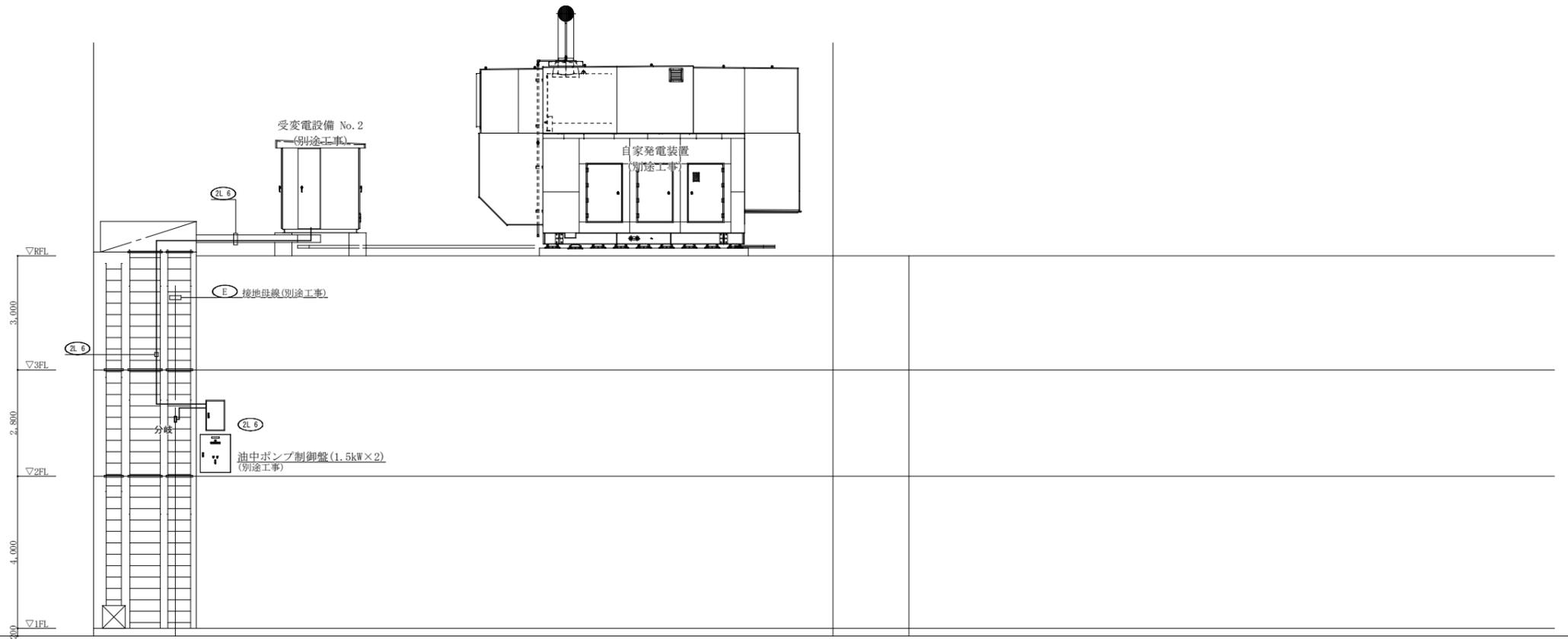
倉庫棟 1階平面図 S=1/100

(特記) 図中に示す電気設備の*印は現況や既存品流用等を示す

吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事 のうち建築工事(担い手確保型)	電気設備 倉庫棟 1階平面図【改修図】	SC=1/100(A2) SC=1/141(A3)
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第344068号 瀬尾卓芳	2025, 12 E — 02

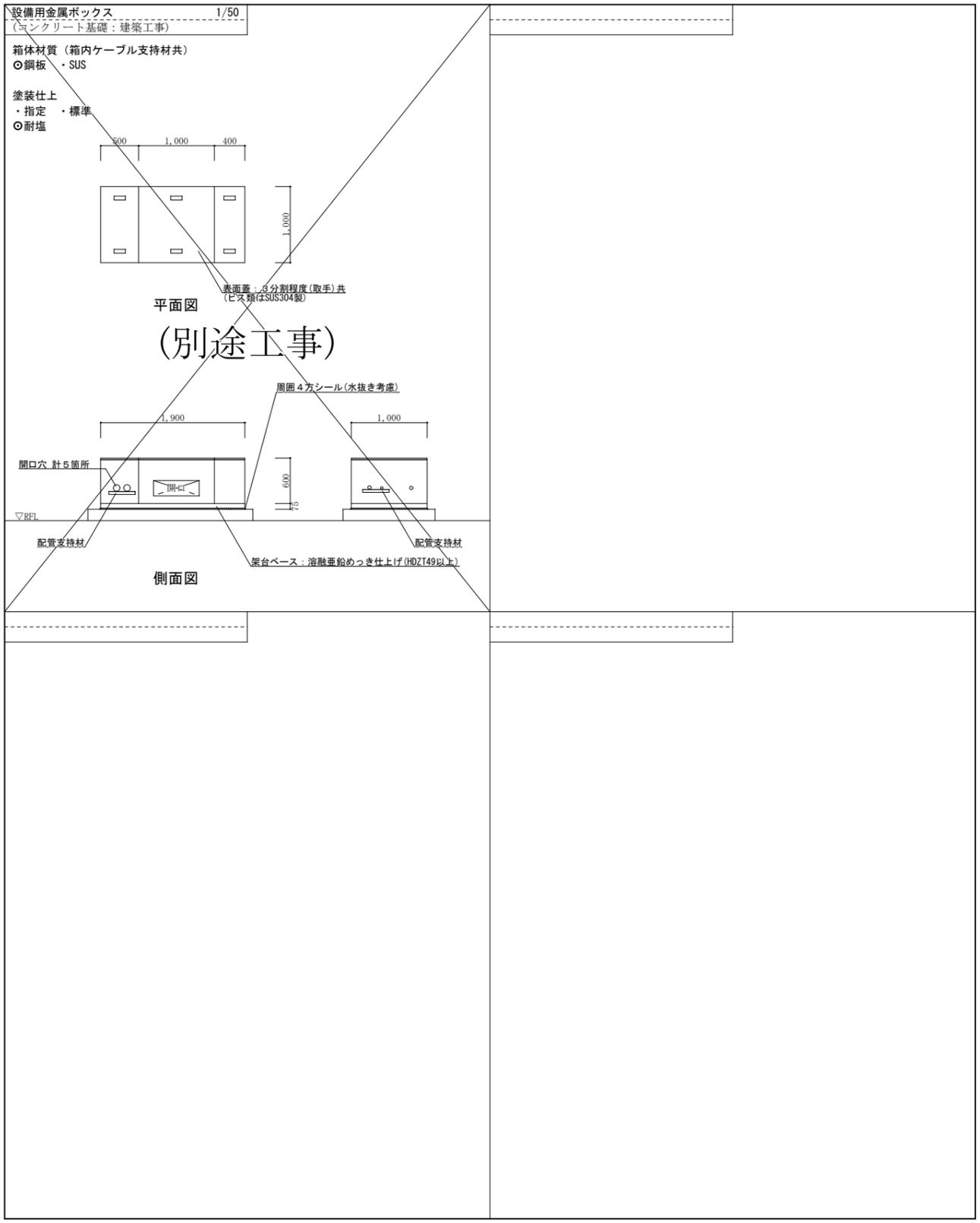
電力配線表 (倉庫系統)

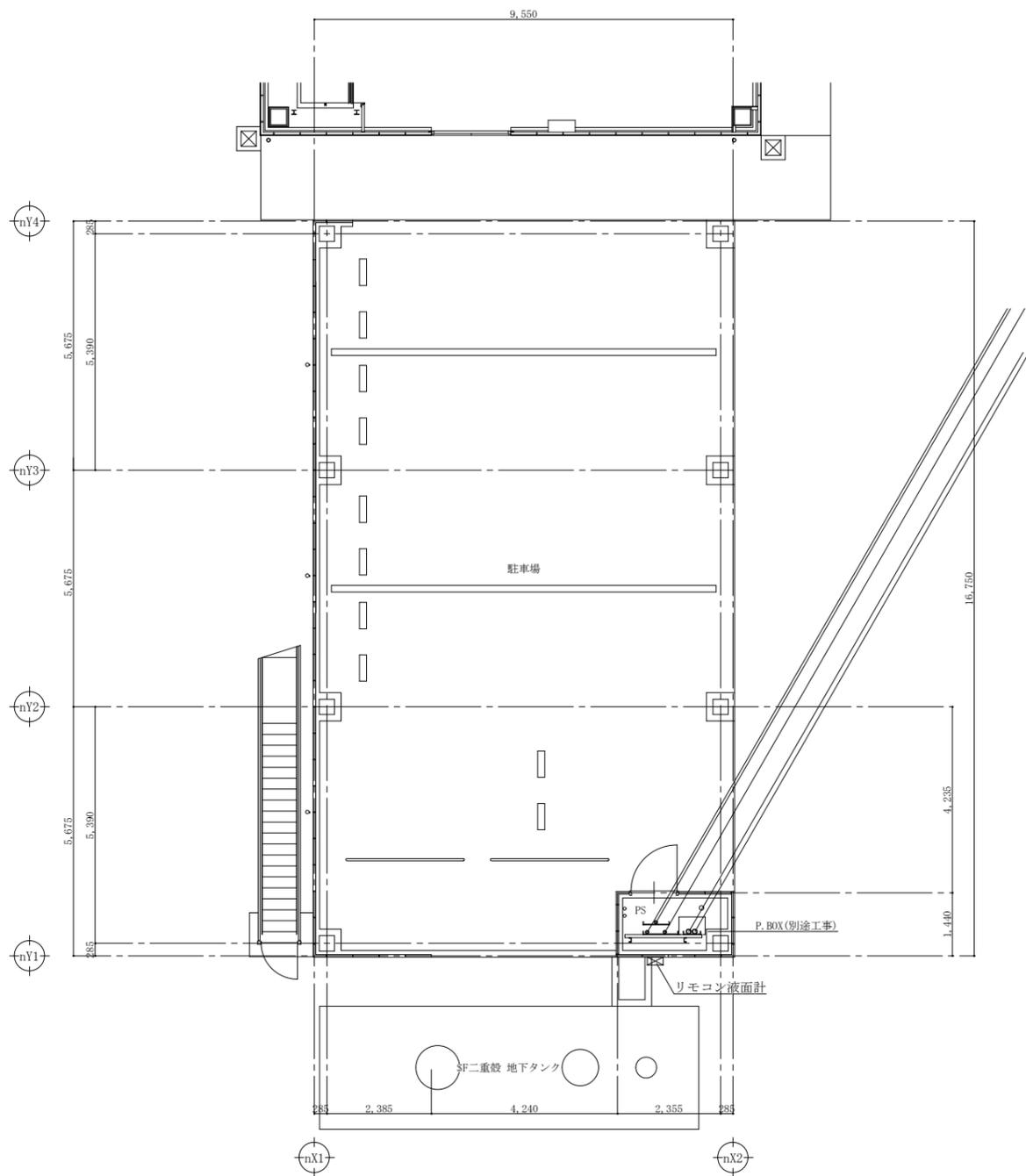
(丸6)	S-2L-2	OE 8sq-3c	(ラック) or (鋼製トラフ) (別途工事)



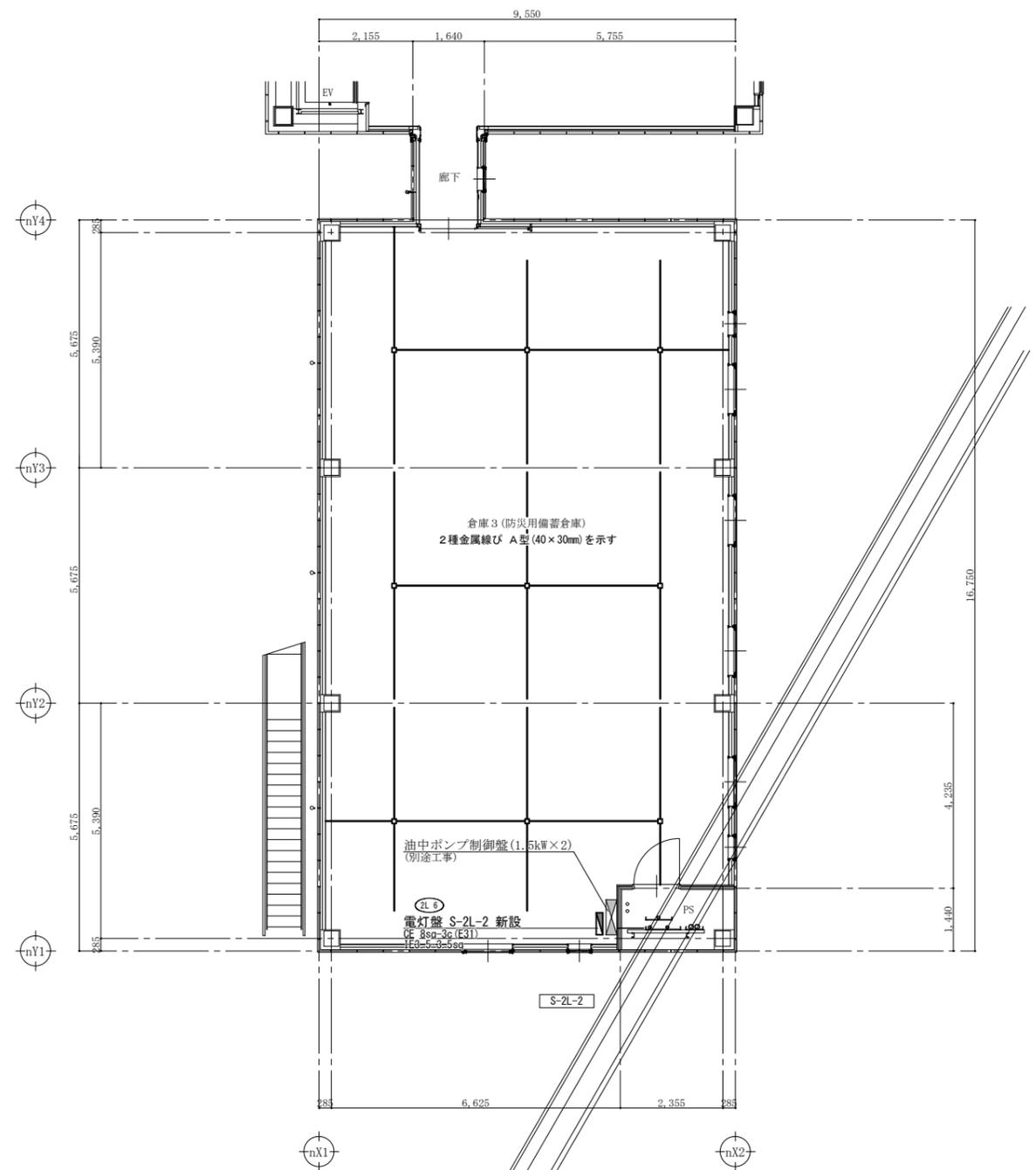
配電盤 単線結線図

盤名称 形式 仕様 階数 設置場所	回路区分 電気方式 容量合計 番号 一次配線	盤内結線	負荷番号	負荷名称	電圧	負荷容量				開閉器				制御回路	付属器具	備考		
						(V)	(R-N)	(T-N)	(R-T)	TOTAL	配線保護	漏電保護	極数				AF	AT
新設 電灯盤 S-2L-2 屋内露出形 公共建築工事仕様 2F 倉庫3 箱体材質 ○鋼板・SUS 塗装仕上 ・指定 ○標準 ・耐塩	一般電灯 1φ3W 200/100V 6.0 kVA CE 8sq-3c IE3.5sq(ED)		誘導灯	100	-	-	-	M	2	50	20							
			主幹	200/100				M	3	50	30							
			01 電灯 1F	100	209			E	2	50	20							
			02 "	100		397		E	2	50	20							
			03 "	100	397			E	2	50	20							
			04 コンセント 1F	100			200	E	2	50	20							
			05 "	100		400		M	2	50	20							
			06 "	100			400	M	2	50	20							
			07 リモコン液面計	100	15			E	2	50	20							
			08 予備	100				E	2	50	20							
09 "	100				M	2	50	20										
10 "	100				M	2	50	20										
改造 *電灯盤 S-1L-1 屋内自立形 公共建築工事仕様 1F 倉庫1	一般電灯 1φ3W 200/100V 6.0 kVA CV5.5sq-3c IE3.5sq(ED:ELCB)		誘導灯	100	-	-	-	M	2	50	20							
			△ 自動火災報知設備	100				M	2	50	20							開閉器増設(中扉開口共)
			主幹	200/100				M	3	50	30							
			01 既設負荷	100				M	2	50	20							
			02 "	100				M	2	50	20							
			03 "	100				M	2	50	20							
			04 "	100				M	2	50	20							
			05 "	100				M	2	50	20							
			06 "	100				M	2	50	20							
			07 "	100				M	2	50	20							





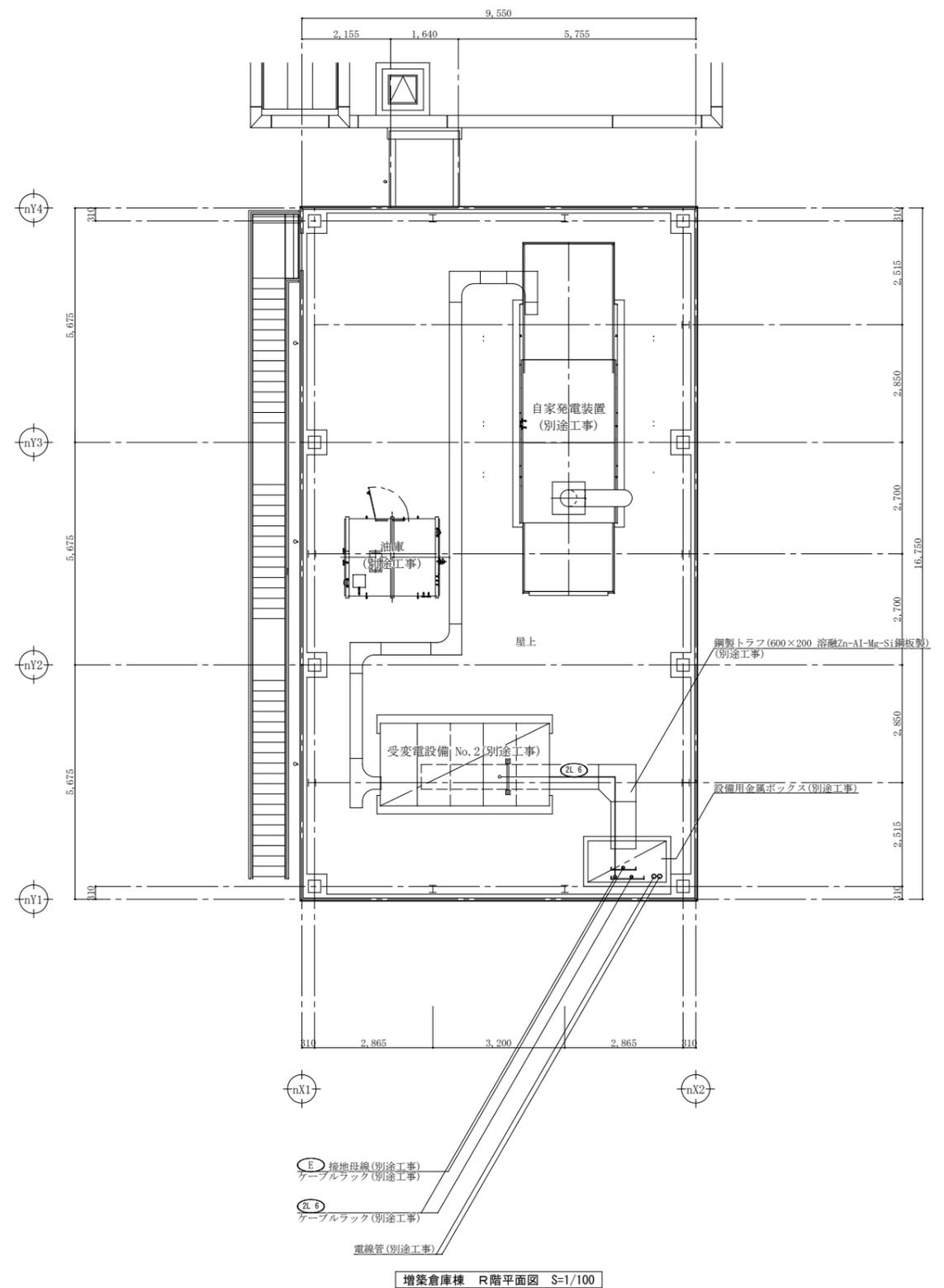
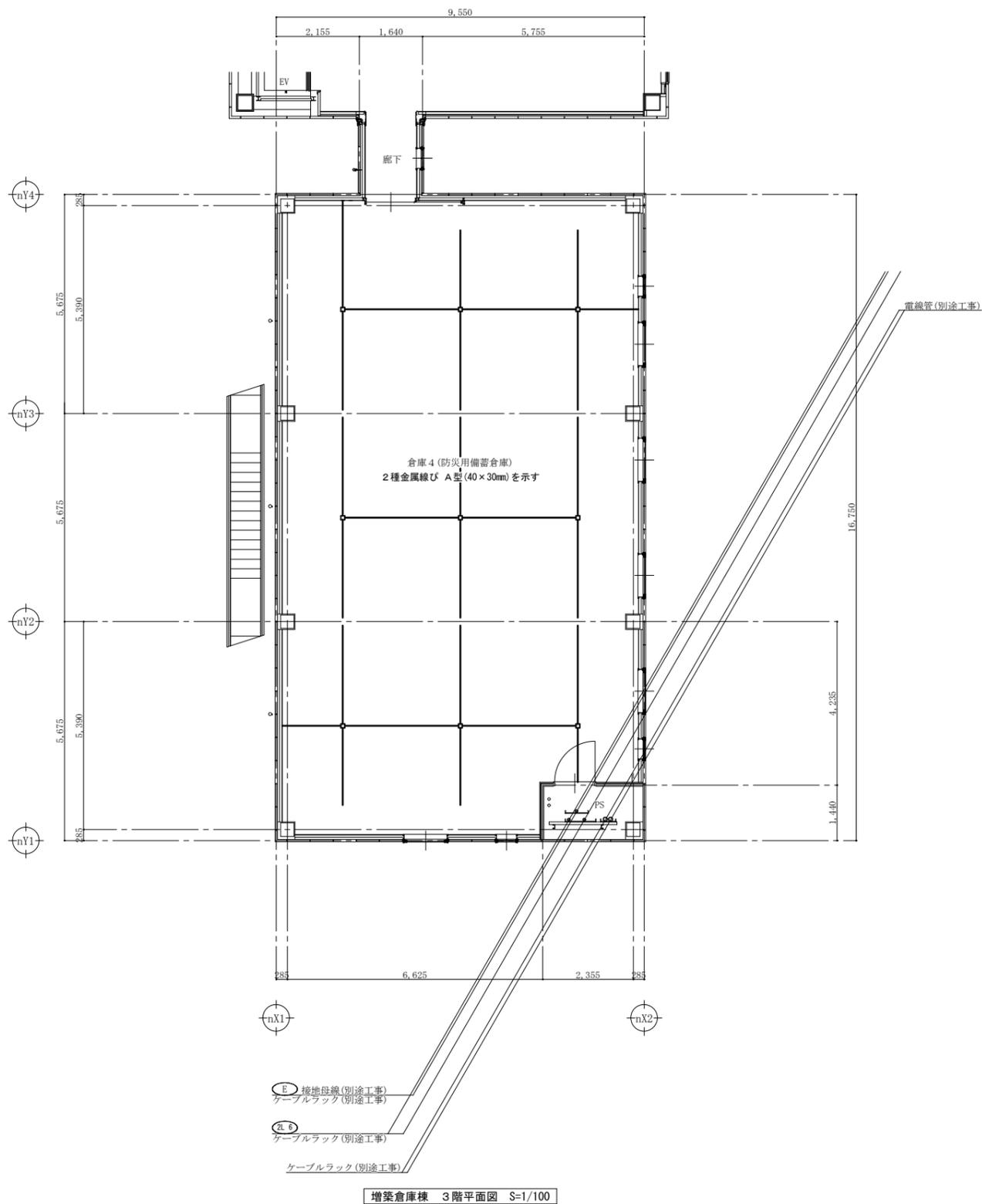
増築倉庫棟 1階平面図 S=1/100



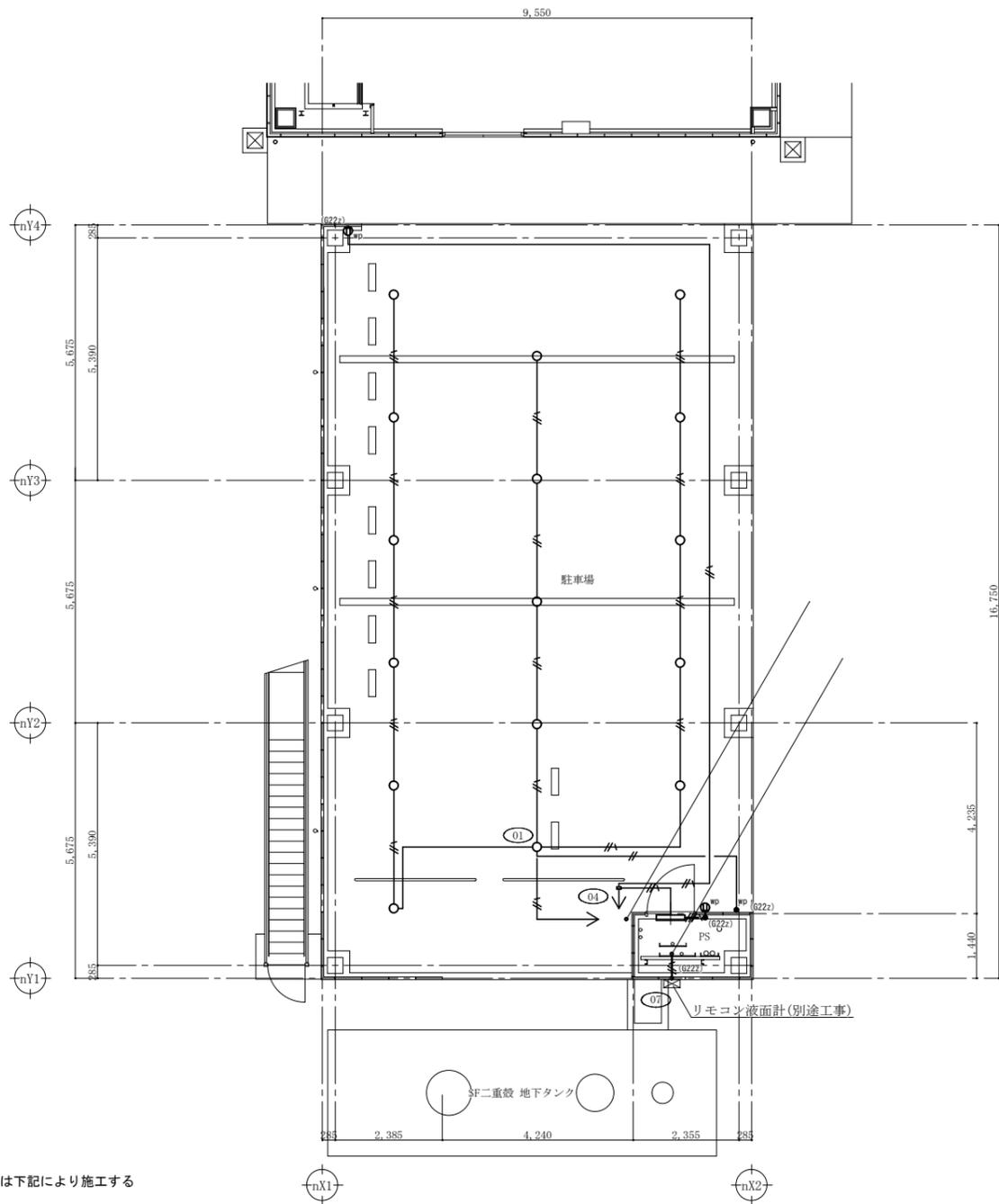
増築倉庫棟 2階平面図 S=1/100

E 接地母線 (別途工事)
 ケーブルラック (別途工事)
 ケーブルラック (別途工事)
 ケーブルラック (別途工事)

(特記) 既設幹線と新設幹線の接続場所(位置)については施工図にて決定する



(特記) 既設幹線と新設幹線の接続場所(位置)については施工図にて決定する



特記なき配線は下記により施工する

- 照明回路
 // EM-EEF 1.6mm - 2c, IE1.6mm
 // EM-EEF 1.6mm - 3c, IE1.6mm

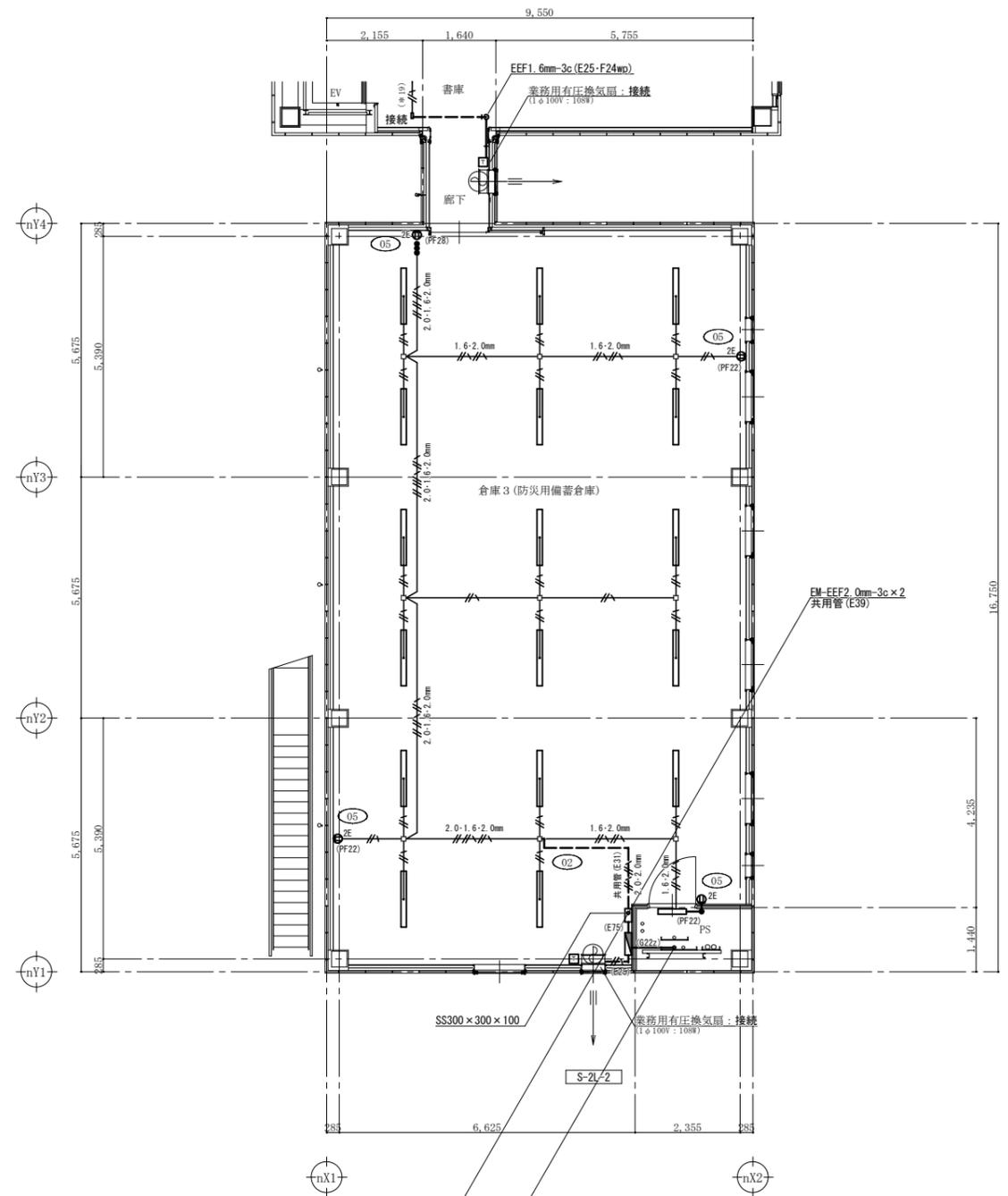
- コンセント回路
 // EM-EEF 2.0mm - 2c, IE1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
 壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
 転がし配線施工は支持材にて固定支持する
 盤より第一負荷に至る間は線サイズは2.0mmとする
 図示にて 2.0mm等の表示は、EEF2.0mm を使用のこと
 電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする

増築倉庫棟 1階平面図 S=1/100

駐車場		PS	
D13wp	16	b15	1

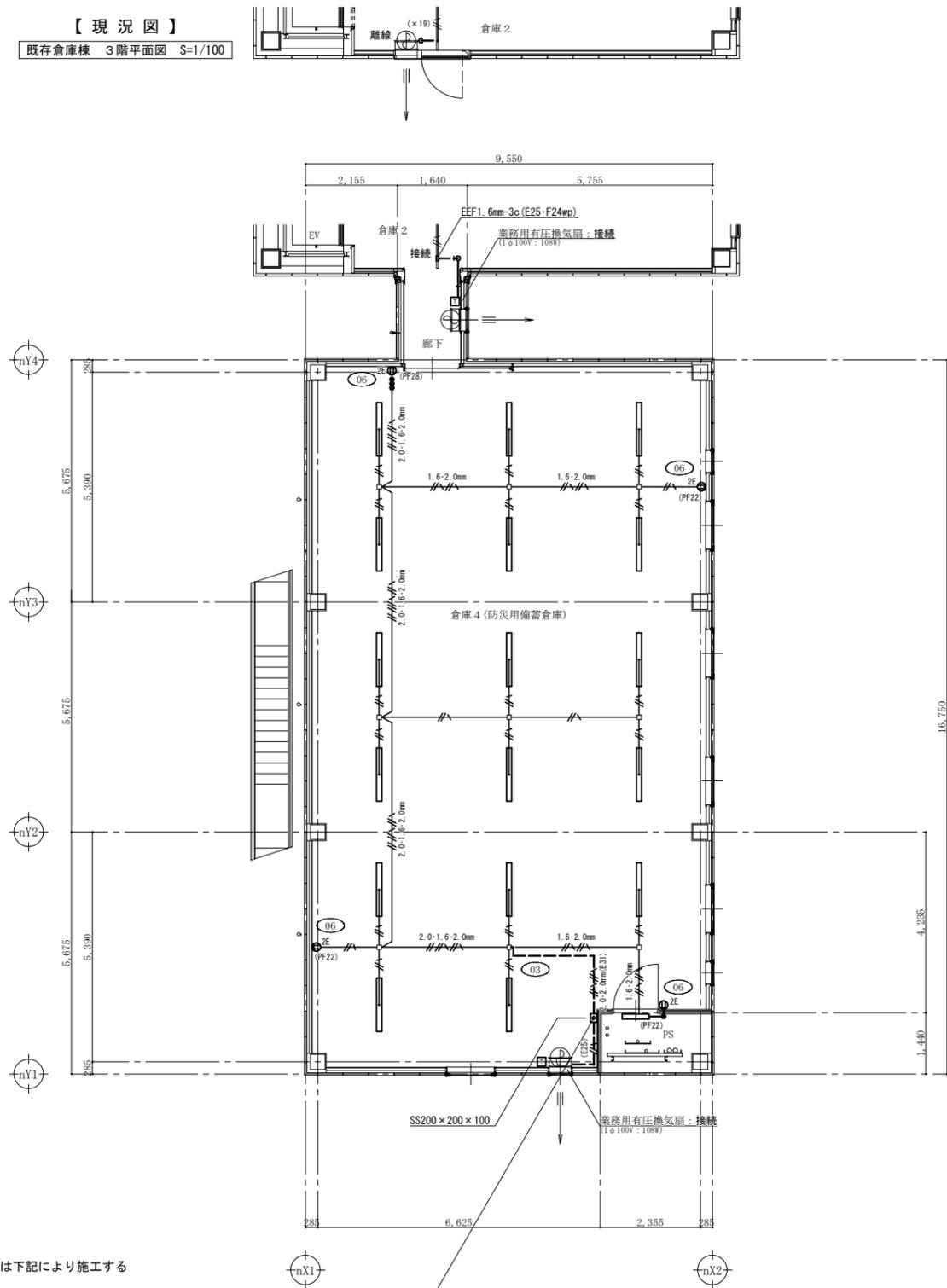
【現況図】
 既存倉庫棟 2階平面図 S=1/100



増築倉庫棟 2階平面図 S=1/100

倉庫3		PS	
B23	17	b15	1

【現況図】
既存倉庫棟 3階平面図 S=1/100



特記なき配線は下記により施工する

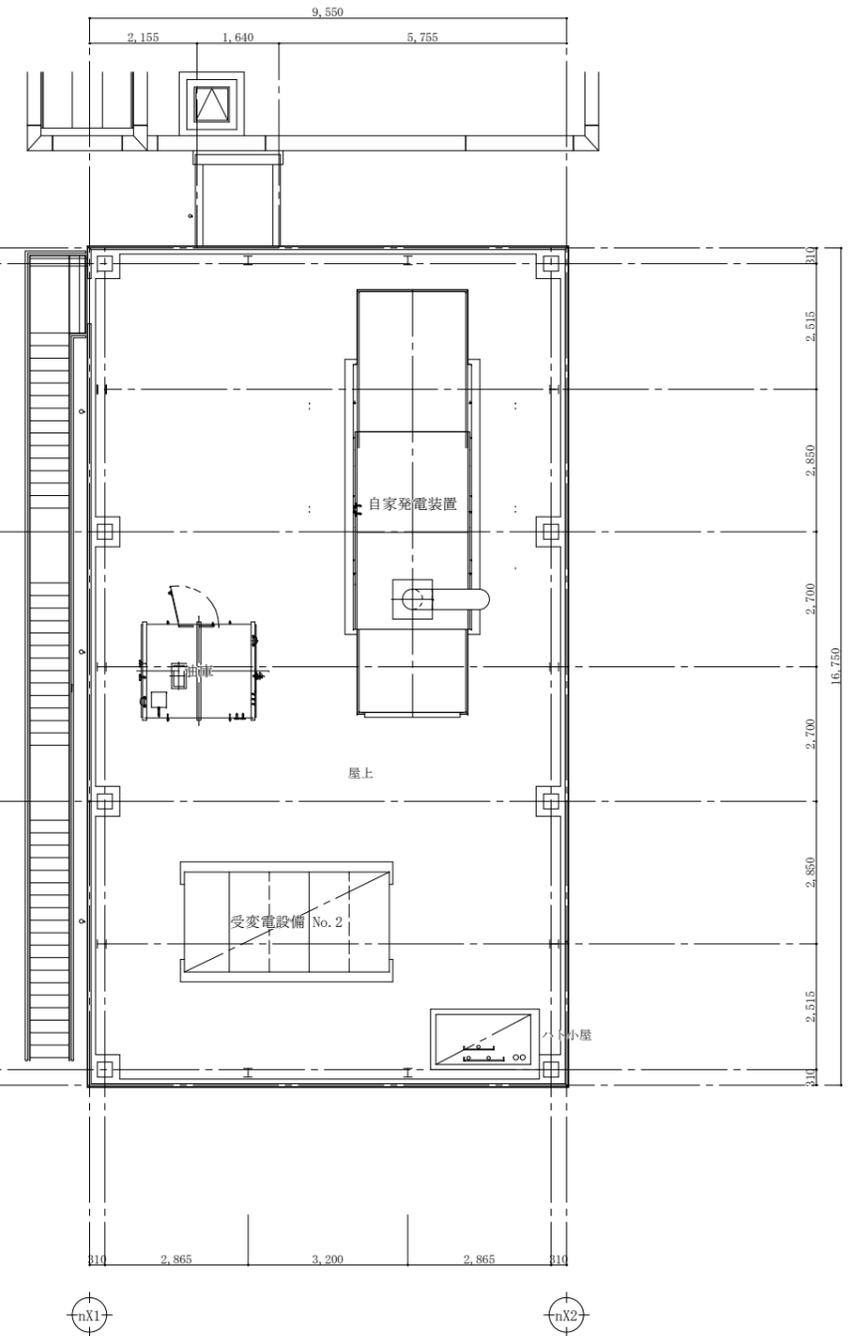
- 照明回路
 EM-EFF 1.6mm - 2c, IE1.6mm
 EM-EFF 1.6mm - 3c, IE1.6mm

- コンセント回路
 EM-EFF 2.0mm - 2c, IE1.6mm

多芯の場合は上記組み合わせ等による
 壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
 転がし配線施工は支持材にて固定支持する
 盤より第一負荷に至る間は線サイズは2.0mmとする
 図示にて 2.0mm等の表示は、EEF2.0mm を使用のこと
 電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする

倉庫 4	PS
B23	b15
17	1

増築倉庫棟 3階平面図 S=1/100



増築倉庫棟 R階平面図 S=1/100

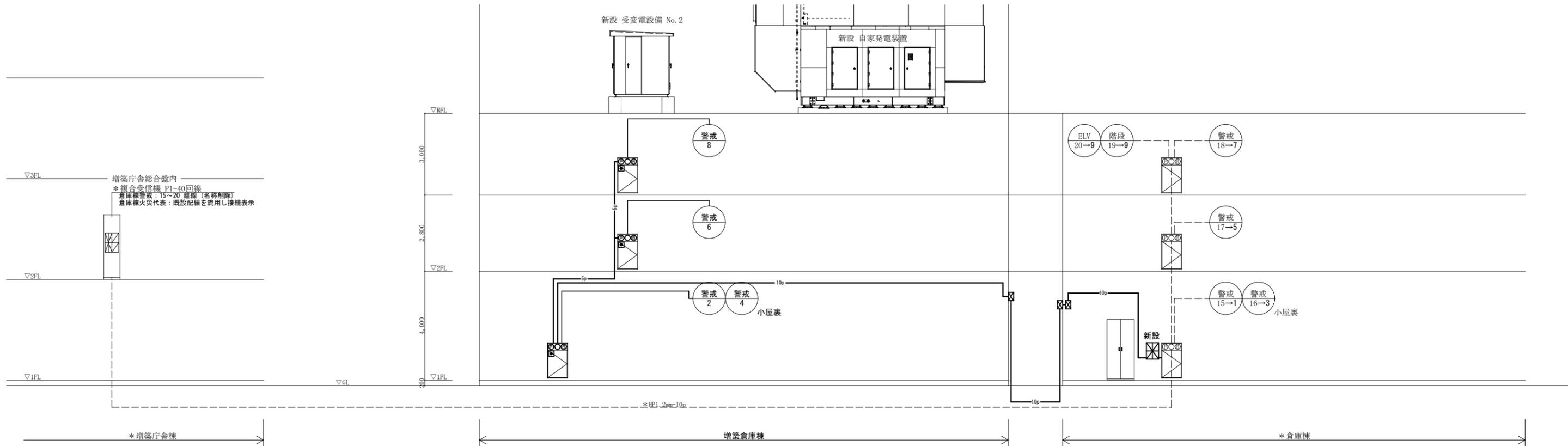
防災他設備凡例

記号	名称	規格・仕様・摘要
	複合受信機	既設 P型1級40回線
	受信機	P型1級10回線 標準露出タイプ (既設配線を利用して増築庁舎棟・倉庫棟の相互に火災代表表示を行うこと)
	総合盤 : 消火栓箱(管工事)へ組込	屋内形 (P型1級発信器、火災警報ベル、表示灯)
	発信器	P型1級
	表示灯	AC24V 0.5W LED
	音響装置	6型ベル 屋内用
	起動押釦 : 消火栓箱(管工事)へ組込	既設消火栓ポンプ用
	熱感知器	差動式スポット形 2種 露出 確認灯付
	煙感知器	光電式スポット形 2種 露出 確認灯付
	煙感知器 (小屋裏取付)	天井点検口を設けて、感知器の点検を可能にする。
	警戒区域番号	自火報用
	電話用プレート	ブランク 取付枠 新金属プレート共

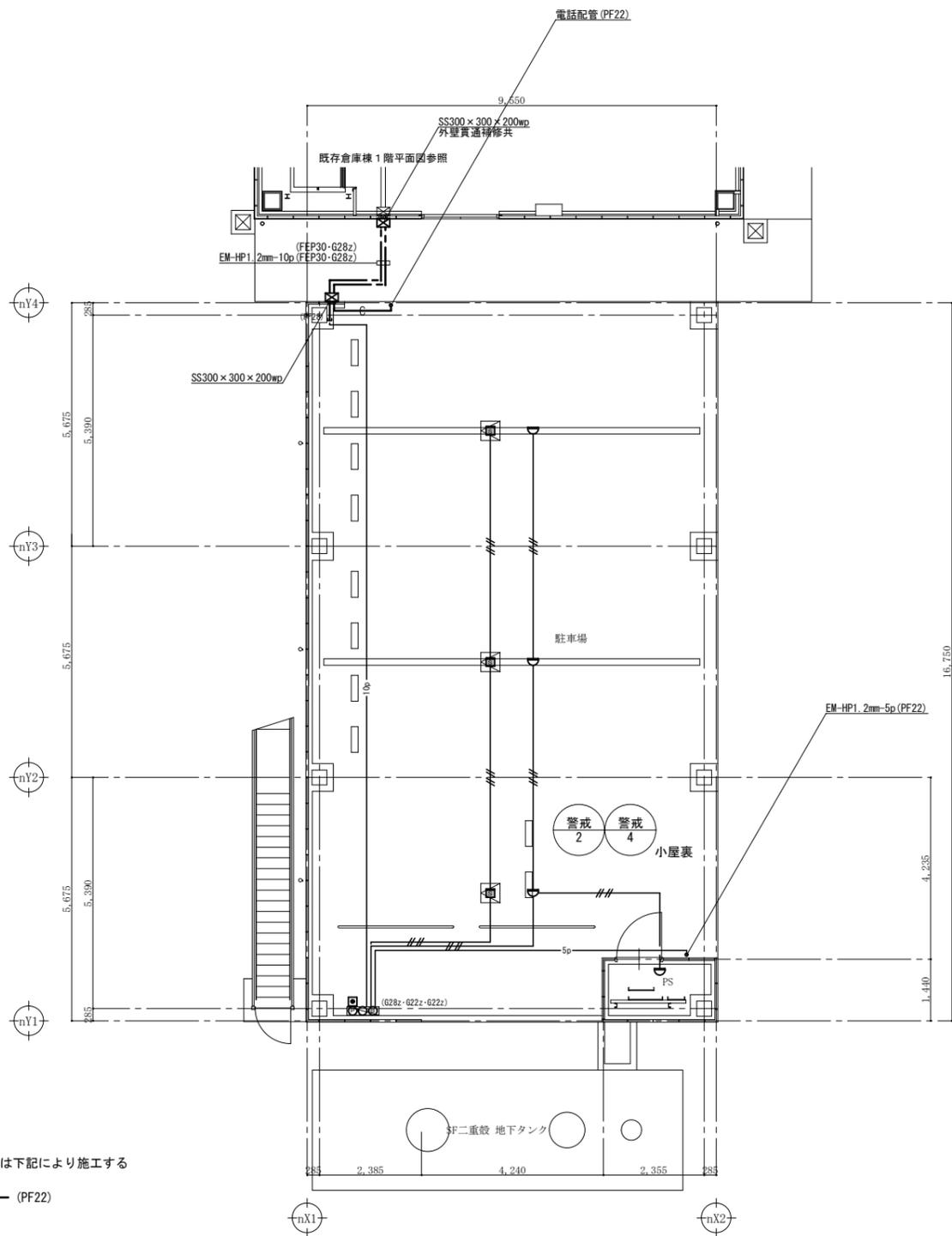
※本工事に図示する消防用設備等については、消防法第17条 第1項の規定に基づき、政令で定める技術上の基準に従い設置すること。

誘導灯姿図

RCs	LED 避難口誘導灯片面型 SH1-FSF20-C	ACw	LED 通路誘導灯両面型 ST1-FSF23-C
	一般型 (20分間) リモコン自己点検機能付 		一般型 (20分間) リモコン自己点検機能付
	ボルト : 100V C級 白色LED 壁・天井直付・吊下兼用型 電池内蔵型 (ニッケル水素蓄電池)		ボルト : 100V C級 白色LED 壁・天井直付・吊下兼用型 電池内蔵型 (ニッケル水素蓄電池)



(特記) 図中に示す電気設備の *印 は現況既存品流用等を示す



特記なき配線は下記より施工する
電話配管回路

—●— (PF22)

誘導灯回路

—//— EM-EEF 1.6mm - 2c (P. BOX迄 2.0mm)

自動火災報知回路

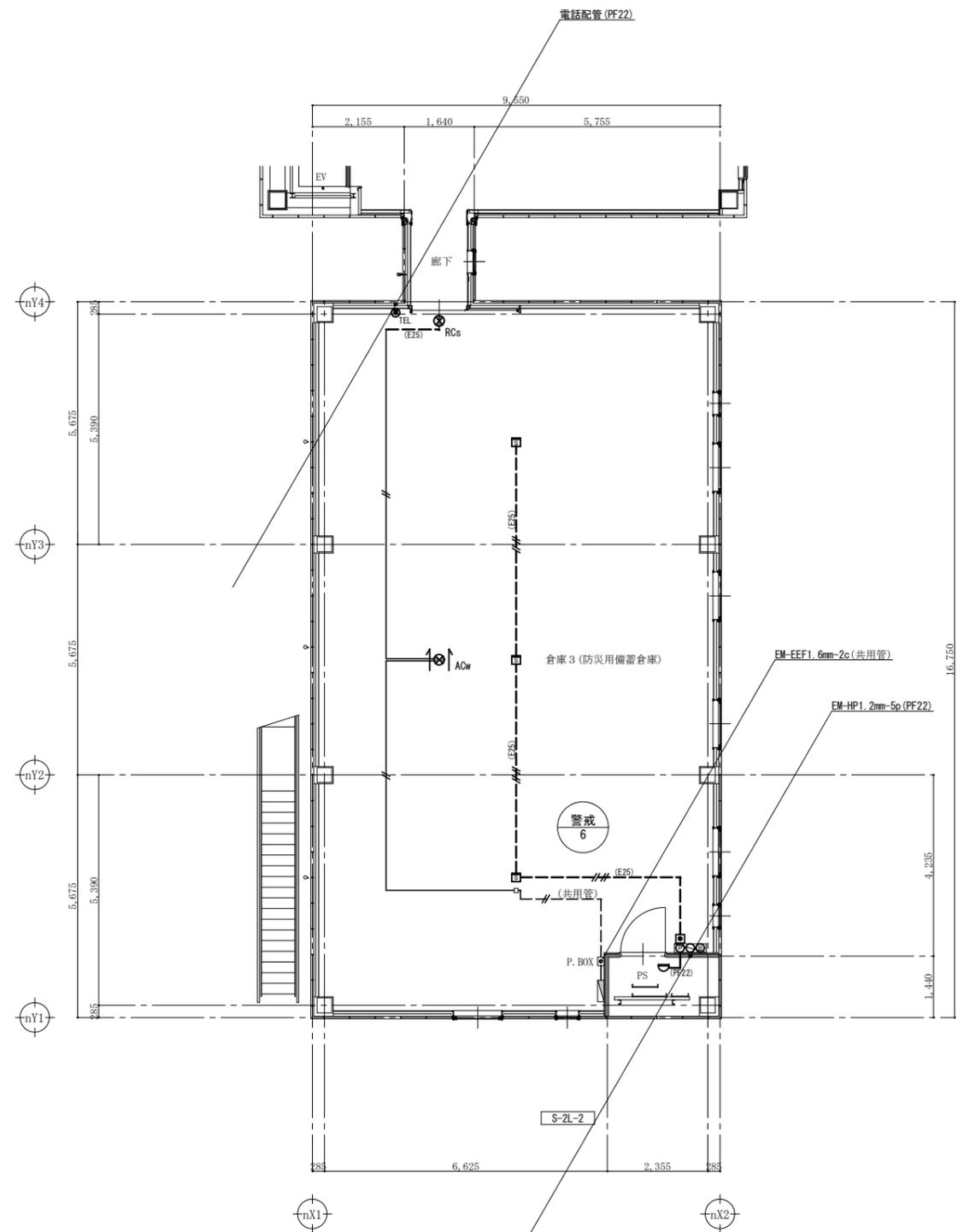
—///— EM-AE 1.2mm - 4c

—5p— EM-HP 1.2mm - 5p

—10p— EM-HP 1.2mm - 10p

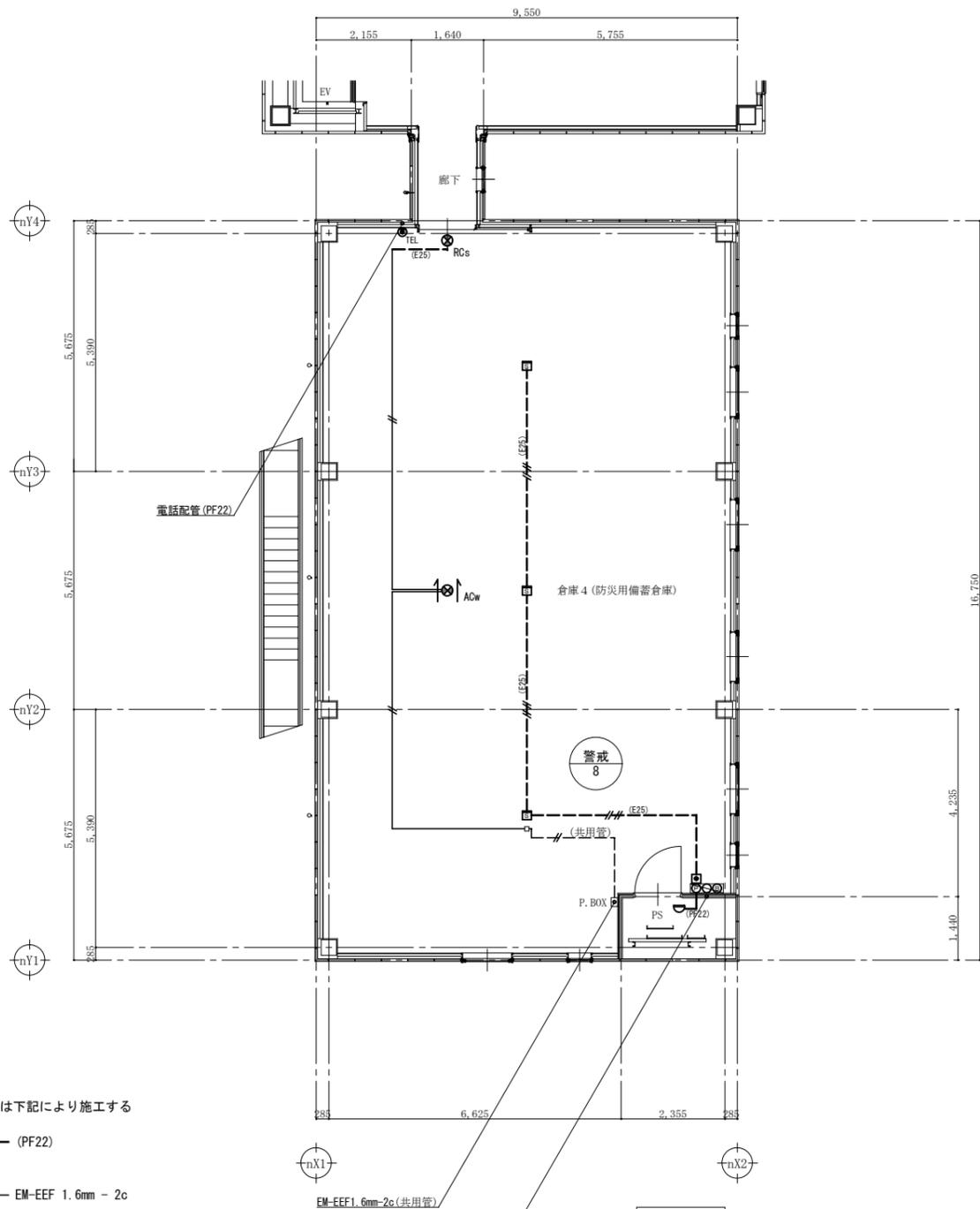
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
転がし配線施工は支持材にて固定支持する
転がし配線施工は、電力ケーブルとの離隔を十分にとる
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。

増築倉庫棟 1階平面図 S=1/100



倉庫3	
RCs	1
ACw	1

増築倉庫棟 2階平面図 S=1/100



特記なき配線は下記より施工する
電話配管回路

—●— (PF22)

誘導灯回路
—//— EM-EEF 1.6mm - 2c

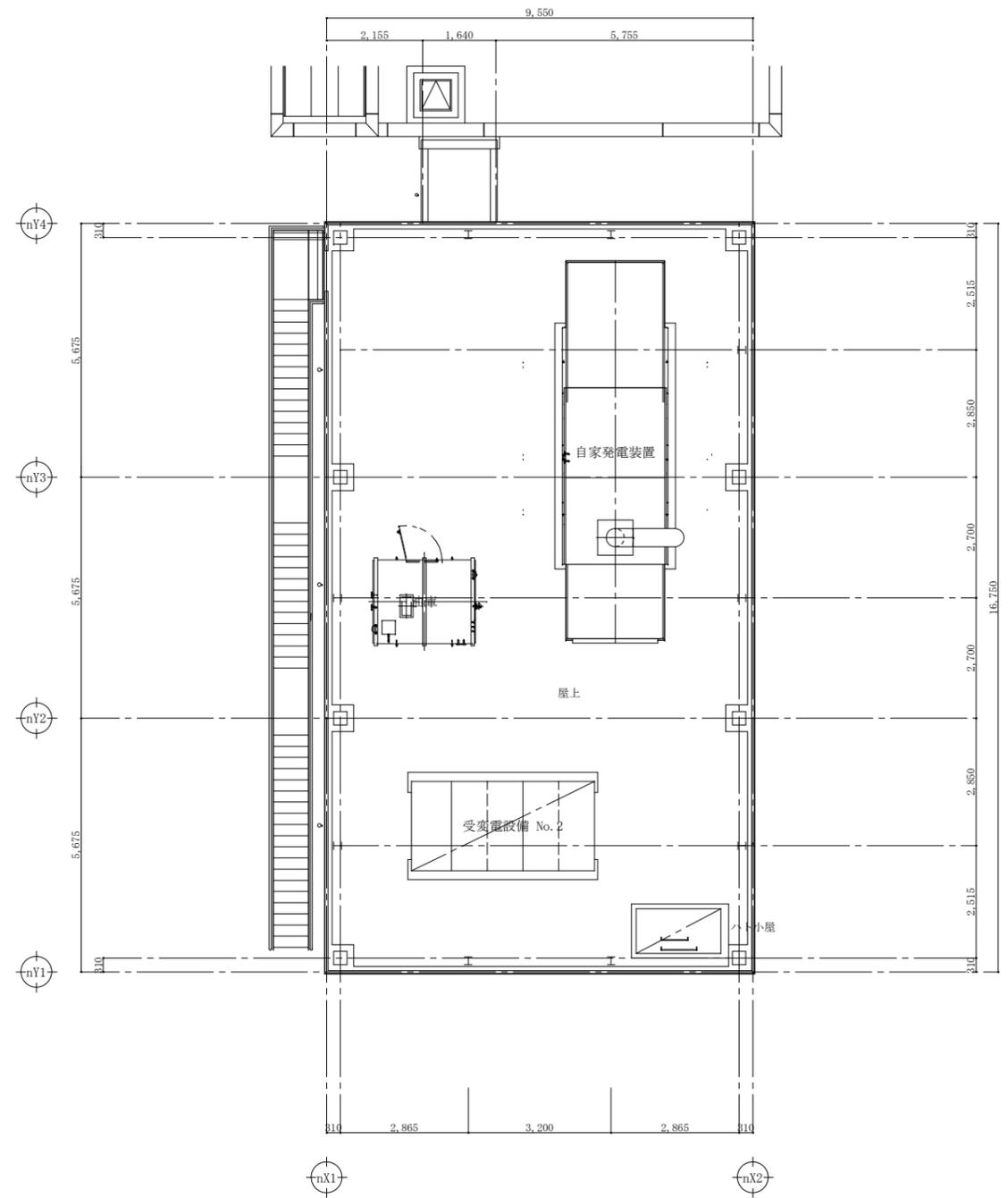
自動火災報知回路
—///— EM-AE 1.2mm - 4c

—5p— EM-HP 1.2mm - 5p
—10p— EM-HP 1.2mm - 10p

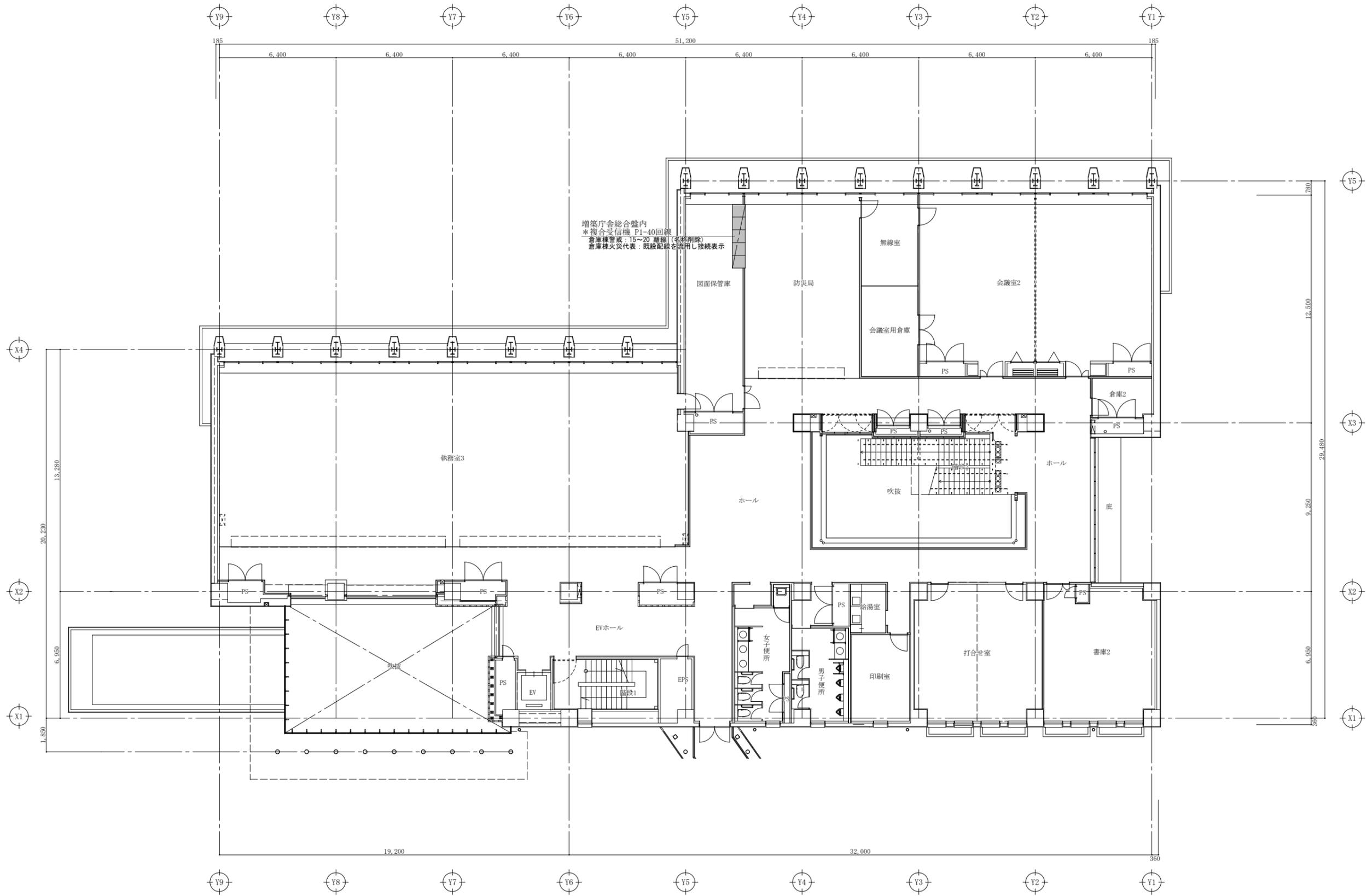
壁内は合成樹脂可とう電線管 (PF) にて保護すること
転がし配線施工は支持材にて固定支持する
転がし配線施工は、電力ケーブルとの離隔を十分にとる
電線管は上記の他、図示にて示す電線管にて保護とする。

増築倉庫棟 3階平面図 S=1/100

倉庫 4	
RCs	1
ACw	1



増築倉庫棟 R階平面図 S=1/100



【現況図】

増築庁舎棟 2階平面図 S=1/150

(特記) 図中に示す電気設備の*印は現況や既存品流用等を示す

吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事のうち建築工事(担い手確保型)	防災設備 増築庁舎棟 2階平面図	SC=1/100(A2) SC=1/141(A3)
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第344068号 瀬尾卓芳	2025.12 E — 13

機械設備工事仕様書

①. 工事種目

建物別及び屋外 工事種目	工事種別				
	倉庫棟(増築)	架台			屋外
空気調和設備					
換気設備	新設一式				
排煙設備					
自動制御設備					
衛生器具設備					
給水設備					改修一式
排水設備					改修一式
給湯設備					
消火設備	新設一式	新設一式			改修一式
ガス設備					
浄化槽設備					
撤去工事					撤去一式

②. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和7年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和4年版)」を参考とする。

③. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.3)を参考とする。
- 工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
- 完成図等
 - 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
 - 竣工図の製本×3部(2つ折、原図版)　・竣工図の電子データ(CD-R)×2部　　・保全に関する資料×1部
 - 工事写真：写真帳(着手前、竣工)×1部、電子データ×2部
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2、<1>1.2.3)
- 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4)
- 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1>1.4.2)
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による。

- 技能士の適用
 - 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
配管	配管	・ 建築配管作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作业

- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <2>4.1.3)
- 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。
- 他工事との取り合いは下表による。

工事項目	建築	電気	衛生	空調	別途	備考
はり貫通部のスリーブ		○	○	○		
同上補強	○					
盤・便器等の箱入れ		○	○	○		
同上補強	○					
天井埋込箇所の天井材の切込み	○					
同上補強	○					

- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。
 - 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。

- 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。
- 耐震施工
 - 「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
 - (1) 本工事の建物分類は(特定の施設・一般の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。
 - (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

- 重要機器（ ・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・ ）
- 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
 - 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 保温材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

④. 特記仕様2(特記事項)

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕 <2>2.6.1、<2>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1)
- 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシュランを遣り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕 <2>2.7.1、監理指針 <2>2.7.1)
- スリーブ材料については、(標仕 <2>2.2.27、監理指針 <2>2.2.27)による。貫通部の処理については、(標仕 <2>2.8.1、標準図 施工1、監理指針 <2>2.8.1)による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分は JIS-10Kとする。
- 保温工事種別について、原則グラスウール保温材とする。給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分および消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。厨房排気ダクトについては、ロックウール保温材とする。冷暖房する室(天井内を含む)に設置する全熱交換機の外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温(25mm厚)を行う。耐火二層管は保温を行わない。
- 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等についても同様とする。
- ダクトは図面特記部分以外は、低圧ダクトとする。長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法（ ・ コーナーボルト工法（ ・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法 ） ・ アングルフランジ工法 ）上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは、アングルフランジ工法とする。
- 冷媒管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。
- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち垂鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。（ ・ ダクトスペース、パイプシャフト内 ・ ）屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ・ 一般居室、廊下等 ・ ）亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕 <2>2.9.1)
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)
- ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標仕 <8>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2)を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

⑤. 使用材料(管材)

用途	名称	番号	備考
冷水・温水・冷温水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
〃	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
〃	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
膨張・空気抜・補給水	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
蒸気(往)	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40)	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
冷媒	断熱材被覆鋼管	原管 JIS H 3300	
ドレン	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742を使用してよい)
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
〃	耐火二層管(内管VP)		

○ 給水(地中埋設部架台廻り)	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
〃	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
〃 (地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
○ 〃 (地中埋設部 PE30)	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
○ 〃 (地中埋設部倉庫廻り)	水道用耐震型高性能ポリエチレン管		EF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
〃	耐火二層管(内管VP)		
排水(衛生器具接続部)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
○ 〃 (屋外)			
〃	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
給湯	鋼管(Mタイプ)	JIS H 3300	
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
〃 (地中埋設部)	保温付被覆鋼管	原管 JIS H 3300	
〃 (コンクリート埋設部)	被覆鋼管		
○ 消火	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
○ 〃 (地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガス	配管用炭素鋼鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃 (地中埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
油	配管用炭素鋼鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP

⑥. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品目	機材名・注記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、 鑄鉄製ボイラー、 鋼製小型ボイラー、 鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)、 無圧式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む。)、 直だし吸収式冷温水機 小形吸収冷温水ユニット、 遠心冷凍機
冷却塔	
空気調和機	ユニット形空気調和機、 ファンコイルユニット(カセット形形)、 コンパクト形空気調和機 パッケージ形空気調和機、 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形、折込み形、袋形)、 自動巻取形エアフィルター、 電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)、 全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)、 軸流送風機、 軸流送風機、 消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、 立形遠心ポンプ、 水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)
ダクト付属品	吹出口・吸込口、 風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御システム	
タンク	FRP製パネルタンク、 ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形) 密閉形隔膜式膨脹タンク(空調用) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
中央監視制御装置	
消火装置	スプリンクラー消火システム、 不活性ガス消火システム、 泡消火システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、 弁榘ふた

吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事
のうち建築工事(担い手確保型)

特記仕様書

A2:Non

A3:Non

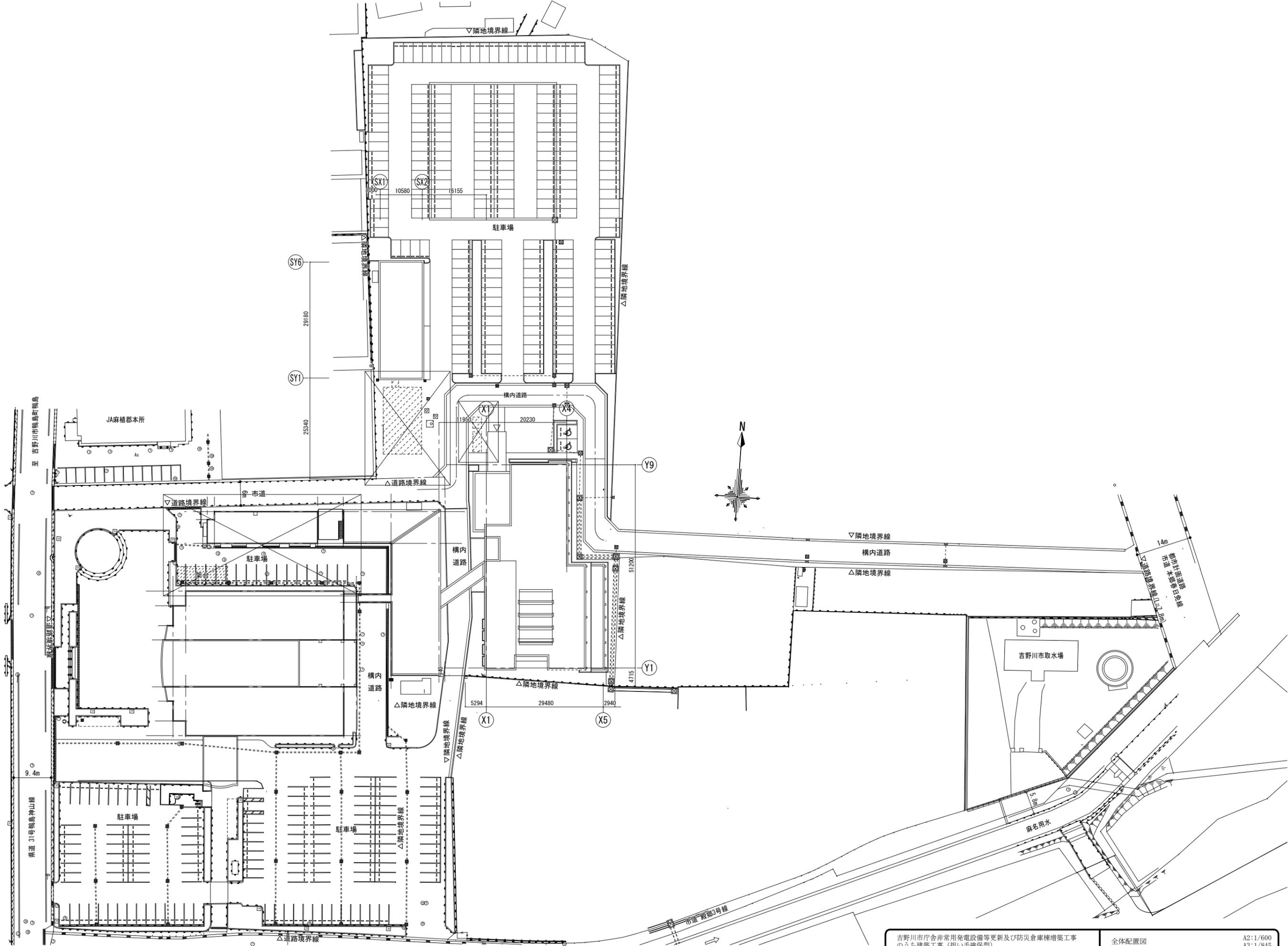
株式会社 岡島建築事務所

1級建築士登録 第344068号

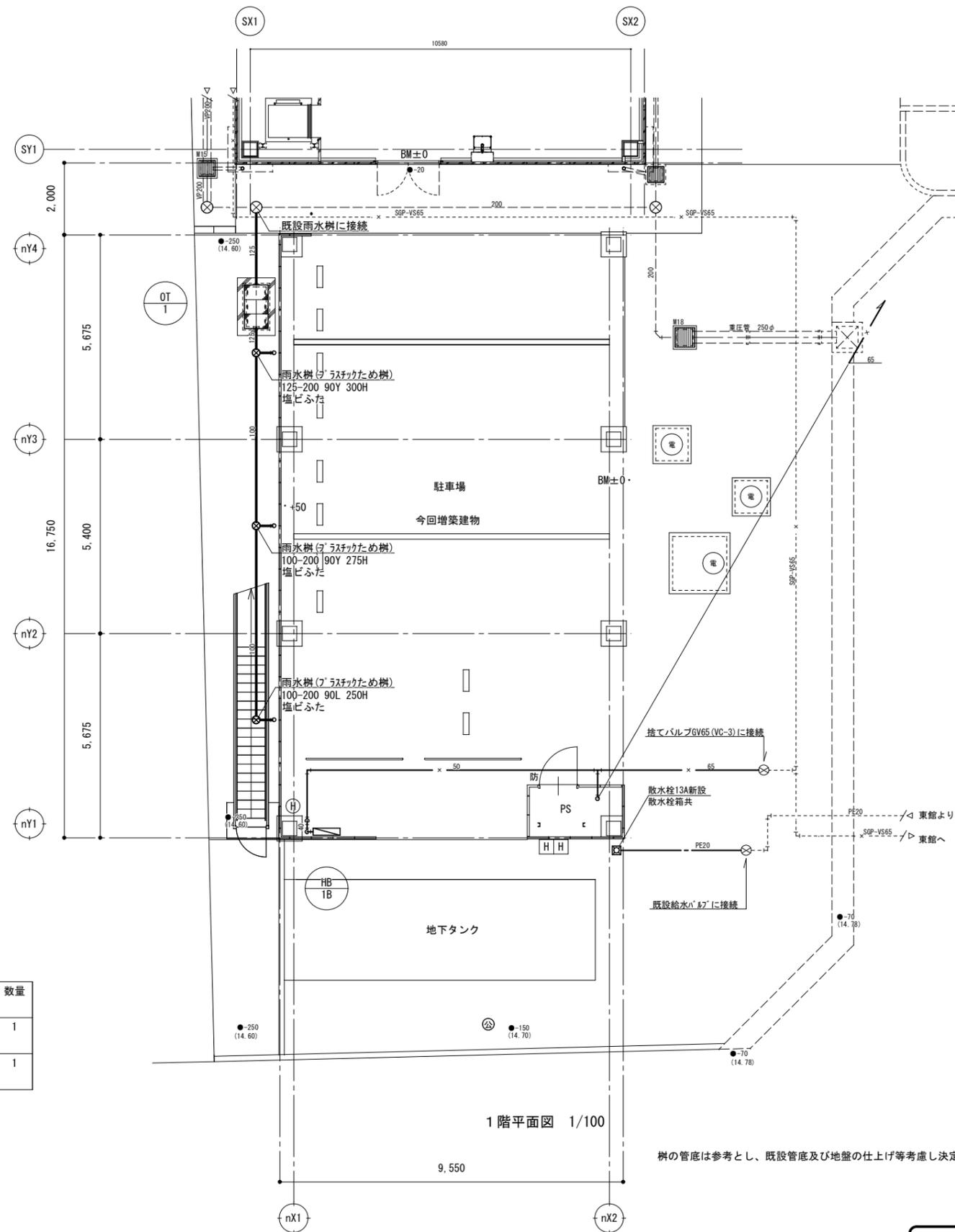
瀬尾卓芳

2025.12

M — 0 1



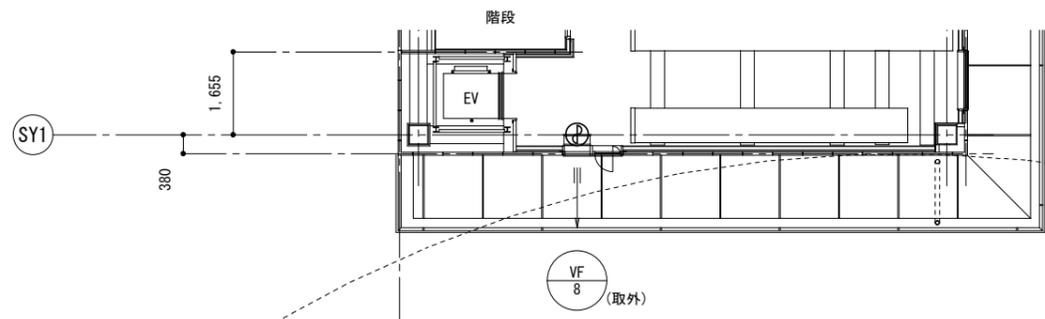
吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事のうち建築工事（担い手確保型）	全体配置図	A2:1/600 A3:1/845
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第344068号 瀬尾卓芳	2025.12
		M — 03



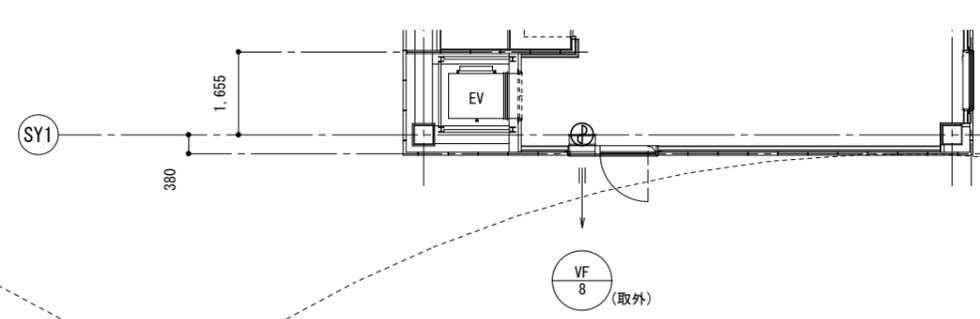
衛生器具表

名称	参考品番	数量
散水栓	T28KUNH13	1
散水栓箱 (ステンレス製)	B3A-HN20	1

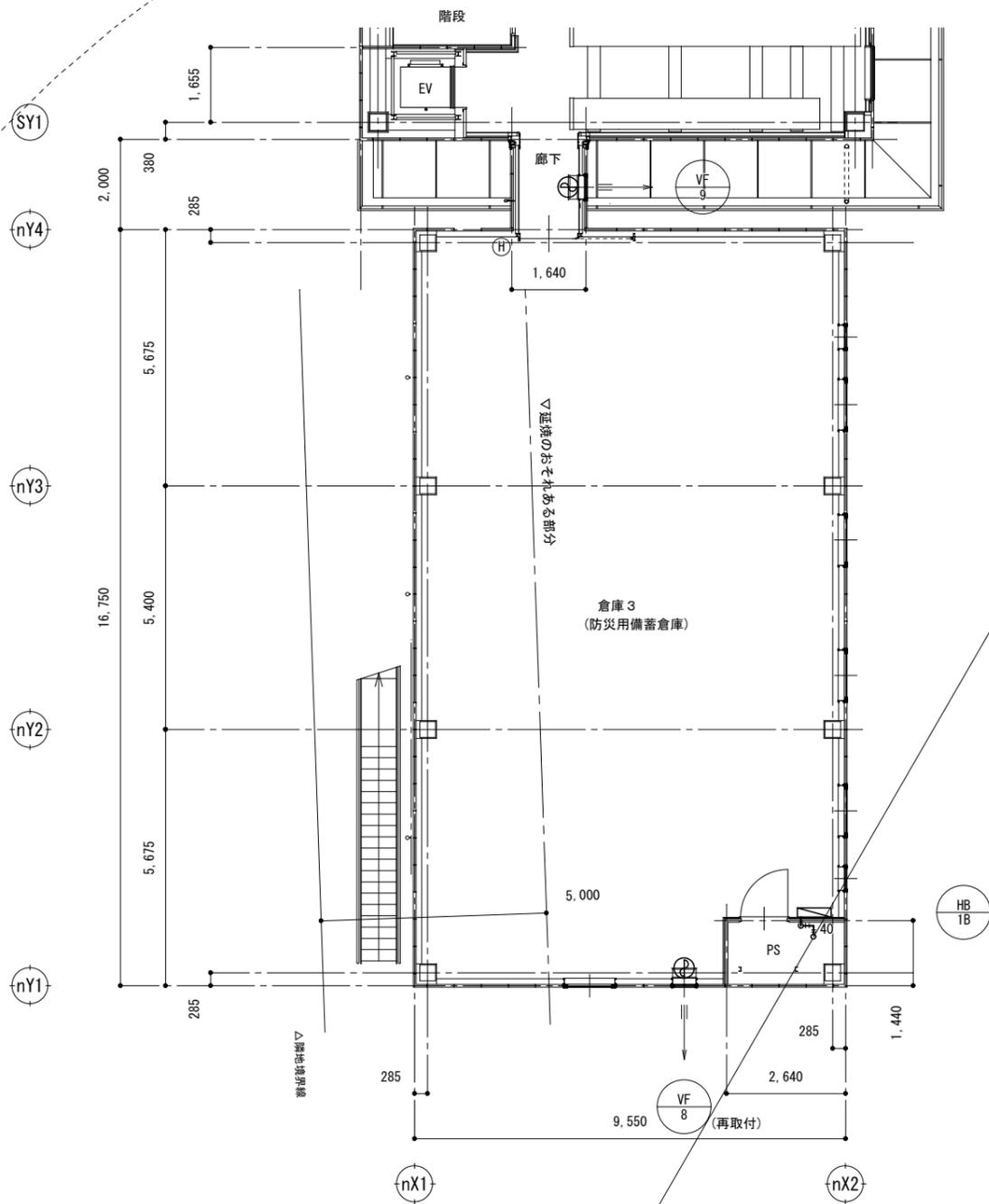
1階平面図 1/100



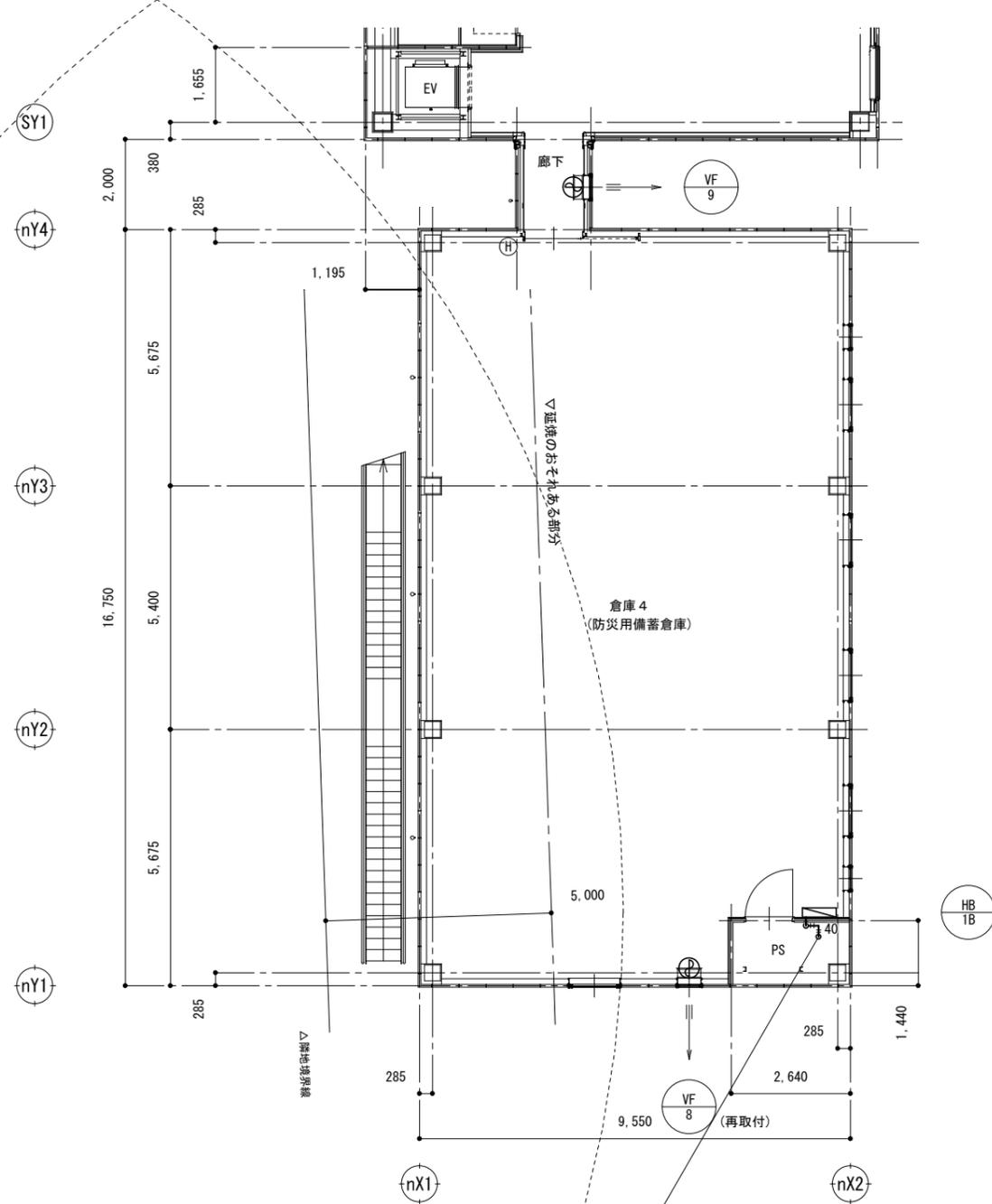
2階平面図(増築前) 1/100



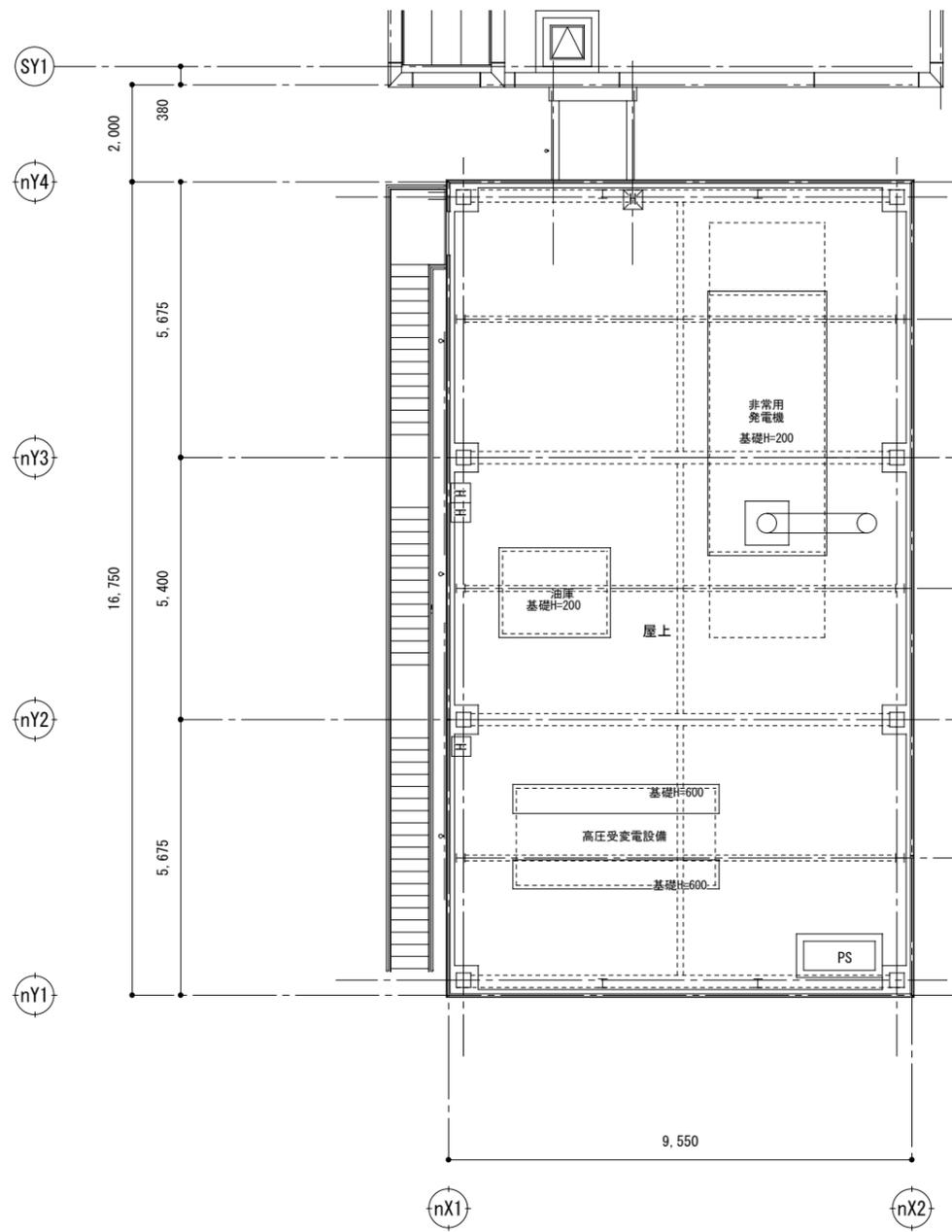
3階平面図(増築前) 1/100



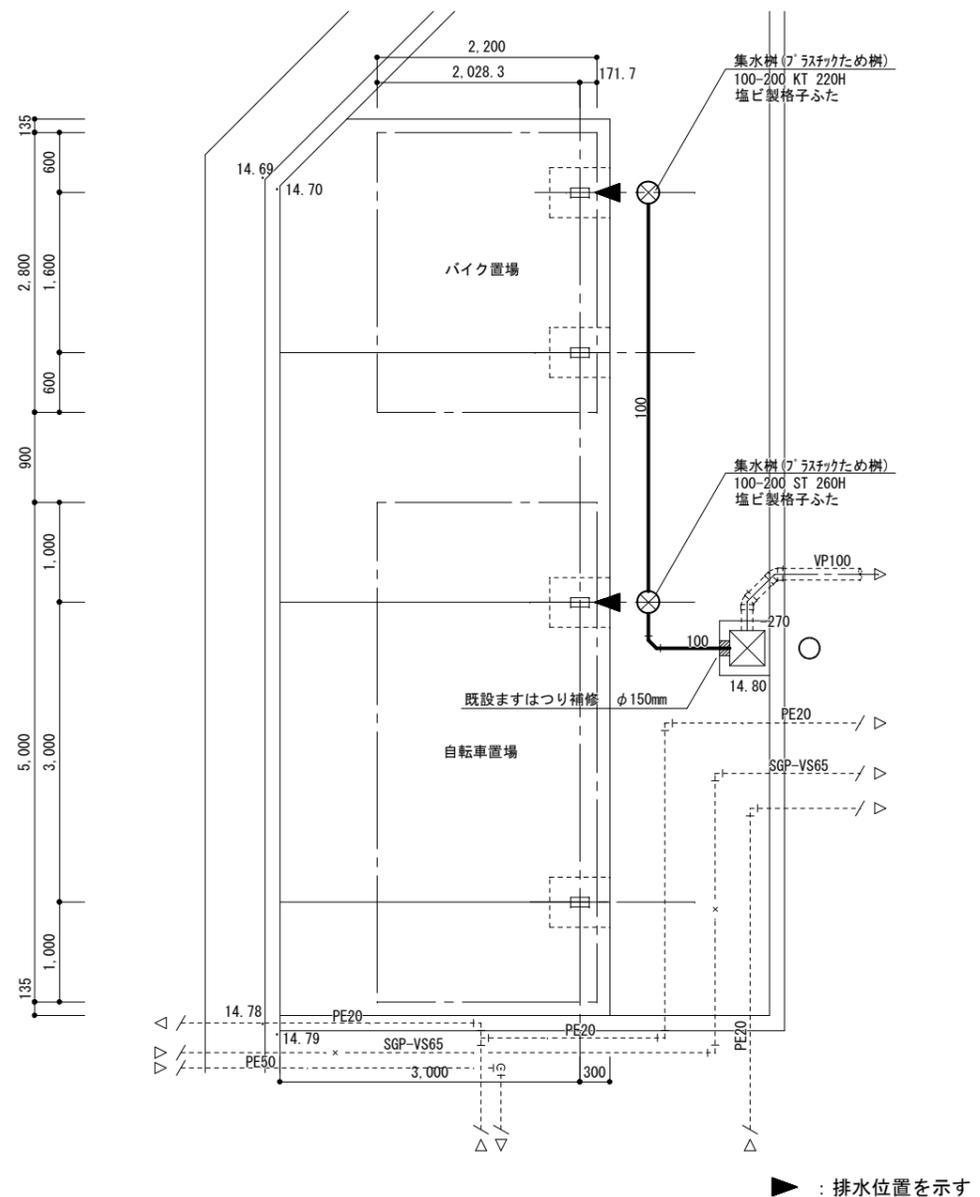
2階平面図(増築後) 1/100



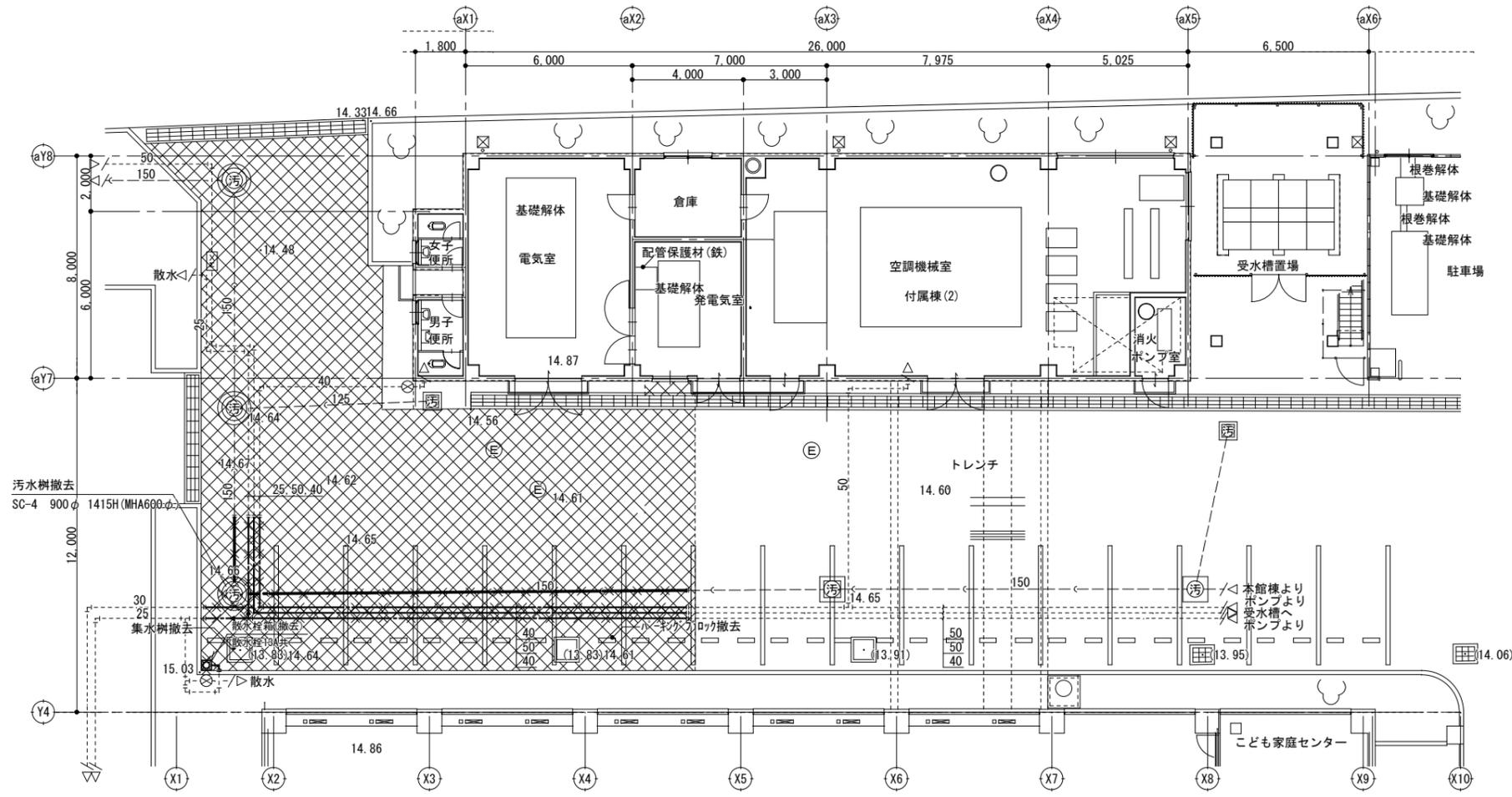
3階平面図(増築後) 1/100



R階平面図(増築後) 1/100

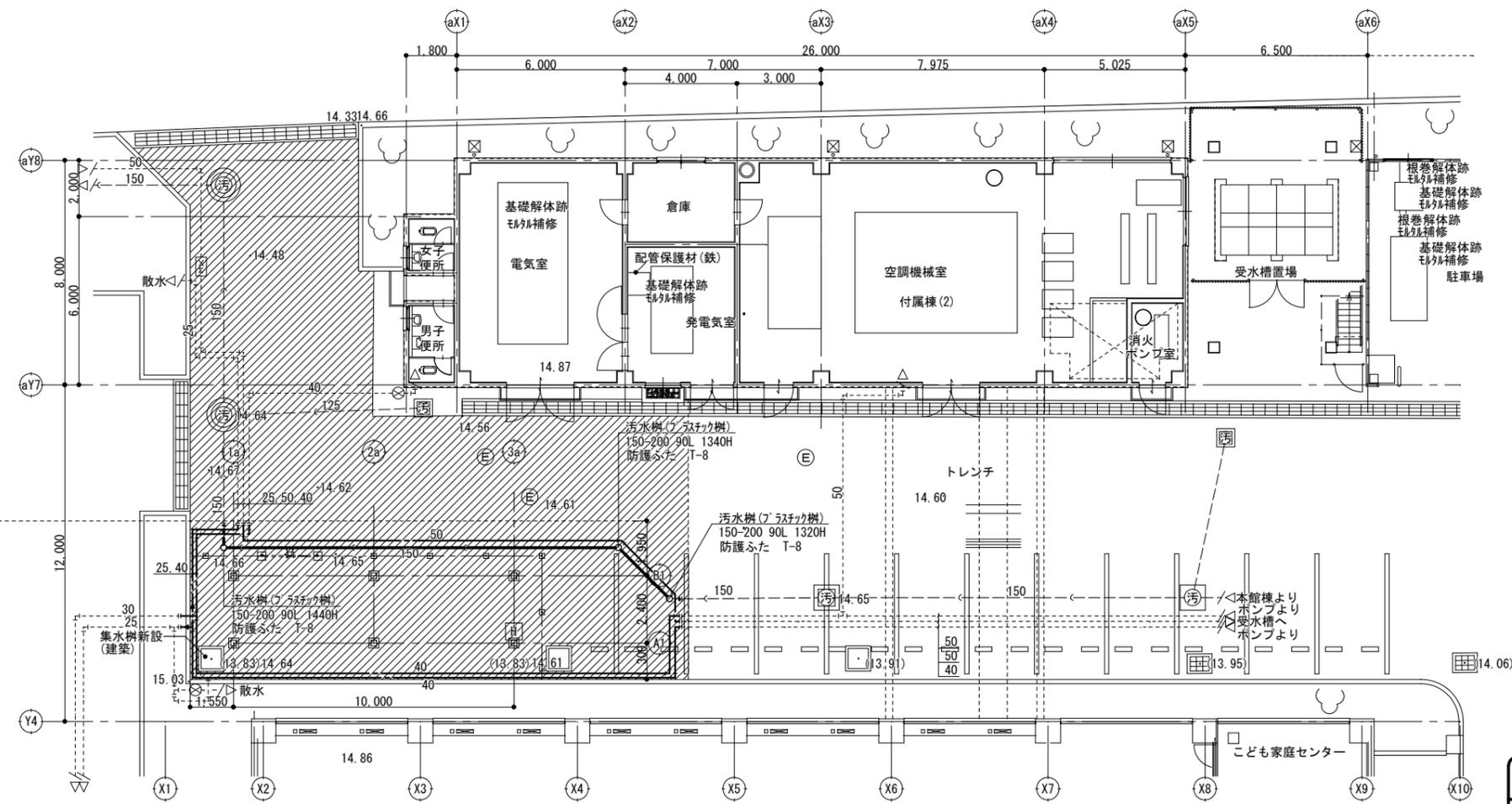


バイク置場、自転車置場 平面図 1/50



配置兼1階平面図(増設前) 1/150

架台工事に先立ち、既設本館棟及び付属棟が使用できるよう配管盛替え工事を行う

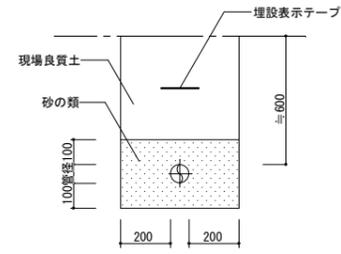


配置兼1階平面図(増設後) 1/150

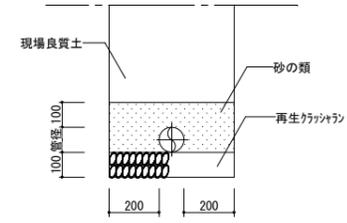
樹の管底は参考とし、既設管底及び地盤の仕上げ等考慮し決定のこと

吉野川市庁舎非常用発電設備等更新及び防災倉庫棟増築工事のうち建築工事(担い手確保型)	受変電設備架台平面図(増設前後)	A2:1/150 A2:1/211
株式会社 岡島建築事務所	1級建築士登録 第344068号 瀬尾卓芳	2025.12 M-09

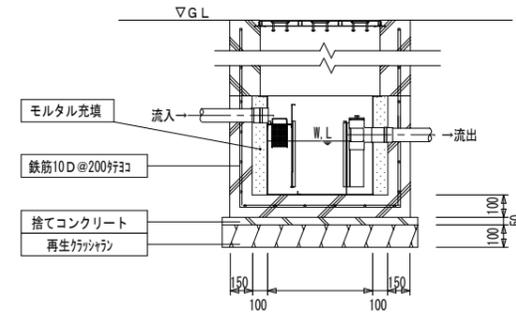
給水管、消火管埋設要領参考図



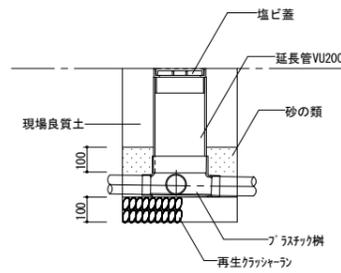
排水管埋設要領参考図



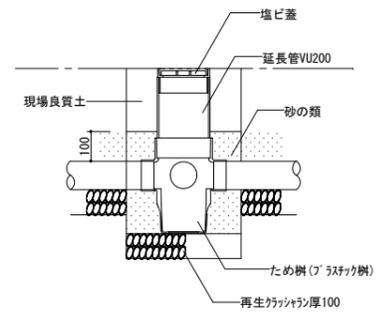
オイルトラップ埋設要領参考図



プラスチック柵設置要領参考図



プラスチック柵(ため柵)設置要領参考図



鋳鉄製防護蓋設置要領参考図

